地方分権に関する基本問題についての
調査研究会報告書

（座長：神野　直彦）

令和２年３月

一般財団法人　自治総合センター

はしがき

第１次・第２次地方分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるという理念の下、地域が自らの創意と工夫により課題を解決するための制度的基盤の構築が図られてきた。

平成２５年６月に「第３次一括法」、平成２６年５月に「第４次一括法」が成立し、地方公共団体に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が進められてきた。

さらに、地方の発意に根ざした取組を推進する新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成２６年から導入された。

「提案募集方式」による地方公共団体等からの提案等を踏まえ、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を一層推進するため、平成２７年６月に「第５次一括法」、平成２８年５月に「第６次一括法」、平成２９年４月に「第７次一括法」、平成３０年６月に「第８次一括法」が成立し、令和元年５月には「第９次一括法」が成立した。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成１６年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。令和元年度においては３回の研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたものである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、一般財団法人全国市町村振興協会と一般財団法人自治総合センターが共同で実施したものである。

令和２年３月

一般財団法人　全国市町村振興協会
理事長　　坂　本　森　男
一般財団法人　自治総合センター
理事長　　梶　田　信一郎

地方分権に関する基本問題についての調査研究会
委員名簿

座長	神野　直彦	日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授
	青木　宗明	神奈川大学経営学部教授
	池上　岳彦	立教大学経済学部教授
	伊集　守直	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
	井手　英策	慶應義塾大学経済学部教授
	佐藤　　滋	東北学院大学経済学部准教授
	木村　宗敬	東北大学大学院法学研究科教授
	関口　　智	立教大学経済学部教授
	高端　正幸	埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授
	沼尾　波子	東洋大学国際学部教授
	半谷　俊彦	和光大学経済経営学部教授
	古市　将人	帝京大学経済学部准教授
	星野　　泉	明治大学政治経済学部教授
	諸富　　徹	京都大学大学院地球環境学堂/経済学研究科教授
	中垣内隆久	日本大学経済学部教授

目　次

第１章　令和元年度調査報告

○　スウェーデン地方財政の現状・・・・・・・・・・・・・・・ 3

○　北米のカーボンプライシング―政府間関係を中心に―・ 16

○　イギリス地方税の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第２章　参考資料

○　経済財政運営と改革の基本方針2019・・・・・・・・・・ 55

○　スマート自治体への転換・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

○　内閣府における地方創生の取組・・・・・・・・・・・・・104

第１章

令和元年度調査報告

第1回基本問題研究会報告
2019年7月24日

スウェーデン地方財政の現状

横浜国立大学
伊集守直

最近の政治状況（選挙結果）

2018年国政選挙結果

		議席数			
		2010	2014	2018	増減 18-14
右派（ブルジョア）ブロック	穏健党	107	84	70	-14
	中央党	23	22	31	9
	自由党	24	19	20	1
	キリスト教民主党	19	16	22	6
左派（社会主義）ブロック	社民党	112	113	100	-13
	左党	19	21	28	7
	環境党	25	25	16	-9
	スウェーデン民主党	20	49	62	13
	その他	0	0	0	0
投票率		84.63%	85.81%	87.17%	

資料：Valmyndigheten

- スウェーデン国会議員選挙：2018年9月9日（日）
- 地方選挙も同日実施
- 前回選挙に続き、左右両ブロックはいずれも過半数に到達せず（スウェーデン民主党の躍進）
- 翌19年1月18日にロヴェーン首相（社民党）の続投が決定。
- 中央党と自由党との閣外協力。

2

スウェーデンの経済・財政状況

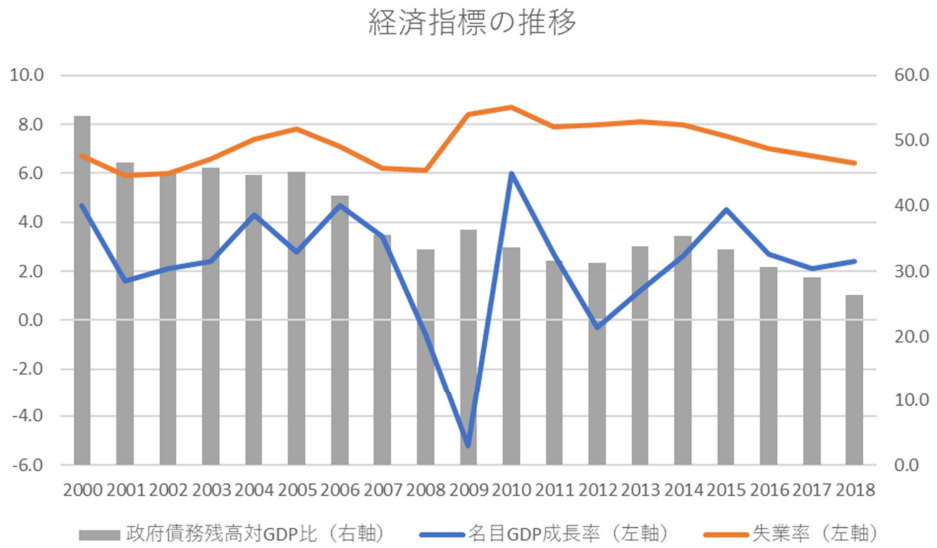

資料：SCB

3

政府支出の規模（一般政府支出の対GDP比、％）

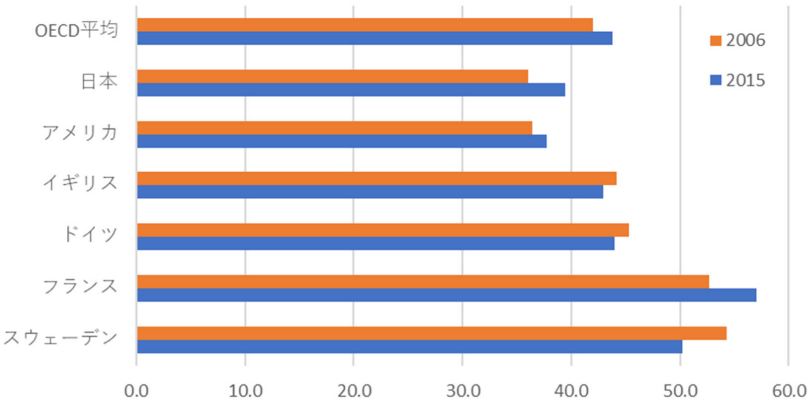

資料：OECD Statistics

- 政府支出の規模は先進諸国の中でも高い。ただし、近年は低下している。

4

社会サービスの規模

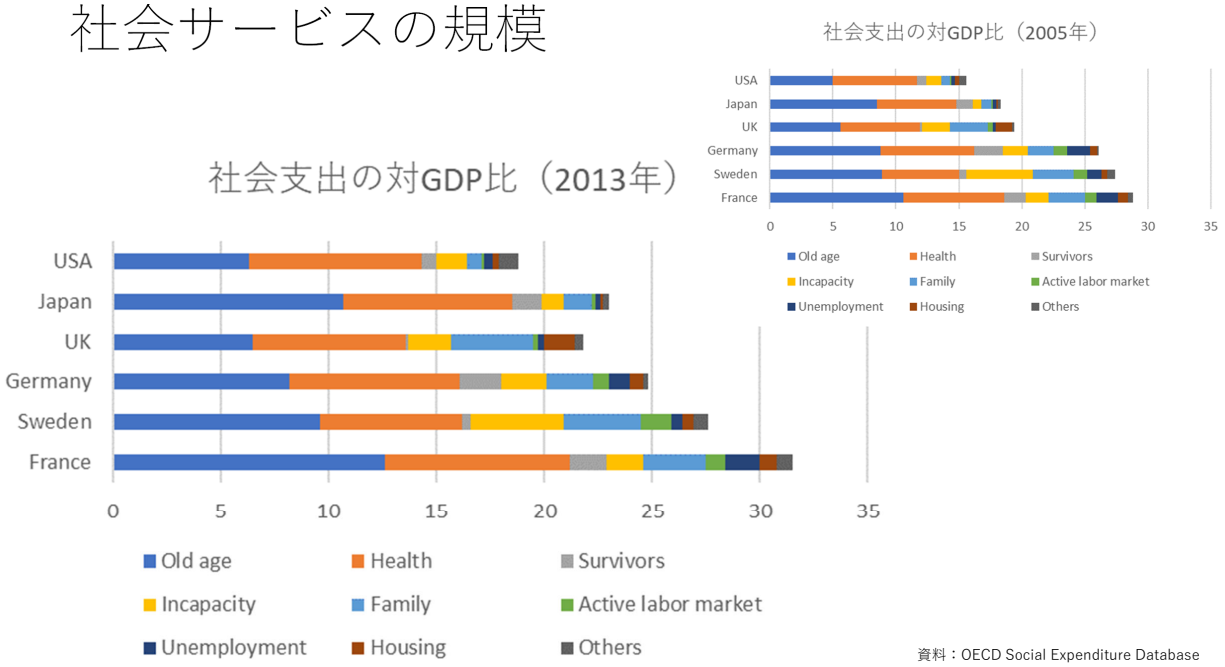

資料：OECD Social Expenditure Database

社会支出の推移（対GDP比）

		1990	1995	2000	2005	2010	2013
高齢	現金	6.7	7.2	6.3	6.6	6.8	7.3
	現物	1.4	2.3	2.3	2.2	2.2	2.3
遺族	現金	0.6	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4
医療	現物	5.8	5.8	5.7	6.1	6.3	6.6
障がい	現金	4.8	3.5	3.4	3.5	2.2	2.1
	現物	0.4	1.3	1.5	1.8	2.0	2.2
家族	現金	1.8	1.9	1.4	1.4	1.4	1.4
	現物	2.2	1.8	1.4	1.7	2.0	2.2
積極的労働市場	合計	1.6	2.1	1.6	1.1	1.1	1.4
失業	現金	0.8	2.2	1.3	1.1	0.6	0.5
住宅	現物	0.6	1.1	0.6	0.5	0.4	0.5
その他	現金	0.3	0.6	0.4	0.3	0.4	0.3
	現物	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.4
合計		27.2	30.8	26.7	27.2	26.2	27.6
	現金計	15.0	16.1	13.4	13.5	11.9	12.0
	現物計	12.2	14.7	13.3	13.7	14.3	15.6

資料：OECD Social Expenditure Database

- 社会支出規模は2000年代は横ばい。
- 現金給付の減少、現物給付の増加。

6

スウェーデンの税収構造（対GDP比、%）

		2000	2004	2010	2014
労働課税	**家計**	**19.7**	**18.1**	**14.4**	**13.6**
	国税所得税	1.5	1.4	1.4	1.3
	地方所得税	16.0	16.3	15.8	15.4
	社会保障拠出金（雇用者負担）	3.0	2.8	2.7	2.6
	減税措置	-0.8	-2.4	-5.5	-5.7
	企業	**25.8**	**27.1**	**25.7**	**24.0**
	社会保障拠出金（雇用主負担）	13.3	12.5	10.9	10.6
	社会保障拠出金（自営業者）	0.2	0.3	0.2	0.2
	特別賃金税	0.8	1.1	1.0	1.0
	付加価値税	7.3	9.1	9.8	9.0
	個別消費税（民間消費）	2.9	2.3	2.1	1.7
	個別消費税（生産要素）	1.3	1.7	1.7	1.5
資本課税	**家計**	**2.8**	**1.4**	**1.5**	**1.6**
	国税所得税	1.6	0.5	1.0	1.2
	不動産税	0.6	0.5	0.4	0.3
	財産税等	0.6	0.4	0.1	0.1
	企業	**4.7**	**3.6**	**4.0**	**3.2**
	法人税	3.6	2.8	3.2	2.4
	不動産税	0.5	0.4	0.4	0.5
	年金基金収益税	0.6	0.4	0.4	0.3
その他		0.3	0.1	0.1	0.1
合計		**53.4**	**50.4**	**45.8**	**42.5**
	家計	**22.5**	**19.6**	**15.9**	**15.2**
	企業	**30.5**	**30.7**	**29.7**	**27.2**

資料：Skatter i Sverige

- 2000年代に入って、租税負担率（対GDP比）は10%ポイント以上減少。
- とくに個人所得税の減税措置（勤労税額控除）と社会保障拠出金雇用主負担の低下の影響が大きい。

7

近年のスウェーデン経済・財政

- 堅調な経済成長と財政規律の維持
- 失業率の高止まり
- 1990年代以降の所得格差の拡大（OECD諸国で最大の増加幅）
  ジニ係数：0.19（1990年）→0.27（2015年）
  ①90年代初頭の税制改革（二元的所得税の導入）
  →高所得層と中低所得層との間の所得格差拡大
  ②2006年からの保守中道連立政権の緊縮政策（減税と給付抑制）
  →中所得層と低所得層の間の所得格差拡大
- GDPの20%を占める地方政府サービスが不平等の是正と機会均等の実現に貢献(OECD 2015, Björklund & Jäntti 2011)。

8

労働市場における経済的格差と雇用の不安定性

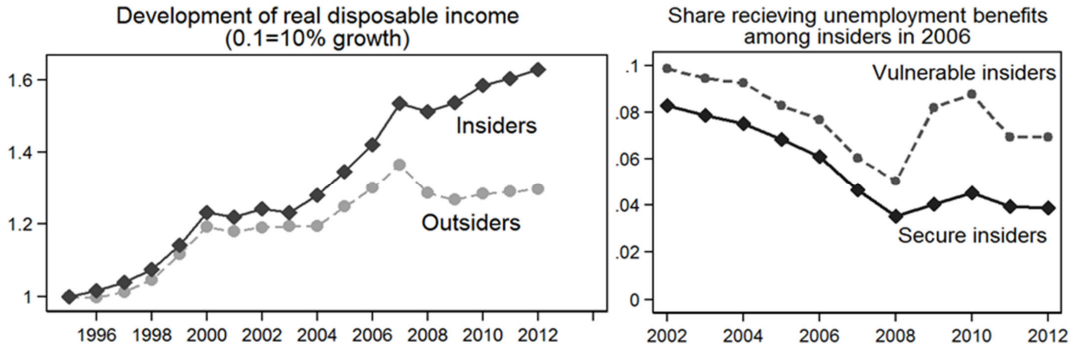

Johanna Rickne（ストックホルム大学）の議論

- 金融危機によって、安定的な仕事に就く人々（インサイダー）のある部分において雇用が不安定化（vulnerable insiders）。
- スウェーデン民主党躍進の背景には移民に対する過剰な包摂よりも、労働市場における過少な包摂があるとの主張。

9

国民生活を支える地方政府

スウェーデンの政府構造

- 単一制国家
- 地方政府は二層制
  - 基礎自治体（コミューン）290団体
    - ストックホルム86万人
    - 5000人未満14団体、10万人以上13団体
    - 中央値15,243人
  - 広域自治体（ランスティング）20団体
    - ストックホルム209.1万人
    - イェムトランド12.6万人

- 国の地方行政機関（レーン）21地域
- 現在、ランスティング13団体、コミューン1団体がレギオン（リージョン）と呼称（レーンから地域政策等に関わる権限を移譲）。

10

Table 1 Activity costs of local governments in 2015 (%)

Municipalities		**County councils**	
Pre-school and schoolchild care	14.5	Primary Care	15.6
Compulsory education	16.6	Special somatic care	46.1
Upper secondary education	6.5	Special psychiatric care	7.7
Other education	3.7	Dental care	3.1
Elderly care	19.1	Other medical care	8.5
Care for the handicapped	11.4	Medicine	6.8
Economic assistance	2.3	Regional development	2.8
Individual and family care	4.7	Political activities (Health care)	0.5
Commercial activities	4.0	Traffic and infrastructure	8.9
Others	17.3		
Total (596 billion SEK)	**100**	**Total (310 billion SEK)**	100

Source: Sveriges Kommuner och Landsting (https://skl.se/)

Table 2 Activity revenue of local governments in 2015 (%)

Municipalities		**County councils**	
Tax revenue	67.7	Tax revenue	71.2
General state grants	13.3	General state grants	7.9
Ear-marked grants	5.4	Subsidy for medicine benefit	7.2
Charges and fees	5.5	Ear-marked grants	4.6
Sales of activities	0.9	Charges and fees	3.6
Rents and leases	3.1	Other revenues	5.5
Other revenues	4.1		
Total (607 billion SEK)	**100**	**Total (313 billion SEK)**	**100**

Source: Sveriges Kommuner och Landsting (https://skl.se/)

歳出面：明確な事務配分
コミューン：教育・福祉
ランスティング：医療

歳入面：安定した財源
地方税収（地方所得税）と一般交付金で歳入の8割を占める。

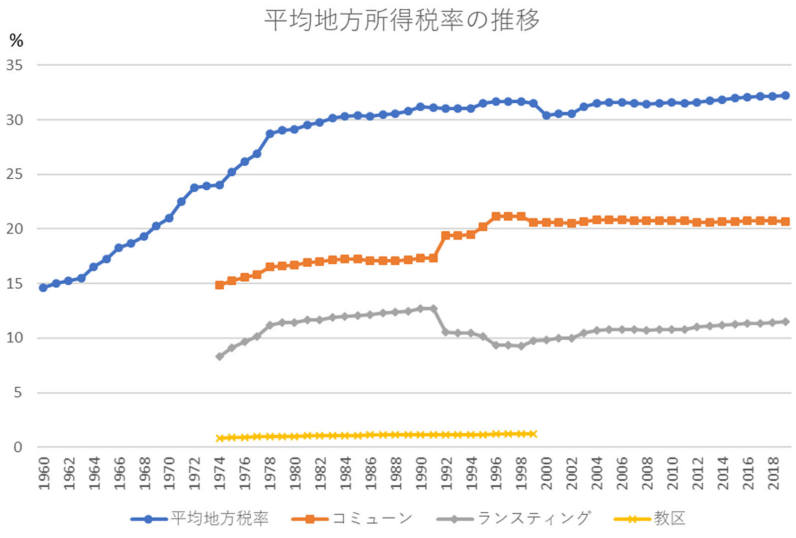

資料：SCB

- 戦後の地方政府支出の拡大に合わせた地方所得税率の引上げ。
- 平均税率は10%（1950年）から30%（1980年）へ上昇。
- 2019年の平均税率は32.19%。
- 最高は35.15%、最低は29.18%

12

地方自治の前提としての財政調整制度

収入平準化のイメージ図

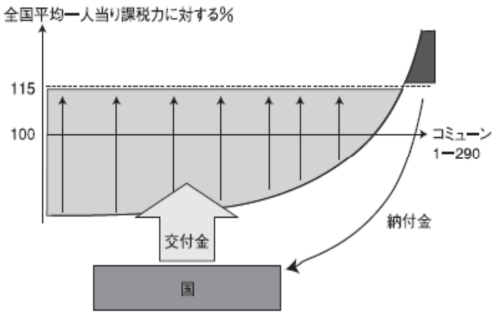

（出典）星野 2006 より引用。

- 1996年の財政調整制度改革により水平的調整制度を導入。

①課税力の調整（住民一人あたり課税所得≒経済基盤）

②財政需要の調整（自然、地理、人口構成などの条件＝構造的費用の格差是正）

⇒地方間の調整＋国が一定の財政力を保障

⇒地方政府ごとの税率格差は、住民のニーズや料金水準、サービスの効率性の違いを反映。

- 2010年憲法改正：水平的財政調整規定

13

現行の財政調整制度

① 収入平準化：課税力調整
② 費用平準化：財政需要調整（構造的費用の調整）
③ 構造交付金
④ 過渡的交付金：当初は2010年度で終了予定
⑤ 調整交付金：マクロとミクロの財源保障額の差額を調整

①収入平準化（課税力調整）

- コミューン・ランスティングにおいて課税力（住民1人あたり課税標準）の全国平均の115%を保障。保障課税力を上回る課税力をもつコミューン・ランスティングは国に納付金を納める。

14

費用平準化に用いられる部分モデル

コミューン	
就学前教育・学童保育	年齢、親の活動率、課税力、人口密度
基礎教育	年齢、移民子弟
中等教育	年齢、プログラム選択、居住構造
高齢者ケア	年齢、性別分布、職業背景、生活状況（既婚、独居等）、非北欧出身者、過疎
個人・家族ケア	難民、非北欧・EU出身者、給付なし失業者、シングルマザー、低所得者、居住密度
移民子弟	国外背景をもつ0-19歳の子供
人口変化	過去10年における2%以上の人口減少、児童数の増減、人口増に伴う税収確保の遅延に対する補償
居住構造	暖房、道路・街路、住宅費用、過疎にともなう追加的費用
賃金構造	近隣団体における平均賃金、1世帯住居の平均価格、活動率
ランスティング	
保健・医療	サービス需要団体、性別、年齢、生活状況、雇用状況、住宅類型、賃金構造、過疎
人口変化	人口増に伴う税収確保の遅延に対する補償
賃金構造	レーンにおける民間部門賃金、医師給与
共同事務	
公共交通	人口密度、通勤状況、都市化状況

- 2006年：ランスティングについて人口変化モデルを追加
- 2008年：コミューン・ランスティングにおいて賃金構造モデルを追加

⇒都市部（とくにストックホルム地域）における高コスト構造に対応。

15

中央政府予算における一般交付金額の推移

		2015	2016	2017	2018	2019
A	予算額	62,706,910,000	64,120,707,000	67,007,007,000	70,338,867,000	78,588,948,000
	収入平準化交付金	64,626,916,887	68,986,499,475	72,968,640,245	75,046,630,808	77,975,101,852
	収入平準化納付金	-4,217,933,851	-6,350,714,476	-7,157,391,813	-7,353,716,597	-7,580,028,984
	費用平準化交付金	6,368,833,420	6,639,595,371	7,149,967,985	7,447,895,604	8,021,719,082
	費用平準化納付金	-6,387,972,493	-6,652,533,045	-7,167,966,978	-7,480,244,771	-8,050,199,731
	構造交付金	1,915,912,076	1,050,403,661	1,051,752,688	1,054,910,510	1,052,471,688
	過渡的交付金	778,201,525	784,086,039	259,278,992	34,035,339	0
B	合計	63,083,957,564	64,457,337,025	67,104,281,119	68,749,510,893	71,419,063,907
	差額（A-B）＝調整交付金	-377,047,564	-336,630,025	-97,274,119	1,589,356,107	7,169,884,093
	前年度人口	9,737,559	9,838,418	9,967,637	10,104,036	10,215,309
	1人あたり調整交付金	-38.72	-34.22	-9.76	157.30	701.88

資料：SCB

16

地方政府における中期的財政運営（背景）

（1）1980年代以降の地方分権改革

- フリーコミューンの実験：地方政府の行政組織編成や補助金活用の裁量性拡大。
- 1991年地方自治法において「フリーコミューンの実験」を一般化。
- 1991年地方自治法では、地方政府の財政運営について、「コミューンおよびランスティングはその活動において健全な財政運営を維持しなければならない」と規定された（収支均衡に対する地方政府自身の責任）。
- 1991年地方自治法による「健全な財政運営」の解釈として、地方政府の収支計算において「収入は費用を上回らなければならない（＝純資産の維持）」とする均衡財政原則の確立（地方自治法2000年改正）。

17

地方政府における中期的財政運営（背景）

（2）地方政府会計制度をめぐる動き

- 1983年、国会財政委員会において統一的な地方政府会計規則の導入に向けた調査を決定。
- コミューン連合とランスティング連合による会計モデル（Kf/Lf-86モデル）の作成。

  ⇒発生主義会計の導入：収支計算書、貸借対照表、財政分析
- 1991年地方自治法が同会計モデルの法的根拠となる（活動と結果、財源、年度末における財政情報開示）。
- 1997年、地方政府会計法の導入。

18

地方政府における中期的財政運営（背景）

（3）1990年代の財政再建

- 1990年代初頭のバブル崩壊を受け、財政赤字が大幅に拡大。90年代半ばには歳出削減と増税を組み合わせた財政再建策を実施。
- 財政再建の過程で予算制度改革が同時に進められ、1996年の予算法制定により、「3カ年のフレーム予算」と「歳出シーリング」を中心とする新たな予算編成の枠組みを構築。
- 一般政府の財政余剰目標（景気循環に対して対GDP比1%）の設定。
- 地方政府に対する均衡財政原則（地方自治法2000年改正）。赤字に陥った場合には、3年以内に収支回復が要求される（罰則規定なし）。

19

地方政府における中期的財政運営（現状）

（1）地方自治法における規定

第8章　財政運営

第1条：コミューンおよびランスティング（以下、地方政府）および他の法人（地方政府所有企業）の活動において、健全な財政運営を行う責任をもつ（2000年改正）。

第2条：地方政府は十分な成果と健全性に対する要求が満たされるように財政運営を行う責任をもつ。

第3条：地方議会は財政運営に関する具体的な規則を設定しなくてはならない。

第4条：予算は、収入が費用を上回るように編成されなければならない（均衡予算原則、2000年改正）。ただし、特別な事由がある場合には例外が認められる（2004年改正）。

第5条：単年度予算の編成と税率と支出に対する配分の明示、および3カ年財政計画の作成を行わなければならない。

第5条a：ある会計年度において、費用が収入を上回った場合は、3年以内に財政赤字を解消し、貸借対照表における自己資本を回復しなくてはいけない。

第5条b：第4条に定める事由、有価証券の未実現損失、その他の特別な事由がある場合には、地方議会は生じた財政赤字の解消を行う必要がない。

20

地方政府における中期的財政運営（現状）

（2）「健全な財政運営」の運用

- 2001年の政府委員会報告「コミューンおよびランスティングにおける健全な財政運営」を受け、2004年に地方自治法と地方政府会計法を改正。予算において、「財政運営上の目標」と「地方政府活動の目標とガイドライン」を示すことが求められることとなった。

〇財政運営上の目標

- 財政黒字の必要性：①投資の財源調達：減価償却ではインフレを考慮しない。設備投資価格の上昇。②年金債務の考慮：1998年以前は多くの地方政府で年金債務は偶発債務とされており、この分を黒字で補償する。③退職者の増加による年金支出の増加、④景気変動への対応、⑤サービスの向上
- 目標の設定：各地方政府は独自の目標を設定することが可能

例）経常的活動による収支水準：税収と一般交付金合計額の〇％に相当する黒字。
投資水準と財源調達：年間の投資額の〇％を自己資金で調達する。
自己資本の水準：負債（あるいは資産）を〇％減少（増加）させる。

21

（例）ウプサラ・コミューン

- 財政運営上の目標

①財政収支（コミューン）
税+一般交付金合計額の2％に相当する黒字
税＋一般交付金合計額の増加幅を純費用増加幅より大きくする。

②自己資本比率1（所有企業を含む）
類似団体平均

③自己資本比率2（年金債務込み、所有企業を含む）
類似団体平均

ウプサラコミューンの主要財務指標

	2014	2015	2016	2017	2018	2019
自己資本比率1（%）	31	29	28	27	25	24
自己資本比率2、年金債務（%）	12	11	12	13	12	12
負債水準（1000クローナ/住民一人あたり）	71	75	81	91	103	114
資本費用水準（%）	8	8	9	10	10	11
負債比率（短期＋長期/自己資本）	2.1	2.2	2.5	2.7	2.9	3.1

（出所）Uppsala kommun, Mål och Budget 2017-19

22

表　ウプサラ･コミューン2017年度予算における収支計算書

単位：100万クローナ

	2014決算	2015決算	2016予算	2017予算	2018計画	2019計画
活動収入	2,314	2,583	2,319	2,334	2,446	2,512
活動費用	−11,768	−12,157	−12,416	−12,759	−13,297	−13,678
減価償却	−232	−249	−242	−257	−284	−293
活動純費用	−9,686	−9,823	−10,339	−10,682	−11,135	−11,458
税収	8,525	9,001	9,700	10,128	10,555	11,015
一般交付金	617	450	363	527	524	402
地方不動産料	287	296	304	304	304	304
合計	9,429	9,747	10,368	10,959	11,383	11,721
収支①	−257	−76	28	278	248	263
金融収入	222	246	283	106	112	115
金融費用	−130	−114	−212	−121	−148	−165
収支②	−165	56	99	263	212	213
特別項目	0	0	13	18	18	18
年間収支	−165	56	112	280	229	231
税収+一般交付金に対する割合	−1.7%	0.6%	1.1%	2.6%	2.0%	2.0%
人口（12月31日時点）	207,362	210,065	212,672	216,827	219,884	222,810
住民一人あたり収支目標（税＋交付金の2%）	909	928	975	1,011	1,035	1,052
住民一人あたり収支（特別項目を除外）	−796	267	468	1,211	964	958

（出所）Uppsala kommun, Mål och Budget 2017-19

23

エレブロ・コミューン

中期財政計画の設定（エレブロ市の例）

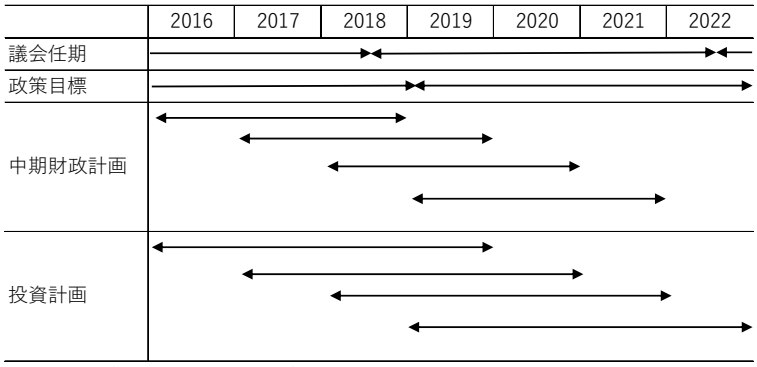

出所：エレブロ市年次報告書および同市でのヒアリング調査に基づき作成。

- 4年間の議員任期に合わせて、4年間を単位とした市の総合戦略と、より具体的な政策目標を設定。
- 中期財政計画では、来年度の予算とその後の2か年分の財政計画が作成される（ローリング方式）
- 中期財政計画とは別に、4年間の投資計画をさくせい。

24

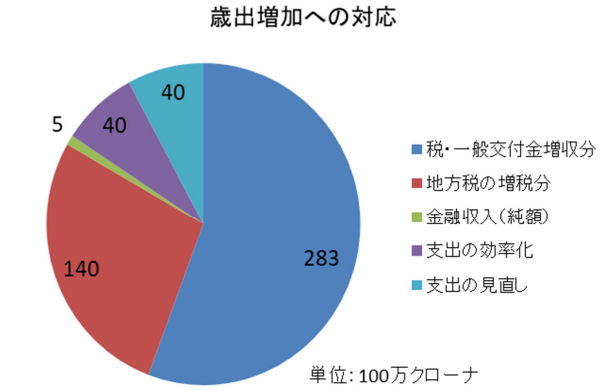

出所：エレブロ市「2016年度予算および2017-18年度財政計画」より作成。

- 2016年の歳出額は約95億SEK（うち70億SEKが地方税と一般交付金）2000年代には税率は20.85%と安定。2016年度に0.5%引き上げ。
- 賃金や物価の上昇、サービスや投資の増加を中心に、5億SEK程度の歳出増加見込み。税と交付金の増収額は2.8億SEK。支出見直しと効率化により0.8億SEK。差額（1.4億）を増税で確保。
- 人件費や建物の維持管理費を中心に毎年1%の歳出合理化目標を設定。2016年の税率引上げにより今後10年間は税率を上げる必要はないと見ている。現在の税率水準を考慮すれば、税率引上げは容易ではない。ただし、住民からのサービスの拡大を求める要求が高まるのであれば、さらに税率を引き上げる政治的選択も可能であるとの見解 。

25

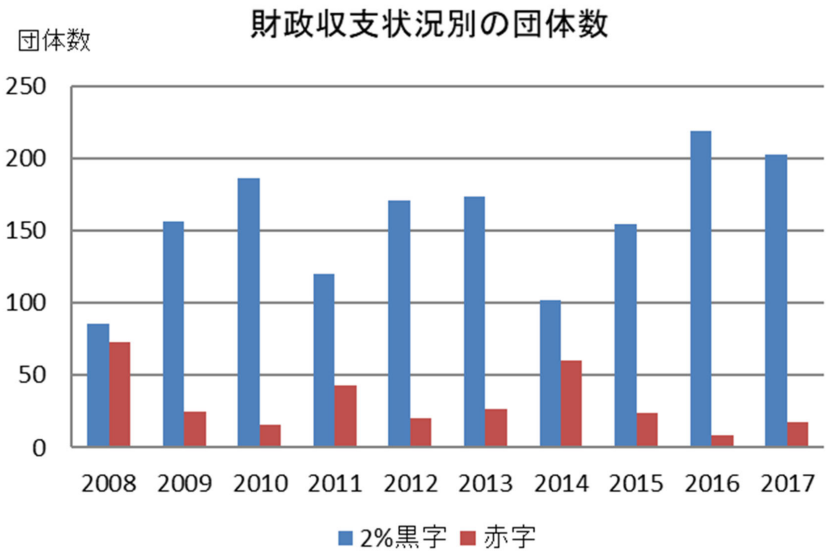

注：「2%黒字」は財政収支の黒字額が、その団体の税および一般交付金の合計額の2%を上回る団体数、「赤字」は財政収支が赤字を計上した団体数を示している。

26

２０１９年９月２７日

北米のカーボンプライシング

――政府間関係を中心に――

立教大学経済学部教授　池上 岳彦

１．はじめに

○ 経済活動に伴う二酸化炭素（CO_2）排出増大による地球温暖化は深刻。

○ CO_2排出削減による社会・経済の維持は，国家もしくは国際機関がコントロールして人々が共同消費する公共サービスとなる。

・世界銀行は，*State and Trends of Carbon Pricing* を毎年発表している。

→［2019 年 4 月 1 日現在，世界で 57 の制度がカーボンプライシング（炭素の価格づけ。→ 炭素税，排出量取引）導入もしくは導入予定。それらは，世界の温室効果ガス排出の 20%にあたる 110 億 CO_2相当トン（以下，トン）分の CO_2を対象とする。

○ 本報告の課題＝北米（アメリカ／カナダ）のカーボンプライシングにおける政府間関係の整理。

２．排出量の現状と削減目標

（１）世界の温室効果ガス排出量　［図１］

○ 2017 年 508.6 億トン［1990 年 329.1 億トンに比して 54.5%増］

○ うち CO_2が 370.7 億トンで 72.9%を占める。［1990 年 226.7 億トンに比して 63.5%増］

図１　世界の温室効果ガス排出量［1990～2017年］　（単位：十億CO_2トン）

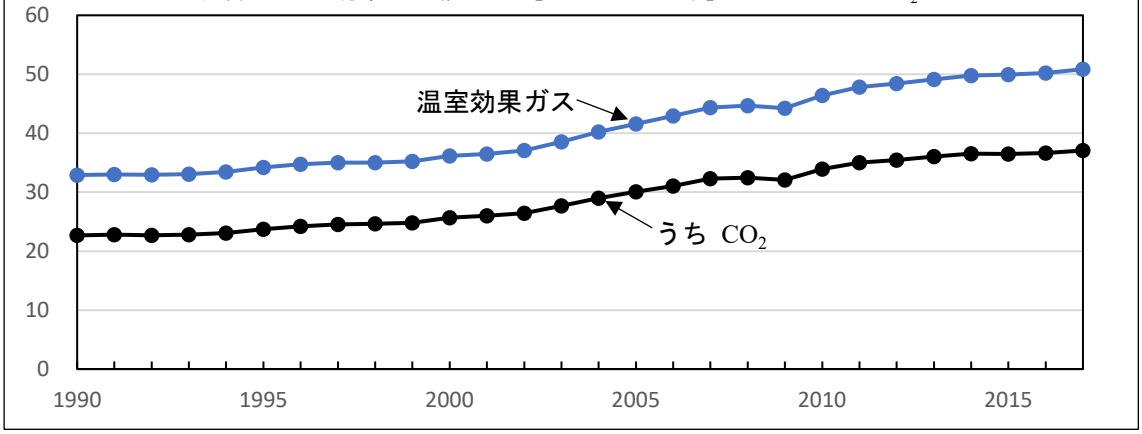

資料：PBL Netherlands Environmental Assessment Agency, *Trends in Global CO2 and Total Greenhous Gas Emissions: 2018 Report* (December 5, 2018) Dataset Tables により作成。

［図２・表１］

○ 主要国･地域のうち，ＥＵ，アメリカ及び日本の CO_2排出量は，ピークを超えて減少傾向。

○ 中国とインドの CO_2排出量増大は，1990 年以降の世界増大量の７割を占める。

○ １人当たり排出量は，ＥＵ･アメリカが大幅減，カナダ･日本は横ばい，中国･インドは増大。

○ GDP 当たり排出量は減少しているが，日本とカナダの減少は緩やか。

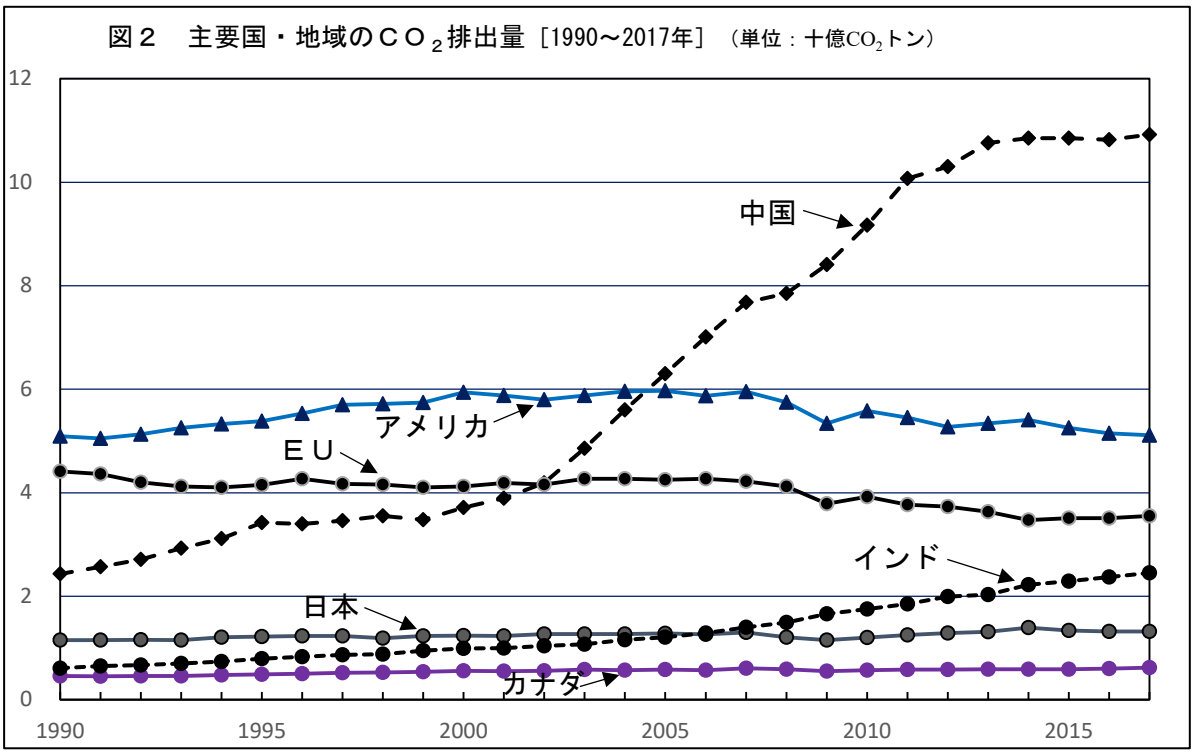

資料：図１に同じ。

表１　主要国・地域のＣＯ２排出量変化［1990 年⇒2017 年］

	排出量（十億 CO_2 トン）		増加量（十億 CO_2 トン）	増加率（%）	増加寄与度（%）	排出量ピーク年	1 人当たり排出量（CO_2 トン）		GDP 当たり排出量（CO_2kg/GDPUS$1,000［2011 年価格］）	
	1990 年	2017 年					1990 年	2017 年	1990 年	2017 年
アメリカ	5.09（22.5）	5.11（13.8）	0.02	0.4	0.1	2005 年	20.14	15.74	550	290
カナダ	0.46（2.0）	0.62（1.7）	0.16	134.8	1.1	[2017 年]	16.46	16.85	520	380
ＥＵ	4.41（19.5）	3.55（9.6）	−0.86	−19.5	−6.0	1990 年	9.24	6.97	370	190
日本	1.15（5.1）	1.32（3.6）	0.17	14.8	1.2	2014 年	9.23	10.36	300	270
中国	2.43（10.7）	10.92（29.5）	8.49	349.4	59.0	[2017 年]	2.06	7.71	1,290	500
インド	0.61（2.7）	2.45（6.6）	1.84	301.6	12.8	[2017 年]	0.70	1.83	400	290
世界合計	22.67(100.0)	37.07(100.0)	14.40	63.5	100.0	[2017 年]	4.25	4.91	480	320

注：1）（　　）は構成比（%）。
資料：図１に同じ。

（２）パリ協定（2015 年 12 月採択，2016 年 12 月発効）

○世界の平均気温上昇を，産業革命前に比して，
①２℃よりも十分低く抑える。（2℃目標）
②1.5℃に抑える努力を追求する。（1.5℃目標）

○21 世紀後半に，人為的排出量を人為的吸収量の範囲に収める。

○５年ごとに国別目標（Nationally Determined Contributions［NDC］）を策定・更新する。

（３）パリ協定の目標達成のための削減目標（NDC）（UN Environment 2018, pp.7-21）

〇高い NDC を掲げる国･地域は，それを達成できるかどうか不明［表２］。

〇パリ協定と 2030 年の世界温室効果ガス排出見込み量との“Emissions Gap”

・パリ協定 → ①2℃目標では 400 億トン，②1.5℃目標では 240 億トンに抑える必要性。

・NDC が達成されても，560 億トン（①には 27%，②に 57%の追加削減が必要）。

表２　主要国・地域の温室効果ガス排出量の削減目標

	各国の温室効果ガス削減目標（NDC）	NDC による 2030 年の人口１人当たり排出量目標		排出量ピーク年	ピーク年から 2016 年までの年平均増加率	現行政策で NDC を達成できる見込みか
		排出量（CO_2 トン）	対 2015 年比			
アメリカ	対 2005 年で，2020 年までに 17%減，2025 年までに 26～28%減。	14.0（2025 年）	−25%（2025 年）	2007 年	−1.5%	×
カナダ	対 2005 年で，2020 年までに 17%減，2030 年までに 30%減。	12.9	−33%	2007 年	−0.6%	×
ＥＵ	対 1990 年で，2030 年までに 40%減。	6.1	−23%	1990 年以前	−1.1%	×
日本	2020 年までに，対 2005 年で 3.8%減。2030 年までに，対 2013 年で 23%減。	8.6	−13%	2020 年まで	−	〇
中国	2030 年までに，(1)CO_2 排出量減少開始，(2)GDP 当たり CO_2 排出量を対 2005 年で 60～65%減，(3)エネルギー源に占める非化石燃料の割合を 20%，(4)森林資源ストックを対 2005 年で 45 億㎥増大。	10.0	+17%	2030 年まで	−	〇
インド	2030 年までに，(1)GDP 当たり CO_2 排出量を対 2005 年で 33～35%減，(2)エネルギー源に占める非化石燃料の割合 40%，(3)森林による CO_2 吸収量を 25 億～30 億 CO_2 トン追加。	3.5	+67%	未定	−	〇

注：1）排出量ピーク年は各国の主張に基づく。また，中国の目標（2030 年）は，CO_2のみ。

資料：United Nations Environment Programme, *Emissions Gap Report 2018* (Nairobi: United Nations Environment Programme, November 2018) pp.7-15 により作成。

（４）削減の政策手法

〇規制と補助金
- CO_2排出総量の制限
- CO_2排出原単位（生産量当たり CO_2排出量）の制限
- 再生可能エネルギーの促進
- 森林の保護・再生
- 廃棄物リサイクル等の促進

〇カーボンプライシング（炭素税，排出量取引）→ 利点（Gale 2019; Dahlby et al. 2019）

①外部性の内部化（消費者及び事業者は，炭素の価格をみて，行動を選択する。）

②低炭素化のインセンティブ（事業者は，それぞれの工夫により，金銭的負担を減らせる。）

３．カーボンプライシングの手法

（１）炭素税

〇CO_2排出量に応じて化石燃料に課税する。→ 税込価格上昇が化石燃料消費削減を促進する。

〇サービス財源に充てる税収を生み出すとともに，他の手法に比して行政コストが小さい。

（２）排出量取引 → 割当てられたCO_2排出量を超える事業者は購入。[排出量削減インセンティブ]

（ａ）**“Cap-and-Trade”**（排出量の上限を設定する）

・政府が全体のＣＯ２排出量に上限を設定する。

・特定業種の事業者に無料で一定の排出量を割り当てることもある。

・割り当てられた排出量を超える事業者は，排出量を購入する。

①オークション（政府保持分を事業者に売却する）

②他の事業者が割り当てられた排出量を使い切らなかった余剰クレジットの購入

③オフセット・クレジット（Offset Credit．化石燃料から再生可能エネルギーへの代替，排熱利用，廃油等の再生，森林経営によるCO_2吸収等）の購入

・オークションの価格は取引により決定されるが，最低価格が設定されることもある。

・排出量上限と無料の排出量割当ては，年々削減する。

（ｂ）**“Baseline-and-Credit”**（基準を超える取引の価格を設定する。ただし，総量上限を決めない。）

・業界の排出原単位（Emissions Intensity: 生産量当たりCO_2排出量）の状況をもとにベースラインを設定。それに各事業者の生産量を乗じたものが基準排出量。ベースラインは徐々に引下げ。

・ベースライン未満の排出原単位であれば，それに生産量を乗じたクレジットを得る。
（売却可能［価格は政府が決定］）⇒ クレジットの価格は徐々に引き上げる。

・ベースラインを超える排出原単位であれば，それに生産量を乗じた排出権を購入する。

①政府から

②クレジット保持企業から

③オフセット･クレジット

４．カーボンプライシングの動向（World Bank 2019）

（１）炭素税

〇世界銀行資料［表３］→ 2019 年 4 月現在，28 個の炭素税が導入されている。
（2019 年 6 月に炭素税を導入した南アフリカを含めれば 29 制度）

〇北欧諸国の税率が高いが，税率は国ごとに多様である。

〇炭素税はほとんどの場合，中央政府レベルで導入されている。しかし，炭素税を州・地方政府の財源として設計することも可能である。（後述するカナダの例）

（２）排出量取引

〇世界銀行資料［表３］→ 2019 年 4 月現在，28 政府が排出量取引を導入，もしくは導入予定。

〇国境を超えた排出量取引（ＥＵ，カリフォルニア州⇔ケベック州（後述））も行われている。

表３　カーボンプライシングの水準　［2019 年 4 月 1 日現在］

政 府 名	政府レベル	分 類	価格(米ドル／炭素トン)
スウェーデン	中央政府	炭素税	127
スイス	中央政府	炭素税	96
リヒテンシュタイン	中央政府	炭素税	
フィンランド	中央政府	炭素税	60～70
ノルウェー	中央政府	炭素税	3～59
フランス	中央政府	炭素税	50
アイスランド	中央政府	炭素税	31
ブリティッシュ･コロンビア州（カナダ）	**州政府**	**炭素税**	**26**
デンマーク	中央政府	炭素税	23～26
ヨーロッパ連合［ＥＵ］	超国家政府	排出量取引	25
イギリス	中央政府	炭素税	24
アルバータ州（カナダ）	**州政府**	**炭素税**	**22**
アルバータ州（カナダ）	**州政府**	**排出量取引**	
アイルランド	中央政府	炭素税	
韓国	中央政府	排出量取引	
スロベニア	中央政府	炭素税	19
スペイン	中央政府	炭素税	17
ニュージーランド	中央政府	排出量取引	
ケベック州（カナダ）	**州政府**	**排出量取引**	**16**
カリフォルニア州（アメリカ）	**州政府**	**排出量取引**	
ニューファンドランド･アンド･ラブラドル州（カナダ）	**州政府**	**炭素税**	**15**
プリンス･エドワード･アイランド州(カナダ)	**州政府**	**炭素税**	
カナダ	**中央政府**	**炭素税**	
ポルトガル	中央政府	炭素税	14
北京市（中国）	地方政府	排出量取引	11
埼玉県（日本）「目標設定型排出量取引制度」	地方政府	排出量取引	6
東京都（日本）「排出量取引制度」	地方政府	排出量取引	
アルゼンチン	中央政府	炭素税	1～6
スイス	中央政府	排出量取引	**5**
コロンビア	中央政府	炭素税	
ラトビア	中央政府	炭素税	
チリ	中央政府	炭素税	
“Reginal Greenhouse Gas Initiative”［RGGI］（アメリカ）	州政府	排出量取引	
上海市（中国）	地方政府	排出量取引	4
湖北省（中国）	地方政府	排出量取引	
シンガポール	中央政府	炭素税	
広東省（中国）	地方政府	排出量取引	3
日本 「地球温暖化対策のための税」	中央政府	炭素税	
メキシコ	中央政府	炭素税	1 未満～3
エストニア	中央政府	炭素税	2
天津市（中国）	地方政府	排出量取引	
福建省（中国）	地方政府	排出量取引	
深圳市（中国）	地方政府	排出量取引	1
重慶市（中国）	地方政府	排出量取引	
ウクライナ	中央政府	炭素税	1 未満
ポーランド	中央政府	炭素税	

注：1)（　）は，州・地方政府が属する国名。
2) “regional jurisdiction”を「超国家政府」,“national jurisdiction”を「中央政府」,“subnational jurisdiction”を「州政府」「地方政府」とした。
3) カナダ，ブリティッシュ･コロンビア州(カナダ)，ノヴァ･スコシア州(カナダ)，ニューファンドランド･アンド･ラブラドル州(カナダ)，サスカチュワン州(カナダ)，ワシントン州(アメリカ)，マサチューセッツ州(アメリカ)，オーストラリア及びカザフスタンの排出量取引制度は，価格情報が不明なため，本表から除いた。
4) RGGI に参加している州については，６－（３）－①を参照せよ。
資料：World Bank, *State and Trends of Carbon Pricing 2019* (Washington, D.C.: World Bank Group, June 2019) pp.26-27 等により作成。

（３）政府間関係　［表４］

〇炭素税は，中央政府での実施が多いが，カナダでは州政府も導入している。（後述）
なお，アメリカでも，ボールダー市（コロラド州）が炭素税を導入している。（非表示。後述）

〇排出量取引は，中央政府のみならず，州・地方政府（アメリカ，カナダ，中国，日本）でも導入がみられる。また，ＥＵも実施している。

表４　カーボンプライシングの手法と実施政府　［2019 年 4 月 1 日現在］

	炭素税　（28 制度）	排出量取引　（27 制度）
超国家政府		ＥＵ
中央政府	スウェーデン，スイス，リヒテンシュタイン，フィンランド，ノルウェー，フランス，アイスランド，デンマーク，イギリス，アイルランド，スロベニア，スペイン，**カナダ**，ポルトガル，アルゼンチン，ラトビア，コロンビア，チリ，シンガポール，日本，メキシコ，エストニア，ウクライナ，ポーランド	**カナダ**，オーストラリア，ニュージーランド，スイス，韓国，カザフスタン
州･地方政府	**アルバータ州，ブリティッシュ･コロンビア州，ニューファンドランド･アンド･ラブラドル州，プリンス･エドワード･アイランド州（以上，カナダ）**	**カリフォルニア州，ワシントン州，マサチューセッツ州，RGGI（以上，アメリカ），アルバータ州，ブリティッシュ･コロンビア州，ニューファンドランド･アンド･ラブラドル州，ノヴァ･スコシア州，ケベック州，サスカチュワン州（以上，カナダ），**北京市，上海市，湖北省，広東省，天津市，福建省，深圳市，重慶市（以上，中国），埼玉県，東京都（以上，日本）

注・資料：表３に同じ。

５．アメリカの温室効果ガス排出状況

〇排出量のピークは，温室効果ガスが 2007 年，CO_2が 2005 年。ただし，どちらも 2017 年時点で，1990 年を上回る。［図３］　［2017 年は，温室効果ガス 64.56 億トン，$CO_2$52.71 億トン］

図３　アメリカの温室効果ガス排出量［1990～2017年］（単位：百万CO_2相当トン）

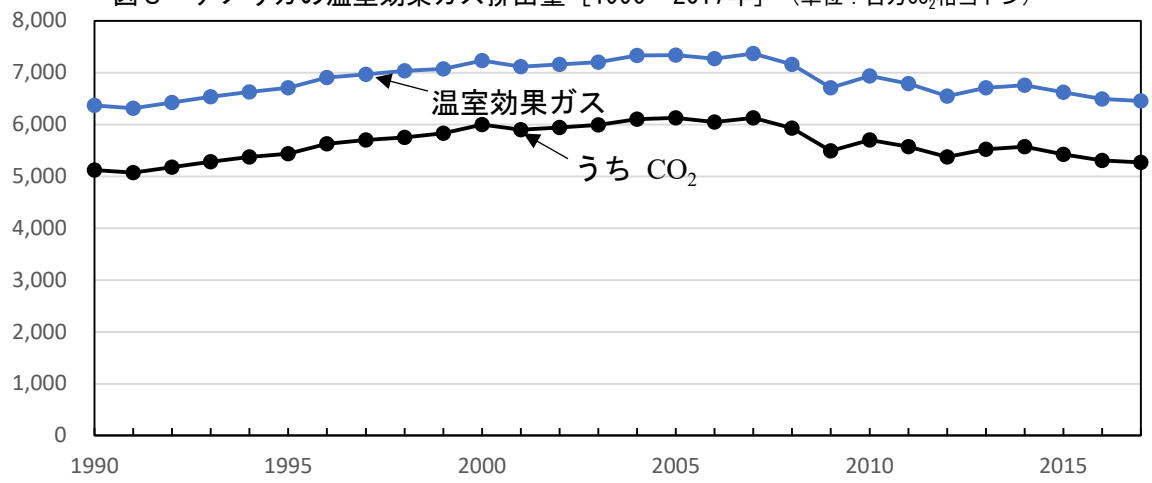

資料：United States Environmental Protection Agency Website, “Greenhouse Gas Inventory Data Explorer”より作成。
［https://cfpub.epa.gov/ghgdata/inventoryexplorer/（2019 年 9 月 16 日閲覧）］

表４　アメリカの温室効果ガス排出量の変化

(a) CO_2排出量の州別変化

	州・特別区	2016年 (百万 CO_2トン)	構成比	順位	2005年 (百万 CO_2トン)	2016年－2005年 増減量	増減率
北東部	コネチカット州	34.5	0.7%	41	44.8	−10.3	−23.0%
	メーン州	16.6	0.3%	45	23.5	−7.0	−29.6%
	マサチューセッツ州	64.5	1.2%	29	85.9	−21.3	−24.8%
	ニューハンプシャー州	13.8	0.3%	47	21.6	−7.8	−36.0%
	ロードアイランド州	9.8	0.2%	49	11.4	−1.6	−13.9%
	バーモント州	6.0	0.1%	50	6.9	−0.9	−13.5%
	ニュージャージー州	111.4	2.1%	16	130.5	−19.1	−14.6%
	ニューヨーク州	164.6	3.2%	9	212.9	−48.3	−22.7%
	ペンシルベニア州	218.6	4.2%	4	283.3	−64.7	−22.8%
中西部	インディアナ州	182.9	3.5%	8	237.4	−54.5	−23.0%
	イリノイ州	205.2	4.0%	7	246.0	−40.8	−16.6%
	ミシガン州	152.6	2.9%	10	193.6	−41.0	−21.2%
	オハイオ州	207.4	4.0%	6	275.2	−67.8	−24.6%
	ウィスコンシン州	96.1	1.9%	20	112.3	−16.2	−14.4%
	アイオワ州	73.5	1.4%	26	80.0	−6.4	−8.0%
	カンザス州	62.4	1.2%	31	72.8	−10.4	−14.2%
	ミネソタ州	89.7	1.7%	22	103.1	−13.3	−12.9%
	ミズーリ州	118.3	2.3%	14	143.5	−25.2	−17.6%
	ネブラスカ州	48.8	0.9%	36	44.4	4.4	9.9%
	ノースダコタ州	54.6	1.1%	35	53.1	1.5	2.7%
	サウスダコタ州	15.1	0.3%	46	13.5	1.6	11.5%
南部	デラウェア州	13.4	0.3%	48	17.1	−3.7	−21.5%
	ワシントン D.C.	2.8	0.1%	51	4.0	−1.2	−30.2%
	フロリダ州	231.3	4.5%	3	265.0	−33.7	−12.7%
	ジョージア州	137.0	2.6%	11	187.4	−50.4	−26.9%
	メリーランド州	57.9	1.1%	34	83.4	−25.5	−30.6%
	ノースカロライナ州	121.2	2.3%	13	156.6	−35.4	−22.6%
	サウスカロライナ州	72.1	1.4%	27	87.4	−15.3	−17.5%
	バージニア州	104.8	2.0%	17	131.1	−26.3	−20.0%
	ウェストバージニア州	95.1	1.8%	21	113.8	−18.8	−16.5%
	アラバマ州	115.7	2.2%	15	145.7	−30.0	−20.6%
	ケンタッキー州	124.6	2.4%	12	152.1	−27.5	−18.1%
	ミシシッピー州	69.3	1.3%	28	64.9	4.3	6.7%
	テネシー州	103.6	2.0%	18	127.2	−23.6	−18.5%
	アーカンソー州	62.8	1.2%	30	61.1	1.7	2.7%
	ルイジアナ州	210.3	4.1%	5	208.8	1.5	0.7%
	オクラホマ州	97.4	1.9%	19	108.1	−10.6	−9.8%
	テキサス州	657.4	12.7%	1	611.6	45.8	7.5%
西部	アリゾナ州	87.5	1.7%	24	98.3	−10.8	−11.0%
	コロラド州	89.5	1.7%	23	96.8	−7.3	−7.5%
	アイダホ州	18.5	0.4%	44	16.1	2.4	15.0%
	ニューメキシコ州	48.7	0.9%	37	60.0	−11.4	−18.9%
	モンタナ州	30.6	0.6%	42	35.5	−4.9	−13.7%
	ユタ州	59.1	1.1%	33	67.9	−8.8	−12.9%
	ネバダ州	36.9	0.7%	39	50.7	−13.8	−27.3%
	ワイオミング州	61.0	1.2%	32	64.0	−3.0	−4.7%
	アラスカ州	35.1	0.7%	40	49.0	−13.9	−28.4%
	カリフォルニア州	363.3	7.0%	2	390.1	−26.8	−6.9%
	ハワイ州	18.5	0.4%	43	23.3	−4.8	−20.4%
	オレゴン州	38.2	0.7%	38	41.8	−3.6	−8.7%
	ワシントン州	79.3	1.5%	25	77.0	2.3	3.0%
合計		5,189.4	100.0%	・	5,991.6	−802.2	−13.4%

(b) 温室効果ガス排出量の部門別変化

	排出量 (百万 CO_2トン) 2017年	2005年	2017年－2005年 増減量	増減率
運輸	1,866.2	1,976.0	−109.8	−5.6%
発電	1,778.3	2,455.9	−677.6	−27.6%
製造業	1,436.5	1,508.4	−71.9	−4.8%
農業	582.2	570.0	12.1	2.1%
商業	416.0	400.7	15.3	3.8%
家庭	330.9	370.0	−39.1	−10.6%
自治領	46.6	58.1	−11.4	−19.7%
合計	6,456.7	7,339.0	−882.3	−12.0%

(c) CO_2排出量の経済セクター別変化

	排出量 (百万 CO_2トン) 2017年	2005年	2017年－2005年 増減量	増減率
ｴﾈﾙｷﾞｰ	5,095.6	5,931.0	−835.4	−14.1%
製造業	166.9	191.7	−24.8	−12.9%
農業	8.2	7.9	0.4	4.8%
合計	5,270.7	6,130.6	−859.8	−14.0%

資料：
(a) United States Energy Information Administration, "Energy-Related Carbon Dioxide Emissions by State, 2005-2016," (February 27, 2019) Table 2 により作成。
（https://www.eia.gov/environment/emissions/state/analysis/ [2019年9月16日閲覧]）

(b)・(c) United States Environmental Protection Agency Website, "Greenhouse Gas Inventory Data Explorer." により作成。
（https://cfpub.epa.gov/ghgdata/inventoryexplorer/ [2019年9月16日閲覧]）

○州別では，人口の多い州と製造業の盛んな州で排出量が多い。

○全国的には排出量が減少しており，2005年に比して20～30%台減少している州もある。（とくに北東部，南部[大西洋岸]，中西部[東]）

○ただし，2005年より増加している州もある。
- 南部 → テキサス州，ミシシッピー州，アーカンソー州，ルイジアナ州
- 中西部 → サウスダコタ州，ネブラスカ州，ノースダコタ州
- 西部 → アイダホ州，ワシントン州

○部門では，発電時の排出が大幅に減った。

６．アメリカのカーボンプライシング

（１）現在の連邦政府は，温暖化対策自体に事態に否定的な態度をとる。

〇パリ協定からの離脱（2017 年）。

〇“Clean Power Plan”撤廃（2019 年）。石炭火力発電所の CO_2 削減計画策定権を州に付与（熱効率改善のみ重視。他燃料転換を無視）

〇州の自動車燃費・排ガス規制禁止［とくにカリフォルニア州］(2019 年)

⇒ 石油･ガス開発促進への方針転換

表５　州・特別区の気候変動対策の例［2019 年 8 月現在］

州・特別区		温室効果ガス削減目標設定	カーボンプライシング	発電の電源構成基準	デカップリング	ガソリン等の低炭素燃料含有基準	［州際機関への参加］ U.S. Climate Alliance	Carbon Costs Coalition	Transportation and Climate Initiative	知事の所属政党
北東部	コネチカット州	○	RGGI	○	○		○	○	○	民主
	メーン州	○	RGGI	○	○		○	○	○	民主
	マサチューセッツ州	○	RGGI＋独自	○	○		○	○	○	共和
	ニューハンプシャー州	○	RGGI	○	○			○	○	共和
	ロードアイランド州	○	RGGI	○	○		○	○	○	民主
	バーモント州	○	RGGI	○	○		○	○	○	共和
	ニュージャージー州	○	RGGI（準備中）	○	○		○		○	民主
	ニューヨーク州	○	RGGI	○	○		○	○	○	民主
	ペンシルベニア州	○		○	○	○	○		○	民主
中西部	インディアナ州			○						共和
	イリノイ州	○		○	○		○			民主
	ミシガン州	○		○	○		○			民主
	オハイオ州			○	○					共和
	ウィスコンシン州			○	○		○			民主
	アイオワ州			○	○					共和
	カンザス州			○	○					民主
	ミネソタ州	○		○	○	○	○			その他
	ミズーリ州			○		○				共和
	ネブラスカ州									共和
	ノースダコタ州			○						共和
	サウスダコタ州			○						共和
南部	デラウェア州	○	RGGI	○			○		○	民主
	ワシントン D.C.	○		○	○				○	・
	フロリダ州	○								共和
	ジョージア州				○					共和
	メリーランド州	○	RGGI	○	○		○	○	○	共和
	ノースカロライナ州	○		○	○		○			民主
	サウスカロライナ州			○						共和
	バージニア州		RGGI（検討中）	○	○		○			民主
	ウェストバージニア州									共和
	アラバマ州				○					共和
	ケンタッキー州				○					共和
	ミシシッピー州									共和
	テネシー州									共和
	アーカンソー州				○					共和
	ルイジアナ州				○	○				民主
	オクラホマ州			○						共和
	テキサス州			○						共和
西部	アリゾナ州	○		○						共和
	コロラド州	○		○	○		○			民主
	アイダホ州				○					共和
	ニューメキシコ州	○	独自（検討中）	○			○			民主
	モンタナ州			○			○			民主
	ユタ州			○				○		共和
	ネバダ州			○	○		○			民主
	ワイオミング州				○					共和
	アラスカ州									共和
	カリフォルニア州	○	WCI	○	○	○	○			民主
	ハワイ州	○		○	○	○	○	○		民主
	オレゴン州	○	独自（検討中）	○	○	○	○	○		民主
	ワシントン州	○	独自（停止中）	○	○	○	○	○		民主

注：1) プエルトリコは“United States Climate Alliance”に参加している。

資料：Center for Climate and Energy Solutions “State Climate Policy Maps”[https://www.c2es.org/（2019年9月18日閲覧）]，各機関ウェブサイトにより作成。

（２）多くの州が積極的に施策を展開している。［表５］

〇温室効果ガス削減目標設定

〇カーボンプライシング

〇発電の電源構成基準（再生可能エネルギーを一定割合以上採用する）

〇省エネ促進 → 規制・補助金，デカップリング（電気･ガス会社の売上高のみによらない収入制度）

〇運輸政策 → 電気自動車購入補助金，ガソリン等の低炭素燃料含有基準等。

（３）カーボンプライシングの状況

①**“Regional Greenhouse Gas Initiative”**（RGGI. 地域温室効果ガスイニシアティブ）＝ “Cap-and-Trade”

・参加９州：コネチカット州，デラウェア州，メーン州，メリーランド州，マサチューセッツ州，ニューハンプシャー州，ニューヨーク州，ロードアイランド州，バーモント州。（2020 年，ニュージャージー州が再参加の見込み）

・経緯：2003 年から交渉。2009 年，10 州で開始（ニュージャージー州は 2011 年限りで脱退。）

・対象：出力 25MW（2.5 万 kW）以上の火力発電所（2019 年 1 月現在，165 事業所）。

・RGGI 全体及び州ごとの CO_2 排出割当量上限を設定する。

＊当初は「2014 年まで 1.65 億 CO_2 ショートトン（以下，S トン。1S トン＝907.2kg），その後 2018 年まで毎年 2.5%削減」を予定。しかし，排出量は 2012 年から予想を４割下回る 9,000 万 S トン台。

＊そこで，2014 年に割当量上限を 9,100 万 S トンに減らし，以後，毎年 2.5%削減。［表６－(A)］

⇒ 2013 年までに民間「貯蓄」された排出枠の行使に備えた割当量削減。［表６－(B)］

・一次市場：オークション（年４回。９州合同の市場で，RGGI 提供分を事業所に売却する。）

＊値崩れを防ぐために最低価格を設定。→ 2019 年$2.255/S トン。年 2.5%引上げ。

＊逆に，価格高騰を防ぐために最高価格を設定。→ 2019 年$10.5/S トン，年 2.5%引上げ。

（例）2019 年 9 月 4 日のオークション → 取引量 1,312 万トン。決定価格$5.20/S トン。

・二次市場：発電所・投資家の間の取引（排出許可量の現物取引，先物取引）

（例）2019 年 4～6 月 → 現物取引 820 万 S トン（平均価格$5.54/S トン），先物取引 4,850 万トン（同$5.60/ S トン）

・オフセット･クレジット（排出量の 3.3%まで利用可）：メタン回収・貯留，植林など。

・RGGI 参加州合計で，2009 年から 2018 年の間に CO_2 排出量は３割減。［表７］

表６　**RGGI の CO_2 割当量上限**

年	(A) CO_2 割当量上限（百万 CO_2 ショートトン）	(B)［2009-2013 年に民間で「貯蓄」された排出権（139.556 百万 CO_2 ショートトン）の行使に応じる調整後の割当量上限］
2009-2011	188.000	
2012-2013	165.000	
2014	91.000	[82.792]
2015	88.725	[66.834]
2016	86.507	[64.615]
2017	84.344	[62.453]
2018	82.236	[60.344]
2019	80.180	[58.288]
2020	78.175	[56.284]

表７　**RGGI 適用対象の CO_2 排出量変化**［2009 年⇒2018 年］（百万 CO_2 ショートトン）

州	2009 年	2018 年	変化	増減率(%)
コネチカット州	7.322	8.743	1.421	19.4
デラウェア州	3.708	2.716	-0.992	-26.7
メーン州	3.643	1.183	-2.460	-67.5
メリーランド州	25.573	17.204	-8.369	-32.7
マサチューセッツ州	18.661	8.108	-10.553	-56.6
ニューハンプシャー州	5.770	2.298	-3.472	-60.2
ニューヨーク州	37.861	27.216	-10.646	-28.1
ロードアイランド州	3.417	3.539	0.122	3.6
バーモント州	0.002	0.002	0.000	5.4
合　計	105.958	71.009	-34.950	-33.0

［表６］注：1）2009-2011 年度は 10 州（ニュージャージー州を含む）。2012 年度以降は 9 州。
資料：RGGI, “Elements of RGGI”により作成。[https://www.rggi.org/program-overview-and-design/elements（2019 年 9 月 19 日閲覧）]

［表７］注：1）実際の CO_2 排出量から，RGGI の規制対象に含まれない分を差し引いた量を示した。
資料：RGGI CO2 Allowance Tracking System, “Summary Level Emissions Reports”により作成。［https://rggi-coats.org/eats/rggi/index.cfm?fuseaction=search.rggi_summary_report_input&clearfuseattribs=true（2019 年 9 月 19 日閲覧）］

②**カリフォルニア州“Western Climate Initiative”**（WCI）［カナダ・ケベック州との共同“Cap-and-Trade”］

・2013 年，両州が“Cap-and-Trade”導入。⇒ 2014 年，WCI 共同市場を形成。［北米初の超国家市場］

・温室効果ガスの年間排出量 2.5 万 CO_2 トン（このトンは日本と同じ）以上の事業者が参加義務。
（製造業，発電・電力輸入業，電気・化石燃料供給業，パイプライン運営業）

・事業者に，無償で一定の排出量を割り当てる。

製造業（平均排出量の 90%程度［高効率事業者をベンチマークとする］）
→ カーボンリーケージ（Carbon leakage. 企業逃避）対策。ただし無償割当は徐々に減らす。
電力・天然ガス供給業（カリフォルニア州のみ）→ 料金引下げ，省エネ投資に充てる条件。

・割り当てられた排出量を超える，もしくは割当がない事業者（発電業等）は，排出量を購入。

⑴オークション（基本的には，政府保持分を事業者に売却する）→ 年４回
・カリフォルニア州では，無償割当を受けた事業者がその一部を売却する。
⑵他の事業者が使い切らなかった余剰排出枠の購入
⑶オフセット・クレジットの購入（排出量の 8%まで）等

・オークションの価格は取引により決定。ただし，値崩れを防ぐため，最低価格を設定。
また，市場操作を防ぐため，排出枠の繰越しに制限を設定。

（例）2019 年 8 月 20 日の WCI オークション
＊参加事業者：94（ｶﾘﾌｫﾙﾆｱ州 69；ｹﾍﾞｯｸ州 25）→ 現物の購入申込量は提供量の 1.49 倍。
＊取引量：7,533 万トン（現物取引 6,629 万トン，2022 年物取引 904 万トン）
＊取引価格：現物 US$17.16/ﾄﾝ，C$22.82/ﾄﾝ；2022 年物 US$16.85/ﾄﾝ，C$22.41/ﾄﾝ
（最低価格：US$15.62/ﾄﾝ，C$20.77/ﾄﾝ［現物・2022 年物共通］）

③その他
・マサチューセッツ州は，RGGI に参加しつつ，独自の排出量取引も行っている。
・ワシントン州は，制度運営を裁判所の命令で停止（控訴中）。
・オレゴン州，バージニア州では，政府が導入方針だが，議会で審議未了。

（４）州際機関における政策研究・推進　［表５］

〇“U.S. Climate Alliance”（2017 年～）→「州が気候変動対策を主導」「パリ協定と NDC を遵守」
・インフラ強化，クリーンエネルギー投資，脱炭素型の発電・交通，土地の保護・再生，
・連邦の「州の自動車燃費・排ガス規制禁止」に強く反発（2019 年 9 月）

〇“Carbon Costs Coalition”（2018 年～）→市場を重視した CO2 削減。地域経済・公平・保健を重視。
・“National Caucus of Environmental Legislators”の協力を得て成立した州議会議員グループ。

〇“Transportation and Climate Initiative”（2012 年～）→公共交通，貨物輸送，電気自動車，ICT 等を重視

◎州は，連邦の政策後退に反発して地球温暖化対策を推進しており（とくに北東部と西部［民主党知事のみではない］は活発），カーボンプライシングも拡大するのではないか。（連邦の妨害がない限り。）

７．カナダの温室効果ガス排出状況

（１）全体的推移　［図４］

〇温室効果ガス，CO_2とも，排出量のピークは 2007 年だが，2010 年以降は漸増・横這い。

図４　カナダの温室効果ガス排出量［1990～2017年］（単位：百万CO_2トン）

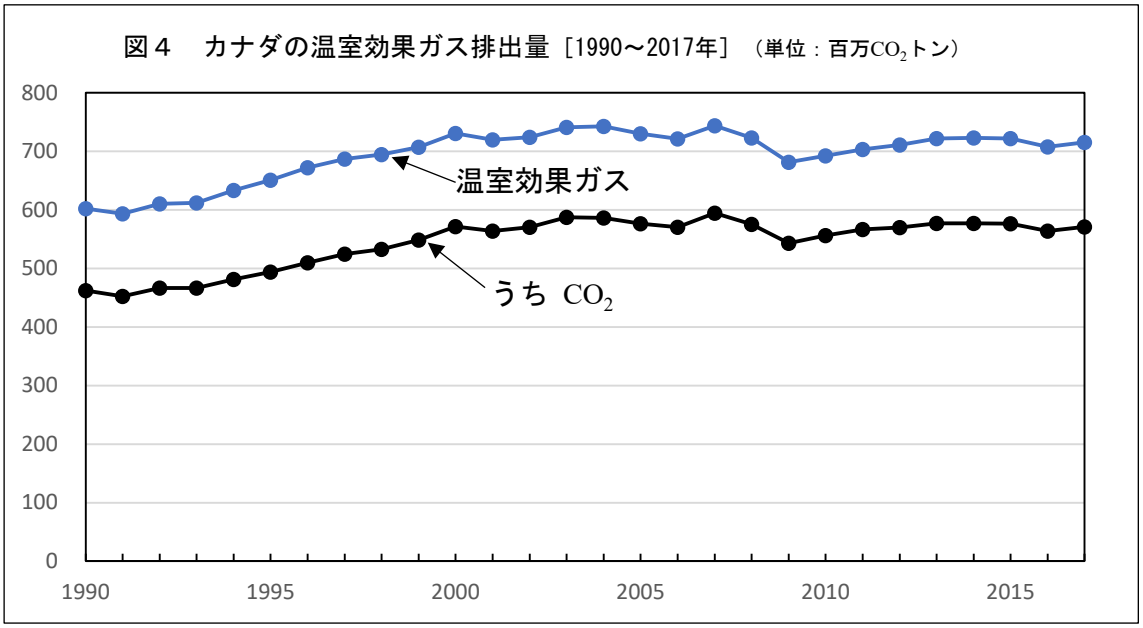

資料：Environment and Climate Change Canada, *Canadian Environmental Sustainability Indicators: Greenhouse Gas Emissions* (Gatineau: Environment and Climate Change Canada, April 2019) p.17, OECD. Stat (https://stats.oecd.org/［2019 年 9 月 4 日閲覧］) により作成。

（２）地域別の動向［表８－(a)］

〇排出量が増えているのは西部のアルバータ州，サスカチュワン州。

（３）部門別の動向［表８－(b)］

〇排出量が増えているのは石油・ガス（オイルサンド。上の２州が主な石油産出州），運輸。

表８　カナダの温室効果ガス排出量

(a) 州・準州別

	排出量（百万 CO_2 トン）			変化（百万 CO_2 トン）	
	1990 年	2005 年	2017 年	'90⇒'17	'05⇒'17
ニューファンドランドアンドラブラドル州	9.4	9.9	10.5	+1.1	+0.6
プリンスエドワードアイランド州	1.9	2.0	1.8	−0.1	−0.2
ノヴァスコシア州	19.6	23.2	15.6	−4.0	−7.6
ニューブランズウィック州	16.1	20.0	14.3	−1.8	−5.7
ケベック州	86.1	86.5	78.0	−8.1	−8.5
オンタリオ州	180.0	203.9	158.7	−21.3	−45.2
マニトバ州	18.3	20.1	21.7	+3.4	+1.6
サスカチュワン州	44.4	68.0	77.9	+33.5	+9.9
アルバータ州	172.6	231.1	272.8	+100.2	+41.7
ブリティッシュコロンビア州	51.6	63.1	62.1	+10.5	−1.0
ノースウェスト準州	1.6	1.6	1.3	−0.3	−0.3
ユーコン準州	0.5	0.5	0.5	0.0	0.0
ヌナヴト準州	−	0.4	0.6	−	+0.2
カナダ（合　計）	602.2	730.3	715.7	+113.5	−14.6

(b) 部門別

	排出量（百万 CO_2 トン）			変化（百万 CO_2 トン）	
	1990 年	2005 年	2017 年	'90⇒'17	'05⇒'17
石油･ガス	106	158	195	+89	+37
運輸	122	162	174	+52	+12
発電	94	119	74	−20	−45
重工業	97	87	73	−24	−14
建築物	74	86	85	+11	−1
農業	57	72	72	+15	0
廃棄物 ほか	52	47	42	−10	−5
合　計	602	730	716	+114	−15

資料：Environment and Climate Change Canada, *Canadian Environmental Sustainability Indicators: Greenhouse Gas Emissions* (Gatineau: Environment and Climate Change Canada, April 2019) pp.19, 23, OECD. Stat (https://stats.oecd.org/［2019 年 9 月 5 日閲覧］)により作成。

８．カナダのカーボンプライシングをめぐる論点

（１）憲法上の権限配分［1867 年憲法］（Hogg 2007; Chalifour 2009）

Ａ．連邦の権限（第 91 条）

①課税権（あらゆる方式の租税を用いた金銭の徴収）［第 3 号］→ 炭素税の主目的は CO_2 抑制では？

②刑法［第 27 号］ ペナルティを伴って環境破壊行為を禁止するのは刑法権限 → 炭素税は？

③通商規制［第 2 号］ 州を超えた通商を規制する権限 → 炭素税・排出量取引は？

④平和，秩序，及び良き統治［本文］“The Peace, Order and good Government”（POGG）

・州の専管でない分野は,連邦が包括的立法権をもつ。→「全国的重要事項」(National Concern) である必要。

Ｂ．州の権限（第 92 条，第 92Ａ条）

①課税権（州の目的を達成するために収入を得るための州内における直接税賦課）［第 2 号］

・納税義務者を事業者とした場合，「直接税」ではないのではないか。

・炭素税の目的は「収入を得る」ことではなく,CO_2 排出抑制ではないか。［連邦と同じ問題］

②免許権（州・地方または市町村の目的を達成するために収入を得るための免許）［第 9 号］

・「炭素税」は，規制的性格の強い CO_2 排出免許料(Carbon Levy) として正当化できるか。

③州内の財産及び民事上の権利［第 13 号］→ 州内の経済活動全般を規制する根拠。

・州外への影響が大きい活動や国際・州際取引を規制できるか（排出量取引，炭素税）。

④州内の再生不可能な天然資源，森林資源，その一次生産物及び電気エネルギー生産場所・施設に関してあらゆる方式・制度をもちいた租税による金銭の徴収［第 92Ａ条第 4 項］

・化石燃料という資源へ課税する形式をとるとしても，収入が主目的でなないのではないか？

（２）地域利害 —— 水力発電，島・海岸地域，北方地域 対 石油産出地域

〇カナダの発電量は，水力 60%，風力・太陽光 5%，化石燃料 20%，原子力 15%［表９］。

・水力発電比率が高く，森林が広がるケベック州，ブリティッシュコロンビア州は，温暖化対策に熱心。

〇島・海岸地域と北方地域は，気候変動による凍土縮小・森林火災と海面上昇への危機感が強い。

〇西部の石油産出州（アルバータ州，サスカチュワン州）は，産業的利害を重視。［前掲 表８］

表９　カナダの発電量［2019 年 5 月分］

	発電量（百万 kWh）							構成比（%）					
	水力	原子力	化石燃料	風力	太陽光	その他	合計	水力	原子力	化石燃料	風力	太陽光	その他
ニューファンドランドアンドラブラドル州	2,778		115	15			2,908	95.5		4.0	0.5		
プリンスエドワードアイランド州			1	46	0		47			1.4	98.5	0.1	
ノヴァスコシア州	122		514	81			717	17.0		71.7	11.4		
ニューブランズウィック州	516	260	267	62			1,105	46.7	23.5	24.1	5.6		
ケベック州	13,934		123	708	0		14,765	94.4		0.8	4.8	0.0	
オンタリオ州	3,882	6,982	602	684	271		12,421	31.3	56.2	4.8	5.5	2.2	
マニトバ州	2,737		8	77			2,822	97.0		0.3	2.7		
サスカチュワン州	274		1,571	54		10	1,909	14.4		82.3	2.8		0.5
アルバータ州	216		5,573	227	3	6	6,024	3.6		92.5	3.8	0.1	0.1
ブリティッシュコロンビア州	3,916		527	64	0		4,507	86.9		11.7	1.4	0.0	
ノースウェスト準州	19		40	1	0		60	32.2		65.6	2.1	0.1	
ユーコン準州	21		9				30	70.6		29.4			
ヌナヴト準州			15				15			100.0			
カナダ（合計）	28,415	7,242	9,365	2,019	275	15	47,331	60.0	15.3	19.8	4.3	0.6	0.0

資料：Statistics Canada, Table: 25-10-0015-01 “Electric power generation, monthly generation by type of electricity,” [https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=2510001501（2019 年 8 月 31 日閲覧）]

（３）政党間対立 ―― 中道政党，社会民主主義政党，環境政党 対 保守政党

〇保守党（Conservative Party of Canada［州レベルでは名称が様々］）

→ 大企業に限った規制，グリーン企業減税，LNG 拡大，カーボンキャプチャー（捕集･貯留）

〇自由党（Liberal Party of Canada［州レベルでは名称が様々］）

→ 炭素税，排出量取引に積極的になってきている。

〇新民主党（New Democratic Party［NDP］）社会民主主義政党（州レベルでは政権担当）

→ 炭素税，排出量取引に積極的。

〇緑の党（Green Party of Canada）→ 炭素税を主張（排出量取引は大企業負担緩和策あり）。

（４）世論の動向 ［表 10］（Environics Institute for Survey Research 2019; Parkin 2019）

〇政策全般については，州権限強化論が強い（とくにアルバータ州，サスカチュワン州，ケベック州）。

〇気候変動対策については，連邦が全国共通の政策をとることへの支持が強い（とくにケベック州，ノヴァ･スコシア州，オンタリオ州，ブリティッシュ･コロンビア州）。

表 10 連邦・州の権限に関する世論調査［2018～2019 年］ （単位：%）

	A．どちらの政府の権限をより強めるべきか				B．気候変動対策（炭素税等）はどちらの政府が権限をもつべきか		
	連邦	州	現状維持	どちらともいえない	連邦が全国共通の政策をとる	各州が独自の政策をとる	その他・どちらともいえない
ニューファンドランドアンドラブラドル州	22	**33**	28	17	**43**	32	25
プリンスエドワードアイランド州	20	**32**	19	30	38	**39**	23
ノヴァスコシア州	22	**29**	29	20	**52**	33	15
ニューブランズウィック州	25	**27**	29	30	**46**	27	27
ケベック州	14	**48**	27	11	**56**	27	17
オンタリオ州	20	**27**	35	17	**49**	28	22
マニトバ州	21	**34**	27	18	**43**	35	21
サスカチュワン州	10	**44**	25	20	34	**48**	18
アルバータ州	11	**49**	24	16	35	**38**	27
ブリティッシュコロンビア州	16	**31**	31	22	**49**	26	26
ノースウェスト準州	・	・	・	・	**44**	45	11
ユーコン準州	・	・	・	・	**52**	33	15
ヌナヴト準州	・	・	・	・	34	**58**	7
カナダ（全体）	17	**36**	30	17	**48**	30	22

注：1） 調査は，2018 年 12 月 14 日から 2019 年 1 月 16 日にかけて実施され，5, 732 人から回答を得た。調査は The Mowat Centre (Munk School of Global Affairs and Public Policy, University of Toronto), The Canada West Foundation, Le Centre D'Analyse Politique – Constitution Fédéralisme (Montreal), The Institute for Research on Public Policy, Brian Mulroney Institute of Government (St. Francis Xavier University) と共同で実施された。

2） ３準州では，Ａの質問は行われなかった。

資料：Environics Institute for Survey Research, *Confederation of Tomorrow 2019 Survey of Canadians - Making Federalism Work: Leadership, Trust & Collaboration, Final Report* (Toronto: Environics Institute for Survey Research, June 2019) Chapter 2 による。

（５）経済界の反応――基本的にカーボンプライシング支持（条件付き）

〇"Canadian Chamber of Commerce"（CCC 2018）

→ カーボンリーケージ対策のため，規制緩和，財源の企業還元を要望。

〇"Canadian Manufactures and Exporters" (CME Website), Mining Association of Canada (MAC 2016)

→ カーボンプライシングによる収入を，CO2 削減投資にあてる企業に還元する。

〇"Toronto Dominion Bank"（五大銀行の１つ）, "Suncor"（Oil Sands 開発大手），企業系財団

→ "Canada's Ecofiscal Commission"（カーボンプライシング推進シンクタンク）に協賛・支援。

９．カナダにおけるカーボンプライシングの現状

（１）中道／社会民主主義政権州の先進的政策

①**ブリティッシュコロンビア州**（目標： 2050 年には，温室効果ガス排出量を対 2007 年 80%減）

〇炭素税（2008 年～）“Carbon Tax” （例）2019 年 4 月から，ガソリン 8.89¢/l

・ 2008 年 $10 (/$tCO_2$) ⇒ 09 年 $15 ⇒ 10 年 $20 ⇒ 11 年 $25 ⇒ 12~17 年 $30
⇒ 18 年 $35 ⇒ 19 年 $40［⇒ 20 年 $45 ⇒ 21 年～ $50］（以下, $はカナダドル）

・2017 年，自由党政権から NDP 政権に移ったことにより，増税路線へ。

（87 議席中，NDP41 議席，緑の党 3 議席［NDP と連携］，自由党 43 議席）

・形式上は「下流課税」つまり直接税だが，実質上「上流課税」。← 憲法の制約

＊事業者間取引では，燃料販売時に「保障」（Security. 税と同額）を受け取る。
→ サプライチェーンのトップの製造業者・輸入業者（約 180 事業者）が州に納める。
＊事業者が消費者に販売するときに「税」を受け取る（これを徴税とみなす）。

〇排出量取引（2016 年～）“Greenhouse Gas Industrial Reporting and Control Act”（GGIRCA）
→ LNG プラントへの“Baseline-and-Credit”制度（操業開始後，排出原単位を引下げ）

②**アルバータ州**（みずほ情報総研 2018, pp,53-65; Leach 2019）

〇2015 年，NDP 政権が成立（←「小さな政府」を掲げてきた前・進歩保守党政権が増税。保守政党分裂）

・“Carbon Levy”（実質的な炭素税）を 2017 年 1 月導入。

＊課金対象：燃料購入（除・発電）⇒州内生産品は購入者，輸移入品は輸入業者が納付。
［中流・上流での課金］ （例外）石油精製業者は，精製した燃料の販売時に納付。
＊課金率：2017 年 $20 (/$tCO_2$) ⇒ 18 年 $30 （例）2018 年 1 月から，ガソリン 6.73¢/l
＊使途：1) 低・中所得層へ還付（2018 年：世帯主$300，扶養家族$200，18 歳以下$45）
2) 中小法人の法人税率引下げ（3% ⇒ 2%）
3) 省エネ機器購入・再生可能エネルギー導入・R&D の支援，先住民地区支援

・“Carbon Competitiveness Incentive Regulation”（CCIR）という“Baseline-and-Credit”を導入。

＊温室効果ガス年間排出量 10 万トン以上の事業者（石油・ガス，電力，化学，鉱業）が参加。
→ CCIR を適用する事業者には“Carbon Levy”を課さない。
＊業種ごとに最も優れた製品の排出原単位をもとにベースラインを設定する。
＊・ベースラインを下回る排出原単位で製品を作ればクレジットを得る（⇒繰越または売却）
・目標達成できない場合，(1)他事業者からクレジット購入，(2)オフセット・クレジット創出・購入，(3)州の基金（CO_2 等の削減投資補助）に $CO_2$1 トン当たり 30 ドル支払う。

〇2019 年 4 月総選挙による統一保守党への政権交代

・“Carbon Levy”を 2019 年 5 月末に廃止。
・CCIR を 2020 年 1 月に“Technology Innovation and Emissions Reduction”（TIER）に転換する予定。
→ 炭素価格を$20 へ引下げ。また，各事業者の排出量を基にベースラインを設定する方式。

③**ケベック州** → 2013 年“Cap-and-Trade”導入，2014 年“Western Climate Initiative”（WCI）参加。（既述）

④**オンタリオ州** → 2017 年 1 月，自由党政権が“Cap-and Trade”導入。⇒ 2018 年 1 月，WCI に参加。
2018 年 6 月の政権交代 ⇒ 進歩保守党政権は同年 7 月に“Cap-and Trade”廃止,WCI 脱退。

（２）連邦の自由党政権によるカーボンプライシングの全国化

〇2015 年 10 月の連邦総選挙 ⇒ 同年 11 月，自由党政権（首相：Justin Trudeau）成立。
（338 議席中，自由党 184 議席，保守党 99 議席，NDP44 議席 等）

〇2016 年 3 月，連邦･州の「バンクーバー宣言」→ 温室効果ガスを「2030 年に対 2005 年 30%減」

〇2016 年 10 月，連邦が全カナダ的なカーボンプライシングを提案
・全州･準州に，2018 年までに①価格ベースシステム，②“Cap-and-Trade”のどちらかを導入するよう要求。
①価格ベースシステム（Carbon Tax, Carbon Levy, Performance-based Emissions [Baseline-and Credit] System）
→ 最低でも 2018 年には$10/tCO$_2$，また 2022 年までには$50/tCO$_2$に引き上げる。
②“Cap-and-Trade” → ①の炭素価格から計算される排出量と同等以上にキャップを引き下げる。
・州・準州は，上の①・②による収入を自由に使うことができる。
・連邦は，上のベンチマークに適合しない州・準州に適用する価格ベースシステムを，「バックストップ」（Backstop）制度として導入する。

〇2016 年 12 月，“Pan-Canadian Framework on Clean Growth and Climate Change”（クリーンな成長と気候変動に関する全カナダ的枠組。連邦と 8 州･3 準州が合意。サスカチュワン州は不参加，マニトバ州は後に参加）
・主柱 ⑴カーボンプライシング（10 月の提案に沿った施策）
⑵補完的行動（エネルギー効率化基準の強化，自動車・建物の規制等），
⑶順応と復元力構築（インフラ整備，健康保全，洪水･森林火災･干ばつ･凍土解氷等の対策）
⑷クリーン技術革新関連の雇用創出
・2030 年の温室効果ガス排出量を現行見通し 7.42 億トンから 5.23 億トンに 29.5%削減する。

〇連邦のバックストップ制度導入 ←“Greenhouse Gas Pollution Pricing Act”（2018 年 6 月公布）
①“Output-Based Pricing System”（OBPS）の導入［2019 年 1 月。“Baseline-and-Credit”方式］
・オンタリオ州，マニトバ州，ニューブランズウィック州には強制導入。
サスカチュワン州では特定部門（発電，天然ガス輸送パイプライン）に強制導入。
プリンスエドワードアイランド州，ユーコン準州，ヌナヴト準州は自主的に導入。（2 準州は 7 月）
アルバータ州には OBPS を導入していないが，TIER が連邦ベンチマークに適合するかどうか検討中。
その他の州・準州は，連邦ベンチマークに適合しているので，OBPS は導入されない。
・温室効果ガスの年間排出量５万 CO_2 トン以上の事業者に OBPS 参加義務。
・OBPS を適用する大規模事業所には“Fuel Charge”（後述）を課さない。
・業種ごとに平均的排出原単位に 70%を乗じたものをベースラインと設定する。
［例外］外国との競争が厳しい４業種［セメント，鉄鋼，石灰，窒素肥料］は 90%
・＊ベースラインを下回る排出原単位で製品を作れば余剰クレジットを得る（⇒売却）
＊ベースラインを上回る排出原単位で製品を作った場合，以下のいずれかが必要。
⑴ 超過排出量に応じた課金（“Fuel Charge”と同価格）の連邦への支払い
→ その収入は支払われた場所が属する州・準州にとどめる（詳しくは未定）
⑵ OBPS 余剰クレジット（自己の過去のクレジット利用，他事業者からの購入）
⑶ オフセット･クレジット（連邦もしくは州・準州が認定したもの）の利用

②“Fuel Charge”の導入［2019 年 4 月。規制的課金とされているが，実質的な炭素税］

・オンタリオ州，マニトバ州，ニューブランズウィック州，サスカチュワン州には課金。
アルバータ州には 2020 年 1 月から課金。
ユーコン準州, ヌナヴト準州は自主参加（7 月から課金。航空機燃料，発電用燃料は免除）。
その他の州・準州は連邦ベンチマークに適合しているので，“fuel charge”は課されない。

・課金対象：化石燃料の保持 ⇒ 課金される州内で，課金年度開始日に燃料$1, 000 以上を保持している事業者（販売業者，使用事業者など）［中流・上流での課金］

・課金率：2019 年 $20 (/$tCO_2$) ⇒ 年$10 ずつ引き上げて，22 年には $50
（例）ガソリン 2019 年 4.42c/l ⇒ 22 年 11.05/l

・使途 ⑴ 90%は“Climate Action Incentive Payment”（CAIP）として各州民に還元する。
＊定額（金額は州により異なる。← 人口１人当たり課金額の差）［表 11］
＊燃料産出州は負担も CAIP も多いが，輸移出が多いので純還元額が多い。［表 12］
⑵ 10%は, 中小企業, 市町村, 大学, 学校, 病院, NPO, 先住民地区に配分する。

◎ “Fuel Charge”強制課金の収入は，州民，中小企業，非営利組織等に全額還元される。

◎ 連邦は，制度に自主参加する州･準州には収入を全額交付（州･準州が使途決定）
［連邦サービスの財源にはならない。］

表 11 **“Climate Action Incentive Payment”** の１人当たり金額［2019 年］

	世帯主	配偶者	その他の扶養家族	一人親の扶養家族
オンタリオ州	$154	$77	$38	$77
ニューブランズウィック州	$128	$64	$32	$64
マニトバ州	$170	$85	$42	$85
サスカチュワン州	$305	$152	$76	$152

資料：Canada Revenue Agency, *Completing a tax return: Line 449 – Climate action incentive*（https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/individuals/topics/about-your-tax-return/tax-return/completing-a-tax-return/deductions-credits-expenses/line-449-climate-action-incentive.html［2019年 9月9日閲覧］）により作成。

表 12 平均的世帯の**“Fuel Charge”**と**“Climate Action Incentive Payment”**［2019 年］

	“Fuel Charge”負担額（A）	CAIP 還元額（B）	差額（A－B）
オンタリオ州	$244	$300	−$56
ニューブランズウィック州	$202	$248	−$46
マニトバ州	$232	$336	−$104
サスカチュワン州	$403	$598	−$195

資料：Government of Canada, *Fall 2018 Update: Estimated Impacts of the Federal Pollution Pricing System*（https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/climate-change/pricing-pollution-how-it-will-work/fall-2018-update-estimated-impacts-federal-pollution-pricing-system.html［2019年 9月8日閲覧］）により作成。

〇評価： 州の権限を尊重しつつ温暖化対策のミニマム･スタンダードを設定した。

①連邦のカーボンプライシング制度は，州の制度と重複せず，州制度により連邦制度と同等もしくはそれ以上の CO_2 削減効果が見込まれる場合は導入されない。

②連邦政府は得た収入を自らの財源とせず, 徴収地の住民または政府に「還付」する。

→ バックストップ適用州民には，消費額に拘らず１人当たり定額を還元するので累進的。

（３）保守政権州の裁判闘争 →「環境は州の専管。連邦バックストップは違憲」（Elgie 2019a; Elgie 2019b）

①サスカチュワン州 →“Saskatchewan Court of Appeal”判決（2019 年 5 月 3 日）は 3 対 2 で連邦勝訴

・州 → 炭素税を否定。温暖化対策は州の権限であり，規制と省エネ投資補助金で行う。

・判決 →（多数意見）温暖化対策は「全国的重要事項」であり，連邦の POGG に該当する。
＊連邦バックストップはミニマムスタンダードであり，州が政策をとる権限を侵害しない。

（少数意見）温暖化対策は POGG ではなく，規制としては連邦権限ではない。
＊ただし，“Fuel Charge”は税であり，連邦の“Taxation”（第 91 条第 3 号）に適合する。

②オンタリオ州 → “Ontario Court of Appeal”判決（2019 年 6 月 28 日）は 4 対 1 で連邦勝訴

・州 → 気候変動対策は州の専管事項である。“Fuel Charge”は連邦の“Taxation”に適合しない。

・判決 →（多数意見）温暖化対策は「全国的重要事項」として連邦の POGG に該当する。
＊温室効果ガス削減のミニマム･スタンダードは，州が政策をとる権限を侵害しない。
＊“Fuel Charge”と OPBS は規制であり，それに参加しない州があると全国的解決が困難。

（少数意見） CO_2 等は州所管の活動から発生しており,連邦所管を認めると州権限を侵害する。
＊ただし，連邦は，課税権，刑法，通商規制の権限に基づいて環境問題に対処できる。

◎サスカチュワン州・オンタリオ州は“Supreme Court of Canada”（最高裁）に上訴（審理は 12 月）。
また，マニトバ州とアルバータ州も違憲訴訟を提起。（審理はまだ。）
→ 両判決を下した判事のうち多数意見７人が連邦の主張（POGG で合憲）を認め，少数意見３人も課税権などの観点から合憲論なので，合憲判決の可能性が高いのではないか。（Elgie 2019a; 2019b）

（４）現状の整理 → ３タイプ［表 13］
- A　連邦ベンチマークに適合した州独自制度。
- B　州が連邦バックストップを容認。
- C　州が連邦バックストップ適用に反発。

表 13　カーボンプライシングの状況［2019 年 9 月 1 日現在］

政府・政策手法 / 地　域	州		連　邦		タイプ	州･準州の政権政党
	「炭素税」	排出量取引	“Fuel Charge”	OBPS		
ニューファンドランドアンドラブラドル州	$20 /$tCO_2$	B&C	ー	ー	A	自由党
プリンスエドワードアイランド州	$20 /$tCO_2$	ー	ー	適用	B	進歩保守党
ノヴァスコシア州	ー	C&T	ー	ー	A	自由党
ニューブランズウィック州	ー	ー	$20 /$tCO_2$	適用	C	進歩保守党
ケベック州	ー	C&T	ー	ー	A	ｹﾍﾞｯｸ未来連合
オンタリオ州	ー	ー	$20 /$tCO_2$	適用	C	進歩保守党
マニトバ州	ー	ー	$20 /$tCO_2$	適用	C	進歩保守党
サスカチュワン州	ー	B&C［一部］	$20 /$tCO_2$	一部適用	C	ｻｽｶﾁｭﾜﾝ党
アルバータ州　［（　）は 2020 年 1 月～］	ー	B&C［CCIR］(B&C［TIER ?］)	ー ($20 /$tCO_2$)	ー (適用？)	［A⇒］C	統一保守党
ブリティッシュコロンビア州	$40 /$tCO_2$	B&C［一部］	ー	ー	A	NDP
ノースウェスト準州	$20 /$tCO_2$	ー	ー	ー	A	なし
ユーコン準州	ー	ー	$20 /$tCO_2$	適用	B	自由党
ヌナヴト準州	ー	ー	$20 /$tCO_2$	適用	B	なし

注：1）B&C は“Baseline-and-Credit”，C&T は“Cap-and-Trade”を示す。
2）「炭素税」の正式名称は，ニューファンドランドアンドラブラドル州，ブリティッシュコロンビア州及びノースウェスト準州では“Carbon Tax”，プリンスエドワードアイランド州では“Carbon Levy”である。
資料：連邦及び各州・準州のウェブサイトを参照して筆者作成。

10. おわりに——カーボンプライシングの政策決定要因

（１）地域特性（地理的・産業的要因） — 地球温暖化の深刻さへの認識と産業的利害，

〇アメリカでは，パリ協定脱退の是非をめぐるコンセンサスはみられない。

- ・大西洋・太平洋沿岸 → ハリケーン巨大化，海面上昇，森林火災 ⇒ CO_2 削減に熱心
- ・内陸・メキシコ湾沿岸 → 石油・ガス産業の利害重視

〇カナダでは，地球温暖化による自然･居住環境の危機（インフラ劣化，凍土縮小，海面上昇，森林火災，健康被害，漁場･生態系変化等）は全国的に認識されており，パリ協定遵守のコンセンサスはある。

- ・水力発電・森林地域（CO_2 削減コスト小），島･沿岸･北方地域（温暖化被害大） → 温暖化対策優先。
- ・石油・ガス産出地域 → 炭素税に反対し，限定的規制にとどめようとする保守派が優勢。

（２）産学連携のカーボンプライシング推進？

〇学界・シンクタンク → カーボンプライシングについて，政府・政党への提言。国民への情報提供
（シンクタンクには，企業・財団・政治家が出資・寄付で支援。）

（例）アメリカ
- ・“Climate Leadership Council”（Baker et al. 2017; CLC 2019. 共和党有力者が創設 ⇒ 超党派の広がり）
  ［企業では GM, Ford, ExxonMobil, Shell, BP, AT&T, Microsoft, P&G, Johnson&Johnson 等が協賛］
  → 炭素税$40/t 導入（毎年実質 5%引上げ）。収入は国民に定額還付。規制緩和。国境調整。
- ・経済学者（3,500 人超）の共同声明（Akerlof et al. 2019 ＝ *The Wall Street Journal*, January 17, 2019）
  → 市場原理主義の論者と政府機能重視論者のコンセンサス。

カナダ
- “Council of Canadian Academies” → 地球温暖化のカナダへの影響を分析（CCA 2019）
- “Canada’s Ecofiscal Commission”（Beugin et al. 2018; Dahlby et al. 2019）

〇経済団体の態度は国によって異なる。

- ・国際商工会議所はカーボンプライシングを支持（ICC 2016）。
- ・カナダの商工会議所，製造業・鉱業団体はカーボンプライシング支持（規制緩和･企業減税と合わせて要望）
- ・アメリカ商工会議所は，温暖化対策のコストは大きいとの見解を維持（USCC 2017）。

（３）カーボンプライシングをめぐる政治構造 — 連邦制，代表制，選挙制度，そして政党状況

①連邦制 — 両国の状況は対照的

〇アメリカは，連邦（トランプ政権）が消極的。相当数の州（大西洋・太平洋沿岸等）は積極的。

・連邦は，石油･ガス開発促進のために，州の権限縮小を目指している。

〇カナダは，連邦（トルドー政権）が積極的。相当数の州（島･沿岸･森林･北方地域等）も積極的。

・州が権限をもつことに異論はない。連邦バックストップへの州の評価も多様（協調 ⇔ 訴訟）。

〇アメリカは複数州の共同制度（水平的協調），カナダは連邦と相当数の州の合意（垂直的協調）がみられる。

②代表制と選挙制度

〇アメリカは二元代表制（連邦：大統領，上院･下院。州：知事，上院･下院） → ３機関に上下関係なし。

・選挙制度が複雑（連邦大統領は「州ごとの勝者総取」，上院は各州２人，下院は単純小選挙区）

〇カナダは一元代表制（連邦・州とも議院内閣制。連邦は二院制だが下院のみ選挙。州は一院制。）

・連邦・州とも単純小選挙区制をとる。

〇アメリカは政策変更過程が複雑。カナダは政策変更が著しい（とくにコンセンサスが未構築の場合）。

③政党状況

〇アメリカは，連邦・州を通じた二大政党制（共和党，民主党）

・共和党は，大統領「人気」に依存しており，環境政策軽視派の意見が通りやすい。
・民主党は，パリ協定復帰を主張。カーボンプライシングにも積極的。（Gross 2019）

〇カナダでは，連邦政党と州政党は別々の存在，かつそれぞれ多党制。

・保守政党は急進派が強くなっており，「反カーボンプライシング」を「増税反対」に見せる。
　←「税」のコストは排出量取引や規制より「見える」。（Harrison 2019; Leach 2019）
・中道政党・社会民主主義政党・環境政党が連携して，カーボンプライシングを推進している。

〇カーボンプライシングを「収入の国民還元＋生活環境保全」（賛成派）と「政府規模拡大」（反対派）のどちらに見せることができるかかが焦点となる。

（４）展望

〇アメリカでは，当面２つの大きな問題がある。

①連邦は州の温暖化対策（自動車規制）を否定しようとしているが，州は訴訟で争う構え。
　→ 連邦は州のカーボンプライシングも否定するか。（現状はそこまで展開していない。）

②2020 年大統領選挙において，地球温暖化対策はどれだけ大きな争点になるか。

〇カナダでは，当面３つの大きな問題がある。

①連邦下院総選挙（2019 年 10 月 21 日投票）→ 連邦バックストップの是非が最大の争点。

・自由党政権が続けば,現行政策（2022 年以降は炭素価格 C$50 (/t CO_2)で据え置く）を守るか？
・保守党政権になれば，連邦バックストップを廃止して各州･準州に任せるだろう。

②憲法訴訟の行方（総選挙で自由党政権が再選された場合）

③議会予算局が，炭素価格を「2023 年$56 ⇒ 2030 年$102」とする必要があると指摘（PBO 2019）。
　⇔ 連邦環境相は，廃棄物対策･自然保護･技術支援･電気自動車促進により価格引上げは不要と主張。

参考文献

みずほ情報総研（2018）『平成29年度　炭素税導入及び引上げプロセスにおける課題と解決手法に関する国際比較調査・分析等委託 報告書』（東京都主税局 平成29年度請負業務報告書，2018年3月）。［http://www.tax.metro.tokyo.jp/report/material/30301.html（2019年7月22日閲覧）］

Akerlof, Gregory et al. (2019) “Economists’ Statement on Carbon Dividends,” *The Wall Street Journal*, January 17. ［https://www.clcouncil.org/economists-statement/（2019 年 9 月 22 日閲覧）］

Baker, James A. III, George P. Shultz et al. (2017) *The Conservative Case for Carbon Dividends*. Washington, D.C.: Climate Leadership Council (February).

Beugin, Dale, Brendan Frank, Glen Hodgson, Richard Lipsey, Nancy Olewiler and Chris Ragan (2018) *Clearing the Air: How Carbon Pricing Helps Canada Fight Climate Change*. Montreal: Canada’s Ecofiscal Commission (April).

Canada, Parliamentary Budget Officer [PBO] (2019) *Closing the Gap: Carbon Pricing for the Paris Target*. Ottawa: Office of the Parliamentary Budget Officer (June 13. Revised, June 20).

Canadian Chamber of Commerce [CCC] (2018) *A Competitive Transition: How Smarter Climate Policy Can Help Canada Lead the Way to a Low Carbon Economy*. Ottawa: Canadian Chamber of Commerce (December).

Canadian Manufacturers and Exporters [CME] (日付不詳) “Policy Initiatives: Balancing Environmental Sustainability and Economic Growth.” ［https://cme-mec.ca/blog/initiatives/balancing-environmental-sustainability-and-economic-growth/（2019年9月22日閲覧）］

Chalifour, Nathalie J. (2009) “The Constitutional Authority to Levy Carbon Taxes,” in Courchene and Allen (eds.) (2009) pp.177-195.

Climate Leadership Council [CLC] (2019) *The Four Pillars of Our Carbon Dividends Plan (Updated September 2019)*. Washington, D.C.: Climate Leadership Council.　［https://www.clcouncil.org/our-plan/（2019年9月22日閲覧）］

Council of Canadian Academies [CCA] (2019) *Canada’s Top Climate Change Risks: Expert Panel on Climate*

Change Risks and Adaptation Potential. Ottawa: Council of Canadian Academies (July).
Courchene, Thomas J. and John R. Allen (eds.) (2009) *Canada: The State of Federation 2009 - Carbon Pricing and Environmental Federalism*, Kingston: Institute of Intergovernmental Relations and McGill-Queen's University Press.
Dahlby, Bev, Don Drummond, Brendan Frank, France St-Hilaire and Chris Ragan (2019) *10 Myths about Carbon Pricing in Canada*. Montreal: Canada's Ecofiscal Commission (March).
Elgie, Stewart (2019a) "Summary of Saskatchewan Court Decision on the Federal Carbon Pricing Law," Canada's Ecofiscal Commission, *Blog* (May 3). [https://ecofiscal.ca/2019/05/03/saskatchewan-court-decision-carbon-pricing/(2019 年 8 月 24 日閲覧)]
Elgie, Stewart (2019b) "Summary of Ontario Court Decision on the Federal Carbon Pricing Law," Canada's Ecofiscal Commission, *Blog* (June 28). [https://ecofiscal.ca/2019/06/28/ontario-court-decision-summary-carbon-pricing-law/(2019 年 8 月 24 日閲覧)]
Environics Institute for Survey Research (2019) *Confederation of Tomorrow 2019 Survey of Canadians - Making Federalism Work: Leadership, Trust & Collaboration, Final Report*. Toronto: Environics Institute for Survey Research.
Gale, William G. (2019) *Fiscal Therapy: Curing America's Debt Addiction and Investing in the Future*. New York: Oxford University Press.
Gross, Samantha (2019) "Campaign 2020: What Candidates are Saying on Climate Change," Brookings Institution, *Blog* (September 13). [https://www.brookings.edu/blog/planetpolicy/2019/09/13/campaign-2020-what-candidates-are-saying-on-climate-change/?utm_campaign=Brookings%20Brief&utm_source=hs_email&utm_medium=email&utm_content=76827645(2019 年 9 月 16 日閲覧)]
Harrison, Kathryn (2009) "Multi-Level Governance and Carbon Pricing in Canada, the United States and the European Union," in Courchene and Allen (eds.) (2009) pp.111-127.
Harrison, Kathryn (2019) "The Fleeting Canadian Harmony on Climate Change," in IRPP (2019) (July 8).
Hogg, Peter W. (2007) *Constitutional Law of Canada, Fifth Edition, Volume 1*. Scarborough: Thomson Carswell.
Houle, David, and Eric Lachapelle (2019) "Quebec's Political Consensus over Carbon Price System," in IRPP (2019) (July 17).
Institute for Research on Public Policy [IRPP] (2019) *Policy Options*, July 2019 "Special Feature: The Evolution of Carbon Pricing in the Provinces," Montreal: Institute for Research on Public Policy. [https://policyoptions.irpp.org/magazines/july-2019/the-evolution-of-carbon-pricing-in-the-provinces/(2019 年 8 月 20 日閲覧)]
International Chamber of Commerce [ICC] (2016) *Carbon Pricing Principles*. Paris: International Chamber of Commerce.
Leach, Andrew (2019) "How the Commuter vs. Polluter Narrative Could Backfire on Alberta," in IRPP (2019) (July 15).
Mining Association of Canada [MAC] (2016) "Mining Industry Supports Carbon Price to Address Climate Change." Mining Association of Canada Website, Press Release (April 13). [https://mining.ca/press-releases/mining-industry-supports-carbon-price-address-climate-change/（2019 年 9 月 11 日閲覧）]
Morris, Adele C., Yoran Bauman and David Bookbinder (2016) *State-level Carbon Taxes: Options and Opportunities for Policymakers*. Washington D.C.: The Brookings Institution (Climate and Energy Economics Discussion Paper, July 28).
Parkin, Andrew (2019) "Most Canadians Don't Want a Province-first Approach to Climate Change," in IRPP (2019) (July 12).
United Nations Environment Programme [UN Environment] (2018) *Emissions Gap Report 2018*. Nairobi: United Nations Environment Programme (November).
United States Chamber of Commerce, Institute for 21st Century Energy [USCC] (2017) *The Costs of Achieving the Obama Administration's GHG Emissions Goals*. Washington, D.C.: Unites States Chamber of Commerce (January).
World Bank (2019) *State and Trends of Carbon Pricing 2019*. Washington, D.C.: World Bank Group (June).

政府機関等のウェブサイト

California Air Resources Board [https://ww2.arb.ca.gov/]
Environment and Climate Change Canada [https://www.canada.ca/en/environment-climate-change.html]
Government of Alberta – Carbon Competitiveness Incentive Regulation [https://www.alberta.ca/carbon-competitiveness-incentive-regulation.aspx]
Government of Alberta – Carbon Levy and Rebates [https://www.alberta.ca/climate-carbon-pricing.aspx]
Government of British Columbia – Motor Fuel Tax & Carbon Tax [https://www2.gov.bc.ca/gov/content/taxes/sales-taxes/motor-fuel-carbon-tax]
Government of Canada – Fuel Charge [https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/excise-taxes-duties-levies/fuel-charge.html]
Government of Canada – Output-Based Pricing System [https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/climate-change/pricing-pollution-how-it-will-work/output-based-pricing-system.html]
Government of Quebec - Western Climate Initiative [http://www.environnement.gouv.qc.ca/changements/carbone/WCI-en.htm]
National Caucus of Environmental Legislators – Carbon Costs Coalition [https://www.ncel.net/carbon-costs-coalition]
Regional Greenhouse Gas Initiative (RGGI) [https://www.rggi.org/]
Transportation and Climate Initiative [https://www.transportationandclimate.org/]
United States Climate Alliance [https://www.usclimatealliance.org/]
United States Environmental Protection Agency – Greenhouse Gas (GHG) Emissions [https://www.epa.gov/ghgemissions]
Western Climate Initiative Inc. (WCI) [http://www.wci-inc.org/]

イギリス地方税の動向

星野　泉(明治大学)

福祉国家を国ごとの個性と結びつけ類型化したエスピン - アンデルセンは、アメリカ、カナダなどのリベラル型、ドイツ、フランスなど保守主義型（あるいはコーポラティズム型)、北欧などの社会民主主義型に、大きく３つに類型化した。その中で、イギリスは、アングロ - サクソン諸国として基本的にはリベラル型であるが、戦中のベバリッジ委員会の議論をベースに戦後、労働党がケインズ－ベバリッジ主義の下で進めてきたため、社会民主主義型の要素を含んでいるとされる。

1980 年代以降は、もともと福祉への関心の薄かったアメリカとともにイギリスは新保守主義、レーガノミクス、サッチャリズムとして、福祉国家の見直しへと向かった。かつて、家族やコミュニティの役割であったものを市場化し、福祉政策を縮小していき、VFM、CCT といった新公共経営論的政策が進められてきている。

（田口富久治『ケインズ主義的福祉国家』1989 年、毛利健三『イギリス福祉国家の研究』1990 年、富永健一『社会変動の中の福祉国家』2001 年）

イギリスで、こうした傾向が伝統的地方税にどのような影響を与えてきたか。Brexit と地域の格差状況を紹介しつつ、近年の状況を整理していきたい。

Brexit の国民投票

EEC 設立から 60 年、イギリスの EC 加盟から 40 年超、EU 設立より 20 年を超え、加盟国の拡大が進むとともに大きな混乱を迎えている。これまでは、国を超えた単位である EU への集権、そして一国内の地域あるいは自治体への地方分権、地方自治という 2 方向のベクトルを調整しつつ統合効果を高めてきたヨーロッパ諸国であったが、国際的、国内的格差の影響等から社会問題化し財政のかじ取りが難しい局面に入ってきた。その結果としてのイギリス EU 離脱である。福祉国家として、漸進的改革を進めてきた北欧のスウェーデンも含め、ヨーロッパで排外的ナショナリズム政党の台頭がみられる。

2016 年 6 月、イギリス国内で行われた EU 離脱を問う国民投票の結果、残留派 48.1%、離脱派 51.9%という大接戦の末、離脱派が勝利し、キャメロン首相の辞職、メイ首相となる。しかし、イギリス国内各地では意見は異なる。スコットランド内の投票結果は残留派 62%、離脱派 38%と圧倒的に残留派が多い。その 2 年前の 2014 年 9 月、スコットランドでは、スコットランドが一つの国として UK からの分離独立を問う住民投票があり、UK 残留派が 55.3%を占めた。

2016年のUK投票結果とその2年前のスコットランド投票結果を比べると、全く同一人物が投票したものではないとはいえ、スコットランドの人々はUKに対するシンパシーよりもEUに対するシンパシーを強く持っているということが想定される。また、同様に北アイルランド(残留55.8%)、ロンドン（残留59.9%）それぞれの地域内におけるEU残留派の割合は、共に離脱派の割合を上回っていたことから、地域別に見ると残留派優勢の地域もかなりあるようである。UKとしての決定と地域ごとの意向が異なる現状が生まれている。

スコットランドは、UK内で言語的同一性があるが宗教的に異なる（スペインのカタルーニャは宗教より言語の違い)。そもそも、分離独立運動は、宗教、言語の他、政治的志向性、経済的な格差が原因とされ、一般論では、経済的に豊かな地域が他の働かない地域に税金が奪われていると考え､分離独立への期待が大きい傾向があるとされる｡(松尾秀哉『ヨーロッパ現代史』2019年)

人口と地域格差

UKの人口は2018年の半ばに6,643万6,000人と見積もられている。UKを構成するイングランド、北アイルランド、スコットランド、ウェールズ、いずれも人口増を維持しているが、2004年以降は成長率が鈍化している。前年比でみると、イングランドは358,000人増えて約5,598万人へ（前年比0.6% 増)、スコットランドは13,000人増えて544万人へ(前年比0.2% 増）、ウェールズは13,000人増えて314万人（前年比0.4% 増)へ、北アイルランドは11,000人増えて188万人(前年比0.6% 増)となった。8割以上の人口が、イングランドに集中しており、増加人数の9割がイングランドということになる。前年比でみると､出生数74万4,000人(前年比18,000人､2%減)､死亡数62万3,000人(20,000人､3%増）で自然増は過去最低。外国からの移住は62万5,000人（54,000人、10%増)、外国への移住は35万1,000人（9,000人、3%増）で、差し引き国内への移住者が27万5,000人増、過去5年平均を6,000人、前年を45,000人上回る。

表1に示すように、スコットランドとウェールズの人口増加率はイングランドや北アイルランドよりも低めである。伸び率の違いは、国際的および国内的社会増減にもよるが、変動の多くは自然増減、すなわち出生と死亡のバランスの違いによって説明される。この違いは、4カ国の異なる年齢構成を反映しており、若い層の多い地域では出生数が多く、死亡数が少ない傾向にある。2018年半ばに、北アイルランドはUK 4カ国の中で最も若く（中央値 38.7 歳）を持ち、次いでイングランド、スコットランド、ウェールズ（中央値 39.9 歳、42.1 歳、42.5 歳）の順となる。

表 1　UK 内 4 か国の人口と増加率

	人口 2018	UK 内の割合	前年比増加人数	前年比増加率	2008 年比増加率
England	55,977,000	84.3%	358,000	0.64%	8.0%
Wales	3,139,000	4.7%	14,000	0.43%	3.7%
Scotland	5,438,000	8.2%	13,000	0.25%	4.5%
Northern Ireland	1,882,000	2.8%	11,000	0.58%	5.8%
UK	66,436,000	100.0%	396,000	0.60%	7.5%

出典 Office for National Statistics, National Records of Scotland, Northern Ireland Statistics and Research Agency

2013 年半ばから 2018 年半ばまでの 5 年間、10 万人当たりの自然増減をみると、ウェールズでは過去 2 年間のマイナスがあったため 2018 年半ばで－84、スコットランドでは過去 4 年間のマイナスがあって－141 と自然減である一方、北アイルランド＋358 とイングランド＋224 では自然増となっている。2014 年半ば以降だけをとると、自然増がある地域も含め 4 カ国すべてで減少傾向にある。

図 1　4 か国の人口 10 万人当たり自然増減

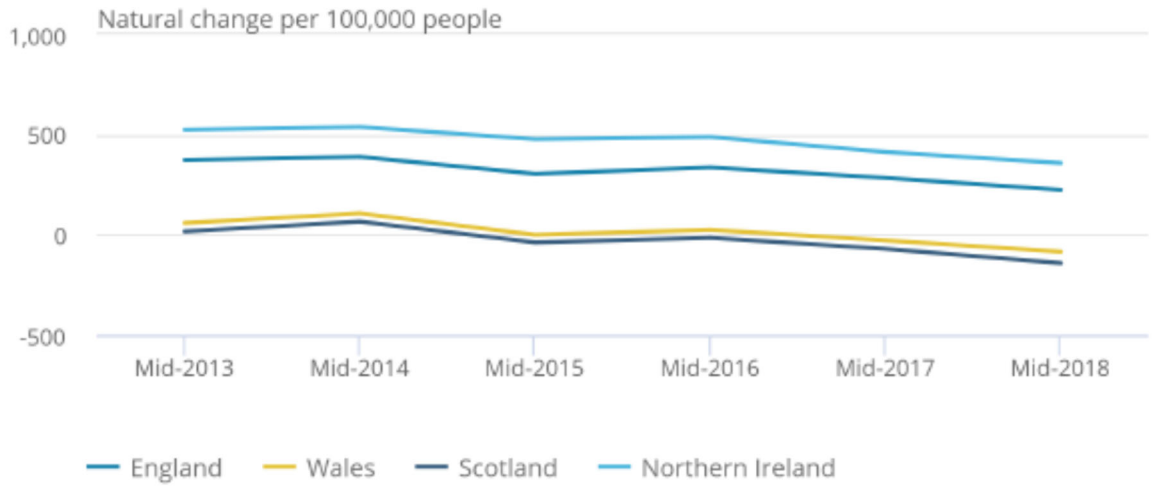

出典　**Population estimates for the UK, England and Wales, Scotland and Northern Ireland: mid-2018.**

2018 年半ばに（2019 年 4 月現在の自治体単位でみて）、前年から 1 年間で地方団体の 88%にあたる 337 の団体で人口が増加している。これは前年とほぼ同じであるが、過去 5

年間でみると、平均伸び率をわずかに下回った水準である。

人口増加率が地域レベルでどのように異なるかをみると、最も急成長している 4 つの地方団体はロンドン内にある。City of London の人口は 2013 年半ばから 2018 年半ばにかけて、最も大きく増加しているが、ここは、シリー諸島 The Isles of Scilly に次ぎ、UK 内で 2 番目に人口が少ないところであり、小さいがゆえに増加率が大きくみえるといえる。そのほか、人口が大幅に増加した地域は次の 3 つ、Tower Hamlets 16%増（ 274,000 → 318,000 人)、Camden 14%増（230,000 → 262,000 人)、Westminster 13%増（225,000 → 255,000 人)である。その他、人口増加率の高い地方団体はイングランド全土にちらばっており、あまり明確な傾向はない。

4 か国の中でも様々な傾向が見られる。ロンドンや北アイルランドにみられるような若い年齢構造の地域は、死亡数よりも出生数が多く、比較的高い水準の自然増が生じている。また、最近の 1 年間で最も顕著なパターンとしては、沿岸地域や農村部にあるような年齢構造が高めの多くの地域で自然減がみられることである、例えば Dorset、Devon、Somerset など。多くは平均年齢が高く、85 歳以上人口が高い割合を占めている。スコットランドでは、Edinburgh とその周辺の地域は過去 5 年間(Edinburgh City, Midlothian and East Lothian を含む)一貫して成長しているのに対し、西部と島の一部の自治体では近年人口減少が続いている。

前年比で人口が減少した 45 団体の多くはイングランド、スコットランド、ウェールズの海岸沿いにあるが、一部、内陸部に位置する地方団体にもみられる。これらは、高齢者の地域、国際移住者が減少している地域、および特定の人口が減少している地域が混在している。2013 年半ばから 2018 年半ばの過去 5 年間でみると、Ceredigion(ウェールズ)は 4%減少し、75,800 人から 73,000 人へ、5 年間で人口減少率が最大となっている。Inverclyde (スコットランド)と Copeland (イングランド北西部)は、2 番目と 3 番目の減少率(それぞれ 3%と 2%)であった。

図 2

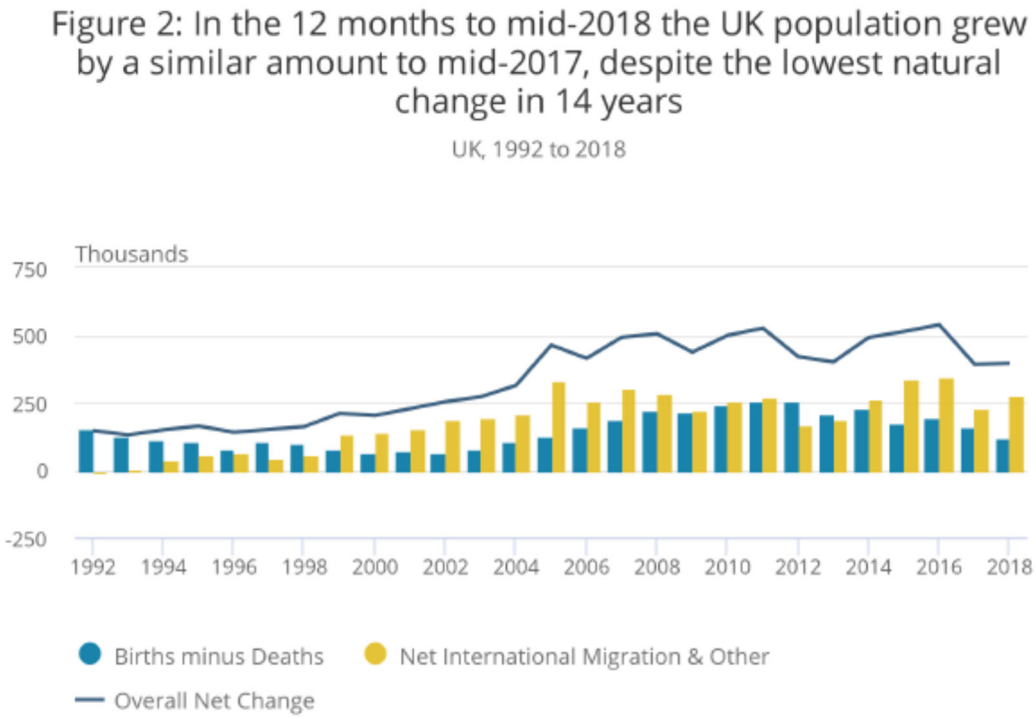

出典　図 1 に同じ。

ロンドン中心部は 2018 年半ばまでの 1 年間で最も国際移住が多かったところである。また、イングランド、ウェールズ、スコットランドの都市部にも国際移住者の多い地域がみられる。Coventry、Newcastle-upon-Tyne、Oxford などでは、学生人口が多く、18 歳から 24 歳までの人口増加に寄与している。しかし、Office of National Statistics の統計マップでみると、UK の大部分が比較的同じレベルの純国際移住状況をもっているということは注目すべき点である。

国内での転入転出については、2018 年半ばまでの 1 年間に、242 の地方団体で転入人口の方が多く、そのうち 43 団体が 1,000 人当たり 10 人以上の純転入であった。これらは主に南東部、南西部、イングランド東部であった。140 の団体で転出人口の方が多く、そのうち 31 団体で 1,000 人当たり 10 人以上の純転出であった。このうち、19 団体はロンドンで、あとは南部、東部である。ロンドン全体としては、イングランド、ウェールズの他の地域へ、1,000 人当たり 11.7 人の純転出となっている。前年の統計でもみられたものであるが、これには、明確な構造的傾向があり、25 歳を超える大人が 18 歳未満の子どもを連れて引っ越すというものである。大雑把にいえば、20 代の若い青年層がロンドンに引っ越して来る一方で、子どもをもつ家族がロンドンを離れるということを意味している。

ロンドン以外の各地では、子どもと 25 歳から 64 歳までの大人が純転入となっており、この傾向は West Midlands や北西部のわずかな純転出を除いて、65 歳以上高齢者にも当てはまる。18 歳から 20 歳人口では、イングランド東部で大幅な純転出があった。南東部

もこの世代の大幅な純転出があったが 20 代の若者の純転出はあまり大きくない。また、その他の地域でも、国内人口移動規模はあまり大きくはない。

図 3　　イングランド国内転出転入 人口 1,000 人当たり　2018 年半ば（前 1 年間）

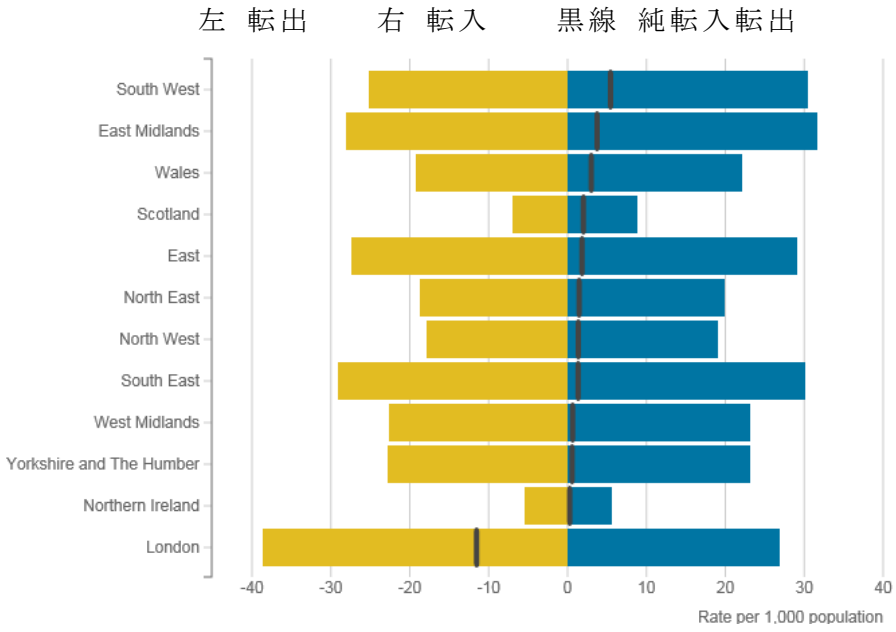

図 4　イングランドにおける都市から非都市への人口移動

人口 1,000 人当たり

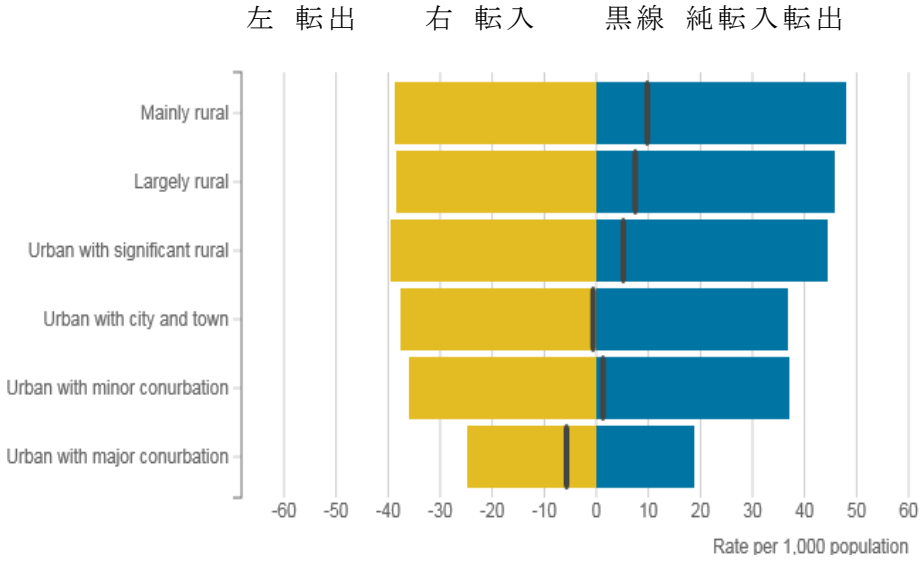

出典 図 3、4 とも**図 1 に同じ。**

図 3、4 のように、ロンドンなど大都市圏を形成するようなところでは人口が流出傾向にあることがわかる。

イングランドの地方税

地方財政支出は、一般歳出（Revenue Expenditure）と資本支出（Capital Expenditure）に分けられ、前者は政府補助金、保持された非居住用資産レイト、地方財源としてのカウンシル税からなる。後者は、政府の対象となる諸補助金と借入れ、資本収入による。地方団体のうち、課税団体（Billing Authorities）と呼ばれる団体はカウンシル税を課税できる自治体であり、そうでない団体は付加税（Precept）として間接的に負担を求める。都市部でないところでは、ディストリクト議会が課税団体となり、カウンティ議会が付加団体となる。また、警察、消防、救急などのアドホック団体やパリッシュ、そして合同行政機構（Combined Authorities）も付加課税を行う権限がある。242 の課税団体の中に付加課税を行える 8,800 を超えるパリッシュが位置している。

1980 年代に大都市圏でディストリクトが廃止された際、設けられたこの地域の代表組織、グレーター・マンチェスター自治体協会（Association of Greater Manchester Authorities）は、国の法律に基づき 2011 年にグレーター・マンチェスター合同機構（Greater Manchester Combined Authority）を設立し、公共交通、住宅、廃棄物、開発計画などの権限をもっている。こうした合同機構（CA）は、今日、10 の地域で設立されており、パートナーシップや合同委員会よりも永続的組織とされる。

伝統的に資産課税を地方税としてきたイギリスの地方税の規模はかなり小さい。それでも、1980 年代までは、地方財政に占める地方税比率は 3 割程度あり、国と地方の税源配分でも地方税が 13%程度はあった。しかし、1990 年の居住用資産課税部分を人頭税コミュニティ・チャージに置き換えた際、地方税のほぼ半分を占める非居住用資産課税部分を国税化し地方譲与税としたことで、地方財政に占める比率でも大幅に減少し 15%程度に、税源配分ではわずか 5～6%となってしまった。この傾向は、現在のカウンシル税においても同様である。2013 年から、国税化されていた非居住用資産レイトの半分が不十分ながら自主財源化の方向にあるが、現在のところ元のような地方税には戻っていない。

1993 年創設の現行地方税カウンシル税は、単税制度であるがゆえに、地方税として、基本的な部分、通常は物税とされる資産税の問題点を調整するため、人頭税的、所得税的な仕組みを盛り込んでいる。住宅をベースに課税され、居住者や所有者が納税義務を負っている。住宅の評価の際、賃貸価格でなく資本価格(Capital Value)を用いていることは、レイトからの大きな変更点である。そして、評価額を決める上で最も大きな特徴は、価格帯(Valuation Bands)方式をとっていることである。

イングランド、ウェールズの場合、最初の評価は、1991 年末から 92 年半ばにかけて実施された。この作業は、広い価格帯の範囲内に、それぞれの住宅をあてはめるというものであった。価格帯の幅が広いため、資産評価を厳密に実施する必要は無くなり、今後の評価替えもあまりしなくてもよいとされた。住宅を A から H まで 8 つの価格帯のどこかに

割り振り、税額は、価格帯毎に決まる。最も低価格帯 A が 6、最も高価格帯 H が 18、基準とされる価格帯 D の負担比率は 9 とされる。H の範囲内にある住宅は価格帯 D、負担比率 9 と評価された住宅の 2 倍の負担。同様に、価格帯 A の住人は価格帯 D の住人の 3 分の 2 の負担となる。たとえば、価格帯 D の税額について、ある自治体が 501 ポンドと設定した場合、A は 334 ポンド、H は 1002 ポンドとなる。これが基準となる税額となり、ここから個人的理由に伴う税負担軽減が行われる。

資産税ではあるが、コミュニティ・チャージにあった人頭税的配慮がある。価格帯毎に決定された基本税額を基礎として、18 歳以上の成人が 2 人居住している場合、基本税額の 100%課税。1 人だけで居住している場合、25%割引され、75%課税。世帯人員が 3 人以上となっても、とくに税額が増加することはない。さらに、資産税であることに伴う逆進性を回避するため、カウンシル税給付金制度(Council Tax Benefit)が置かれ、2013 年からはカウンシル税軽減制度（Council Tax Reduction）として低所得者向けなど負担軽減制度がある。

評価替えは、レイト制度の時代、5 年おきとされていたものの、廃止されるまで 1973 年の評価に据え置かれ、10 年おきとされるカウンシル税でも 1991 年の評価が長く使われており、評価替えは熱心でない。住民としては、評価替えがないまま住宅価格が大幅に変化した場合、不公平が生じるが、その場合、異議申し立てをすることができる。また、資産課税といっても、実際は単税制度の地方税であり、世帯人員や所得状況から配慮がなされ、実質的に住民税のようなものである。資産価格そのものの変化を納税者である占有者に負わせることにそれほど大きな意味がないともみられる。ただ、所得課税や財・サービス課税のように、地域経済の成長により生じる自然増収に期待できないため、税率を上げないと増収につながらない。2002 年には前年比 8.2%、2003 年には前年比 12.9%もの負担増を求められたこともあった。その他の時期では、1990 年代は 5～6%増、2005 年以降 4%台、あるいはそれを切るようになり、2011 年から 14 年は 0～1%の間、最近は少し増えて 4～5%である。

一方、非居住用資産レイトの場合は、基本的に 5 年おきの評価替えとなっている。1990 年、地方税のうち居住用資産レイト部分がコミュニティ・チャージに変わる際、地方税の半分程度を占めていた非居住用資産レイトは国税、地方譲与税化された。地域間の税率格差をなくし経済の中立性を高める方向で、当初は人口基準で譲与、その後は地方財政調整制度である歳入援助交付金（Revenue Support Grant＝RSG）の中で配分されるようになった。2013 年からは、RSG の 50%を、ビジネス(非居住用資産)・レイト保持制度(Business Rats Retention Scheme）として、自治体の権限を大きくする方向への改革が進行中である。地域経済の発展の成果を直接的に得ることができるためとされ、非居住用資産レイトの半分が、自治体の財源として、過去の徴収額と人口や公共サービスコストの差額を追加支出金(Top-up)、納付金(tariff) として調整する、一部水平的調整の仕組みを入れている。

また、2006年からRSGが大幅に減らされ、学校特定補助金（Dedicated Schools Grant）中心の財政調整、すなわち自治体の学校教育支出の違いを基礎とする財政調整に振り替わっている。補助金改革の中で子どもの貧困と教育格差に注目し、地域格差の基準として盛り込んできたことが大きい変化である。

人頭税についてはあまりに短い、わずか3年での幕引きであったが、カウンシル税は、4半世紀、その基本的部分に変化はない。地方税として安定的に推移してきてはいるが、伸張性に乏しいこと、地域格差が生じやすいこと、基本的に逆進性があること、さらに、地方財政の拡張を嫌う保守党政権の下で、非居住用資産レイトとともに改革を進めてきたのが近年の状況である。

進むカウンシル税のキャッピング

2010年6月に発表された2010年緊急予算（Emergency Budget）において、2011年度、イングランドのカウンシル・タックスの税率凍結を奨励し、2010年10月の2010年支出見直し（Spending Review 2010）では、2011年度にカウンシル・タックスの税率を凍結したイングランドの自治体の税収補填に対し7億£を充てることが発表された。さらに、2011年地域主義法（Localism Act ）では、国務大臣は毎年度、地方自治体によるカウンシル・タックスの引き上げ上限を設定できることになった。地方自治体がこの上限を超えてカウンシル・タックスを引き上げることを望む場合は、住民投票を実施、同意が必要となる。

カウンシル税の負担

2014年度から18年度まで、各9月段階の評価リストに登載されるイングランドの住宅数は23,466から24,298へと増えており、毎年200戸ほど、1%を若干切る程度の増加となっている。このうち、免税対象などで500戸ほどはカウンシル税負担がないので、課税されたのは2014年度、22,944、2018年度、23,698となる。そのほぼ3分の1は減税対象で残り3分の2は減税なしの納税者である。この税は、2人以上の居住を前提としており、減税世帯はほぼ単身者減税世帯ということになる。基本税率となる価格帯Dの金額は、2013年度、1,456£、2018年度、1,671£であるから、平均で2%程度の増となるが、年によってばらつきがあり、2013年度は前年度比0.8%増であるのに対し、2018年度は5.1%増である。2019年度は1,750£、4.7%増ということで、ここ4年間は3%以上の増加となる予定である。ただ、この数値は、成人社会的ケアやパリッシュの付加課税（Precept）を含んでいるため、ということもある。

表 2　価格帯 D の平均額と増加率

Table 3: Average Band D council tax in England and the annual percentage change 2009-10 to 2019-20[(a)(b)(c)(d)]

	£	% change
2009-10	1,414	3.0
2010-11	1,439	1.8
2011-12	1,439	0.0
2012-13	1,444	0.3
2013-14	1,456	0.8
2014-15	1,468	0.9
2015-16	1,484	1.1
2016-17	1,530	3.1
2017-18	1,591	4.0
2018-19	1,671	5.1
2019-20	1,750	4.7

(a) Figures include parish precepts.
(b) Freeze grant was paid to local authorities that froze or reduced council tax between 2011-12 to 2015-16.
(c) Local authorities given flexibility to increase council tax by an additional amount to fund adult social
(d) Referendum principles may vary year-on-year. Please see the introduction section of the statistical release for further information.

出典　Council tax levels set by local authorities: England 2019-20 –Revised.

表 3　各地の価格帯 D の金額と増加率

Table 6: Average area Band D council tax and the annual percentage change by area of authority 2015-16 to 2019-20[(a)]

	England		London area		Metropolitan areas		Unitary areas		Shire areas	
	£	% change	£	% change	£	% change	£	% change	£	% change
2015-16	1,484	1.1	1,298	0.1	1,451	1.2	1,518	1.1	1,547	1.4
2016-17	1,530	3.1	1,306	0.6	1,506	3.8	1,572	3.5	1,601	3.5
2017-18	1,591	4.0	1,350	3.4	1,575	4.6	1,641	4.4	1,662	3.8
2018-19	1,671	5.1	1,405	4.1	1,658	5.3	1,729	5.4	1,749	5.2
2019-20	1,750	4.7	1,477	5.1	1,739	4.9	1,814	4.3 [(b)]	1,826	4.7 [(b)]

(a) Figures include parish precepts and adult social care precepts from 2016-17 onwards.
(b) The year-on-year percentage change has been calculated as if Bournemouth, Christchurch & Poole, Dorset Council, West Suffolk, East Suffolk and Somerset West & Taunton had been in existance in 2018/19 to allow for like-for-like comparisons at class level.

出典　表 2 に同じ。

追加的付加課税制度（Additional Precept）

2016 年度に導入された追加的付加課税制度（Additional Precept）では、成人社会的ケア目的に 2%のカウンシル税付加税をかける権限が認められ、2017 年、18 年度に 3%に引き上げられ、2019 年度は 2%となった。2017 年度から 2019 年度の間に最大 6%のポイント上昇を上限としつつ、2%まで増やすことが可能ということである。これは、通常、カウ

ンシル税で対応してきた成人社会的ケア分の追加資金（のみ）を提供するためのものである。

2019 年度、151 の成人社会的ケア提供団体（このサービス提供団体は、シティを含むロンドン区、カウンティ議会、大都市圏ディストリクト、ユニタリー団体）のうち 85 団体が、多少なりとも最高 2%までの成人社会的ケア超過課税を採用するとみられる。ただ、前年度には制限いっぱいまで上げていた自治体の多くは、今年はそうしないようである。これは、平均的 D 価格帯で約 11£ほどになる。

National audit office の Adult Social Care at a Glance, july 2018 によれば、成人社会的ケア（18 歳以上）について、以下のような説明がある。

ほとんどのケアは、家族、友達、近隣の人々によって無償で、個人的ケアや生活支援を非公式に提供する、この非公式ケアは、年あたりおよそ 1,000 億£と見積もられる。一方、2016 年度に地方自治体が手配した公的ケアの総額は 204 億ポンドである。

自治体がアレンジするケアは、主に 3 つのソースから財源を得ている。

1　公的財源　カウンシル税, 政府の交付金、ビジネスレイト。

2　利用者の負担　ミーンズテストにより負担を求める。

3　NHS および関連機関からの収入　地方自治体は、医療的理由で必要な看護など、明らかに NHS の責任であるような法定サービスを依頼することはできない。この場合、地方自治体は NHS から収入を得て、サービス提供に伴う費用をカバーする。

この他、2016 年度、地方団体が関与せずに個人的に購入したケアサービスが 109 億£と見積もられる。

成人社会的ケアは地方財政支出のうち最大の項目であり、2016 年度、地方団体は、成人社会的ケアに 43%を費やしているが、これは、児童社会的ケア（21%）の 2 倍、住宅サービス（4%）の 10 倍を超える。2010 年度か 16 年度にかけて、成人社会的ケアに対する地方財政支出は 16.06%→14.78%へ、減少率 8%であったが、NHS は 2.07→2.59%へ、伸び率 25%となった。これにより、2014 年度から 16 年度にかけて、地方団体がアレンジしたケアを実質 3%増加させることができた。

2010 年度から 2017 年度にかけて、地方団体に対する政府の資金は、実質で 49.1%減少した。これは「支出力」(政府資金とカウンシル税)が実質的に 28.6%減少したことに相当する。2015 年度の支出見直しと 2017 年度予算では、政府は成人の社会的ケアにおける需要の高まりを受けて追加資金を提供した。その結果、2016 年度以降、自治体に対する減少率は横ばいとなり、2019 年度でも 28.7%と安定してきている。

2010 年度から 2016 年度の間に、地方団体は成人社会的ケアサービス支出を実質 3.3%削減した。それでも、法定責任がそれほど多くないようなサービス分野については、同時期に、はるかに大きな削減をしている。計画と開発 52.8%削減、住宅サービス 45.6%削減、高速道路・交通 37.1%削減、文化・関連サービス 34.9%削減となった。

図 5　2010 年度～2016 年度のサービス分野別減少幅

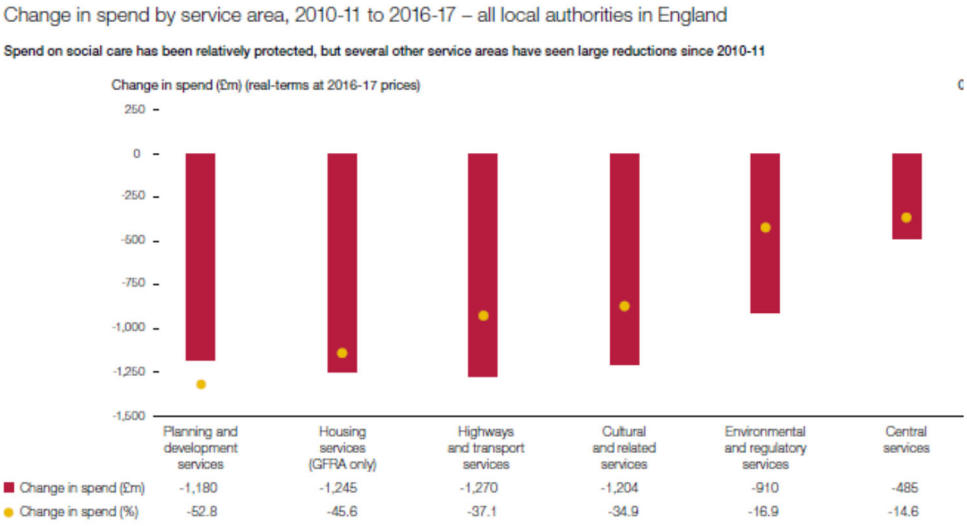

出典　Adult social care at a glance, 2018.

2015 年 11 月、支出見直し Spending Review と秋の声明 Autumn Statement で、2019 年度までに社会的ケアのための年間 35 億ポンド追加することを地方団体向けに発表した。追加のお金はベターケア基金を通じて提供され、成人の社会的ケア責任を持つ地方団体にカウンシル税に年 2%（住民投票制限いっぱい）の付加課税の権限を与えた。

2017 年 2 月、地方財政レポート(イングランド)2017 - 2018 年で、2019 年度までの 3 年間で合計 6%を超えないのであれば、地方自治体が社会的ケアの付加課税を 2017 年度と 2018 年度に 3%引き上げることもできる権限を与えた。政府はまた、2017 年度に 2 億 4,100 万£の成人社会的ケア支援交付金を発表した。

2017 年 3 月、春予算では、改善されたベターケア基金を通じて提供される 2017 年度と 2019 年度の間の社会的ケアのため、さらに 20 億£を提供した。このお金は、以下の社会的ケアパッケージに資金を提供することである。成人社会的ケアのニーズ、NHS の負担軽減、退院する患者へのサポート、地域の社会的ケア提供者へのサポートなど。

さらに、2018 年 2 月、地方財政レポート(イングランド)2018-19 年で、1 億 5,000 万ポンドの成人ソーシャルケア支援交付金を発表した。

表 4　価格帯 D の成人社会的ケア付加税

Table 4: Average Band D council tax precept for adult social care in 2019-20				
	2016-17	2017-18[a]	2018-19	2019-20
Number of authorities with adult social care responsibilities	152	152	152	151
Number of authorities utilising some or all of the adult social care precept [c]	144	147	148	85
Total amount raised through the adult social care precept (£ million)[b][c]	382	552	538	200
Tax base for council tax setting purposes (millions)	17.052	17.380	17.687	17.972
Average Band D council tax attributable to adult social care precept (£)[b]	22.39	31.77	30.41 [R]	11.15

出典　表 2 に同じ。

カウンシル税軽減制度の分権化

貧困世帯に対しては、中央政府の補助金によって、カウンシル税給付金（benefit）が給付されてきた。しかし、政府は 2010 年支出見直しにおいて、この補助金の総額を 1 割削減するとともに、2013 年度より資金提供を除くこの制度の設置権限を地方自治体へ移譲し、同給付金は 2012 年福祉改正法（Welfare Reform Act 2012）により廃止された。また、2012 年地方財政法(Local Government　Finance Act 2012)では、全ての徴税自治体に対してカウンシル税軽減プログラムを策定し、2013 年度からカウンシル税給付金をこれに置き換えた。このカウンシル税軽減プログラムの内容は、それぞれの自治体が独自に決めることができる。

そして、2013 年 4 月 1 日から低所得納税者への支援は、給付金（請求者は負担の全額を負うが、政府から給付を受ける）ではなく、自治体毎に設定される割引（discount）、（請求者は税負担の一部に対してのみ責任を負い、自分でそのすべてを支払わなければならない）となった。そのため、自治体は、独自のスキームを設計する必要があるが、年金受給者のスキームは国で設定され、カウンシル税給付金の形で払い戻すことになるので、この場合、最も低所得の年金受給者は、カウンシル税を支払う必要はない。 この改革は、地方団体が集める税額を減らすこととなり、カウンシル税の課税ベースを縮小する意味をもつ。

ビジネスレイト保持制度

2013 年度のビジネスレイト保持制度導入以降、当該地方団体内の税収の一部を自治体が保持できるようになった。これにより、消防・救急のようなアドホック団体も含め、地方団体が、地方サービスの提供によって生じるビジネスレイト収入増の半分を手にすることが認められ、地方産業の成長から直接的に恩恵を受けることが可能となったとされる。一方、セーフティネットの仕組みもあり、この税収が一定以上落ち込んだ場合に適用される。これは、当該団体の需要に対し、あまりに増収が大きい自治体の収入が財源として充てられる。2017 年度には、ビジネスレイト収入の 100%を自治体保持にするというパイロット

自治体をいくつか設けている。

2019年度のビジネスレイト

2019年度のビジネスレイト収入は前年度比2億600万£(0.8%)増の250億£と見積もられる。地方団体は、2019年度にビジネスレイト収入から合計49億£の軽減を行うが、このうち、12億£は中小企業レイト軽減の純コスト、30億£は他の義務的軽減のコストであり、6億7,100万£は裁量的軽減である。この裁量的軽減は、2018年度の2億2,800万£よりかなり大きくなっているが、これは、5億200万£もの裁量的軽減となった新しいリテール割引軽減制度によるものとなる。このように、中小企業レイト軽減スキームに加え、課税対象資産は、ビジネスレイトの他の割引や軽減の対象となる場合がある。これらのいくつかは義務的に制度上決まっている自動的権利で、一部は自治体毎に決められる裁量的軽減である。

12億£の中小企業レイト軽減はネットの数字である。自治体は、軽減スキームの下で19億£かかると見積もっているが、この軽減費用の一部は（中小でない）他の企業からの負担で6億3,400万£補てんされることになる。

政府は、法定の公式に従って、イングランドの各会計年度の税率（multiplier　乗数）を設定する。以前は、前年度の9月の小売物価指数(RPI)に沿って税率を増やしたが、2014、2015年度に政府は、税率の増加を2%に制限した。2018年度からは前年9月の消費者物価指数(CPI)に合わせて税率を増やすこととなっている。

表5は2019年度に徴収される非居住用（ビジネス）レイトと自治体が交付する軽減額の詳細、税率を示している。一般企業（中小でない）の税率の中には、中小企業レイト軽減スキームに資金を提供する1.3ペンス分の補てん費用分が含まれている。

表 5　非居住用資産（事業）レイト

Table 1 National non-domestic rates to be collected by local authorities 2015-16 to 2019-20

	Outturn			£ million Forecast		Change between 2018-19 and 2019-20	
	2015-16	2016-17	2017-18[e]	2018-19	2019-20	£ million	%
Gross rates payable in year	26,660	27,215	28,492	30,545	31,432		
Net cost of Small Business Rate relief	539	584	1,062	1,098	1,241		
Other mandatory relief	2,594	2,655	2,782	2,794	2,987		
Discretionary relief	445	143	306	228	671		
Total cost of reliefs	3,577	3,382	4,150	4,120	4,898	778	18.9%
Gross Rates Payable in year /less total cost of reliefs	23,083	23,833	24,342	26,425	26,533	108	0.4%
Net cost of transitional arrangement[a]	165	109	9	28	28		
Net Rates Yield (Gross Rates Payable /less net cost of Transition)	23,248	23,942	24,351	26,453	26,562		
Accounting adjustments							
Losses in collection[b]	228	235	209	307	288		
Net addition to appeals provision	287	-164	171	1,154	1,053		
Interest payable	4	1	0	-	-		
Deferrals	-	-	-	-	-		
Total cost of accounting adjustments	519	72	380	1,460	1,342		
Other deductions from collectable rates[c]	260	204	104	124	124		
Disregarded Amounts							
Amounts retained in respect of Designated Areas	14	29	40	48	62		
Amounts retained in respect of Renewable Energy schemes	38	51	61	59	67		
Amounts retained in respect of Shale Gas	-	-	-	-	0		
Total Disregarded Amounts	51	80	101	107	129		
Non-domestic rating income from rates retention scheme (Net Rates Yield less Accounting adjustments, Other deductions & Disregarded amounts)	22,417	23,585	23,765	24,761	24,967	206	0.8%

	2015-16	2016-17	2017-18 [e]	2018-19 [f]	2019-20 [g]
Small business rate multiplier (pence)	48.0	48.4	46.6	48.0	49.1
National non-domestic rates multiplier (pence)	49.3	49.7	47.9	49.3	50.4
Number of hereditaments on rating list as at 30 Sept ('000s)[d]	1,816	1,831	1,856	1,882	1,942
Total aggregate rateable value of all hereditaments on rating list as at 30 Sept (£ million)[d]	57,224	57,289	63,212	63,213	63,637

出典 National non-domestic rates to be collected by local authorities in England 2019-20

15

再評価と過渡的軽減

数年ごとに、政府は不動産市場の変化を反映させるために、事業用資産の評価額を調整する。これは再評価と呼ばれるもので、政府はこれにより、評価額の変化を反映させて一般企業および中小企業の税率を改訂することになる。最新の再評価は2017年4月1日に施行され、2015年4月1日現在の賃貸市場を反映したものとなっている。再評価の際、政府はまた、数年にわたる段階的な増加によって、中小企業の納税者を大幅な負担増から保護する移行スキームを実施している。

中小企業向けレイトの軽減

2017年度から、政府は中小企業向けレイト軽減を恒久的に倍増させることとなった。さらに、企業規模の税率設定における段階の変更が行われており、評価額12,000£未満のすべての企業に100%の軽減、12,000£から15,000£の評価額をもつ企業については、軽減率を減じていく。これまでは、毎年制度上の延長が必要な一時的な倍増であったものである。

表6　中小企業用軽減措置

<table>
<tr><th>Rateable Value Range</th><th>Multiplier payable</th><th>Relief Granted</th><th>Note</th></tr>
<tr><td>Below £12,000</td><td rowspan="3">Small business rate multiplier 2019-20: 49.1</td><td>100% rate relief on liability</td><td rowspan="3">This relief is only available for:
- one property;
- one main property and other additional properties, according to certain conditions.
If these conditions cannot be met then the property is liable for the national non-domestic multiplier.</td></tr>
<tr><td>Between £12,001 and £15,000</td><td>Relief is on a declining sliding scale from 100% to zero.</td></tr>
<tr><td>Up to £51,000</td><td>No relief granted but bills calculated using the small business multiplier</td></tr>
<tr><td>Rest</td><td>National non-domestic rate multiplier 2019-20: 50.4</td><td></td><td>The Small Business Rate Relief scheme is funded by businesses that pay the national non-domestic rates multiplier.</td></tr>
</table>

出典　National non-domestic rates to be collected by local authorities in England 2019-20

地方財政法（Local Government Finance Act） 2003 の第 31 条による補助金

2013 年度以来、首相によるいくつかの秋の声明と予算発表に基づき、NNDR（国家非居住用資産レイト）に関する多くの制度改革が実施に移された。中央政府は、これらの改革によって、地方団体に第 31 条補助金によって財源を補てんした。補助金は、既存の支払いスケジュールや方法の対象とならない活動に資金を提供するために地方団体に与えられる。

2017 年度以来、一部の自治体は税収の 50%以上を保持することができ、補てん金額も大きくなる。これは毎年異なり、たとえば 2018 年度と 2019 年度では、単年度パイロットとして異なる比率を設定、異なる団体を対象にしている。

おわりに

イギリスの地方税は、料金収入や国からの財政移転のあとで足りない分を補う、最後の手段として税率決定されるというしくみが､伝統的制度であった｡これが変化してきている。結果として、 年度間の税率増の幅は小さくなり、また、地域の人口格差が比較的小さいことで地域格差も広がっているとはいえないようである。

参考文献

Population estimates for the UK, England and Wales, Scotland and Northern Ireland, mid-2018, Office of National Statistics, 2019.

Overview of the UK population, August 2019, Office of National Statistics, 2019.

Council tax levels set by local authorities: England 2019-20 –Revised, MHCLG, 2019.

National non-domestic rates to be collected by local authorities in England 2019-20, MHCLG, 2019.

Adult Social Care Funding (England), House of Commons.

Adult social care at a glance, National Audit Office.

scottish-local-government-finance-statistics-2017-18.

Local Government Financial Statistics England No.29 2019, MHCLG.

The impact of localised council tax support schemes, IFS, 2019.

『英国の地方自治』CLAIR、各年度版。

第２章

参　考　資　料

経済財政運営と改革の基本方針2019について

総務省

令和元年7月24日
総務省自治財政局財政企画官
志賀　真幸

資料1－1

地方行財政改革の推進に向けて

令和元年５月 14 日
竹森　俊平
中西　宏明
新浪　剛史
柳川　範之

地方行財政改革の重点課題は、地方への人・モノ・金の流れを促進し、より個性と活力ある地域経済に再生すること、および持続可能な地方財政制度を次世代に引き渡していくことである。そのためには、Society5.0 時代の到来や人口減少を見据えた取組を確実に実行するとともに、国・地方で基調を合わせて、歳出改革や効率化に積極的に取り組むことが重要である。

こうした観点に立ち、①業務改革と AI・ICT の徹底活用を通じ住民視点に立った利便性の高い行政サービスの提供、②歳出改革の推進と地域再生や業務効率化に成果を出す自治体への後押しの強化、に向けて、以下提案する。

１．次世代行政サービスの実現～地方自治体のデジタル化～

Society5.0 時代に即した地方自治体のデジタルガバメント化を実現するため、デジタル手続法案の早期成立とともに、自治体への具体的展開を図るべき。それと併せて、以下の取組を促進すべき。

- 制度所管省、総務省、自治体が協力して、国及び自治体等が横断的に利活用すべき情報システムやデータについて、早急にいくつかの重点分野[1]に絞り込むべき。その際、まずは国の財源で集約・標準化・共同化する方策を検討し、具体化の道筋を明らかにすべき。
- AI・ICT の活用に関心がない、あるいは関心はあるが専門性不足等を理由に検討に至らない自治体が多数[2]であることを踏まえ、総務省は、技術面のみならず、人材面、財源面、業務面からの課題を早急に洗い出すべき。そして、Society5.0 時代にふさわしい自治体行政のデジタルトランスフォーメーション実現に向け、AI・ICT 化、アウトソーシング、クラウド化等を抜本的に進める計画を立て、進展を図るべき。
- マイナンバーカードを活用した消費活性化策[3]の実効性を高めるよう、マイナンバ

[1] 例えば、介護保険事務などの福祉分野や税務業務、バックオフィス（給与や旅費等）情報など
[2] 全都道府県・市区町村のうち AI の導入を検討したことがない自治体は 67.9%（2018 年 11 月1日現在）
[3] マイキープラットフォームを活用した自治体ポイントを実施中の自治体は 71 団体（2019 年3月）、サービス利用者数は 12,224 人（2018 年 10 月）

ーカードの早期かつ広範な普及を進めるべき。

２．人口減少下での持続可能な地方行財政

新経済・財政再生計画に基づき、2020 年度当初予算における一般財源総額については、引き続き、2018 年度地方財政計画と実質的に同水準を確保しつつ、国と基調を合わせて地方の歳出改革に着実に取り組むとともに、以下の取組を推進すべき。

- 臨財債等の発行額(31 年度 3.3 兆円)の圧縮に取り組むべき。
- 国庫補助金について、地方の実情や効果検証を踏まえて補助金の自由度（多年度化、用途等）を高めるほか、補助率・補助単価等について実態に即した改善が進められるよう、課題を捕捉した上で、対象や工程を具体化し、着実に改善を進めるべき。
- 地方法人課税による新たな偏在是正措置は、財政力の乏しい自治体にとって極めて重要な取組である。必要な歳出を地方財政計画に計上するほか、将来負担を軽減するなど、その全額を地方のために活用すべき。

３．前向き、具体的な行動に取り組む自治体へのインセンティブ強化

歳出改革の推進と地域再生や業務効率化に前向きに取り組む自治体は、活性化しているといわれる。そうした自治体の取組を後押しするため、大胆なインセンティブ改革に踏み込むべき。

- 関係自治体（公営企業等を含む）が、過疎自治体を含む広域行政圏でまとまって事業等を行う場合などは、過疎債並みの充当率（100%）や元利償還金の交付税措置（算入率 70%）を可能とすべき。
- 上下水道事業の広域化の取組の一部 [4]は交付税で措置されている。既存の措置の活用状況を公表し、さらに横展開するとともに、水道以外のインフラ整備・維持管理を広域的に実施する場合にも拡充すべき。
- 2020 年度からの第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向けて、「まち・ひと・しごと創生事業費 [5]」について、これまでの事業全体の成果を検証すべき。

  また、公立大学での地域人材育成などの重要課題に前向きに取り組み、KPI を設定し具体的な成果を目指して取り組む自治体への支援をさらに強化すべき。

４．徹底した見える化をテコにした取組加速

地方行財政の分野では、地方単独事業（ソフト）の決算情報等の見える化が進められてきている。その結果、21 兆円の地方単独事業のうち、国保への法定外繰入等を含めた横出し上乗せ等、社会保障関連と考えられる民生費・衛生費が９兆円支出されていることが判明した。今後も、この見える化の流れをさらに加速すべき。

- 地方単独事業（ソフト）の決算情報の見える化について、毎年継続公表するとともに、都道府県・市町村別の内訳も見える化し、具体的内容とメリハリの実態をより明らかにしていくべき。

  その際、ICT の活用と支出項目の標準化を着実に進め、自治体の業務負担を軽減するとともに、各自治体がこうしたデータを横比較できるようすべき。
- 地域医療構想の実現に向けては、公立・公的病院等の策定状況には大きな地域差 [6]があり、民間医療機関については７割が議論未開始である。具体的対応方針の詳細を含め、地域差を比較可能にする形で徹底した見える化を行い、構想実現への取組を促進すべき。また、国保への法定外繰入については、総務省としても、各自治体に対し、繰入れを計画的になくしていくよう促すべき。

[4] 複数市町村での広域的施設整備につき一部交付税措置、都道府県の広域化計画策定経費を交付税措置
[5] 27 年度創設、31 年度1兆円（人口減少等特別対策事業費 6000 億円、地域の元気創造事業費 4000 億円）
[6] 個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について、2018 年度中の策定を促進することとされていた。

資料2

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

持続可能な地域社会の実現

－「Society5.0時代の地方」へ－

令 和 元 年 5 月 1 4 日
石 田 議 員 提 出 資 料

持続可能な地域社会の実現～「Society5.0時代の地方」へ～

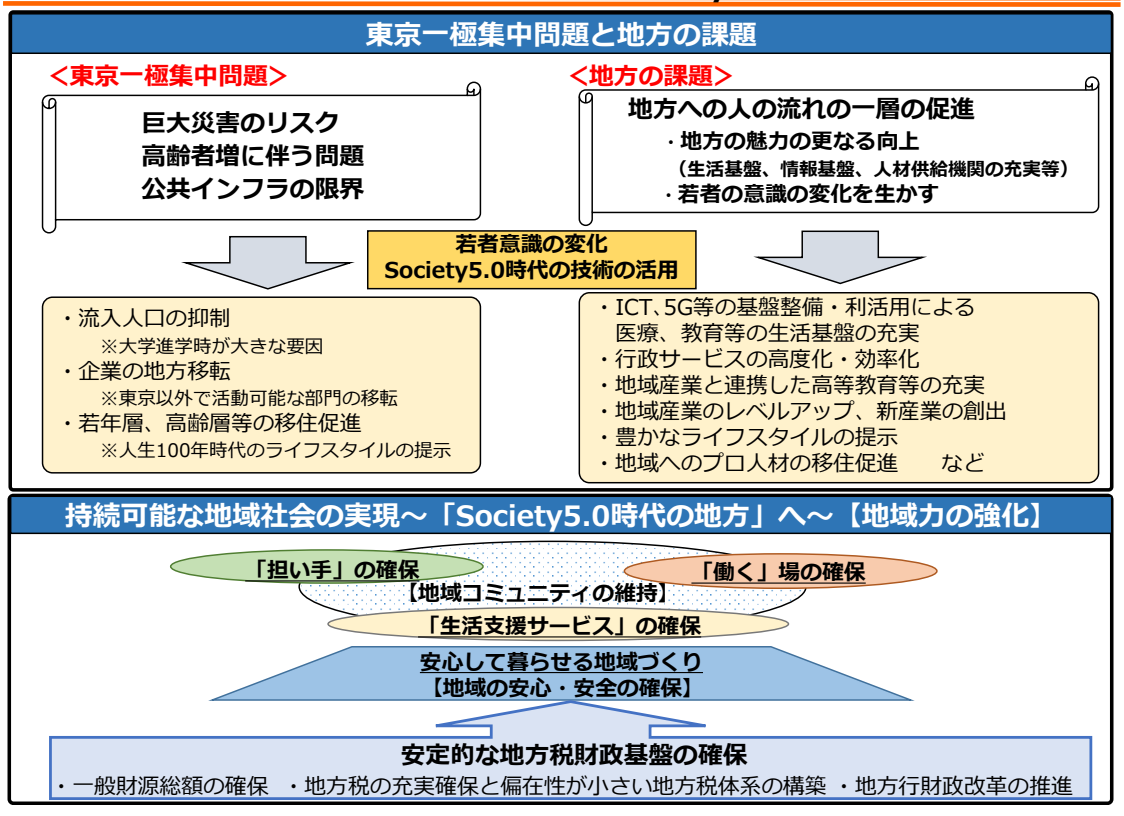

1

「Society5.0時代の地方」へ①

○地域力強化には、まずは時代の変化、明るい兆しを地域のリーダーである首長が認識する必要。
○さらに、首長がリーダーシップを発揮して、地域力強化に向けた取組を積極的に推進する必要。
○総務省は、「Society5.0時代の地方」をキーワードに、以下の新たな施策を強力に推進。

首長向け広報

○　これまで３度にわたり、Society5.0の進捗とともに創出される様々な優良事例（多言語音声翻訳、スマート農業、移住情報サイト、AI等による行政効率化等）などを紹介する「総務大臣メール」を通じて、これから社会が大きく変わっていくという認識を、首長と共有。

〔今後の取組〕
・地方が抱える課題の解決への革新的技術の活用手法などをまとめた「活用事例集」の作成
・首長も参加可能な革新的技術の体験イベント、技術を有する企業等と自治体のマッチングイベントの実施
・AI・RPA等の共同利用に向けた取組の重要性の発信

地方への人の流れの創出

○　就職氷河期世代を含む若年・中堅層の意識変化を地方への人の動き、移住・定住につなげる取組の強化。

地域への関心醸成	地域での働く場づくり	地域とのマッチング
・都市住民等と地域との継続的なつながりを創出する取組支援（関係人口創出・拡大） ・ふるさとワーホリの実施（地域の暮らしと仕事を体験）	・地元大学・企業・金融機関等の連携による地域での雇用創出・起業支援 ・柔軟な働き方を可能にする環境の整備（サテライトオフィス等）	・地域おこし協力隊のシニア層等への拡充 ・都市部の人材・企業と地域のニーズのマッチング支援（トライアル勤務等）

Society5.0を支える5G ・光ﾌｧｲﾊﾞの整備とその利活用

○ Society5.0時代の基盤となる5G ・光ﾌｧｲﾊﾞの整備とその利活用の好循環を生み、地域格差解消・コスト低減に繋げる

テレワーク・サテライトオフィス
場所に縛られない柔軟な働き方を実現

➡ 企業機能の移転、都会から地方への人の流れ

遠隔医療・教育
4K/8K、AI等活用。地域で質の高い医療・教育を実現。

➡ 地域間格差の解消

スマートシティ
データの活用で地域課題を解決
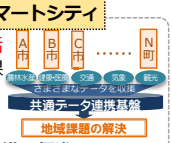

➡ 広域連携の促進

地域の大学、企業等と共同で開発・実装する体制整備
⇩
地方大学の充実、地域産業高度化に貢献

地域のICTインフラ整備を着実に推進

全都道府県で5Gのサービス開始（2年以内）	50%以上のメッシュ内で5G基地局を整備（5年以内）	ローカル5Gの実現（年内制度化）	条件不利地域の光ﾌｧｲﾊﾞ等整備支援

「Society5.0時代の地方」へ②

スマート自治体の推進

○　職員の業務量が多いボリュームゾーンに対してＡＩ・ＲＰＡ等のＩＣＴ活用を推進するとともに、システム標準化・共同化(自治体クラウド)、行政手続のオンライン化を通じて業務効率化を推進

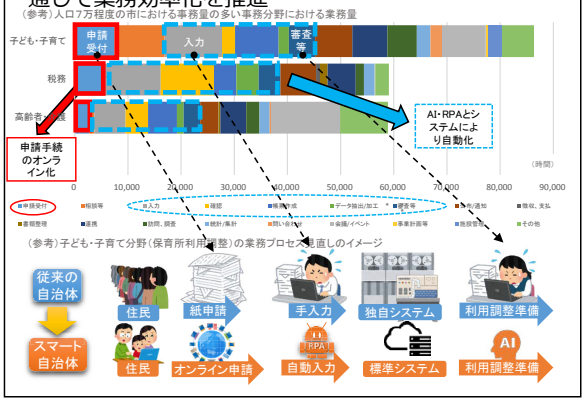

マイナンバー制度の徹底活用

○　マイナンバーによる情報連携で、行政への提出書類を省略できる手続を大幅に拡充
・H29.11月～ 約850手続　⇒ H30.10月～ 約1,200手続
⇒ 今後、年金関係の約1,000手続を順次運用開始
・戸籍関係情報を情報連携の対象に加えるための戸籍法の一部改正案の国会提出

○　マイナンバーカードの健康保険証としての活用、消費活性化策のプレミアムポイント付与を見据えた普及拡大

マイナンバーカードはSociety5.0時代の必須ツール

○　マイナンバーカード・マイナポータルを活用し、住民目線のオンライン行政サービス提供を推進
・電子申請・電子本人確認、手数料の電子納付
・ワンストップサービス（子育て、介護、引越）
・プッシュ型サービス

地方税務手続のデジタル化の推進

○　納税者の利便性の向上と地方団体の課税事務の効率化を図るため、地方税共通納税システム（eLTAXの機能の一つ）を円滑に稼働（本年10月）させ、申告から納付までの手続をオンライン化。

○　今後も、全国共通の電子インフラであるeLTAX等を活用して、地方税務手続のデジタル化を推進。

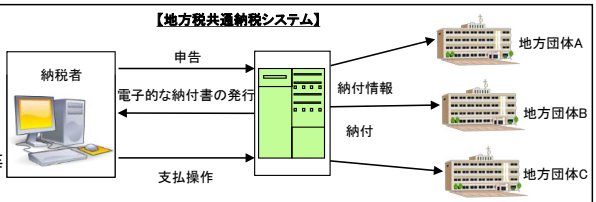

民間議員からの提言に関する考え方①

参考資料

＜全般的事項＞

○　地方行財政改革については、「新経済・財政再生計画」及び改革工程表に沿って着実に取り組む。また、地方行財政改革の推進にあたっては、地方の意見を聞きながら丁寧に議論を進め、その内容について理解と協力を得ることが必要。

＜２．人口減少下での持続可能な地方行財政＞

（国庫補助金について）

○　国庫補助金の自由度の拡大、補助単価の改善等については、所管省庁において適切に対応されるべきものであるが、地方の実情を踏まえた改善がなされるよう、引き続き所管省庁に対し要請。

（新たな偏在是正措置への対応）

○　平成31年度与党税制改正大綱を踏まえ、適切に対応。

＜３．前向き、具体的な行動に取り組む自治体へのインセンティブ強化＞

○　地方団体が地域の直面する課題に取り組めるよう、地方交付税において、必要となる財政需要を適切に算定。なお、地方交付税は、地方共有の固有財源であり、使途が制限されない一般財源であることに留意が必要。

（過疎自治体を含めた自治体間の広域連携の推進等）

○　過疎自治体を含めた広域連携の推進については、議員立法である過疎地域自立促進特別措置法との関係を踏まえた検討が必要。同法は令和２年度末に期限を迎えるが、今後の過疎対策のあり方に関する議論においても広域連携が検討課題とされており、総務省としても、各党各会派の議論に資するよう対応。

○　水道・下水道については、広域化等に伴い必要となる施設整備等の経費に対し今年度より地方財政措置を拡充するとともに、優良事例の周知等により、広域化等の取組を推進。
　この他にも、連携中枢都市圏構想や定住自立圏構想、消防の広域化、公立病院の再編・ネットワーク化等、広域連携の取組を推進。

4

民間議員からの提言に関する考え方②

参考資料

（まち・ひと・しごと創生事業費について）

○　第１期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の成果については、全体として、現在、内閣官房が開催している有識者会議において、検証が進められている。

○　地方財政計画上、まち・ひと・しごと創生事業費として確保された財源は、地方交付税の算定において、社会福祉費等の具体の算定項目とは別に、これらに上乗せする形で分野横断的に算定。また、地方交付税は使途に制限のない一般財源であることからも、各地方団体の決算において、まち・ひと・しごと創生事業費の分だけを取り出して成果を把握することはできない。

＜４．徹底した見える化をテコにした取組加速＞

（地方単独事業（ソフト）の「見える化」の推進）

○　地方単独事業（ソフト）の決算情報については、新たに、今回の平成29年度決算分について、詳細な区分を設定して試行調査を行い、本年３月に取りまとめ公表。
　一方で、地方団体における事務負担、システム改修の必要性等の課題が明らかになったことを踏まえ、引き続き、見える化のあり方を検討。

（公立病院における地域医療構想に係る取組について）

○　公立病院については、各地域医療構想調整会議における議論が進捗し、平成30年度末までにほぼ全ての公立病院について具体的方針が合意済みとなる見込み。

（国保への法定外繰入について）

○　国民健康保険に係る決算補てん等を目的とする法定外の一般会計からの繰入金等については、計画的な解消に向け、厚生労働省と連携し、先進団体の事例紹介等を通じて、地方団体の取組を促進。

5

参考資料

新経済・財政再生計画（抜粋）

○経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定・抜粋）

一般財源総額ルール ＜2019年度～2021年度＞

財政健全化目標（※）と毎年度の予算編成を結び付けるため、基盤強化期間（2019～2021年度）内に編成される予算については、以下の目安に沿った予算編成を行う。

①、②（略）

③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

※財政健全化目標：

・経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。

・同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

平成31年度税制改正大綱（抜粋）

（平成30年12月14日
自由民主党
公明党）

第一　平成31年度税制改正の基本的考え方

4　都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

（前略）

この偏在是正措置により生じる財源（不交付団体の減収分）は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

（後略）

まち・ひと・しごと創生の推進①

○　地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、令和元年度においても引き続き1兆円を確保

1.　地方交付税における算定

○　「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）については、引き続き「地域の元気創造事業費」（3，900億円程度、100億円程度は特別交付税）及び「人口減少等特別対策事業費」（6，000億円程度）において措置

2.　地域の元気創造事業費の算定方法

○　平成29年度から3年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ1，000億円シフト

○　令和元年度は340億円シフト

算 定 額 等

○　令和元年度　普通交付税3，900億円程度

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	500億円程度	475億円程度	975億円程度
市町村分	1，500億円程度	1，425億円程度	2，925億円程度
計 （前年度比増減額）	2，000億円程度 （△340億円程度）	1，900億円程度 （+340億円程度）	3，900億円程度

（注）地域経済活性化分については、左記のほか、特別交付税で100億円程度を配分

「行革努力分」の指標について

・　以下の指標を用いて、各地方公共団体の行革努力の取組を反映

	指標（道府県分、市町村分共通）
人件費関係	職員数削減率、ラスパイレス指数、人件費削減率
その他	人件費を除く経常的経費削減率、地方債残高削減率

「地域経済活性化分」の指標について

・　以下の指標を用いて、各地方公共団体の地域経済活性化の成果を反映
・　全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し
・　「地域経済活性化分」へのシフトに際し、条件不利地域への算定額の割増しを実施

	指標（道府県分）	指標（市町村分）
産業関係	第一次産業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、延べ宿泊者数※1	農業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額
雇用関係	若年者就業率、女性就業率、従業者数※2、事業所数※2	若年者就業率、女性就業率、従業者数※2、事業所数※2
その他	一人当たり県民所得	一人当たり地方税収

※1「日本人延べ宿泊者数」及び「外国人延べ宿泊者数」を用いる

※2　指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較

まち・ひと・しごと創生の推進②

3. 人口減少等特別対策事業費の算定方法

○ 平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1，000億円シフト

○ 令和元年度は340億円シフト

算 定 額 等

○ 令和元年度 普通交付税6，000億円程度

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1，330億円程度	670億円程度	2，000億円程度
市町村分	2，670億円程度	1，330億円程度	4，000億円程度
計 （前年度比増減額）	4，000億円程度 （△340億円程度）	2，000億円程度 （+340億円程度）	6，000億円程度

指標について

- 以下の指標を用いて、各地方公共団体の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- 各指標の算定上のウェイトについては、「人口増減率」とその他の指標を4：6で設定。その上で、その他の指標については、個々の指標のウェイトを均等に設定
- 「取組の成果」へのシフトに際し、条件不利地域への算定額の割増しを実施

取組の必要度 （以下の指標について、数値が悪い団体の需要額を割増し）	取組の成果 （以下の指標について、全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し）
・人口増減率 ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・年少者人口比率 ・自然増減率 ・若年者就業率 ・女性就業率 ・有効求人倍率 ・一人当たり各産業の売上高※1	・人口増減率※2 ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・年少者人口比率※2 ・出生率 ・若年者就業率 ・女性就業率

※1 第一次産業（農業）産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、卸売業年間商品販売額の合計
※2 指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較

まち・ひと・しごと創生基本方針2019（抄）

○まち・ひと・しごと創生基本方針2019について（R元.6.21閣議決定）

Ⅵ. 地方創生に向けた多様な支援（「地方創生版・三本の矢」）

3. 財政支援

（2）地方財政措置

「まち・ひと・しごと創生事業費」については、2015 年度から 2019 年度において、地方財政計画の歳出に1兆円を計上したところである。2020 年度以降においても、地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、引き続き、所要額を計上することとする。

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- ○ 急激な人口減少等に伴うサービス需要の減少
- ○ 施設の老朽化に伴う更新需要の増大

⇒ さらに厳しい経営環境

- ○ 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- ○ 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・PDCA

- ➢ 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- ➢ 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- ➢ 各公営企業において令和2年度までに策定するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算 ⇔ 財源試算
（計画期間内に収支ギャップを解消する）
投資・財政計画（基本10年以上）の策定
広域化等・民間活用 / 人材確保、組織体制の整備 / 新技術、ICTの活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- ➢ 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

✓ 事業そのものの必要性 ✓ 公営で行う必要性	事業廃止
✓ 事業としての持続可能性	民営化・民間譲渡
✓ 経営形態	広域化等
	民間活用

公営企業の「見える化」

- ➢ 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
  - → 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
  - → 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- ➢ 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大　　経営比較分析表の作成・公表

水道事業・下水道事業・病院事業における広域化等の推進について

水道

<広域化の目的・効果>

○ 水道事業の広域化（経営統合、施設の共同設置・共同利用、事務の広域的処理等）により、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の効果
（特に「経営統合」は、給水原価の削減や専門人材の確保など経営基盤を強化する効果が最も大きい）

<現在の取組>

○ 都道府県に対し、R４年度までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。策定支援のため、「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表（厚労省と連携）

○ ①プランの策定経費や、②プランに基づく広域化に伴う施設やシステムの整備に対して地方財政措置 ※R1から②の措置を拡充（措置対象の追加、交付税措置率の引上げ）

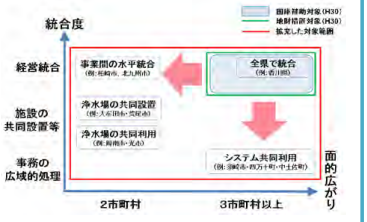

＜広域化の種類と財政措置＞

下水道

<広域化等の目的・効果>

○ 下水道事業の広域化等（汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、維持管理・事務の共同化）により、スケールメリットを活かした管理の効率化等の効果

<現在の取組>

○ 都道府県に対し、R４年度までの「広域化・共同化計画」の策定を要請。策定支援のため、「広域化・共同化計画策定マニュアル（案）」を作成・公表（農水省、国交省、環境省と連携）

○ ①計画の策定経費や、②広域化・共同化に係る施設やシステムの整備に対して地方財政措置
※R1から②の措置を拡充（措置対象の追加、交付税措置率の引上げ）

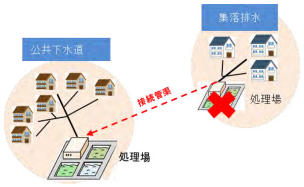

＜例：処理場の統廃合＞

病院

<広域化等の目的・効果、現在の取組>

○ 地域医療提供体制の確保等を図るため、都道府県の地域医療構想を踏まえ、公立病院が策定した2020年までの「新公立病院改革プラン」に基づき、更なる経営効率化や再編・ネットワーク化を推進
※再編・ネットワーク化の取組は、「新公立病院改革プラン」に91病院が記載され、うち42病院が実施済み（H30.10末現在）

○ プランに基づく再編・ネットワーク化に伴う取組（施設・設備の整備）に要する経費に対して通常より手厚い地方財政措置

水道事業の広域化、更新投資に係る地方財政措置の拡充

1.　多様な広域化の推進

○都道府県に対し、令和4年度末までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請（H31.1.25　総務省・厚生労働省連名通知）

○同プランに基づく多様な広域化を推進するため、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業を対象に追加

○交付税措置率を50%から60%に拡充

【地方単独事業】

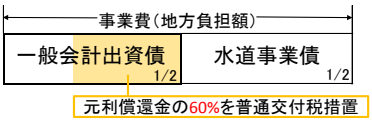

元利償還金の60%を普通交付税措置

○上水道高料金対策について広域化に伴う激変緩和措置を創設

＜多様な広域化（イメージ）＞

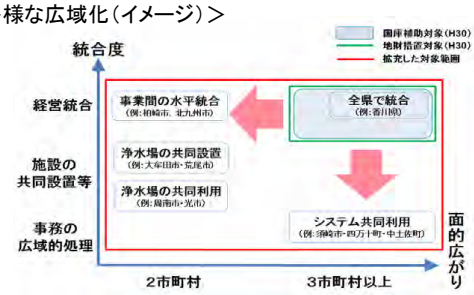

2.　着実な更新投資の促進

○着実な更新投資と災害対策を進めるため、管路の耐震化に係る地方財政措置を5年間延長（R5まで）

○一定の経営努力（※1）を前提として、経営条件の厳しい団体（※2）について、一般会計からの繰出を1/4から1/2に拡充

【特別対策分の創設】

※1　供給単価（有収水量1㎥当たり給水収益）が全国平均以上
※2　次の要件①または②を満たす団体
①経営条件が厳しいこと
　有収水量1㎥当たり資本費が全国平均の2倍以上
②管路更新負担が大きいこと
　有収水量1㎥当たり資本費が全国平均の1.5倍以上かつ
　有収水量1㎥当たり管路延長が平均の2倍以上

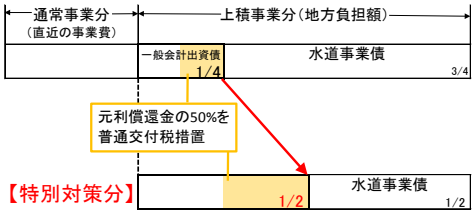

下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置の拡充

趣旨

人口減少や施設の老朽化等に伴い、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、持続的な経営を確保する観点から、広域化・共同化の推進を図るため、地方財政措置を講ずる。

財政措置の概要

1．広域化・共同化に係る事業に対する地方財政措置

① 対象事業

○ 終末処理場等の整備（現行措置）に加え、
既存施設の統合に必要となる管渠等を対象に追加
※ 統合先市町村の広域化関連事業を含む。

○ 複数市町村の広域化（現行措置）に加え、
市町村内の広域化も対象に追加

② 財政措置

○ 地方負担額の100%に下水道事業債を充当し、
処理区域内人口密度に応じ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置
※ イメージは右表及び図参照

＜財政措置のスキーム＞　交付税措置率（事業費補正分）

処理区域内人口密度（人/ha）	通常分	広域化分
25未満	44%	56%
25以上50未満	37%	49%
50以上75未満	30%	42%
75以上100未満	23%	35%
100以上	16%	28%

※ 通常分については、上記のほかに単位費用措置あり
※ 広域化分については、一般会計の負担を増額（3～7割→4～8割）し、その70%を交付税措置
※ 集落排水については、25未満と同等の措置

《処理区域内人口密度25人/ha未満の例》

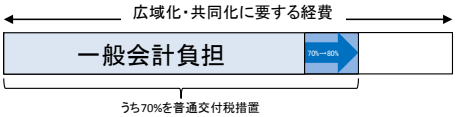

③ 激変緩和措置

○ 下水道事業が事業統合を行う場合、高資本費対策の激変緩和措置（据置5年＋激変緩和5年）を講じる。

2．都道府県の「広域化・共同化計画」の策定等の広域化・共同化の推進に要する経費について普通交付税措置

地方単独事業（ソフト）の決算情報の「見える化」の推進

○ 総務省は地方自治法に基づき、年1回、地方公共団体の決算情報を取りまとめ、公表（地方財政状況調査（決算統計））
○ 地方単独事業（ソフト）については、
- 平成25年度決算分から、一般行政経費（単独事業）に係る各都道府県の決算額を、以下のような目的別で公表
- 平成28年度決算分から、全ての地方公共団体の単純合計額から団体間の重複額を控除した純計額を公表

（参考）一般行政経費（単独事業）（平成29年度決算）　（単位：億円）

区　分		都道府県	市町村	純計額
総務費		9,985	20,198	26,234
民生費		19,387	51,326	59,492
	うち社会福祉費	7,141	17,812	21,029
	うち児童福祉費	5,569	17,269	18,841
	うち老人福祉費	6,463	16,097	19,297
	うち災害救助費	214	148	325
衛生費		4,434	28,864	27,726
	うち環境衛生費、清掃費	1,102	16,471	12,925
労働費		429	864	1,267
農林水産業費		2,838	2,576	5,006
商工費		28,367	12,972	41,216
土木費		3,366	8,148	10,987
警察費		3,130		3,129
消防費		209	8,290	2,502
教育費		11,027	23,692	34,287
災害復旧費		0	1	0
その他の経費（議会費、諸支出金（地方消費税交付金等）等）		44,502	631	868
合計		127,675	157,562	212,716

（注）1. 平成29年度地方財政状況調査の調査表90表「一般行政経費の状況」から作成。
2. 純計額は、全ての地方公共団体の単純合計額から団体間の重複額を控除したもの。

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2018
（平成30年6月15日閣議決定）（抜粋）

第3章 「経済・財政一体改革」の推進
4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題
（3）地方行財政改革・分野横断的な取組等
（見える化、先進・優良事例の横展開）
地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する。

○ 地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会を設置（平成30年5月30日）
（座長：小西砂千夫　関西学院大学教授）
○ 具体的な「見える化」のあり方について検討し、平成31年3月27日に報告書取りまとめ

令和元年5月14日経済財政諮問会議
石田議員提出資料（抜粋）

○ 地方単独事業（ソフト）の決算情報については、新たに、今回の平成29年度決算分について、詳細な区分を設定（※）して試行調査を行い、本年3月に取りまとめ公表
※ 乳幼児医療費助成、予防接種、ごみ処理、中小企業に対する制度融資など、371の歳出小区分を設定

○ 一方で、地方団体における事務負担、システム改修の必要性等の課題が明らかになったことを踏まえ、引き続き、見える化のあり方を検討

スマート自治体への転換に向けて

総務省

令和元年（2019年）９月２７日(金)
総務省自治行政局行政経営支援室
２０４０戦略室
正木　祐輔

1. 自治体戦略2040構想研究会

自治体戦略2040構想研究会について

2040年頃をターゲットに人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方の検討が必要

- 我が国の人口は、2008年（1.28億人）をピークに減少。**大都市部を中心に高齢化が急ピッチで進行**。
  2040年頃には総人口は毎年100万人近く減少。
  → **自治体の税収や行政需要に極めて大きな影響を与える**。
- 医療、福祉、インフラ、空間管理など、**住民サービスの多くは地方自治体が支えている**。
  地方自治体が**持続可能な形で**住民サービスを提供し続けることが、「住民の暮らし」や「地域経済」を守るために不可欠。
  さらには、我が国が国際社会において「名誉ある地位」を占め続けるためにも必要。

高齢者人口がピークを迎える**2040年頃**（2042年に3,935万人）**をターゲット**に、
① 住民生活に不可欠な行政サービスがどのような課題を抱えていくことになるのか、
② その上で、住み働き、新たな価値を生み出す場である、都市をはじめとする自治体の多様性をどのように高めていくのか、
③ ①、②のために、**どのような行政経営改革、圏域マネジメントを行う必要があるのか**、
検討を進める必要がある。

持続可能で多様な自治体による行政の展開が、我が国のレジリエンス（強靭性）向上につながる。

世界の変化（2015→2040）

- **人口はアジア、アフリカを中心に18億人増加**
  世界の人口：74億人→92億人（うちアジア7億人、アフリカ9億人）
  アジアの人口：印+3億、パキスタン+0.9億、インドネシア+0.5億、中+0.2億
- **人口は都市部へ集中。都市の時代に**
  世界の都市人口：40億→57億、印＋2.8億、中＋2.6億、インドネシア＋0.7億
- **東アジア諸国を中心に高齢化が進展**
  合計特殊出生率（2015）：日1.45、タイ1.4、韓1.24、台湾1.18
- **世界経済の中心は欧米からアジアへ**
  GDPシェア（2010→2030）：米24→20、欧17→12、中16→24、印6→10、日7→4

日本の変化（2015→2040）

- **人口は0.16億人減少し、1.11億人に**
- **団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者人口がピーク**
  65歳以上人口：3,387万人 → 3,921万人（+534万人（+16%））
  75歳以上人口：1,632万人 → 2,239万人（+607万人（+37%））
- **三大都市圏で特に高齢化が急速に進行。東京都も2025年をピークに人口減少に転じる。**
  65歳以上人口：東京都 307万人 → 400万人（+93万人（+30%））
  大阪府 232万人 → 265万人（+33万人（+14%））
  愛知県 178万人 → 224万人（+46万人（+26%））
- **生産年齢人口減少により労働力確保が課題**
  生産年齢人口：7,728万人→ 5,978万人（▲1,750万人）

2040年に向けた人口の動向について

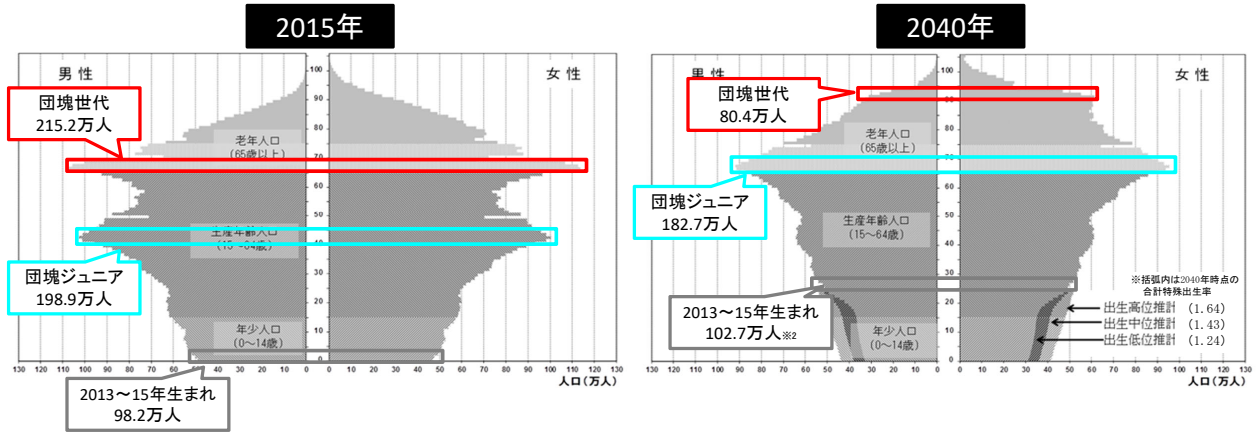

	出生数	2015年※1	2040年※1
団塊の世代 1947～49年生まれ	267.9万人 ～269.7万人	215.2万人 66～68歳	80.4万人 91～93歳
団塊ジュニア 1971～74年生まれ	200.1万人 ～209.2万人	198.9万人 41～44歳	182.7万人 66～69歳
【参考】 2013～15年生まれ	100.4万人 ～103.0万人	98.2万人 0～2歳	102.7万人※2 25～27歳

※1 2015年、2040年の各世代人口は各年齢の平均を記載。

※2 日本の将来推計人口は、国籍に関わらず日本に在住する総人口を推計の対象としており、国際人口移動率（数）を仮定して推計を実施している。

出典：出生数は厚生労働省「人口動態統計調査」から作成、
2015年、2040年人口は「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）から作成

新たな自治体行政の基本的考え方①

第二次報告

労働力（特に若年労働力）の絶対量が不足

人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要

＜我が国の出生数の推移＞

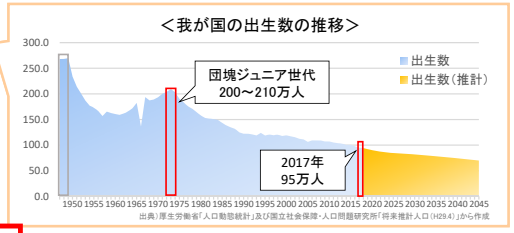

スマート自治体への転換

＜破壊的技術（AI・ロボティクス等）を使いこなすスマート自治体へ＞

- 経営資源が大きく制約されることを前提に、**従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮**できる仕組みが必要。
- 全ての自治体で、**AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理**する**スマート自治体へ転換**する必要。

＜自治体行政の標準化・共通化＞

- **標準化された共通基盤**を用いた効率的なサービス提供体制へ。
- 自治体ごとの情報システムへの**重複投資をやめる枠組み**が必要。円滑に統合できるように、**期限を区切って標準化・共通化を実施**する必要。

⇒ 自治体の**情報システムや申請様式の標準化・共通化**を実効的に進めるためには、**新たな法律**が必要となるのではないか。

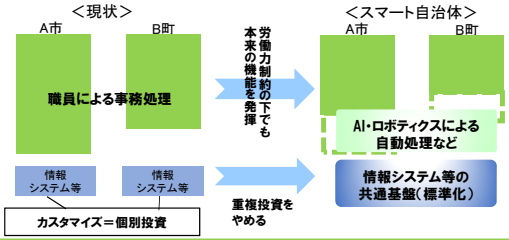

公共私によるくらしの維持

＜プラットフォーム・ビルダーへの転換＞

- 人口減少と高齢化により、公共私それぞれのくらしを支える機能が低下。

⇒ 自治体は、新しい**公共私相互間の協力関係**を構築する**「プラットフォーム・ビルダー」**へ転換する必要。

- 共・私が必要な人材・財源を確保できるように**公による支援や環境整備**が必要。

＜新しい公共私の協力関係の構築＞

- **全国一律の規制を見直し**、シェアリングエコノミーの環境を整備する必要。
- ソーシャルワーカーなど**技能を習得したスタッフが随時対応する組織的な仲介機能**が求められる。

＜くらしを支える担い手の確保＞

- 定年退職者や就職氷河期世代の活躍の場を求める人が、**人々のくらしを支えるために働ける新たな仕組み**が必要。**地域を基盤とした新たな法人**が必要。
- 地方部の地縁組織は、**法人化等による組織的基盤の強化**が必要。

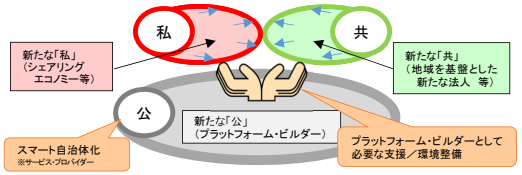

3

2. スマート自治体研究会

地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティックスの活用に関する研究会

（スマート自治体研究会）

【目的】
今後の労働力の供給制約の中、地方自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、職員が、職員でなければできない業務に注力できるような環境を作る必要がある。そこで、標記研究会では、（1）地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及び（2）地方自治体におけるAI・RPAの活用について実務上の課題の整理を行う。

【検討事項】

① 業務プロセス・システムの標準化

・業務プロセス、システム、様式・帳票をどのように標準化するかの方策を検討

② AI・RPAの活用

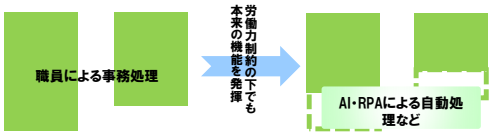

・AI・ロボティクスをどのような事務・分野に導入することが有効か。
・AI・ロボティクスを効果的・効率的に導入するための方策　　を検討

【委員】（令和元年（2019年）5月時点）

國領　二郎	慶應義塾大学総合政策学部教授
（座長）	慶應義塾常任理事
石井　夏生利	中央大学国際情報学部教授
磯部　哲	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
岩﨑　尚子	早稲田大学電子政府・自治体研究所 研究院教授
楠　正憲	内閣官房政府CIO補佐官
庄司　昌彦	武蔵大学社会学部メディア社会学科教授
髙橋　晃	町田市総務部次長兼総務課長
長峯　道宏	千葉市総務局情報経営部 業務改革推進課長
廣瀬　大三	前豊橋市総務部情報企画課長
山本　勲	慶應義塾大学商学部教授
渡邉　繁樹	地方公共団体情報システム機構 個人番号センター副センター長

【開催時期】

平成30年（2018年）9月～令和元年（2019年）5月

4

スマート自治体研究会（※）報告書 ～「Society 5.0時代の地方」を実現するスマート自治体への転換～ 概要

※　正式名称：「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」

令和元年（2019年）5月

背景

生産年齢人口（※）減少による労働力の供給制約
※　8,726万人（1995）→ 6,000万人未満（2040）

Society 5.0（超スマート社会）における技術発展の加速化
（参考）商用利用開始から世帯普及率10%達成まで、電話76年、ポケットベル24年、ファクシミリ19年、携帯電話15年、パソコン13年、インターネット5年、スマートフォン3年

問題意識

- 行政サービスの質や水準に直結しないシステムのカスタマイズによる重複投資
  → 住民・企業等にとっての不便さ、個々の自治体やベンダにとっての人的・財政的負担
  （参考）1990年代以降、世界の企業が付加価値を生むICT投資を行う中で、日本は官民問わず既存の業務プロセスに固執し、それに適合させるためのカスタマイズを行い続けた結果、世界に大きく立ち遅れ
- 世界のスピードに間に合うためには、デジタル社会に向けて社会制度の最適化が必要
  （参考）米国や中国など世界各国はAI開発にしのぎを削る　／　エストニアは起業の手続が短いことで起業家が集積

今のシステムや業務プロセスを前提にした「改築方式」でなく、
今の仕事の仕方を抜本的に見直す「引っ越し方式」が必要

方策

原則①　行政手続を紙から電子へ
原則②　行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式へ
原則③　自治体もベンダも、守りの分野から攻めの分野へ

〔具体的方策〕
業務プロセスの標準化　／　システムの標準化　／　AI・RPA等のICT活用普及促進　／　電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化　／　データ項目・記載項目、様式・帳票の標準化　／　セキュリティ等を考慮したシステム・AI等のサービス利用　／　人材面の方策、都道府県等による支援

目指すべき姿

「スマート自治体」の実現

- ✓ 人口減少が深刻化しても、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持
- ✓ 職員を事務作業から解放　⇒　職員は、職員でなければできない、より価値のある業務に注力
- ✓ ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替　⇒　団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらず、ミスなく事務処理を行う

5

3. スマート自治体の姿

「Society5.0時代の地方」へ②

令和元年5月14日 経済財政諮問会議
石田総務大臣提出資料

スマート自治体の推進

○ 職員の業務量が多いボリュームゾーンに対してＡＩ・ＲＰＡ等のＩＣＴ活用を推進するとともに、システム標準化・共同化(自治体クラウド)、行政手続のオンライン化を通じて業務効率化を推進

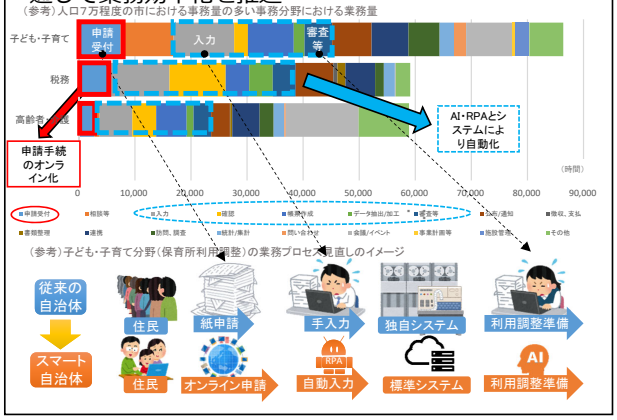

マイナンバー制度の徹底活用

○ マイナンバーによる情報連携で、行政への提出書類を省略できる手続を大幅に拡充
- H29.11月～ 約850手続 ⇒ H30.10月～ 約1,200手続
  ⇒ 今後、年金関係の約1,000手続を順次運用開始
- 戸籍関係情報を情報連携の対象に加えるための戸籍法の一部改正案の国会提出

○ マイナンバーカードの健康保険証としての活用、消費活性化策のプレミアムポイント付与を見据えた普及拡大

マイナンバーカードは Society5.0時代の必須ツール

○ マイナンバーカード・マイナポータルを活用し、住民目線のオンライン行政サービス提供を推進
- 電子申請・電子本人確認、手数料の電子納付
- ワンストップサービス（子育て、介護、引越）
- プッシュ型サービス

地方税務手続のデジタル化の推進

○ 納税者の利便性の向上と地方団体の課税事務の効率化を図るため、地方税共通納税システム（eLTAXの機能の一つ）を円滑に稼働（本年10月）させ、申告から納付までの手続をオンライン化。

○ 今後も、全国共通の電子インフラであるeLTAX等を活用して、地方税務手続のデジタル化を推進。

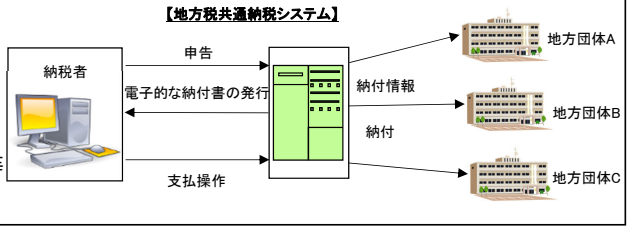

6

市町村において業務量の多い分野についてのICT活用による業務効率化の分析結果

※平成30年度業務改革モデルプロジェクト（泉大津市）の取組を元に作成

○ 子ども・子育て分野、税務分野、高齢者・介護分野、生活保護分野、国民健康保険分野における、大阪府泉大津市（人口約７万、正職員計284名、嘱託員等計106名、合計390名）の分析結果

＜課別 事務分類ごとの業務量の割合＞

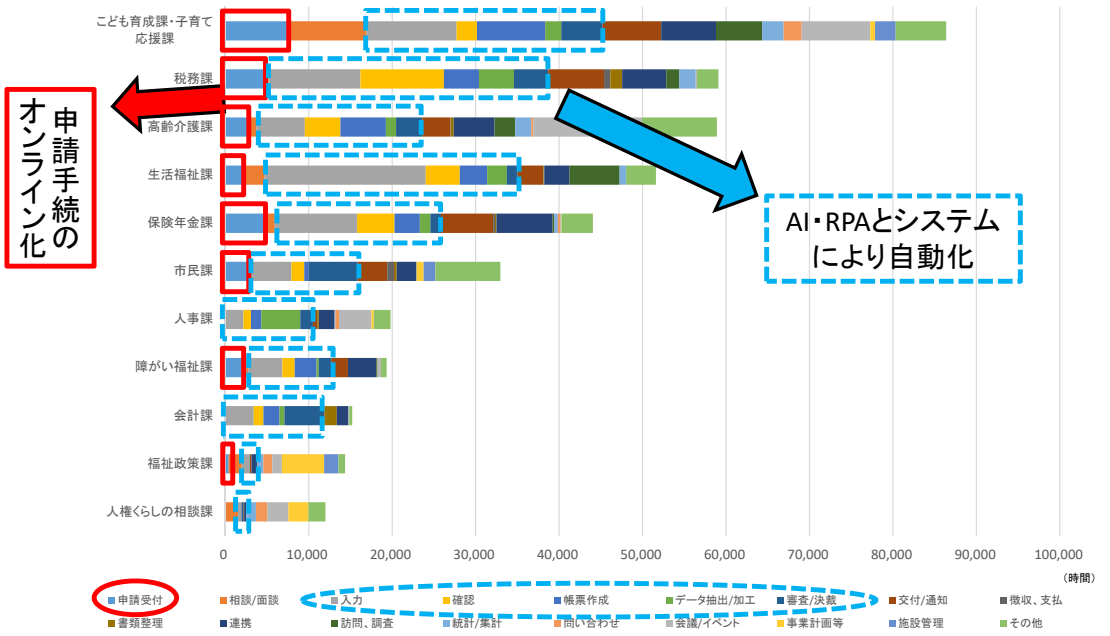

市町村において業務量の多い分野についてのICT活用による業務効率化の分析結果

※平成30年度業務改革モデルプロジェクト（泉大津市）と他団体の取組を元に作成

○子ども・子育て分野
●泉大津市の現状：正職員23名、嘱託員等20名、計43名、業務量8.6万時間
●泉大津市の分析：入力業務についてAIによる音声データのテキスト化、OCR・RPAの活用により負担軽減が見込める。
●埼玉県さいたま市：AIの活用により保育所利用調整業務について延べ1,500時間が数秒に
●長野県塩尻市：AIの活用により保育所利用調整業務について職員工数10人日が１人日に削減できる見込み

○税務分野
●泉大津市の現状：正職員27名、嘱託員等５名、計32名、業務5.9万時間
●泉大津市の分析：入力・確認業務についてRPAにより負担軽減が見込める。また、帳票作成やデータ抽出業務はICT化の余地がある。
●愛知県一宮市の取組：OCR・RPAの活用により個人住民税に係る給与所得者異動届出書の入力業務について年592時間が398時間に
●熊本県宇城市：RPAの活用によりふるさと納税の寄付情報取込業務について年349時間の削減
●和歌山県橋本市：RPAの活用により軽自動車税の廃車登録業務について年86.6時間の削減

＜課別 事務分類ごとの業務量の割合＞

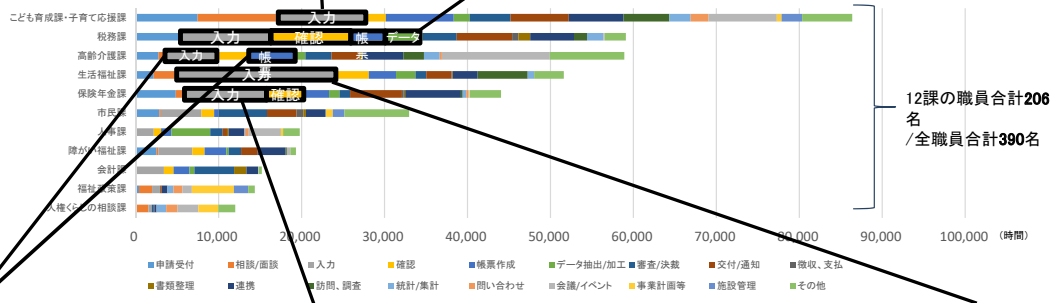

○高齢者・介護分野
●泉大津市の現状：正職員12名、嘱託員等16名、計28名、業務量5.9万時間
●泉大津市の分析：入力や帳票作成業務は、OCRによる読込とRPAによる処理により負担軽減が見込める。
●愛知県豊橋市の取組：AIによる将来予測等に基づく高齢者のケアプラン作成支援

○国民健康保険分野
●泉大津市の現状：正職員14名、嘱託員等５名、計19名、業務量4.4万時間
●泉大津市の分析：入力・確認業務についてOCR・RPAにより負担軽減の余地がある。
●福岡県糸島市：AIの活用により国民健康保険レセプト（診療報酬明細）の内容点検業務について点検職員を５人から３人に削減見込み
●沖縄県那覇市：AIによる統計解析に基づく国民健康保険特定検診受信勧奨通知のメッセージ作成により昨年度勧奨者受診率を上回る見込み

○生活保護分野
●泉大津市の現状：正職員15名、嘱託員等11名、計26名、業務量5.2万時間
●泉大津市の分析：入力業務についてAIによる音声データのテキスト化により負荷軽減が見込める。

ICTを活用した保育業務効率化

※平成30年度業務改革モデルプロジェクトによるもの

○ 長野県塩尻市（人口約7万）では、以下のとおり保育業務についてAI・RPAを活用した業務の効率化の取組を、平成30年度に検証。
○ 今後は、施策1は平成31年度導入予定、施策2は引き続き検討予定。

施策１　ＲＰＡ等の活用による申込書受付業務の効率化

①**申込手続の電子化**、②電子申請データを**ＲＰＡ**によりシステムへ自動連携することで、業務時間を大幅に削減

現行業務プロセス

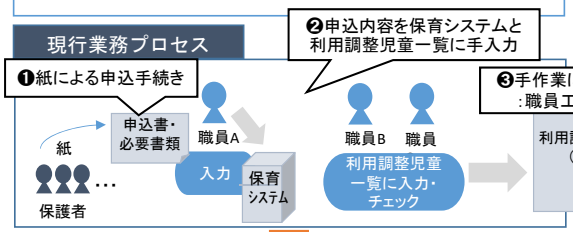

ＢＰＲ後の業務プロセス

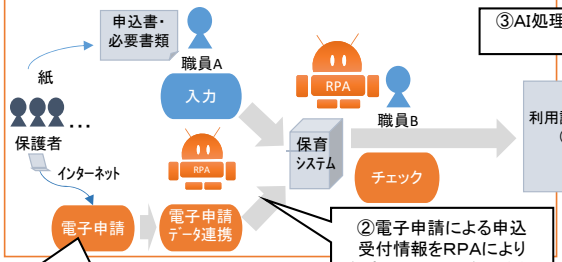

施策２　ＡＩ等の活用による利用調整の効率化

手作業で行っていた利用調整対象児童に対する調整（マッチング）を、**ＡＩ**を活用した希望園と案内園のマッチングに切り替え、業務期間と業務時間を大幅に短縮

現行業務プロセス

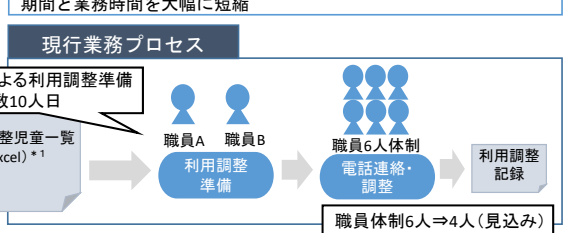

ＢＰＲ後の業務プロセス

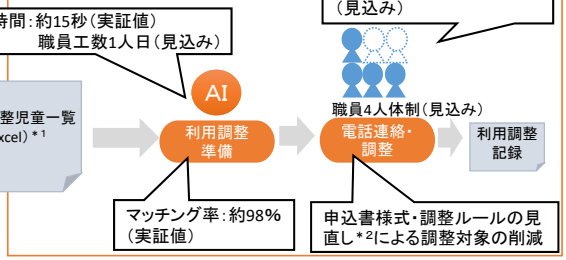

＊1　施策2では、手入力で情報を追加した利用調整児童一覧を使用
＊2　入園希望欄の拡大、兄弟入所意向の追加、希望園に選考された場合は電話連絡なしで決定通知を発送等

9

❶・①申請手続きの電子化

参考

現行業務プロセス　・・・紙の申込書（抜粋）

新規児童用

施設型給付費・地域型保育給付費等**支給認定申請書 兼 保育所入所申込書**（児童台帳）

平成　年　月　日

保護者氏名　印

（あて先）塩尻市長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請します。保育所の入所を申し込みます。

入所施設名（市記載欄）

申請に係る子どもの氏名	フリガナ	生年月日 平成　年　月　日	年齢 4月1日現在 歳	性別	障害者手帳等の有無 有・無
保護者住所・連絡先	住所　〒　塩尻市				
	平成31年1月1日の住所 □市内 □市外		平成30年1月1日の住所 □市内 □市外		
	緊急連絡先にレ印を記入してください。	□自宅電話番号	—	—	
		□携帯電話（父）	—	—	
		□携帯電話（母）	—	—	
保育の希望の有無	有	：保育所・認定こども園（保育部分）の利用を希望する場合			
	無	：認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合			

1　世帯の状況（申請に係る子ども以外の同居の家族全員を記入してください。）

氏名	子どもとの続柄	生年月日	年齢 4月1日現在	性別	勤務先又は学校・園名等	障害者手帳等の有無	備考
フリガナ		M T S H 年 月 日	歳			有・無	
フリガナ		M T S H 年 月 日	歳			有・無	
フリガナ		M T S H 年 月 日	歳			有・無	
フリガナ		M T S H 年 月 日	歳			有・無	
フリガナ		M T S H 年 月 日	歳			有・無	
フリガナ		M T S H 年 月 日	歳			有・無	
フリガナ		M T S H 年 月 日	歳			有・無	

○ 役所で開庁時間に申込書を出す必要

ＢＰＲ後の業務プロセス　・・・電子申請の画面（抜粋）

申込

支給認定現況届兼保育所入所申込書再作成

問い合わせ先	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

※印があるものは必須です。
▲印は選択肢の結果によって入力条件が変わります。

保護者氏名 ※	保護者の氏名を入力してください。 氏：次門 名：次郎
連絡先メールアドレス ※	利用者の連絡先メールアドレスを入力してください。
申請日時	平成 30 年 10 月 30 日
申請区分 ※ 選択解除	新たに入園希望の場合は新規を、すでに市内の保育園に通っている場合は継続を選択してください。 ◉ 新規 ○ 継続または転園希望

■届出に係る子どもの情報を入力してください

氏名 ※	氏：大門 名：華
氏名フリガナ ※	氏：ダイモン 名：ハナ
生年月日 ※	平成 27 年 1 月 9 日
年齢（平成31年4月1日現在）	自動計算式のため入力不要です。 4
性別 ※ 選択解除	○ 男性 ◉ 女性
障害者手帳の有無 ※	無し
同時に申し込む兄弟姉妹 ※ 選択解除	◉ 今回同時に入園を申し込む兄弟姉妹がいる ○ 今回同時に入園を申し込む兄弟姉妹はいない

■届出に係る保護者の情報を入力してください

郵便番号 ※	入力例）399-0700→3990700 3990700 検索

○ 家庭のインターネット環境で24時間365日申請可能
○ システム上のエラーチェックにより不備書類削減

10

❷・②RPAによる申請情報のシステムへの自動入力

参考

現行業務プロセス ・・・１件当たりの保育システム入力時間：５分程度

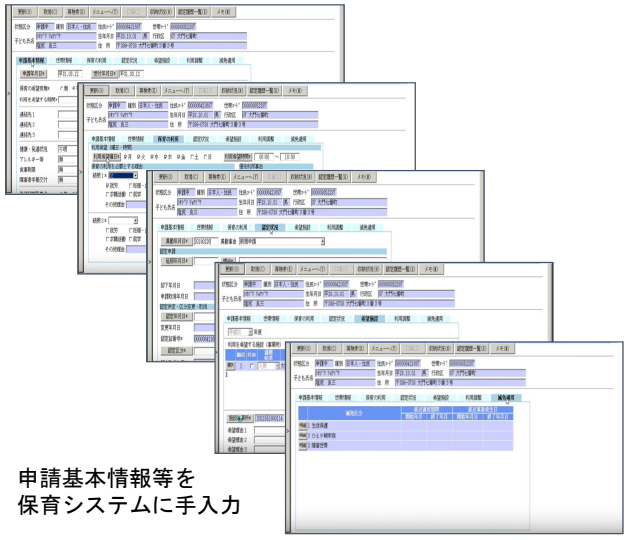

申請基本情報等を
保育システムに手入力

利用調整児童一覧（Excel）

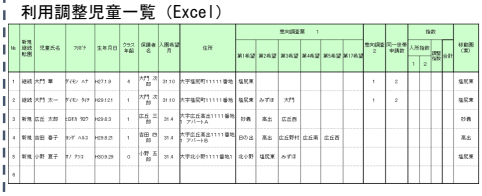

申請基本情報等を
利用調整児童一覧（Excel）に手入力

ＢＰＲ後の業務プロセス

RPA　RPAによる自動入力

・・・１件当たりの保育システム入力時間：１分程度

11

❸・③AIによる保育所利用調整準備の自動化

参考

現行業務プロセス ・・・職員工数10人日（約80時間）

マッチング業務（利用調整児童一覧＊1と入所限度人数一覧を突合し、入所可能な園を導出＊2）

＊1　利用調整準備に使用する利用調整児童一覧には、申込者の希望園、就労状況、世帯状況等を勘案し、指数等が記載されている。

＊2　同じ年齢のうち、指数の高い申込者から順に、第一希望の園に入所可能か確認する。第一希望の園が入所限度人数に達していた場合は、次の希望の園に入所可能か確認する。この作業を繰り返し、各申込者に対して入所を案内できる園を選定する。

平成31年度　保育園　利用調整対象児童一覧

No.	新規継続転園	児童氏名	フリガナ	生年月日	クラス年齢	保護者名	入園希望月	住所	意向調査票　1 第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第17希望	意向調査2	同一世帯申請数	指数 入所指数 1	入所指数 2	調整指数	合計	移動園（案）
1	継続	大門　華	ダイモン　ハナ	H27.1.9	4	大門　次郎	31.10	大字塩尻町11111番地	塩尻東						1	2					塩尻東
2	継続	大門　太一	ダイモン　タイチ	H29.12.1	1	大門　次郎	31.10	大字塩尻町11111番地	塩尻東	みずほ	大門				1	2					塩尻東
3	新規	広丘　太郎	ヒロオカ　タロウ	H29.8.3	1	広丘　三郎	31.4	大字広丘高出1111番地1　アパートA	妙義	高出	広丘西										妙義
4	新規	吉田　春子	ヨシダ　ハルコ	H29.8.21	1	吉田　四郎	31.4	大字広丘高出1111番地1　アパートB	日の出	高出	広丘野村	広丘南	広丘西								高出
5	新規	小野　夏子	オノ　ナツコ	H30.9.29	0	小野　五郎	31.4	大字北小野1111番地1	北小野	塩尻東	みずほ										塩尻東
6																					

ＢＰＲ後の業務プロセス

AI　AIによる自動化

・・・職員工数１人日（AI処理時間約15秒＋職員によるチェック）

12

ICTを活用した窓口業務効率化：住民による異動届のタブレット入力、QRコードによるデータ取込

※平成30年度業務改革モデルプロジェクトによるもの

○ 熊本県熊本市（人口約74万）では、届出書作成支援・窓口案内システム（届出ナビ）を活用し、住民異動届について、①市民がタブレットで情報を入力し、届出書と窓口案内を出力、②窓口では情報セキュリティ機能付きQRコードを用いて、異動情報をデータ化する取組を平成30年度に検証。
○ 平成31年度は、上記検討を踏まえて①及び②の導入に向け開発・調整予定。

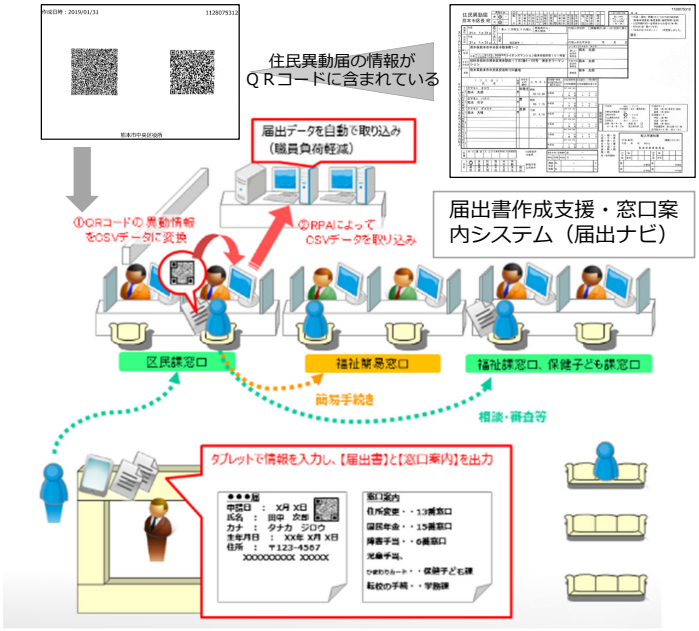

＜作業ごとの所要時間の比較＞

	作業	所要時間 現行	所要時間 検証	削減効果
市民の視点	住民異動届作成（※）～窓口受付完了	13分2秒	12分5秒	▲57秒
	住民異動届入力	5分25秒	3分40秒	▲1分45秒
	合計	18分27秒	15分45秒	▲2分42秒
職員の視点	住民異動届窓口受付	7分	5分18秒	▲1分42秒
	住民異動届入力	5分25秒	50秒	▲4分35秒
	合計	12分25秒	6分8秒	▲6分17秒

上記の所要時間はテストパターン（1～5人世帯）で実測した平均値

※さらに、マイナンバーカードの利用で四情報（氏名、性別、生年月日、住所）が届出書に自動入力されれば約22秒短縮見込み

申請が電子データ化されれば
その後のRPAの導入も容易になる

13

①タブレットとＱＲコードによる異動情報のデジタル化

参考

現行業務プロセス・・・紙の届出書

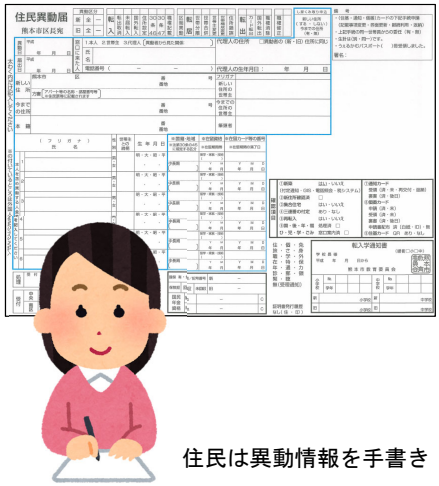

住民は異動情報を手書き

ＢＰＲ後の業務プロセス・・・タブレットとＱＲコード

住民はタブレットで
・四情報を自動入力（マイナンバーカードを利用した場合）
・その他情報を手入力

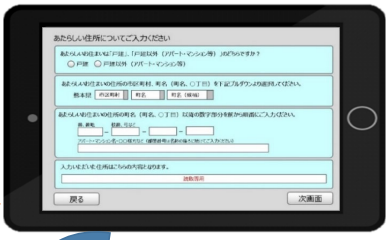

タブレットに入力した情報をＱＲコード付き住民異動届として出力

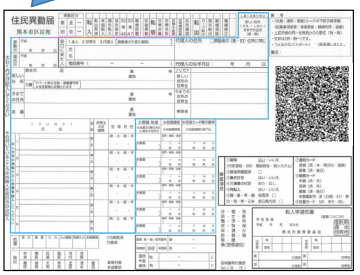

システムに自動登録するためのデータ形式（ＣＳＶファイル）に変換

14

②RPAによる届出情報のシステムへの自動入力

参考

現行業務プロセス　・・・住民記録システムへの住民異動届情報入力時間：５分25秒

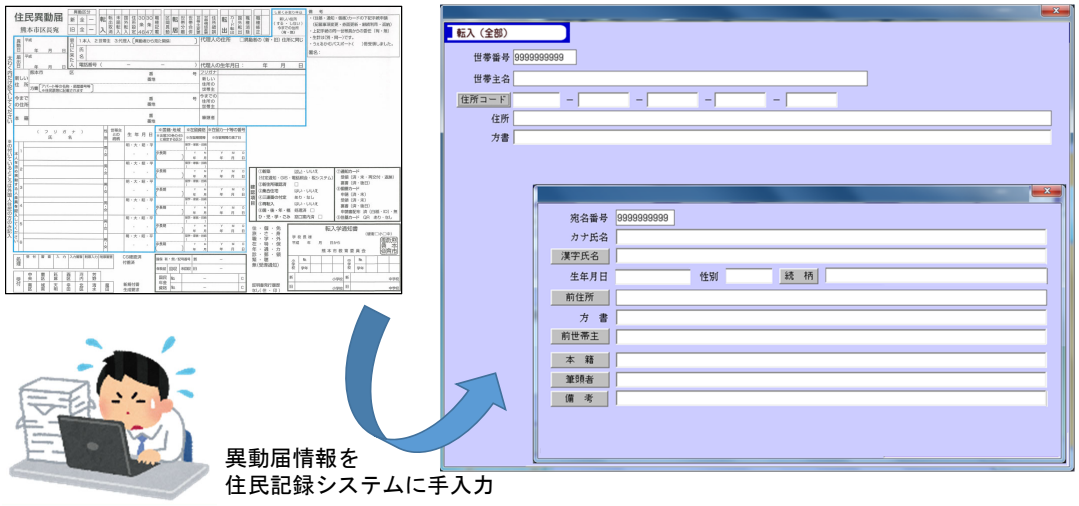

異動届情報を
住民記録システムに手入力

ＢＰＲ後の業務プロセス

QRコードから読み取った情報（CSVファイル）をRPAにより自動入力

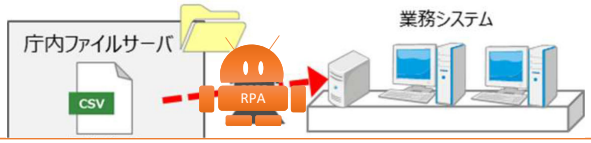

・・・市民目線で３分40秒に
職員目線で50秒に

15

4. システムの標準化・共同化

情報担当課職員の状況

○ 現在、情報主管課職員が5人以下の団体が約3分の2を占める状況。特に、小規模な自治体では既に人材が逼迫している。
○ 2040年頃には団塊ジュニア世代は既に退職しており、ますます地方公務員の確保が困難な状況になる。
○ システムの標準化・共同化により、限られた人材や専門的な知識・ノウハウを共有することが重要になる。

情報主管課職員数の状況（団体数）

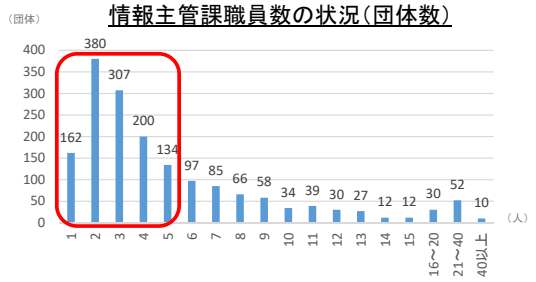

出典：総務省「自治体情報管理概要」（2018年3月）

人口規模別情報主管課職員数（平均）

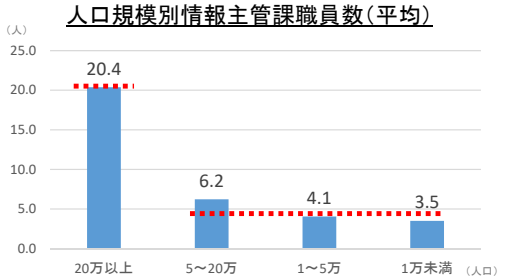

出典：総務省「自治体情報管理概要」（2018年3月）

年齢別地方公務員数（2016年）

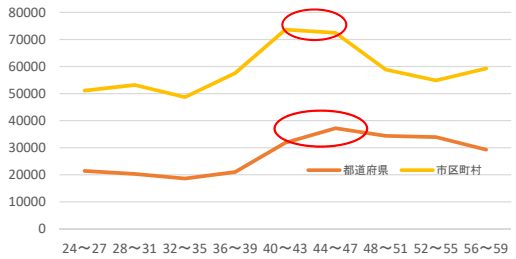

出典：総務省「平成28年地方公務員給与実態調査」から作成

IoT実装に向けた地域の課題

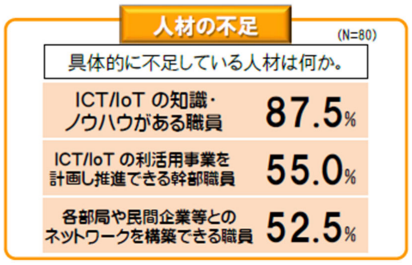

出典：総務省「地域IoT実装状況調査」（平成29年）

16

市区町村における情報システム経費の調査結果（平成29年度分）

1．情報システム経費の全体像

平成29年度当初予算における1,741市区町村の基幹系システム及び内部管理系システムに係る整備経費及び運用経費について、総務省の調査結果を取りまとめたもの

全市区町村の情報システム経費の合計額	住民一人当たりの経費（※）
4,786億円	3,742円

2．人口規模ごとの状況

（※）4,786億円を住民基本台帳に基づく人口（1億2,790万7,086人、平成29年1月1日時点）で除したもの
なお、全市区町村の平成28年度普通会計決算額は56.5兆円（平成29年度市町村普通会計決算の概要より）

	2万人未満	2～5万人未満	5～10万人未満	10～20万人未満	20～30万人未満	30万人以上
人口規模区分の総経費（億円）	487	531	664	692	409	2,003
住民一人当たり経費 人口規模区分平均（円）	11,724	4,071	3,675	3,096	3,583	3,601
人口規模区分における一団体当たり経費（億円）	0.6	1.3	2.5	4.4	8.9	23.8

3．クラウド導入団体と未導入団体の状況

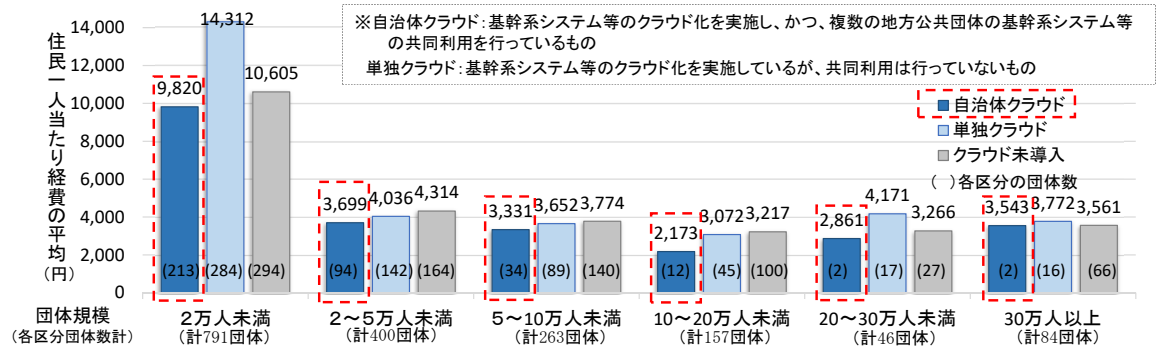

17

市区町村における基幹業務システムのクラウド導入の現状

○ 都道府県において、県内市区町村のクラウド導入の状況にはばらつきがある。
○ 人口5万未満では約3割、人口5万以上20万未満では約5割がクラウドを導入していない。
○ 人口20万以上の自治体では、約2／3がクラウド導入を行っておらず、複数団体でのクラウド導入は、約3%しかない。

クラウドを導入している域内市区町村の割合（2018年4月1日現在）

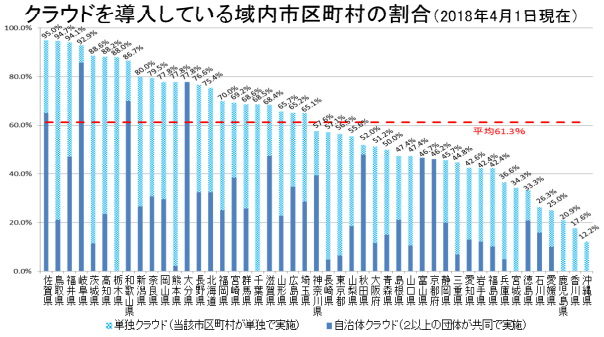

基幹業務システムのクラウド導入状況（団体規模別）

		5万人未満		5万人以上20万人未満		20万人以上		合計
		団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	
自治体クラウド	導入済み	349	29.1	54	13.1	4	3.0	407
	導入予定	91	7.6	22	5.4	3	2.3	116
単独クラウド	導入済み	474	39.6	152	37.0	41	31.1	667
	導入予定	42	3.5	46	11.2	16	12.1	104
未導入		242	20.2	137	33.3	68	51.5	447
合計		1,198	-	411	-	132	-	1,741

※「自治体クラウド」は、複数の地方自治体による共同クラウドを指す。

メインフレームの残存団体割合（H26）

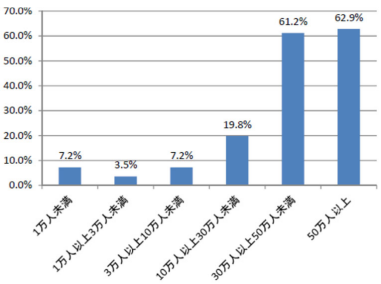

人口20万以上でクラウド導入済みの団体一覧

●自治体クラウド（4団体）
【指定都市】 なし
【中核市】 豊橋市、岡崎市
【特別区】 なし
【それ以外】 長岡市、富士市

●単独クラウド（41団体）
【指定都市】 千葉市、相模原市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市
【中核市】 函館市、福島市、前橋市、高崎市、越谷市、柏市、八尾市、尼崎市
【特別区】 品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、豊島区、荒川区、板橋区、練馬区、葛飾区
【それ以外】 伊勢崎市、太田市、草加市、松戸市、市原市、府中市、西東京市、町田市、厚木市、大和市、福井市、春日井市、東浦町、明石市、松江市、佐賀市、鈴鹿市

18

情報システム及び様式・帳票の標準化の効果（イメージ）

現在の姿 …情報システム、様式・帳票、業務プロセス、AI・RPA等の導入状況が**バラバラ**

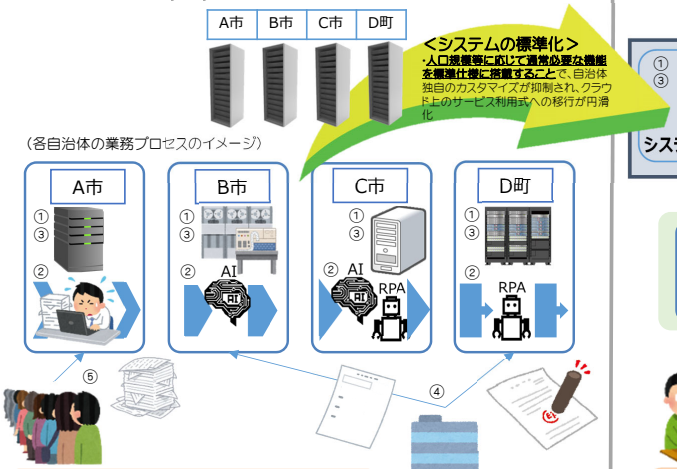

①人的・財政的負担が大きい（重複投資）
・情報システムは、これまで各自治体が独自に発展させてきた結果、システムの発注・維持管理や制度改正による改修対応など各自治体が個別に対応せざるを得ない
・情報システムの独自開発やカスタマイズにより重複投資

② AI・RPA等のICTを活用しにくい（高価）
・単独での利用だと、高価なAI・RPA等のICTを導入しにくい
・単独での利用だと、学習データが少なく、AIの質が高くない
・業務プロセスが他自治体と異なるため、RPAシナリオを共同利用できない

③ベンダロックイン
・情報システムがベンダ間でバラバラである結果、ベンダの乗り換えが困難であり、競争が働かず割高になる

④住民・企業等にとって不便その1（バラバラの様式）
・社員の住所地によってバラバラな様式・帳票に記載

⑤住民・企業等にとって不便その2（紙申請）
・紙の申請書に記載し役場で提出

未来の姿 …情報システム及び様式・帳票の**標準化**により、業務プロセスも標準化し、システムやAI・RPA等をクラウド上で全国的な**サービス利用**

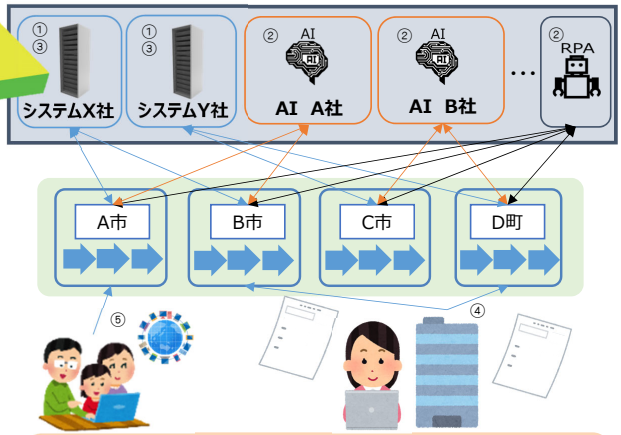

①人的・財政的負担が減少（割勘効果、カスタマイズ抑制）
・各自治体の情報システムは、クラウド上のサービス利用形式へ移行すると、クラウド上でベンダ側が更新版のソフトウェアを配布するため、自治体側の制度改正対応や更新時の負担が削減（サービス利用形式に至る前でも、ノンカスタマイズ部分について、ベンダ側が更新版を配布するため、制度改正対応や更新時の負担を削減）
・システム共同化により、割勘効果で重複投資が削減（システムの標準化で自治体独自のカスタマイズが抑制され、システムを共同化しやすくなる）

②高性能な AI等を安価に活用（割勘効果、 学習データ増加）
・共同利用による割勘効果によりAI・RPA等のICTを安価に導入
・共同利用により、学習データが増加し、AIの質が向上
・業務プロセスの標準化によりRPAシナリオを共同利用

③ベンダ間の競争の促進
・各自治体が各社の製品を自由に選択・入れ替え可能となり、競争環境が確保される

④住民・企業等の利便性向上その1（統一様式）
・異なる自治体にも統一した様式・帳票で提出可能

⑤住民・企業等の利便性向上その2（オンライン申請）
・マイナポータルとの連携を含め、デジタルイン・デジタルアウトを視野に入れた標準を作ることで、オンライン申請を促進

19

システムの共同化が与える効果（財政面）

○ システムの標準化により、カスタマイズの抑制、システムの共同化による割り勘効果を生むことで、導入・維持管理の費用削減。

1．情報システム経費の全体像

全市区町村の情報システム経費の合計額
4,786億円

※ 平成29年度当初予算における1,741市区町村の基幹系システム及び内部管理系システムに係る整備経費及び運用経費について、総務省の調査結果を取りまとめたもの

2．システム共同利用による費用削減効果

・ 自治体クラウド導入を実施したグループに対して、費用削減効果について、調査を実施。

・ 全体の約６割以上のグループにおいて３割以上の費用削減効果があり、又は見込まれるとしている。

<調査対象：45グループ、244団体>

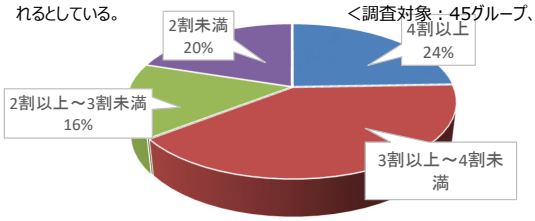

<「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント（総務省地域情報政策室平成28年8月5日公表）」より>

（参考）中核市市長会での検討結果

・「中核市における自治体クラウド実現に向けた研究会」において、中核市レベルであってもシステムの共同クラウド化によりコストメリットがあることが示された。

『住民記録システム』でのコスト削減効果

事業者	自庁設置方式	共同クラウド導入時の自治体数		
		2市	3市	5市
A社	100.0%	78.6%	71.4%	65.7%
B社		90.8%	87.3%	84.5%
C社		92.3%	86.9%	82.3%
平均		87.2%	81.9%	77.5%

RFI参加事業者に対し、共同クラウドと自庁設置方式とのコスト比較（試算）を依頼

2市共同で導入した場合は約13%削減、5市共同の場合は、約23%の削減効果が期待できる。

※「税システム」「国保システム」においても同程度の削減効果が期待できる結果

出典：第2回スマート自治体研究会 資料6中核市市長会提供資料

3．システム共同利用による費用削減例

<富山県・富山県情報システム共同利用推進協議会>

《構成団体》：
9団体（射水市、滑川市、入善町、上市町、朝日町、舟橋村、黒部市、魚津市、立山町）

《開始時期》：
H27（射水市、滑川市、入善町、上市町、朝日町、舟橋村）、H30（黒部市）、H31（魚津市、立山町）

《自治体クラウド利用可能業務（利用団体数）》：
住民情報、税、国民健康保険、国民年金、福祉（９団体）、
人事給与システム（３団体）、財務会計システム（４団体）、文書管理システム（３団体）

情報システム運用経費比較

（単位：億円）

	共同化前（5年間）	共同化後（5年間）	削減率
射水市	9.2	5.7	38%
滑川市	4	2.5	38%
入善町	2.5	1.8	28%
上市町	2.4	1.7	29%
朝日町	2.4	1.4	42%
舟橋村	1.1	0.8	27%
黒部市（H30.4～）	5.25	3.6	31%
魚津市（H31.4～）	4.2	3.6	14%
立山町（H31.4～）	3.4	2	41%
合計	34.45	23.1	33%

システムの共同化が与える効果（人材面）

○ 共同でクラウドを導入した小規模な自治体に確認をした結果、ある程度職員の仕事の負担が軽減したとの声が多くあった。

クラウド化による人的な効果

● クラウドを導入するまではオンプレミス環境で管理をしていたため、情報担当職員が時間外でサーバのバックアップや動作確認を実施。
⇒ クラウド導入により、データセンターで一括作業に変更。
（ある町での人的面での効果：毎日30分～１時間の業務量削減）

共同化による人的な効果

● 従前個別で収集していた国の政策の動向や法改正の情報についても、事務局（町村会）が一括で提供する上、法改正に伴うシステムの妥当性も事務局で検証をするため、町としては負担軽減。
● サポート窓口（ヘルプデスク）をデータセンター一括で行っているため、ノウハウの一元化に繋がっている。
⇔ 一方で、人的面としては、カスタマイズをする場合の意見集約には時間を要している。

（例）3町での共同クラウドによる人的効果

項目	再構築前			再構築後		
	A町	B町	C町	A町	B町	C町
設置スペース	サーバ室 事務室	サーバ室 電算室	サーバ室 事務室金庫	サーバ室／IDC		
				（50㎡削減）	（100㎡削減）	ラック1削減
人員等	**3名**	**6名** （うち常駐SE 2名）	**3名** （うち常駐SE 1名）	**2名**		
				（1.5名/兼務）	（1.5名/兼務）	（1名/兼務）
電源装置	サーバ室	サーバ室 電算室	サーバ室	サーバ室／IDC		
				（IDCは二重化／自家発電装置）		
空調設備	サーバ室	サーバ室 電算室	サーバ室	サーバ室／IDC（二重化構造）		

業務プロセス・システムの標準化の進め方

現状

- 自治体がシステムを独自にカスタマイズする傾向　→住民・企業等や自治体の負担に

2019年度から着手（各行政分野につき原則1年間）

- 自治体・ベンダ・所管府省を含む関係者がコミットした形で各行政分野のシステムの標準を設定
- まずは、自治体システムの中核をなす住民記録システムから検討開始
  ※　自治体クラウドは、引き続き推進

標準設定後5年以内

ベンダ

- 標準仕様書に記載された機能をパッケージに搭載
- 全国的なサービス（例：LGWAN-ASPサービス）としてパッケージシステムのアプリケーションを提供

自治体

- システム更新時期も踏まえつつ、労働力の供給制約等の社会課題に遅滞なく対応できるよう、速やかに各自治体で標準準拠システムを導入
- 原則として、カスタマイズは行わない。
  ※　ただし、住民サービスの維持・向上等の観点から自治体独自の施策を行っている場合であって、カスタマイズ以外の代替措置で対応することが困難であるなどの事由がある場合を除く。

遅くとも2020年代に実現すべき姿

- 各行政分野において、複数のベンダが全国的なサービス（例：LGWAN-ASPサービス）としてシステムのアプリケーションを提供し、各自治体が原則としてカスタマイズせずに利用

→ 住民・企業等の利便性向上、自治体の負担の最小化

2040年までに実現すべき姿

「スマート自治体」の実現

〔目的〕・ 住民・企業等にとっての利便性向上（行政サービスの需要サイド）
・ 自治体の人的・財政的負担の軽減（行政サービスの供給サイド）

22

自治体システム等標準化検討会

報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和元年８月２２日

「自治体システム等標準化検討会」の開催

１．趣　旨

自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、その発注・維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応しており、人的・財政的負担が生じています。特に人口規模が一定以上の自治体については、同一事業者のシステムを利用する自治体間でもシステムの内容が異なることから、共通プラットフォーム上のサービスを利用する方式への移行の妨げとなっています。さらに、自治体ごとに様式・帳票が異なることが、それを作成・利用する住民・企業・自治体等の負担に繋がっています。

また、中長期的な人口構造の変化に対応した自治体行政に変革していくためにも、自治体の情報システムに係る重複投資をなくして標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル化に向けた基盤を整備していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、自治体行政のデジタル化に向け、自治体の情報システムや様式・帳票の標準化等について、自治体、事業者及び国が協力して具体的な検討を行います。

２．検討内容（案）

①住民記録システム等の標準化（標準仕様書や標準様式の作成など）
②広域クラウド化（近隣自治体に止まらない全国規模のクラウド化）
③住民情報データのバックアップ

３．構成員・準構成員

・別紙名簿のとおり

４．スケジュール

・令和元年８月２６日（月）に第１回検討会を開催します。

［連絡先］
自治行政局行政経営支援室　正木課長補佐、渡邉係長
電話：03-5253-5519（直通）　ＦＡＸ：03-5253-5592

自治体システム等標準化検討会　名簿

【構成員】

（座長）庄司　昌彦　武蔵大学社会学部教授
後藤　省二　株式会社地域情報化研究所代表取締役社長
渡邉　康之　筑西市企画部情報政策課係長
岡田　寿史　前橋市政策部情報政策課副参事
摩尼　真　町田市市民部市民課担当課長
坪田　充博　日野市総務部情報システム課主幹
福田　達夫　藤沢市総務部 IT 推進課長
山澤　浩幸　三条市総務部情報管理課長
金泉　嘉昭　出雲崎町町民課長
倉田　司　飯田市市民協働環境部市民課長
野口　泰弘　神戸市市民参画推進局住民課システム担当係長
平松　弘三　倉敷市企画財政局企画財政部情報政策課主任
津留　薫　久留米市市民文化部市民課課長補佐
福永　浩二　大崎町住民環境課課長補佐
林　博孝　神奈川県町村情報システム共同事業組合主幹
川島　正治　全国知事会調査第一部長
内村　義和　全国市長会行政部長
小出　太朗　全国町村会行政部長
樋口　浩司　地方公共団体情報システム機構
住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長
佐藤　勝己　地方公共団体情報システム機構研究開発部長
吉本　明平　一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長
三木　浩平　内閣官房情報通信技術総合戦略室政府 CIO 補佐官
三橋　一彦　総務省自治行政局住民制度課長
植田　昌也　総務省自治行政局行政経営支援室長
神門　純一　総務省自治行政局地域情報政策室長
金澤　直樹　総務省情報流通行政局地方情報化推進室長

【準構成員】

長友　悟　株式会社 RKK コンピューターサービス
公共システム本部東日本システム部次長
小下　己鶴　Gcom ホールディングス株式会社地方行政経営研究所課長
松下　邦彦　株式会社 TKC 地方公共団体事業部システム企画本部部長
竹前　久　株式会社電算公共開発本部公共ソリューション１部主任
藤野　正則　日本電気株式会社公共システム開発本部
プロジェクトマネージャー
矢留　宏治　株式会社日立システムズ公共・社会事業企画本部本部長
大村　周久　富士通株式会社第二行政ソリューション事業本部
シニアマネージャー

（以上敬称略）

23

5. AI・RPA等のICT活用

AI・RPAの導入による業務プロセスの自動化・省力化

○ AI（人工知能）やRPA（ソフトウェア・ロボットによる業務自動化）の実証実験に取り組む自治体が増加。
○ AIでは、チャットボットにより人間に代わってチャット（ネットワーク上での会話）を行ったり、道路の画像から損傷の有無を自動で抽出する取組が行われている。
○ RPAでは、住民等からの申請書類や他機関等から送付された書類を別のシステムに手作業で入力するといった作業を自動処理する取組が行われている。

イーオのごみ分別案内（横浜市）

【概要】
・横浜市とNTTドコモの共同実証実験。
・ごみの出し方をチャットボット※を活用した対話形式で案内。
・実証実験を通じ、より分かりやすい案内の可能性を探るとともに、検索に不慣れな方や若年層などにも興味をもってもらうきっかけとなることを目指す。
※チャットボット･･･人間に代わって、チャット（ネットワーク上での会話）を行うプログラム

【特徴】
・横浜市の分別検索システム（ミクショナリー）で培った2万語以上に対する分別方法、雑学やクイズなどを案内。

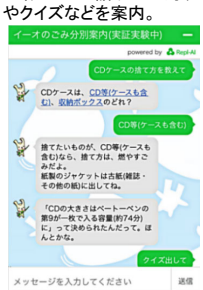

MyCityReport（千葉市ほか）

【概要】
・千葉市と東京大学生産技術研究所の共同実証実験。
・車載カメラで撮影した画像と自治体ごとの管理水準から道路舗装の損傷を機械学習により自動抽出する。

【特徴】
・千葉市のほか、北海道の室蘭市や千葉県市原市なども実証実験に参加し、データを共有。
・道路舗装損傷の自動抽出などの機能により、道路パトロールの拡充が図られ、効率的な道路舗装損傷の把握が期待できる。

RPAによる業務自動化（宇城市ほか）

【概要】
・宇城市は、総務省「業務改革モデルプロジェクト」により、RPA（ソフトウェア・ロボットによる業務自動化）の活用を実証実験。
・つくば市はNTTデータ等と共同して、RPAの活用を実証実験。

【特徴】
・宇城市では、内部管理業務（時間外申請）で2,767時間分の業務削減効果を試算。
・つくば市では、対象5業務で8割前後の業務時間削減効果を試算。

RPA導入後の事務の流れ（つくば市）

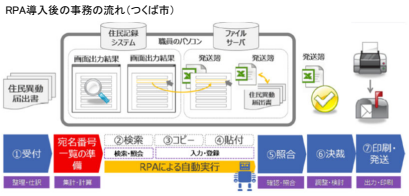

出典：横浜市HP、千葉市HP、つくば市「RPAを活用した定型的で膨大な業務プロセスの自動化共同研究実績報告書」をもとに作成

地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査について①

○ 事務局において、全都道府県・指定都市・市区町村を対象に、「地方自治体におけるAI・ロボティクスの実証実験・導入状況等調査」を実施。
○ その結果、AIを1業務でも導入している（実証実験含む）団体は、都道府県で約36%、指定都市で約60%、その他の市区町村で約4%であった。

AIの実証実験・導入状況

都道府県

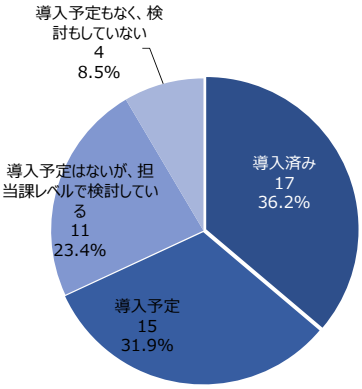

指定都市

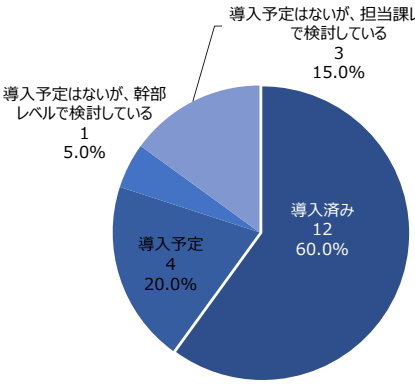

その他の市区町村

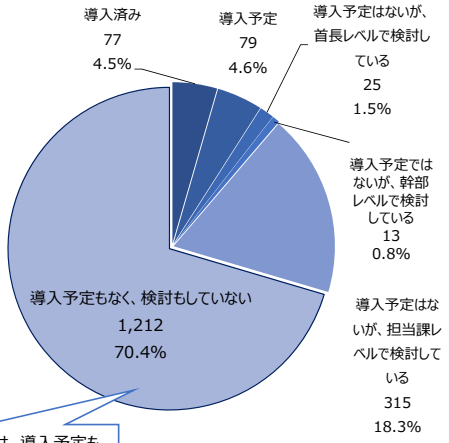

その他の市区町村においては、導入予定もなく、検討もしていない市区町村が約７割。

※導入は実証実験も含む。

25

地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査について②

○ RPAを1業務でも導入している（実証実験含む）団体は、都道府県で約30%、指定都市で約40%、その他の市区町村で約3%であった。

RPAの実証実験・導入状況

都道府県

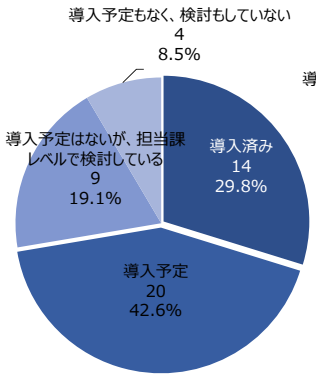

指定都市

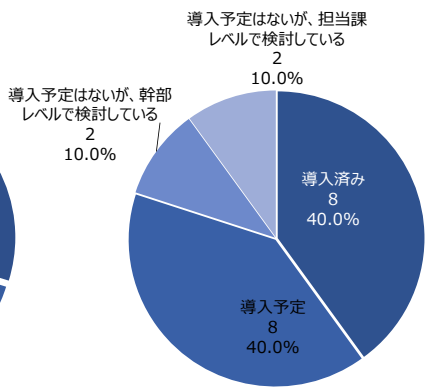

その他の市区町村

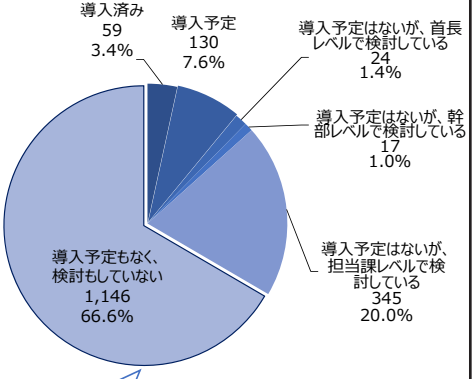

市区町村においては、導入予定もなく、検討もしていない市区町村が約3分の２。

※導入は実証実験も含む。

26

地方自治体のAIの導入状況①　～導入している機能～

○　事務局において、全都道府県・市区町村を対象に、「地方自治体におけるAI・ロボティクスの実証実験・導入状況等調査」を実施。2018年11月１日現在）
○　都道府県については、音声認識（AIを活用した議事録作成等）が多く、市区町村においては、チャットボットによる応答が半数以上を占めている。

AIの機能別の導入状況　（複数回答可）

	導入済み団体数	**音声認識** **音声のテキスト化、声の識別**	画像・動画認識 画像や動画の特徴の認識・検出	文字認識 手書きや活字の認識	言語解析・意図予測 発言の意味や内容の理解	数値予測 変化する数理の将来予測	マッチング 需要と供給の調整	ニーズ予測 公共サービスのニーズ予測	行動最適化 合理化な行動パターンの提案	作業の自動化 非定型業務の自動化	**チャットボットによる応答** **行政サービスの案内**	その他
都道府県	17	14	1	2	2	0	1	0	1	0	4	0
指定都市	12	6	2	0	5	0	0	0	0	3	9	3
その他の市区町村	77	17	6	5	9	3	12	0	3	4	42	7
合計	106	37	9	7	16	3	13	0	4	7	55	10

（例）「AIを活用した議事録作成」

住民からの問合せに対応する「チャットボット」を活用している団体が導入済み団体の半数以上。

27

地方自治体のAIの導入状況②　～導入している業務例～

機能別（主なもの）

音声認識

- 会議録作成支援システム
- 自動翻訳システム

チャットボットによる応答

- チャットボットによる行政サービスの案内
- 多言語AIチャットボットサービス
- LINEを活用した対話型サービス
- 子育て相談のためのAIを活用したチャット窓口の開設
- 観光・文化・都市経営情報の総合案内コンシェルジュ
- AIを活用した移住・定住に関する自動対話型のFAQ機能

画像認識

- 画像認識による歩行者通行量調査

マッチング

- 保育所の入所選考業務、保育園の入園AIマッチング

分野別（主なもの）

健康・医療

- 健康情報関連業務
- 文字認識による予防接種予診票のデータ化
- 国民健康保険レセプト点検業務

児童福祉・子育て

- 保育所の入所選考業務、保育園の入園AIマッチング

高齢者福祉・介護

- 聴覚障害者との会話に利用する音声文字変換表示

土地利用・都市計画

- 画像認識による歩行者通行量調査

観光

- 観光案内多言語AIコンシェルジュの導入

横断的なもの

- 会議録作成支援システム

28

地方自治体のRPAの導入状況①　～導入している分野～

○ 都道府県・市区町村ともに、行革や情報担当を所管している部局でRPAを実証的に導入している傾向にある。
それ以外にも、福祉部門や税務部門での導入が進んでいる。

RPAの分野別の導入状況　（複数回答可）

（例）超過勤務実績の入力業務
通勤手当調査業務　等

（例）保育施設利用申込書入力事務
児童手当入力事務　等

	導入済み団体数	組織・職員（行政改革を含む）	財政・会計・財務	情報化・ＩＣＴ	住民参加・協働	コミュニティ	情報公開・個人情報保護	治安（再犯防止を含む）	消費者保護	健康・医療	児童福祉・子育て	学校教育・青少年育成	文化・スポーツ・生涯学習	高齢者福祉・介護	障がい者福祉	生活困窮者支援
都道府県	14	**8**	**6**	**2**	0	0	0	1	0	4	0	2	0	0	0	0
指定都市	8	**1**	**4**	**3**	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
その他の市区町村	59	**23**	**27**	**9**	2	1	1	1	0	**8**	**7**	1	0	**10**	5	0
合計	81	32	37	14	2	1	1	2	0	12	8	3	0	11	5	0

（例）ふるさと納税受付・
データ処理業務　等

	導入済み団体数	人口減少対策（移住を含む）	農林水産業	商工・産業振興	観光	土地利用、都市計画	公共施設・インフラ	公共交通	自然環境	生活環境	国際化・国際交流	男女共同参画・人権・多様性	過疎・離島地域等の進行	横断的なもの	その他
都道府県	14	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	2
指定都市	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
その他の市区町村	59	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	22
合計	81	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	4	26

29

地方自治体のRPAの導入状況②　～導入している業務例～

分野別（主なもの）

住民異動
- 転入通知業務
- コンビニ交付集計事務

地方税
- 個人市民税の当初課税業務
- 法人市民税の賦課業務
- 法人市民税の還付業務
- 軽自動車税新規登録事務

健康・医療
- 重度心身障害者医療費の助成事務
- 特定健診の受診券の再交付事務
- 国民健康保険料にかかる所得申告書入力業務

児童福祉・子育て
- 私立幼稚園等入園料補助金支払業務
- 保育園新規申込業務
- 子ども子育て支援システム入力事務

高齢者福祉・介護
- 要介護申請における一連業務
- 後期高齢者保険料決定通知書

財政・会計・財務
- 臨時職員の賃金支払業務
- 職員の超過勤務管理業務
- 通勤手当に係る距離測定
- 財務会計システムにおける支払事務

組織・職員
- 職員の超過勤務管理業務

その他
- 総務省や都道府県等からの各種照会業務
（地方交付税の基礎数値照会、地方公務員給与実態調査等）
- 各種統計資料の集計

30

地方自治体のAIの費用

○ AIを導入している（実証実験含む）団体においては、現在は実証実験のため、経費ゼロで導入している団体が大半。
○ 今後、本格導入の段階で、予算額確保が課題となり、導入が難しくなる可能性がある。

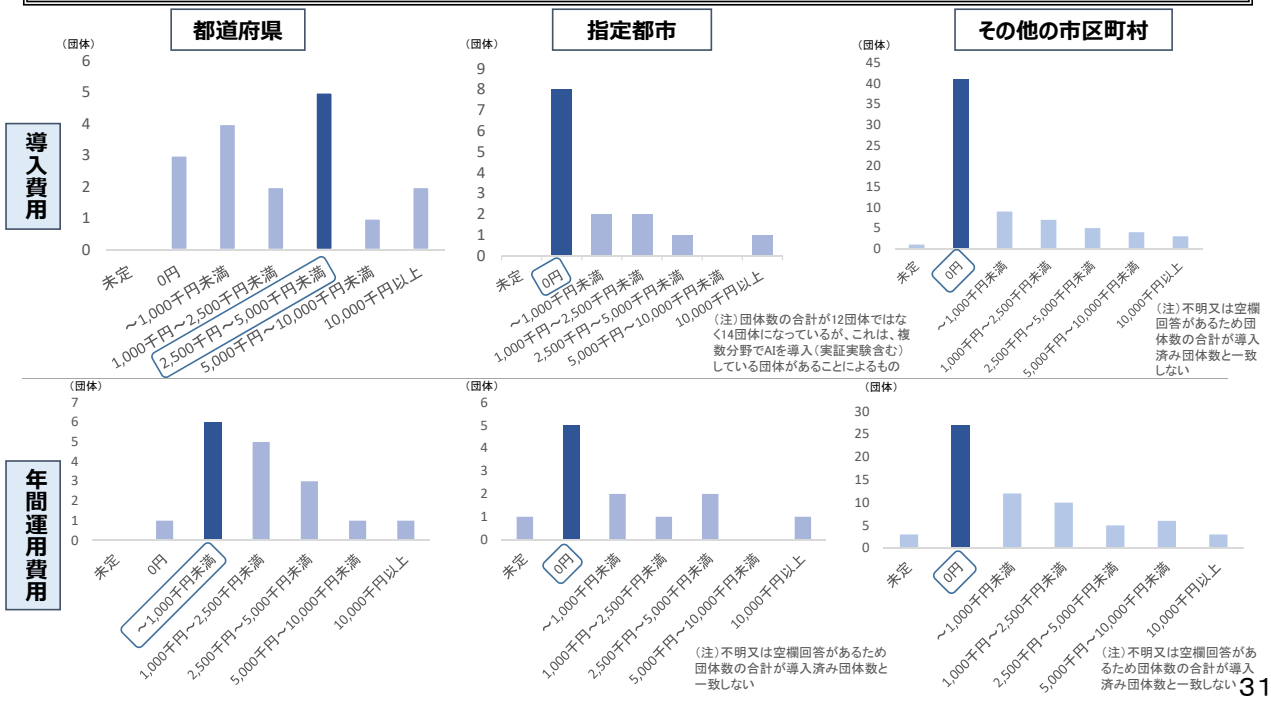

地方自治体のRPAの費用

○ RPAを導入している（実証実験含む）団体においては、現在は実証実験のため、経費ゼロで導入している団体が大半。
○ 今後、本格導入の段階で、予算額確保が課題となり、導入が難しくなる可能性がある。

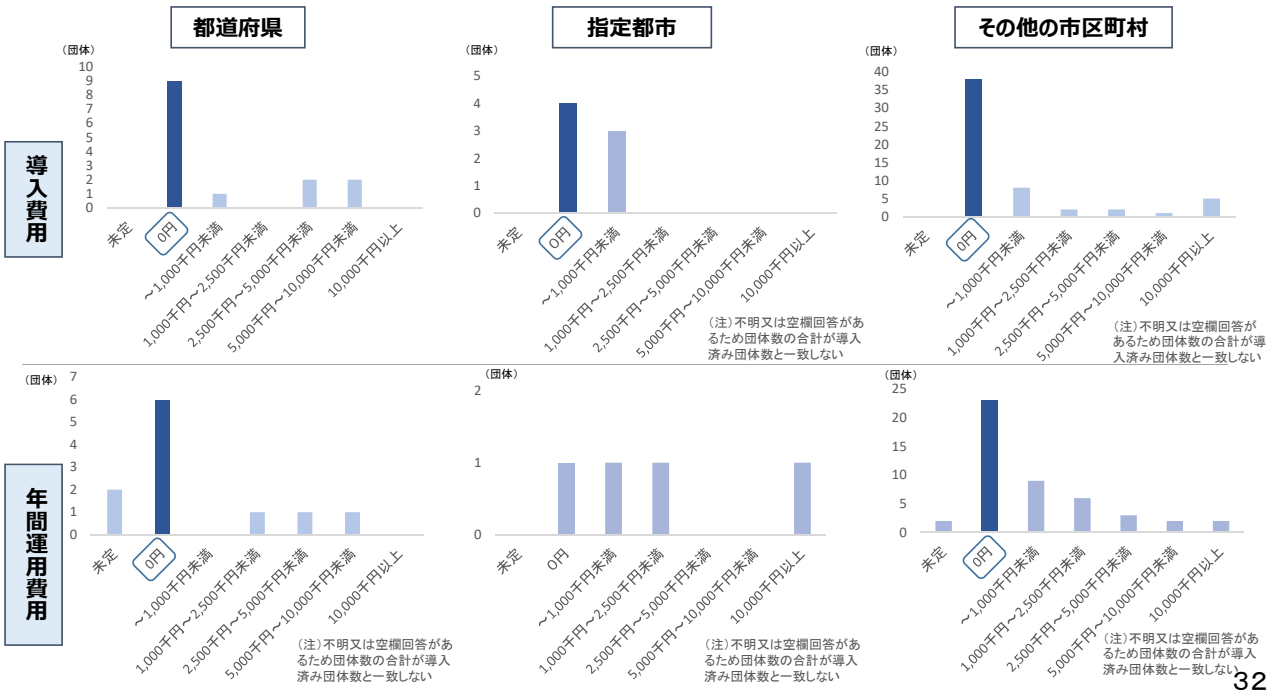

地方自治体におけるAI・RPAの活用事例

○ 第9回研究会（平成31年3月5日）で公表した参考資料における地方自治体におけるAI･RPAの活用事例の一覧。
※☆印については、総務大臣メールにも掲載している活用事例。

AIチャットボット

【事例P２】☆**福島県会津若松市**：AIを活用した問い合わせへの自動応答サービス。市民からの問合せに対して24時間365日対応可能。
【事例P３】**岡山県和気町**：AIチャットボットを導入。全国の移住希望者の方が知りたいときにいつでも町の情報を入手できる。

多言語翻訳

【事例P4】**東京都港区１**：多言語AIチャットサービスやAI翻訳システムを活用し、外国人に対して正確かつニーズにあった情報提供。
【事例P5】☆**神奈川県綾瀬市**：自治体翻訳システムにより、窓口で日本語が得意でない外国人でも理解できる行政情報が取得可能。
【事例P6】☆**福井県永平寺町**：AIを活用した観光案内による業務効率化。多言語AIコンシェルジュ導入により外国人の満足度の向上。

道路管理

【事例P7】**千葉県千葉市**：画像から路面の損傷程度をＡＩが自動分類する研究を実施。道路管理の省力化を実現。
【事例P8】**北海道室蘭市**：AI技術（路面画像からひび割れを自動検出）を活用し、道路管理の効率化・省力化を実現。

スマート農業

【事例P９】**北海道岩見沢市**：気象、土壌データなどを基としたAI解析のもと、農作業の最適化に資する各種情報提供を行う。
【事例P10】**佐賀県みやき町**：AI・IoTを活用したスマート農業を普及させる実証実験。ドローンによる農場撮影や農薬散布。

福祉保健分野

【事例P11】**沖縄県那覇市**：AIによる統計解析を行い、特定健診受診勧奨通知を最も効果的なメッセージで届ける。
【事例P13】☆**愛知県豊橋市**：AIがケアプランを作成支援。ケアプランを実施した場合の将来予測と共に推奨するケアプランを提案。
【事例P14】☆**埼玉県さいたま市**：AIによる保育所利用調整業務の省力化。入所申請者への決定通知を早期発信。
【事例P20】**福岡県糸島市**：AIによる国民健康保険レセプト内容点検業務支援。点検業務のコスト削減、効果向上が期待。

職員の業務効率化

【事例P15】**長崎県大村市**：AIを活用し、職員が業務を行う上で不明な点を自動で応答するサービス。全体的な業務効率化が期待。
【事例P16】**大阪府大阪市**：区役所窓口の戸籍担当業務において的確な回答を表示するAIを活用。時間短縮と正確性の向上を図る。
【事例P18】**兵庫県宝塚市**：AIで職員のパソコン操作ログを分析。職員の働き方を見直すため、業務の流れなどの実態を可視化。

議事録

【事例P17】**愛知県東郷町**：音声書き起こしソフトによる会議録作成支援。職員の事務負担軽減に寄与するのか検討。
【事例P19】☆**東京都港区２**：AIによる議事録作成支援の運用開始、保育所AIマッチングシステムの実証実験。

RPA

【事例P22】☆**茨城県つくば市**：市民窓口課・市民税課業務等について、RPAを活用した定型的で膨大な業務プロセスの自動化。
【事例P23】☆**愛知県一宮市**：個人住民税に係るシステム入力業務をOCRとRPAを組み合わせ、自動入力することで省力化を実現。
【事例P24】**熊本県宇城市**：RPAを活用し、職員給与、ふるさと納税などの業務作業を自動化。職員の作業負担軽減。
【事例P25】**東京都港区３**：コミュニティバス乗車券申請書をAI-OCRで読取り、RPAを用いてシステムに自動入力及び受付簿出力。
【事例P26】**和歌山県橋本市**：申請書等をAI-OCRで自動で取り込み、RPAによる単純作業の自動化による定型的作業の削減を推進。
【事例P27】**石川県加賀市**：「定型業務」や「大量処理業務」へのRPA導入を推進し、事務改善や時間外勤務の縮減を図る。
【事例P28】**新潟県長岡市**：RPAを活用し、９課で試験導入。原課職員の自発的なシナリオ作りを促し、現場に即した業務改善。
【事例P29】**福岡県宗像市**：農耕地の賃貸借権設定状況や利用状況について、農地情報公開システムへのデータ入力をRPAで実施。

※OCR（Optical Character Recognition/Reader：光学文字認識）
※RPA（Robotic Process Automation：ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化）

33

ＡＩを活用した自立支援促進（愛知県豊橋市）

実証実験

○ 高齢者の自立支援やケアマネジャーの業務負担の軽減を図るため、**ＡＩを活用し、ケアプランの作成を支援**する。
○ ＡＩに認定調査項目や主治医意見書の項目を入力することにより、**ケアプランを実施した場合の将来予測と共に推奨するケアプランを提案**する。

課　題

○ 本市における2017年度の**介護保険給付費は**200億円に達し、**2012年度と比較すると約29億円（16.5%）増加**している。今後も高齢化が進展することから、**増加し続ける給付費の抑制が必要**となっている。
○ 愛知県内の介護関係職種の有効求人倍率（2018年8月）は6倍を超え、全業種平均の3倍以上となっている。**介護関係職種の業務負担の軽減を図り、人材を確保することが急務**となっている。

取　組

○ ケアマネジャーがAIに認定調査項目（74項目）や主治医意見書の項目を入力し、**AIの提示する介護保険サービスを踏まえケアプランを修正**する。

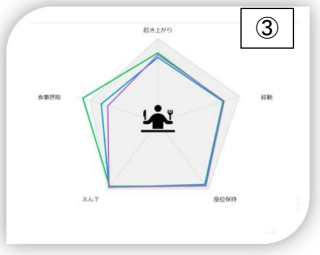

①、②はＡＩによる将来予測
③はプランごとの将来予測比較

成　果

○ ＡＩがケアプランを提案することにより、**利用者の身体状況の改善や介護給付費抑制の他、ケアマネジャーが新たな気付きを得ることが期待**できる。

34

ＲＰＡによる業務プロセスの自動化（茨城県つくば市）

本格導入

職員へのアンケート等をもとに、**定型的かつ膨大な作業量が発生する業務を抽出**し、**業務量・難易度・RPAの導入効果・汎用性の高さ**を勘案して選定した**市民窓口課・市民税課**業務等について、**RPAを活用した定型的で膨大な業務プロセスの自動化**をテーマに官民連携による共同研究を実施。
※入力・登録、確認・照合等の年間処理時間：**市民窓口課 9,024時間**、介護保険課 6,550時間、消防指令課4,000時間、国民健康保険課 2,411時間・・・

課　題

○住民に最も近い距離にある基礎自治体の業務には、定型的かつ膨大な作業量を伴う基幹的業務が数多くある。これらの業務は、時期による業務量の変動が大きい上、劇的な効率化が難しく、人的リソースが割かれる業務として、処理に苦慮していた。加えて当市は、今後も人口増加が見込まれ、負担が増大してくことが予想されていた。

取　組

例）市民窓口課での異動届出受理通知業務
（住民からの届出に基づき住所変更の手続を行った際、本人確認書類が不足している届出者について、本人の意思に相違がない届出であるかを確認するため、変更前の住所地に「受理通知」を送付。年間約1,700件。住民異動が集中する3 月中旬から4 月中旬の繁忙期には大量の処理が発生。）

【これまで】職員が受付・**発送簿作成**・決裁・発送を実施。
年間**約85時間**を要した。

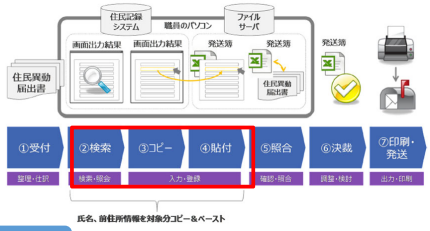

RPA導入

【実証後】**発送簿作成**をRPA化。
職員の作業時間は**約14時間に！（約83%削減）**

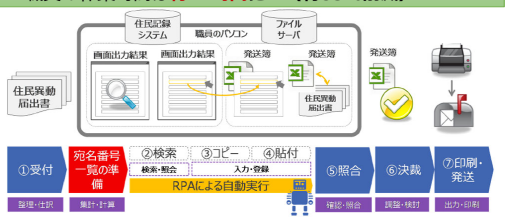

成　果

- ✓ RPA化により入力ミスが減少
- ✓ 単純作業をRPA化することにより職員は住民サービスに集中
- ✓ 研究結果を基に５課（平成31年1月現在）で導入
- ✓ 職員は業務時間の削減よりも「操作ミスの削減」、「作業時間中に手を取られない」効果をより実感し、時間の有効活用の点で高く評価

35

AIの導入効果

○　AIの導入自治体では、その効果について、住民サービス向上、省力化・コスト削減、行政運営の改善、産業振興など、様々な視点で捉えている。

ＡＩ導入団体（実証段階含む。）による導入効果の評価

＜住民サービス向上＞

- 市民は、24時間365日、問い合わせが可能なサービスであり、市民アンケートの結果では80%以上の方から好意的な反応が得られた。問い合わせ窓口が担当部署ごとに分かれていた情報を一つにまとめることができ、利用者が情報を簡単に入手できるようになった。（市民向けのAIチャットボット）
- 日本語での意思疎通が困難な外国人住民に対して、各種案内や事務手続きなどができるようになった。システムの学習機能により、今後はさらに正確な案内ができるようになる。（窓口業務における翻訳システム）
- タッチパネル画面をタッチすることで情報を取得することができる。（AIを活用した観光案内）
- 1月時点で勧奨者の受診率は、昨年度同時期比で約1.9%増。全体で約0.6%増。昨年度受診率37.7%を上回る見込み。市が実施しているまちかど健診の予約が、送付後例年より多い状況が続いている。（AIによる特定健診受診勧奨モデル事業）
- 利用者の身体状況の改善や介護給付費抑制の他、ケアマネジャーが新たな気付きを得ることが期待できる。（AIによるケアプラン提案）
- 入所申請者への決定通知の早期発信により、入所不可だった場合の迅速な対応や、親の育児休業等からのより円滑な復職が可能となった。（AIによる保育所利用調整業務の省力化）
- 経験の浅い職員でもAIを活用することで、市民対応の時間短縮と正確性の向上が図られる。（AIによる自治体職員の業務支援）

＜省力化・コスト削減＞

- 簡易な問い合わせにはAIが対応することで、職員は対面的な対応が必要な方へ時間をかけることが可能。（市民向けのAIチャットボット）
- 人手不足の課題に対応し、常時雇用に比べ「ランニングコスト」が抑えられる。（AIを活用した観光案内）
- 職員直営により、低コストで市内全域の路面健全度の把握が可能となる。（AIによる道路管理の省力化）
- 職員の負担を軽減するとともに、他の業務に職員を効率配置。（AIによる保育所利用調整業務の省力化）
- 職員の知識サポート、他課からの問合せ対応時間の削減により、全体的な業務効率化が期待される。（職員向けのAIによる自動応答サービス）
- 経験の浅い職員でもAIを活用することで、市民対応の時間短縮と正確性の向上が図られる。（職員向けのAIによる自動応答サービス）
- これまで数時間かけていた議事録作成が数分で完了。（音声書き起こしソフトによる会議録作成支援）
- システム導入及び、システムの点検観点向上により、点検業務のコスト削減、効果向上が期待される。（AIによる国民健康保険レセプト内容点検業務支援）

＜行政運営の改善＞

- 問い合わせ内容や件数、問い合わせ者の年代などのデータが分析でき、将来の行政サービスに反映できる。（市民向けのAIチャットボット）
- 分析機能（アクセス解析、来客者数、来客者性別、管内行動解析等）により統計・集計や外部機器との連携ができる。（AIを活用した観光案内による業務の効率化）
- より効率的な道路管理及び、職員の業務量（1回あたり20時間程度（4人×5時間））の削減が期待。（AIによる道路管理）
- 体系的な人材育成や、ベテラン職員が培った専門的な知識や経験の次世代への継承が期待される。（AIによる自治体職員の業務支援）
- 漠然と把握していた業務や繰り返し作業の量、業務の偏りを数値により明確化できた。既にRPAを試行導入していた業務において、その効果を継続的に発揮できることが確認できた。また、新たにRPAに適する業務を抽出できた。業務や繰り返し作業の量、業務の偏りなどについて定量化された数値を共有することで、マネジメント体制を強化できることが確認できた。（AIで職員のパソコン操作ログを分析）

＜産業振興＞

- 従来の「営農者の経験や勘に頼る農業」から「ビックデータ・AI解析に基づくスマート農業」への転換により農作業の効率化・最適化が進むとともに、生産物の付加価値形成による新たな販路獲得に向けた動きが開始されるなど、今後の基幹産業の持続性確保・発展が期待される。（農業ビックデータのAI解析による農作業の高精度化）

36

RPAの導入効果

○ RPAの導入自治体では、その効果について、職員の作業時間削減を挙げる団体が多いが、ミスの削減や住民サービスへの集中を挙げる団体も多い。

RPA導入団体（実証段階含む。）による導入効果の評価

＜職員の作業時間削減＞

- 年間18,000件提出される届出書の入力：592時間が、OCRとRPAの利用により398時間に短縮され、年間194時間の職員負担が軽減できる。帳票レイアウトの工夫や帳票定義追加等の改善により、OCRの読取り精度を高めれば、年間438時間の負担軽減が期待できる。（愛知県一宮市）
- 年間約1700時間の削減効果を見込んでいる。（熊本県宇城市）
- RPA7業務及びAI-OCRの導入により、年間約2000時間の職員業務時間の削減を見込んでいる。（東京都港区）
- 軽自動車税の廃車登録業務では、年間86.6時間の作業時間削減。（和歌山県橋本市）
- パイロット版による効果検証では、業務改善を合わせて行うことで約74%の工数削減が見込まれる結果となった。
- 約2ヶ月のシナリオ作成期間で、9課のうち6課の25業務で実用化の目処が立ち、合計2,028時間/年もの業務時間削減を見込めることが判った。また、時間外勤務の減少や事務の正確性の担保などのメリットを実感できた。（新潟県長岡市）
- 合計1,450時間想定の入力業務が約40時間で完了（福岡県宗像市）

＜ミスの削減＞

- RPA化により入力ミスが減少。職員は業務時間の削減よりも「操作ミスの削減」、「作業時間中に手を取られない」効果をより実感し、時間の有効活用の点で高く評価（茨城県つくば市）
- 入力ミスや手戻りを防ぐことができ、業務改善につながる。（熊本県宇城市）
- 約2ヶ月のシナリオ作成期間で、9課のうち6課の25業務で実用化の目処が立ち、合計2,028時間/年もの業務時間削減を見込めることが判った。また、時間外勤務の減少や事務の正確性の担保などのメリットを実感できた。（新潟県長岡市）
- 機械による自動作業のため、入力ミスなし（福岡県宗像市）

＜住民サービスへの集中＞

- 単純作業をRPA化することにより職員は住民サービスに集中。職員は業務時間の削減よりも「操作ミスの削減」、「作業時間中に手を取られない」効果をより実感し、時間の有効活用の点で高く評価（茨城県つくば市）
- 削減できた時間をほかの業務時間に充てることで、住民サービスの向上を図る。（熊本県宇城市）
- 削減された業務時間を区民サービス向上のための業務に充てるなど、ICTの更なる活用による業務効率化を進める。（東京都港区）
- 申請の多い業務繁忙期に他のコア業務へリソースシフトが可能。（和歌山県橋本市）

37

泉大津市におけるRPA活用による業務削減効果試算（例）

○ 泉大津市における検討では、RPAを活用することで、実現できるパターンの一例として、以下のシナリオが提示されている。

実現パターンの概要

実現パターン	適用事務	削減見込	実現費用（初期費用）	
			RPA※1	システム改修※2
登録されたデータをインプットとして計算を実施（4機能）	✓【税務課】申告情報（eLTAX）の取込み件数の集計 ✓【税務課】土地評価計算（現地調査結果の情報整理） ✓【保険年金課】窓口での市民からの問合せ時における国保の賦課額のシミュレーション計算 ✓【保険年金課】減免額計算（減免申請時の賦課額の期割計算）	228時間	2.4百万円	4.0百万円
登録された複数のデータを照合して差分を検出（3機能）	✓【税務課】過誤納情報と滞納情報の紐づけ確認 ✓【人事課】社会保険料の支払金額に関する、Excelデータとシステムデータとの突合確認 ✓【会計課】支出命令と支払関係資料（口座振替データ、納付書）との突合確認	766時間	1.8百万円	3.0百万円
特定データ・任意レイアウトでの帳票出力（8帳票）	✓【人事課】各種帳票出力（出力項目、レイアウトの変更） ✓【税務課】共有者告知の納税通知書出力（出力項目の変更） ✓【高齢介護課】請求書出力（出力項目、フォントサイズの変更） ✓【保険年金課】充当通知書の一括出力（1件ずつの出力操作） ✓【会計課】各種帳票出力（出力項目、表示データ単位の変更）	1,131時間	4.8百万円	12.0百万円

※1 1ロボットあたり10万円+開発費3ロボット150万円と仮定
※2 1帳票150万円、1機能100万円と仮定

出典：泉大津市提供資料

38

地方自治体におけるRPAの導入効果の事例

愛知県一宮市（市税業務におけるRPA実証実験結果）

業務名		現状（年間）	RPA導入後（年間）	削減時間	削減率
個人住民税	年金情報異動入力	240時間	48時間	192時間	80.0%
個人住民税	特別徴収異動届	592時間	398時間	194時間	32.8%
個人住民税	年度切替処理入力	201時間	53時間	148時間	73.6%
事業所税	事業所税申告書入力	15時間	6時間	9時間	60.0%
合計		1,048時間	505時間	**543時間**	**51.8%**

茨城県つくば市（RPA実証実験結果）

業務名		年間件数	削減時間	削減率
住民登録	転入通知投入事務	10,000件	444時間26分	88.9%
→ それ以外の業務も合わせた市民窓口課の合計		16,000件	511時間06分	85.2%
法人市民税	法人番号情報の個別登録業務	2,800件	31時間06分	100.0%
個人住民税	特別徴収方法の切替処理業務	14,300件	278時間03分	77.8%
個人住民税	確定申告書の重複処理業務（有効無効判定）	6,000件	66時間40分	66.7%
→ それ以外の業務も合わせた市民税課の合計		32,601件	470時間43分	79.5%
合計		48,601件	**981時間49分**	**82.4%**

【出典】つくば市・NTTデータグループ公表資料、各種報道資料等を基に総務省作成

39

AI・RPAの活用に関するミクロの分析結果

平成31年1月28日 第6回研究会 事務局提出資料（加工）

① 制度面

- 自治体業務の課題を抱える分野では、**電子化・ペーパーレス化が進んでいない**。
- 電子化・ペーパーレス化が実現していないものについては、**紙の情報をどのようにデータ化するのかが課題**。その場合、**様式・帳票の標準化がされていないことが課題**。

② 人材面

- **CIO・CIO補佐官からの提案がきっかけとなってAI・RPAを先進的に導入**している自治体もあるが、**ほとんどの自治体は、CIO・CIO補佐官を行政職員が兼務**。AI・RPA導入に当たり、**人材不足を課題とする**自治体が多い。

（事例）「AIを導入するに当たって、『取り組むための人材がいない又は不足』と回答している団体は、都道府県は11団体、指定都市は3団体、その他の市区町村は143団体」（第5回・資料1）
（関連意見）「電子化を推進するためには、システムの統一化が必要。リーダーシップの担い手としてはCIOが考えられるが、人材が圧倒的に不足している。民間のCIOの意見を取り入れながら、CIO的な役割を担う人材育成を早急に行う必要があるのではないか。」（第2回・意見交換）
「先進自治体の報告書を見て、民間企業出身のCIO補佐官からCIOに進言があり、CIOから指示された。」（第6回・資料2）
「県のCIO経験者である部の顧問から提言があった。民間では流行っているが、自治体では流行っていないということで紹介された。」（第6回・資料2）

③ 価格面

- AI・RPAは、人口が一定規模以上の自治体を中心に導入。導入団体の大部分は、実証実験段階で無償の導入。**実装段階では予算額確保が課題**
- AIの共同導入ができれば、①**多くのデータを学習して品質が向上したAI**を、②**割り勘効果により安く利用**できるケースもあるのではないか。

40

AI・RPA等のICTの活用の進め方

現状

- 人口が一定規模以上の自治体を中心に導入
- 導入団体の大部分は、実証実験段階で無償の導入。実装段階では予算額確保が課題

〔導入上の課題〕
・制度面（紙の様式・帳票が多く、その標準化が進んでいない）
・人材面（ICTの専門人材が不足） ・価格面（特にAIは単独自治体では困難）

できることから直ちに実施

直ちに導入可能 ・チャットボットなど自治体が取り組みやすい部分	直ちには導入が難しいもの ・業務量が多いなど自治体行政の課題を抱える部分 ・住民・企業等にとって利便性が向上する部分
● 自治体は他団体の導入事例を参考に導入 ● 国は全国の導入事例を周知	● 数値予測やニーズ予測など、AI技術の活用可能性があるにもかかわらず、現在、開発・導入が進んでいないものについては、自治体と企業、各府省が検討
● 横展開が可能なサービスから安価に導入できるよう共同利用できる環境を整備	● 安価に導入できるよう共同利用できる環境を整備

＜人材面の方策＞
・CIOやCIOスタッフの強化
・首長・議員や職員のICTリテラシー向上
・外部人材の登用・活用
・都道府県や指定都市・中核市等による支援
〔具体的取組〕
・首長・議員やCIO・CIO補佐官を対象とした市町村アカデミーや自治大学校等での研修
・CIO・CIO補佐官の複数団体での兼務を前提とした登用、外部人材の遠隔利用
・地域情報化アドバイザーの活用促進
・全職員を対象とした庁内ICT研修

遅くとも2020年代に実現すべき姿

- 各行政分野において、複数のベンダが全国的なサービスとしてAI・RPA等のアプリケーションを提供
  （参考：インターネット上のチャットボット、LGWAN-ASPサービスとしてのAI-OCR）

→ 住民・企業等の利便性向上、自治体の負担の最小化

2040年までに実現すべき姿

「スマート自治体」の実現

41

地方自治体のAI・RPA活用の将来像

○ 全国的なサービスとしてAI・RPAのアプリケーションが提供される姿も考えられる。

自治体は個別調達ではなく、共同で調達して利用料を支払う形式

全国的なサービス

AIもより多くの自治体で利用することで学習

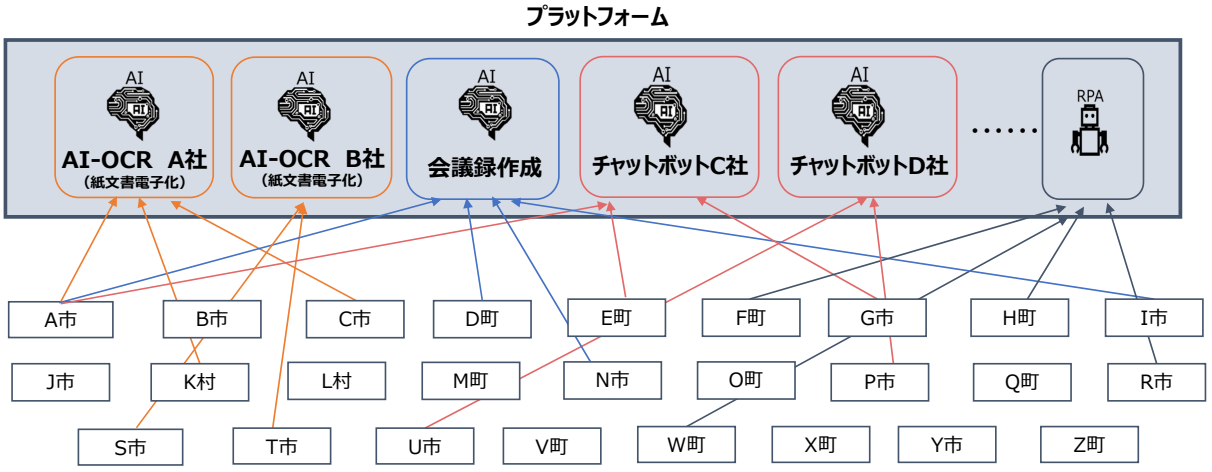

42

AI等のICTの多数自治体による共同開発・利用の推進について

基本的考え方

- 自治体の情報システムは、自由競争に任せ、ベンダによる囲い込みが生じた結果、バラバラに導入。
  その結果、重複投資による非効率を生み、相当な時間・労力を掛けて標準化を進めなければいけない状況。
- 自治体へのAI、RPA、IoT等のICTの導入は加速しているが、個々の団体でバラバラなものが導入されつつある。
  特にAIについては、単独導入では高価で普及が進まず、学習データの蓄積による性能向上も期待できない。

⇒ **情報システムの例を教訓に、今後導入されるAI等については、競争性は保ちつつ、導入当初から、多数の自治体が共同して開発・利用を進めるための仕組み・支援が必要**

共同開発・利用を進めるための方策

- AI、RPA、IoT等は、発展途上で、今後新たな製品が次々と開発されていく可能性があるもの。

⇒ 自治体のニーズを踏まえ、競争環境を残しつつ、より良い製品が適正な価格で多数の自治体で共同利用されることが重要。

⇒ 具体的には、新製品の導入を模索する自治体が、予め他団体の導入状況を十分把握した上で、未導入の場合には、多数の自治体に声掛けし、共同して開発・利用することが重要。

	共同開発・利用を進める仕組み	共同開発・利用を進める支援
導入当初から、共同利用を前提とするもの （例:AI,RPA,IoT等）	**多数自治体の製品ニーズと企業の製品シーズのマッチング** 〔具体的取組〕 • 共同利用を前提に開発した製品を自治体に提案する場を設定（内閣官房IT室） **多数自治体による共同開発・利用を進めることについて、国・自治体・事業者が認識を共有**	**多数自治体の共同開発・利用を前提とした支援** 〔具体的取組〕 • **自治体の製品ニーズを基に、**国・自治体・事業者等の関係者により、**共同利用を前提とした実証を実施** • 総務省が所管する既存の財政支援についても**共同利用を前提に要件を見直し** • 共同利用に際しては、後発団体も接続可能な**LGWAN－ASP**やインターネット上のクラウドサービスを利用
＜参考＞ 事後的に標準化を要するもの （例:情報システム）	国、自治体、企業が協力して標準を確立 自治体間で認識を共有 〔具体的取組〕 • 住民記録システム等の標準仕様書の作成	標準準拠を進めるための支援

43

AI等のICTの共同開発・利用について

○ 自治体へのAI、RPA、IoT等のICTの導入は加速しているが、**個々の団体でバラバラなものが導入**されつつある。特にAIについては、**単独導入では高価で普及が進まず、学習データの蓄積による性能向上も期待できない**。

○ そこで、総務省においては、**共同利用するクラウドAIサービスの開発**に向けた実証事業（「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」）を行うとともに、**AI・RPA等のICTの共同導入を進める**ために、AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築する事業（「自治体行政スマートプロジェクト事業」）を実施

○ 内閣官房IT総合戦略室においては、事業者が**共同利用を前提に開発したICT製品を自治体に提案**する場（「自治体ピッチ」）を設置予定

総務省「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」

○ 自治体において、**「安心して」「安価で」「多様な」AIサービスを共同利用できる環境を整備**するため、クラウドAIサービスの開発に向けた実証を実施

○ 実証に当たっては、開発するサービスの汎用性及びクラウドAIの標準化の検討のため、**複数自治体と事業者のグループによる提案公募**を実施し、計３グループ（６団体）を採択

総務省「自治体行政スマートプロジェクト事業」

○ システムやAI等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する「スマート自治体」への転換を図るため、自治体の基幹的な業務（住基・税・福祉など）について、**人口規模ごとに複数自治体による検討グループを組み、そのグループ内で、業務プロセスの団体間比較を実施**することで、AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築

⇒ 事業終了後、AI・RPA等のICTの具体的活用方法も含めた業務プロセスの標準化モデルを全国展開

内閣官房ＩＴ総合戦略室「自治体ピッチ」

○ 設計段階から、地方自治体職員と開発者（ベンダー等）が利用者視点に立ったサービスデザイン思考の下、対話を重ねながら、地方自治体が**共同利用することを前提として開発したシステムやアプリケーション等を、開発者(ベンダー等)が複数の地方自治体に対して提案**する場として「自治体ピッチ」を開催

※Pitch（ピッチ）とは、新しいアイデアやビジネスを端的にプレゼンテーションする意味で用いられる言葉。シリコンバレーで投資家へのプレゼンを「ピッチ」と呼び、様々なピッチイベントが行われている。

44

自治体行政スマートプロジェクト【R元(2019)年度予算：1．4億円（新規）】

○ システムやAI等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する「スマート自治体」への転換を図るため、本事業において、自治体の基幹的な業務（住基・税・福祉など）について、人口規模ごとに複数自治体による検討グループを組み、そのグループ内で、業務プロセスの団体間比較を実施することで、AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築

⇒ 本事業終了後、AI・RPA等のICTの具体的活用方法も含めた業務プロセスの標準化モデルを全国展開

〔本事業の目的〕① より効果的な事務処理を行うために同種の自治体の中で最も良い業務プロセスに標準化
② AI・RPA等のICTの共同導入のために必要な範囲で業務プロセスを標準化
〔対象となる費用〕BPR（Business Process Reengineering：業務プロセスの再構築）による業務プロセスの検討に要する費用

現在の姿（本事業実施前） …業務プロセスもAI・RPA等の導入状況もバラバラ

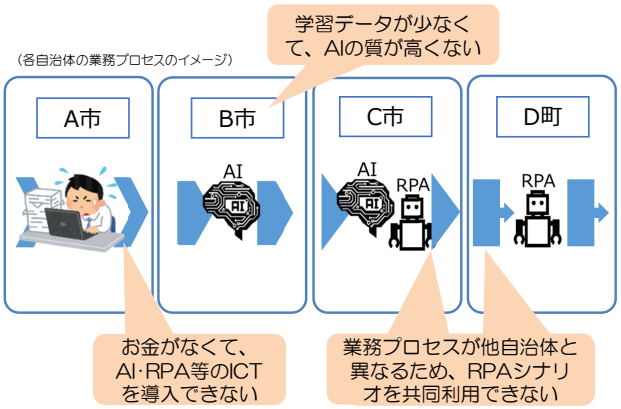

未来の姿（本事業実施後） …AI・RPA等の共同導入で業務プロセスも標準化

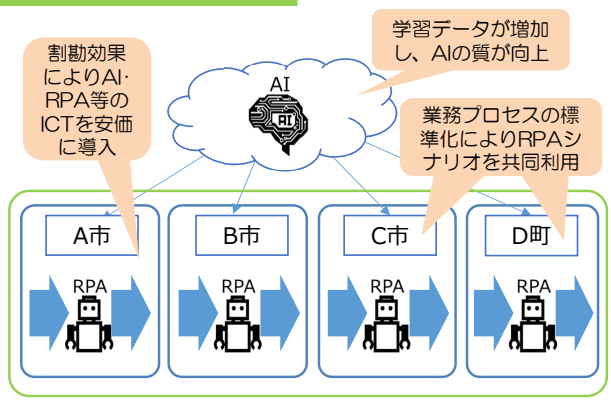

45

令和元年度　自治体行政スマートプロジェクト事業委託団体一覧

応募グループ	対象業務	モデル	取組内容
静岡県浜松市 岡山県岡山市 神奈川県相模原市	住民基本台帳業務	指定都市モデル	・新たな在留資格の創設に伴い今後の在留外国人の増加が見込まれるなか、転入手続きにおける円滑な窓口対応を持続していくため、人口規模の近い3政令指定都市の業務分析・比較を行い、業務効率化に向けたスマートフォンやタブレット等のICT活用及び業務プロセスの標準化を目指す。
兵庫県神戸市 千葉県千葉市 神奈川県横浜市	税務業務	指定都市モデル	・各都市の対象税目（特に「個人住民税」および「法人市民税」を優先する）において、課税業務プロセス、様式・帳票、システムの画面、システムの保有データ等の調査・都市間比較・分析を踏まえて標準的業務プロセスを構築し、この標準的業務プロセスにおけるAIやRPA等のICT等の導入を検討する。
群馬県前橋市 高崎市 伊勢崎市	住民基本台帳業務	中核市等モデル	・住民基本台帳業務で、現状業務プロセスの見える化をして団体間比較を行う。比較結果に基づき、AI・RPA等を活用した業務プロセスを試作して効果測定を行う。 ・具体的には、住民基本台帳業務システムのアクセスログからプロセスマイニングを行い、客観性のある基礎データとする手法の構築や新規に日次でアクセスログ監査を行う。
富山県射水市 魚津市 滑川市 黒部市 舟橋村 上市町 立山町 入善町 朝日町	税務業務 福祉業務	一般市等モデル	・富山県共同利用型クラウド構成団体における、業務プロセスの団体間比較を行い、各団体が納得するベストプラクティスのプロセスを確立するとともに、RPAを併行して導入することにより、業務の効率化を目指す。これに合わせ、RPA自体の共同利用も視野に入れ、本事業の中で環境や構成を検討するとともに、同環境を簡易に構築し検証を行う。

応募グループ	対象業務	モデル	取組内容
山口県宇部市 山口市 岩国市 周南市	税務業務 内部管理業務	一般市等モデル	・人口規模がほぼ同程度である4市において、税務業務・内部管理業務を対象に、RPA等を活用した事務の効率化・改善を検討する。 ・グループ構成団体中、異なるベンダのシステムを用いている税務業務と、同一ベンダのシステムを用いている内部管理業務においてそれぞれRPA等の導入可能性を比較検証する。
鳥取県米子市 境港市 智頭町 日南町	住民基本台帳業務 福祉業務	一般市等モデル	・真に住民も職員も効果を実感できる標準的な「プロアクティブ型ワンストップサービスモデル（仮称：スマート窓口）」の導入を目指すため、データドリブン思考で抜本的な窓口事務プロセスのBPRを行い、AIやRPAの活用可能性を検証する。
京都府 北海道 鹿児島県	会計業務 産業廃棄物収集運搬許可業務	都道府県モデル	・会計業務（支出伺い・契約）と申請業務（産業廃棄物収集運搬業の許可）についてAI文書解析によるデータ項目化、AIチャットボットによる自動相談、文書作成システムとAI-OCR＋自動審査、RPAによるシステム連携を行いながら、文書様式・帳票や業務プロセス・システムを標準化する。
（株）オルゴ 大分県臼杵市 由布市 国東市 日出町	住民基本台帳業務	都道府県補完モデル	・大分県内の人口2～4万人規模の4市町において、職員負担の軽減や住民サービスの向上を図るため、AI・RPA等のICTを活用した住民異動に伴う窓口業務のスマート化（標準化・効率化）及び共同化について、県と市町村が連携して市町村間比較を行いながら、標準的な業務プロセス等を検討し、同規模の他自治体に展開可能な実践モデルを構築する。また仮想環境を利用したRPAライセンスの共有化も検討する。

46

「（仮称）都道府県業務標準モデル構築プロジェクト」（京都府）

令和元年度（2019年度）自治体行政スマートプロジェクト事業

提案者	京都府 (2,586,063)、北海道 (5,339,539)、鹿児島県 (1,610,331)
提案モデル	都道府県モデル
事業概要	少人数でサービス向上を図るために、AI・RPAを最大活用した民間のEC技術を参考とした、「自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）モデル」を構築し、事務を標準化・効率化する。

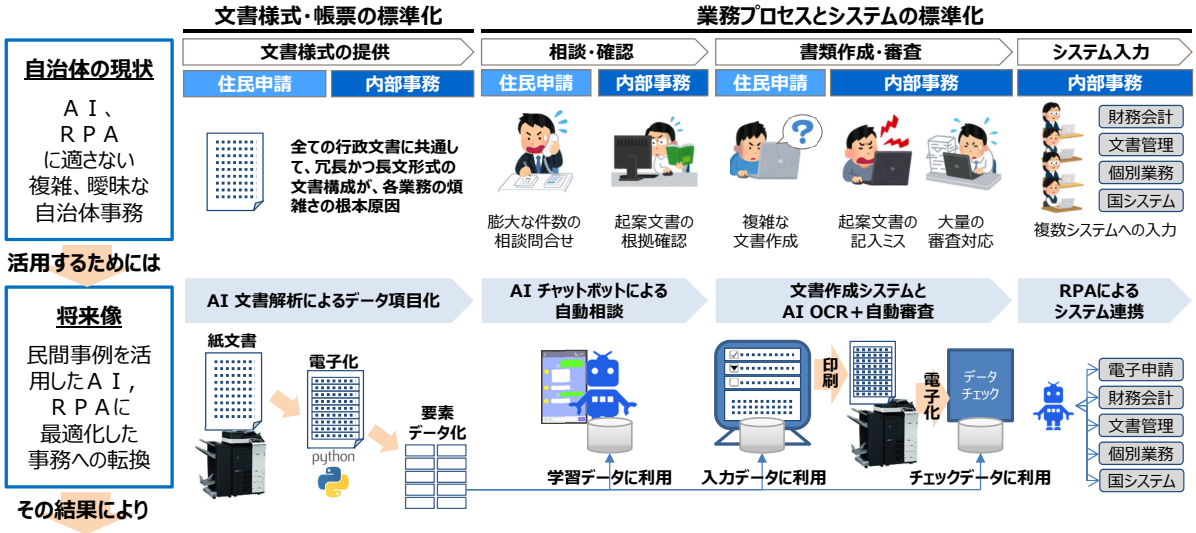

47

Ⅱ Society 5.0時代の地域社会

8 デジタル・ガバメントによる行政の高度化・効率化

AI等の共同開発・利用の推進・地方公共団体保有のデータ活用の推進

「Society 5.0時代の持続可能な地域社会の構築」（総務省重点施策2020）より

（２）自治体によるAIサービスの共同開発の推進

・自治体行政分野におけるAI導入を促進するため、複数自治体での共同利用を前提としたクラウドベースのAIサービスの共同開発実証を実施。その成果を「自治体AI活用ガイドブック（仮称）」としてとりまとめ

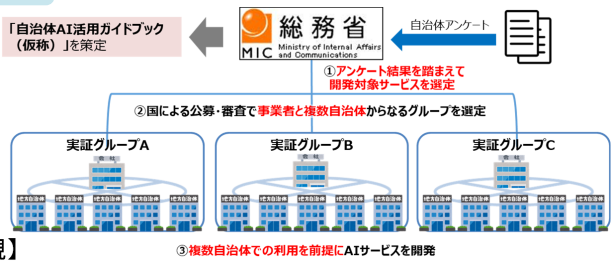

【予算】自治体AI共同開発推進事業　5.0億円【新規】

48

6. 電子化・ペーパーレス化

デジタル手続法※（令和元年５月31日公布）の概要

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、
①**行政のデジタル化に関する基本原則**及び**行政手続の原則オンライン化のために必要な事項**を定めるとともに、
②**行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策**を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「**情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）**」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

①**デジタルファースト**：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
②**ワンスオンリー**：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
③**コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- **本人確認**や**手数料納付**も**オンラインで実施（電子署名等、電子納付）**

添付書類の撤廃

- **行政機関間の情報連携**等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**
  （登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、**データの標準化、API（外部連携機能）の整備、情報システムの共用化**

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正
  （高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

49

マイナポータルの「ぴったりサービス」

○政府が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」では、2017年７月から様々な手続が電子申請できる基盤を提供
○「ぴったりサービス」を活用すれば、これまで全く電子申請に取り組んでこなかった自治体であっても、「ぴったりサービス」を使うことで電子申請をスピーディかつ安価に実現することが可能

＜「ぴったりサービス」の画面イメージ＞

（参考）・H29．７～ 市区町村の手続の検索が可能に（※１）（まずは「子育て」の15手続）
・H29.10～ 検索した手続のオンライン申請が可能に（※２）
・H31.１　「介護保険ワンストップ」について、ガイドラインを公開。
・H31.３　「被災者支援ワンストップ」について、ガイドラインを公開。
・今後　「障がい」「引越・死亡相続」をはじめ、ガイドラインを策定予定。
以上の分野・手続に限らず、市町村は、様々な分野・手続のオンライン申請実現が可能。
※１　市町村において手続を登録することが必要（「子育て」については、H31.３時点で1,551団体が対応）。
※２　市町村においてマイナポータルと接続することが必要。H31.３時点で909団体が対応し、電子申請が可能。

50

7．人材面の方策

自治体の情報担当職員をとりまく変化

○ 近年、ICTの重要性は増すばかりであり、情報担当職員の役割は、これまではシステムの構築・保守管理が主であったが、今では、情報・データの利活用やAI・RPAの活用まで多様化している。
○ これらについて、先進的に取り組む自治体が出て来ている一方で、地域における**ICT/IoT利活用に「関心」があるものの、実際に具体的な「行動」に移せていない自治体はまだ多数存在**

ICTを活用した取組例とその現状

- ✓ 和歌山県データ利活用推進センターでは、総務省の統計データ利用センターと連携して、行政が抱える具体的な課題に対し、**データを利活用した高度な分析・研究**を行うとともに、**証拠に基づく政策立案（EBPM）**の取組を進めている。
- ✓ 福井県鯖江市では、**オープンデータ**の取組を進めており、200種類のデータを公開することで、バス乗客リアルタイムオープンデータシステムなど250種類のアプリが民間で作成され、**市民との協働によるまちづくり**に繋がっている。
- ✓ 休日診療医療機関案内等をAIチャットボットで行う等、**AIを導入して住民サービスの向上に取り組む団体は、**都道府県で約36%、指定都市で約60%あるが、**その他の市区町村では約4%に過ぎず、導入予定もなく、検討していない団体が7割以上（1,212団体）**（2018年11月1日現在）

- ✓ 地域における**ICT/IoT利活用に「関心」がある自治体は約9割を超えるが、実際に具体的な「行動」に移せていない自治体はまだ多数存在**

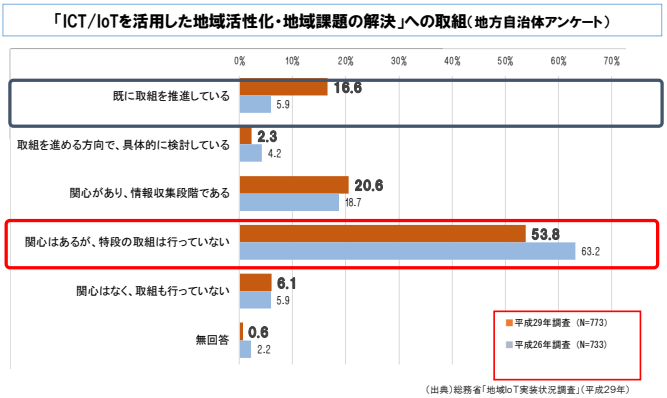

（出典）総務省「地域IoT実装状況調査」（平成29年）

51

自治体CIO・CIO補佐官等に求められる役割

○ これまでの議論を踏まえると、自治体CIOやCIO補佐官等に求められる役割として、次のようなものがあるのではないか。

業務プロセス・システムの標準化

- ◘ 標準準拠システムの導入も含め、必ずしもシステムの専門家でない首長や人事・財政部局がシステムへのガバナンスを効かせられるようにする。
- ◘ 具体的には、
  - ➢ 市場価格を踏まえ、システムの価格を適切に評価できる。
  - ➢ 自治体行政のあり方を理解し、あるシステムの導入による住民サービスや業務効率への影響を適切に評価できる。
  - ➢ より費用対効果の高いシステムの導入について、相談を受けるほか、自ら提案できる。
  - ➢ 首長や職員へのアドバイスを通じて、費用対効果の見合わないカスタマイズを抑制できる。

ＡＩ・ＲＰＡの活用

- ◘ ＡＩ・ＲＰＡ等の最新の技術の知見を持った上で、自治体現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行う。
- ◘ 具体的には、
  - ➢ ＡＩ・ＲＰＡを含んだ最新のＩＣＴの知見を持っている。
  - ➢ 市場価格を踏まえ、製品価格を適切に評価できる。
  - ➢ 自治体行政のあり方を理解し、ＩＣＴの導入の住民サービスや業務効率への影響を適切に評価できる。
  - ➢ 自治体行政へのＩＣＴの導入について、相談を受けるほか、分野横断的なＩＣＴを活用した業務改革を自ら提案できる。

（参考）政府CIOポータル「CIOとは」（https://cio.go.jp/what）より抜粋
CIOは、これまでの情報システムの最適化の役割に加えて、組織や部門を越えて企業グループ全体を俯瞰した、経営の変革を推進する主導的役割が求められる。

CIOの役割

● 戦略パートナー	経営陣の一員として、経営戦略を展開させるための、ITの観点を持った積極的な参加者
● 戦術の実行者	戦略を実行する上でのコントロールタワーとして実行する責任者
● ニーズに応える支援者	関係者の問題を把握し、ビジネス志向の支援を実施

CIOのポテンシャル ＝ 経験 ＋ 知識 ＋ 人的資質 ＋ ツール ＋ 組織

52

CIO、CIO補佐官の状況（内部／外部等）

○ CIOについては、首長の指示系統の明確化等の観点から、副知事や副市長等が任命される傾向。進展するICTの実情にキャッチアップするため、情報政策担当部門の職員がバックアップしている面もある。
○ CIO／CIO補佐官を外部から任用している自治体数は都道府県は「8」、市町村は「37」。

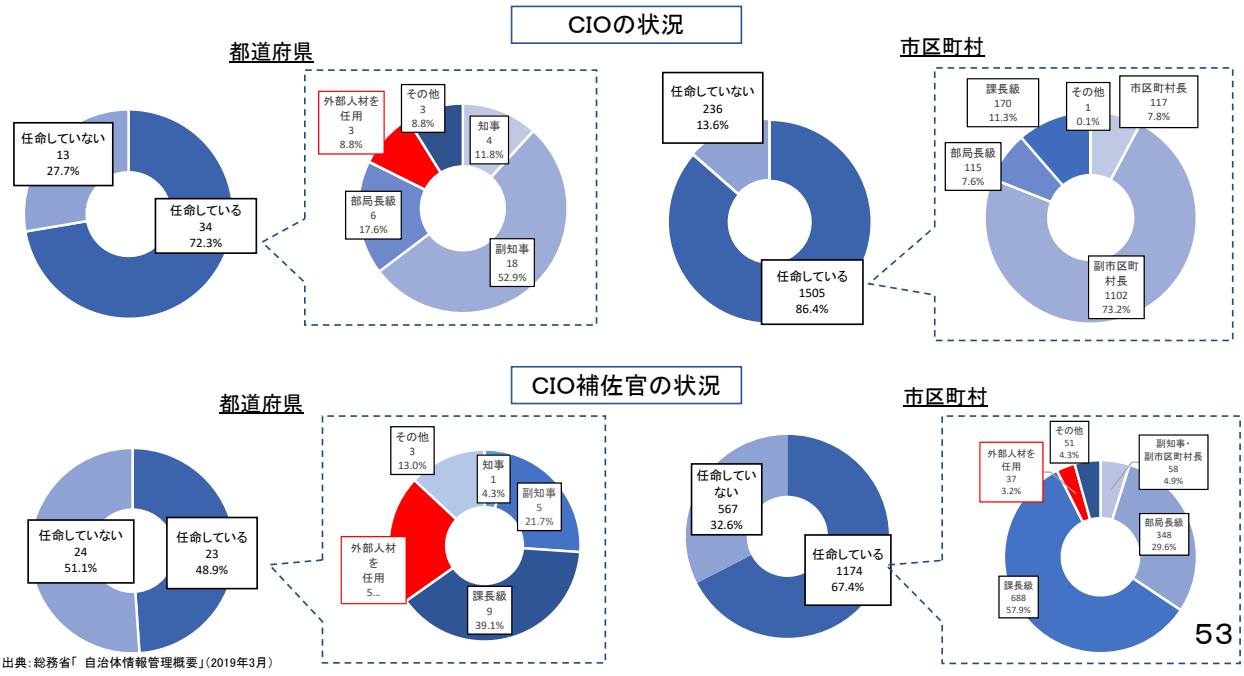

出典：総務省「自治体情報管理概要」（2019年3月）

53

人材面での現状の課題

○ 自治体のICT人材の状況としては、そもそもCIO・CIO補佐官を設置しておらず、地域情報化アドバイザー等の制度も活用していない自治体が大半。
○ 現状、CIO・CIO補佐官を設置していたとしても、専門性が低い行政職員であること、一方で、専門性を有している地域情報化アドバイザー等を活用したとしても、その後の継続的な知見の取得につながっていないことが課題。

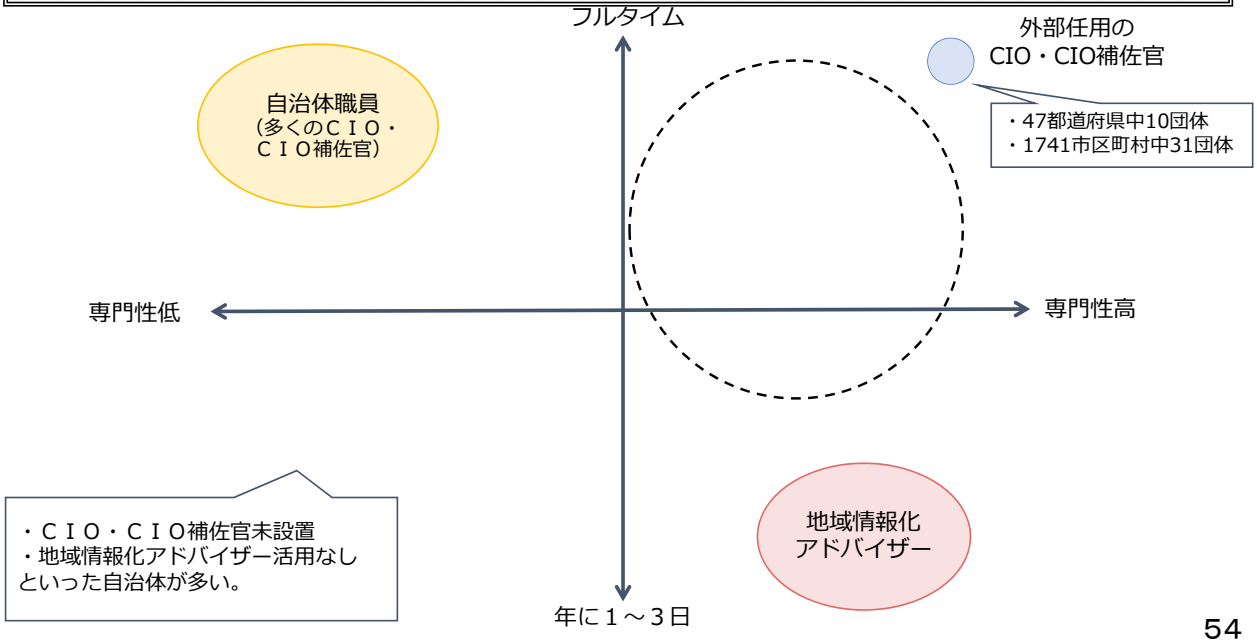

54

人材面での方策の例

○ 外部人材の活用に関しては、外部任用のCIO・CIO補佐官の更なる登用や地域情報化アドバイザー等の活用促進などが考えられるが、どのような方策が有用か。

○ 自治体職員のICTスキルの向上については、ICT専門職の積極的な採用や職員向けの専門的な研修機会の増加などが考えられるが、どのような方策が有用か。

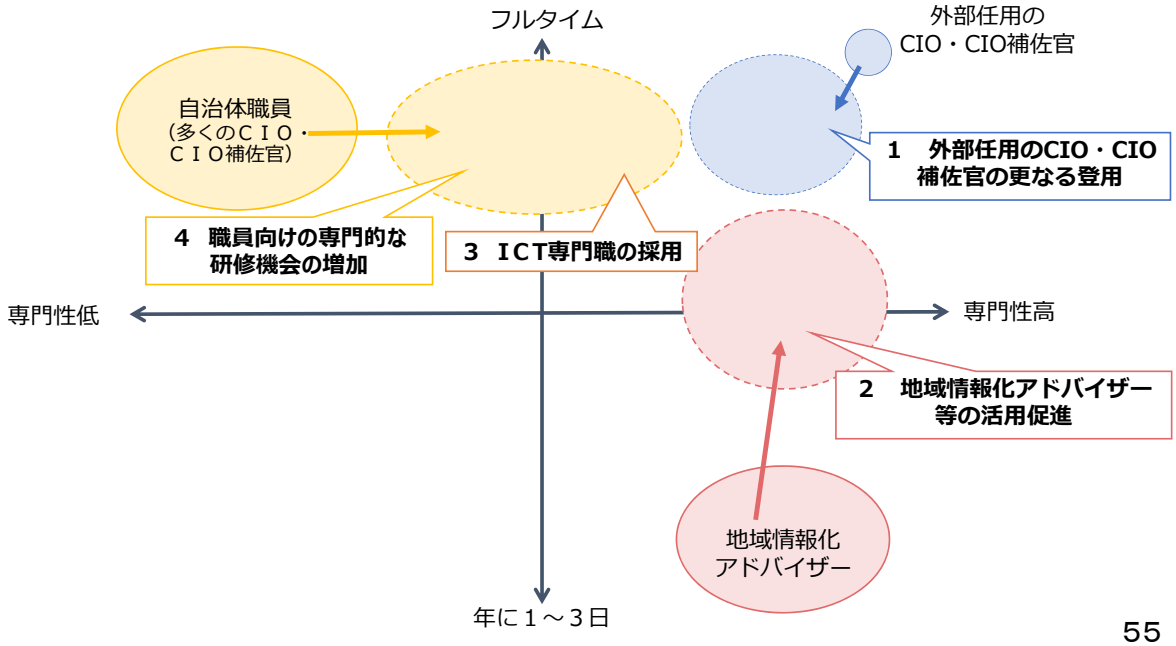

55

スマート自治体実現に向けたポストごとに求められる役割と能力・スキル

○ スマート自治体実現に向け、ポストごとに果たすべき役割及びそのために求められる能力・スキルは以下のとおり整理できる。

○ これらを踏まえた人材面の方策も、庁内研修や市町村アカデミー・自治大学校等での研修から、外部人材の登用・活用、複数自治体による高度人材の確保等まで、それぞれ異なりうる。

	役割	求められる能力 ・スキルの例
首長・ 地方議員	✓ スマート自治体の推進役 →　ICTが地域住民にもたらす価値を認識し、その効果を最大限発揮できるビジョンを示す。 →　今後の人口減少社会において、職員が職員でなければならない業務に注力できる環境を作る。 →　標準準拠システムの導入、カスタマイズ抑制等により既存のシステムの構築・保守管理予算を抑制しつつ、全体としてはＩＣＴ分野への投資を増やし、とりわけ情報の利活用、ＡＩ・ＲＰＡ等のＩＣＴ活用といった攻めの分野に重点的に投資する。	✓ 戦略を実行するためのマネジメント ✓ ICTを活用した経営戦略 ✓ ICTリテラシー
CIO・ CIO補佐官	✓ 標準準拠システムの導入も含め、首長や人事・財政部局がシステムへのガバナンスを効かせられるようにする。 ✓ ＡＩ・ＲＰＡ等の最新の技術の知見を持った上で、自治体現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行う。	✓ ICTを活用した経営戦略 ✓ ネットワークスキル ✓ ICTリテラシー
ＩＣＴ専門職 情報担当職員	✓ システムの構築・保守管理だけでなく、情報の利活用、ＡＩ・ＲＰＡ等のＩＣＴ活用といった攻めの分野に取り組む。 ✓ 他部局と連携し、分野横断的なＩＣＴを活用した業務改革を自ら提案する。	✓ セキュリティスキル ✓ データ利活用・IoTスキル ✓ ICTリテラシー
法令・人事・ 財政担当職員	✓ 法令担当部局も、単に前例を踏襲するのでなく、どのようにすれば、法令を遵守した上で、新たな政策に挑戦できるか知恵を絞る。 ✓ 人事担当部局も、単にＩＣＴによってどれだけ人員を削減できるかといった観点で見るのでなく、働き方改革による職場環境の改善や、ミスの削減を含めた行政サービスの質の向上等、多面的にＩＣＴの導入効果を計り、攻めの分野に人材を配置する。 ✓ 財政担当部局も、単に短期での費用削減効果のみを見るのでなく、今後迫り来る人口減少社会における労働力の供給制約を見据えて、どのような部分に戦略的に投資していくかを考える。	✓ 戦略を実行するためのマネジメント ✓ 他自治体におけるICTの取組の知識 ✓ ICTリテラシー
原課職員	✓ 自らの業務において、ICTを活用した付加価値を創造できる。 ✓ 内部事務の効率化にとどまらず、住民サービスの向上に繋がる政策立案ができる。 ✓ 定型的な業務は技術によって自動化した上で、企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など職員でなければできない業務に注力	✓ 業務フロー分析・RPAのシナリオ作成 ✓ 他自治体におけるICTの取組の知識 ✓ ICTリテラシー

56

8. まとめ
（スマート自治体研究会報告書）

スマート自治体研究会（※）報告書 ～「Society 5.0時代の地方」を実現するスマート自治体への転換～ 概要

※　正式名称：「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」

令和元年（2019年）5月

背景

生産年齢人口（※）減少による労働力の供給制約
※　8,726万人（1995）→ 6,000万人未満（2040）

Society 5.0（超スマート社会）における技術発展の加速化
（参考）商用利用開始から世帯普及率10％達成まで、電話76年、ポケットベル24年、ファクシミリ19年、携帯電話15年、パソコン13年、インターネット5年、スマートフォン3年

問題意識

- 行政サービスの質や水準に直結しないシステムのカスタマイズによる重複投資
  → 住民・企業等にとっての不便さ、個々の自治体やベンダにとっての人的・財政的負担
  （参考）1990年代以降、世界の企業が付加価値を生むICT投資を行う中で、日本は官民問わず既存の業務プロセスに固執し、それに適合させるためのカスタマイズを行い続けた結果、世界に大きく立ち遅れ
- 世界のスピードに間に合うためには、デジタル社会に向けて社会制度の最適化が必要
  （参考）米国や中国など世界各国はAI開発にしのぎを削る　／　エストニアは起業の手続が短いことで起業家が集積

今のシステムや業務プロセスを前提にした「改築方式」でなく、
今の仕事の仕方を抜本的に見直す「引っ越し方式」が必要

方策

原則①　行政手続を紙から電子へ
原則②　行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式へ
原則③　自治体もベンダも、守りの分野から攻めの分野へ

〔具体的方策〕
業務プロセスの標準化　／　システムの標準化　／　AI・RPA等のICT活用普及促進　／　電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化　／　データ項目・記載項目、様式・帳票の標準化　／　セキュリティ等を考慮したシステム・AI等のサービス利用　／　人材面の方策、都道府県等による支援

目指すべき姿

「スマート自治体」の実現

- ✓ 人口減少が深刻化しても、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持
- ✓ 職員を事務作業から解放　⇒　職員は、職員でなければできない、より価値のある業務に注力
- ✓ ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替　⇒　団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらず、ミスなく事務処理を行う

57

スマート自治体の実現に向けた原則

原則①　行政手続を紙から電子へ

- 住民にとって、窓口に来ることは負担
  ⇒　現状のサービスのあり方を前提とせず、窓口に来なくても所期の目的を実現できないか、常に考える
- 自治体にとって、
  - 紙媒体で提出された書類をシステムに入力するといった作業が大きな事務負担
    （参考）泉大津市では、各課の個々の作業のうち、入力や確認作業等の事務作業が半分程度以上と多く、相談、審査、訪問、事業計画などは2割弱
  - AI・RPA等のICTを効果的に活用するためには、データが入口から電子データの形で入って来ることが重要

原則②　行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式へ

- 全国的なサービスとしてのアプリケーションを「利用する」という形式が最も自治体職員の事務負担を軽減
  - システムについては、単にクラウド上のサービスを利用するだけであることから、調達仕様書の作成やシステムの業者選定・契約締結、システム設計、庁内関係課や他団体との調整の負担も極小化
  - 制度改正やアップデート対応もクラウド上で自動で行われることから、制度改正のたびに個々の団体が個別にベンダと協議して対応を行うということも不要に
  - クラウド上で各行政分野のシステムが連携できるようになれば、各自治体でシステム間連携のために行っているカスタマイズも不要に
- AIの全国的な共同利用によって、学習データ増加による質の向上と割り勘効果による価格の低減を実現
  （参考）AI・RPAは、人口が一定規模以上の自治体を中心に導入。導入団体の大部分は、実証実験段階で無償の導入。実装段階では予算額確保が課題

原則③　自治体もベンダも、守りの分野から攻めの分野へ

- 自治体もベンダも、システムの構築・保守管理といった守りの分野はできるだけ効率化した上で、AI・RPA等のICT活用といった攻めの分野へ集中して人的・財政的資源を投資
  （参考）本研究会での議論について、ベンダの業界団体に意見を照会したところ、「協調領域として、既存の業務プロセス・システムに係る部分は縮小しつつ、競争領域として、自治体の創意工夫によるAI・RPAを活用した行政サービスを促進すべき」といった意見が出された。

58

スマート自治体を実現するための方策（１）

方策①　業務プロセスの標準化

- ✓ 人口規模や組織等で類似する自治体間で業務プロセスを比較しながらBPRを行い、最も効率性に差があるボリュームゾーンを見極めた上で、ベストプラクティスに標準化（取組例：総務省「自治体行政スマートプロジェクト事業」）
- ✓ システムを標準化してから、それに業務プロセスを合わせる。

方策②　システムの標準化

- ✓ 本報告書公表（2019年5月）後直ちに、自治体、ベンダ、所管府省を含む関係者がコミットした形で個別行政分野のシステムの標準仕様書を作成する取組を開始（各行政分野につき原則1年以内）。自治体クラウドは引き続き推進

  （留意点）
  - 標準仕様書の作成によるのでなく、標準化されたシステムを一元的に調達・配布する方法は、全国的な巨大なベンダロックインに陥るおそれ
  - 国が調達・配布したシステムでも、自治体内の他システムとの連携にカスタマイズと追加費用を要する等の理由で使っていない自治体が多数あるものも存在
- ✓ 各行政分野に取り組むが、自治体システムの中核をなす住民記録システムを最優先。自治体業務の中で重要な位置を占める税務・福祉分野も優先的に取り組む。所管府省は、総務省・内閣官房IT総合戦略室と連携
- ✓ ベンダは、標準仕様書に記載された機能をパッケージに搭載
- ✓ 自治体は、システム更新時期（5年程度）を踏まえつつ速やかに導入し、
  遅くとも2020年代に、各行政分野において、複数（※1）のベンダが全国的なサービス（例：LGWAN-ASPサービス）としてシステムのアプリケーションを提供し、各自治体が原則としてカスタマイズせずに（※2）利用する姿を実現（※3）

  ※1　ベンダ間の競争環境を確保。各社が標準システムを自由に提供し、競争環境の中で、各自治体が各社の製品を自由に選択可能となる姿を目指す。
  ※2　住民サービスの維持・向上等の観点から自治体が独自の施策を行っている場合であって、他の方法での対応が困難であるなどの事由がある場合を除く。
  ※3　既にある程度標準化が進んでいる人口規模・分野等については、標準仕様書作成のプロセスを経ずにこの姿を実現することも考えられる。

方策③　AI・RPA等のICT活用普及促進

- ✓ (a) 住民・企業等にとって利便性が向上する部分、(b) 自治体行政の課題を抱える部分、(c) 自治体が取り組みやすい部分においてAI・RPA等のICT活用を普及促進
- ✓ このうち、数値予測やニーズ予測などAI技術の活用可能性があるもの（(a)）は、自治体と企業、各府省が検討
- ✓ 業務量が多いなど自治体行政が課題を抱える部分（(b)）は、業務プロセス・システムの標準化（方策①・②）や電子化・ペーパーレス化（方策④）を通じ、AI等を安価に共同利用できる環境を整備
- ✓ 直ちに導入可能なもの（(c)）は、自治体は、他団体の導入事例を参考に導入。国は、全国の導入事例を周知、財政支援

59

スマート自治体を実現するための方策（２）

方策④　電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化

✓ 政府・自治体において、抜本的な電子化・ペーパーレス化の取組が不可欠

〔具体的取組例〕
デジタル手続法案 ／ マイナポータルを通じた電子申請 ／ マイナンバーカードの普及 ／ eLTAXを活用した電子申告 ／ 引っ越しワンストップサービス ／「書かない窓口」(北見市・船橋市) ／ 住民異動届のタブレット入力(熊本市)

✓ 官民を通じた分野横断のデータ連携を行うため、データ形式を標準化

方策⑤　データ項目・記載項目、様式・帳票の標準化

✓ 標準化のニーズ等を勘案し、実態に即して標準化を推進
✓ 手法としては、
- 住民・企業等からの申請（自治体から見たインプット）については、省令等により標準様式・帳票を設定
- 住民・企業等に対する通知・交付等（アウトプット）については、システムの標準を検討・設定する際に併せて様式・帳票の標準化の検討を行い、システムの標準仕様書及び省令等において標準様式・帳票を設定

方策⑥　セキュリティ等を考慮したシステム・AI等のサービス利用

自治体は、クラウド上の全国的なサービスとしてシステムやAI等を利用する場合、

✓ セキュリティについては、
- マイナンバー利用事務系についても、情報セキュリティポリシー(※総務省においてガイドラインを作成)等を遵守することで、外部と接続(LGWAN-ASPサービスを利用する場合を含む。)

✓ 個人情報保護条例については、
- 条例上のオンライン結合制限を見直すとともに、
- 制限している自治体も、個人情報保護審議会の意見聴取といった手続を経ること等により、オンライン結合を推進

方策⑦　人材面の方策、都道府県等による支援

✓ 首長・議員やCIO・CIO補佐官は、市町村アカデミーや自治大学校、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において、今後のスマート自治体の目指すべき姿やICTを活用した経営戦略等を学ぶ。
✓ 人材確保の面からは、既に専門性のある外部人材をCIO・CIO補佐官等に任用するほか、単独で登用することが難しい場合、複数団体での兼務を前提として登用、又は外部人材をその都度活用
✓ 都道府県や、指定都市・中核市等の比較的人口規模の大きな自治体は、必要に応じて各自治体を支援
✓ 業務担当職員や法令・人事・財政担当職員を含め、自治体職員全員が、庁内研修等によりICTリテラシーを学ぶ。

60

政府の戦略等への掲載

◆「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年６月21日閣議決定）抜粋

第３章 経済再生と財政健全化の好循環
２．経済・財政一体改革の推進等
（１）次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革
① デジタル・ガバメントによる行政効率化

国及び地方自治体等の情報システムやデータは、集約・標準化・共同化し、原則、オープンな形で誰もが利用でき、キャッシュフローを生み出す「公共財」となるよう設計する。**地方自治体等の情報システムについては、財源を含めた国の主導的な支援の下で標準化等を進め**、また、カスタマイズを抑制しつつ、各団体のシステム更新時期を踏まえた個別団体への助言を含む支援策により、**自治体クラウドの広域化や大規模団体のクラウド化を計画的に推進する**。

デジタル・ガバメントの早期実現に向け、マイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用し、既に行政が保有している情報について添付書類の提出を一括して撤廃するとともに、戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大を進める。

（中略）

（地方自治体のデジタル化の推進）

地方自治体におけるデジタル・ガバメントを実現するため、デジタル手続法に基づく取組について地方自治体への展開を促す。**自治体行政の様々な分野（※）で、団体間比較を行いながら、地方自治体及び関係府省庁が連携して、ＩＣＴやＡＩ等の活用、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進める。**関係府省庁は、地方自治体と連携して横展開可能なＡＩを開発し、全国に広げていく。ＩＴに係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、**財源を含めた国の主導的な支援の下で情報システムやデータの標準化を推進する観点から、**ＩＴ予算の一元化を契機に、内閣官房が中心となり関係府省庁が連携して、**地方自治体のデジタル化の取組を後押しするための政策に関する検討を進める**。

総務省は、Society 5.0 時代にふさわしい自治体行政のデジタルトランスフォーメーション実現に向け、技術面、人材面、財源面、業務面からの課題を早急に洗い出し、ＡＩ・ＩＣＴ化、クラウド化等を抜本的に進める計画を策定することとし、そのための工程を2019 年末までに明確化する。

地方自治体が保有するデータについて、個人情報の保護を徹底しつつ、その活用方策の考え方を2019 年度内に整理し、地方自治体におけるデータ活用の取組を推進する。

（※）例えば、インフラの点検・維持補修、国保や介護保険事務、保育所入所審査等

61

政府の戦略等への掲載＜続き＞

◆「成長戦略フォローアップ」（令和元年６月21日閣議決定）抜粋

Ⅰ．Society5.0 の実現

５．スマート公共サービス

（２）新たに講ずべき具体的施策

ⅱ）行政機関におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

③ 地方の行政機関における先進技術の更なる活用

地方公共団体における業務の更なる効率化、システムや AI・RPA などの ICT の共同利用のため、住民記録システムなどの自治体情報システムの標準化及び業務プロセスの自治体間比較を通じた標準化モデルの構築を2019年度から進めるとともに、AI の標準化や RPA 導入補助を強力に推進し、**遅くとも 2020 年代に各行政分野において標準システムや AI・RPA等のサービスの全国的な提供**、地方公共団体における全ての手続の原則電子化・ペーパーレス化を実現する。

◆「AI戦略 2019」（令和元年６月11日統合イノベーション戦略推進会議決定）抜粋

Ⅲ．産業・社会の基盤作り

Ⅲ－３　AI時代のデジタルガバメント

＜大目標＞
- 徹底的なデジタル・ガバメント化を推進し、ＡＩを活用して、効率性・利便性の向上、更にはインクルージョンの実現
- 適切なデータ収集と解析に基づく行政と政策立案などを実現
- 自治体行政分野へのＡＩ・ロボティクス活用によるコスト低減化・業務効率化・高度化を進め、持続可能な公共サービスを確保

＜具体目標２＞
自治体の行政コスト低減と公共サービスレベル維持の両立を成し遂げるための業務の効率化・高度化に向けたＡＩ・ロボティクス等の活用推進

（取組）
- 自治体が安心して利用できるＡＩサービスの標準化の推進（2020年度）【ＩＴ・総】
- 自治体行政へのロボティクス（ＲＰＡ 等）の実装（2020年度）【ＩＴ・総】
- **自治体行政スマートプロジェクト（ＩＣＴやＡＩ等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスの構築）の推進（2021年度）【ＩＴ・総】**

政府の戦略等への掲載＜続き＞

◆「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（IT戦略）（令和元年６月14日閣議決定）抜粋

第１部　世界最先端デジタル国家創造宣言

Ⅲ．我が国社会全体を通じたデジタル・ガバメント

３　地方公共団体のデジタル化

（２）地方公共団体におけるシステム等の共同利用の推進

地方公共団体のデジタル化は、単なる行政手続のオンライン化にとどまらず、行政サービスに係る受付・審査・決裁・書類の保存業務といったバックオフィスを含む一連の業務を、エンドツーエンドで、デジタルで処理をすることを可能とするものでなければならない。

これにより、業務を自動化して、職員の事務作業を軽減し、捻出した時間・人材・財源を、国民に寄り添う良質なサービスの提供に充てることが可能となる。

現段階においても、デジタル技術を積極的に活用して先進的な取組を行っている地方公共団体があるものの、デジタル化の取組が進んでいない団体も数多く存在する。このような状況の中で、**我が国の地方公共団体全体のデジタル化を進めるためには、地方公共団体のデジタル化を支えるシステム等を個別に構築することは非効率であることから、今後は、地方公共団体におけるシステム等の共同利用を推進していくべきである**。

地方公共団体のシステム等の共同利用については、これまでも、業務プロセスの共通化・標準化に加え、コスト削減や情報セキュリティ水準の向上といった効果が期待できる複数団体による共同でのクラウド化を行う自治体クラウドの導入等を推進しており、（中略）

更なるシステム等の共同利用の方策として、例えば、国がシステム等のプラットフォームを作り地方公共団体が利用する方法や、**行政分野ごとに全国共通の標準仕様書を作成し、地方公共団体はシステム等の更新時期に合わせて標準仕様書に準拠したシステム等を導入する方法**、地方公共団体が共同利用することを前提として開発した優良なシステム等を横展開していく方法等が考えられる。

（略）

各主体が実行すべき取組（実行中のものを含む。）①

		自治体	国	ベンダ
業務プロセスの標準化		○自治体間で業務を比較しながらBPRによりベストプラクティスを見つけ出す取組を行った上で、システムや様式・帳票の標準化やAI・RPAの共同化、電子化・ペーパーレス化等を通じて細かい粒度での業務プロセスの標準化を実現	＜2019年度以降＞ ○総務省は、①より効果的・効率的な事務処理を行うために同種の団体の中で最も良い業務プロセスに標準化、②ICTの共同導入のために必要な範囲で業務プロセスを標準化、の双方を目的に、「自治体行政スマートプロジェクト事業」を実施	
システムの標準化	既にある程度標準化が進んでいる人口規模・分野等	○システム更新時期も踏まえつつ、労働力の供給制約等の社会課題に遅滞なく対応できるよう、速やかに各自治体で全国的なサービスとしてのパッケージシステムを導入 ○カスタマイズは原則として行わない。		○全国的なサービス（例：LGWAN-ASPサービス）としてパッケージシステムのアプリケーションを提供
	まだ標準化が進んでいない人口規模・分野等	○自治体、ベンダ、所管府省を含む関係者がコミットした形で各行政分野のシステムの標準を設定（標準仕様書の作成） ＜本報告書公表（2019年5月）後直ちに＞ ○自治体、ベンダ、総務省が連携して、住民記録システムの標準化に最優先で取り組む。 ＜続いて＞ ○税務・福祉分野についても優先的に取り組む。 ○介護等の福祉分野については、自治体、ベンダ、厚生労働省は、総務省及び内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室と連携しながら、標準仕様書を作成 ＜標準設定後5年以内＞ ○システム更新時期も踏まえつつ、労働力の供給制約等の社会課題に遅滞なく対応できるよう、速やかに各自治体で標準準拠システムを導入 ○カスタマイズは原則として行わない。		○標準仕様書に記載された機能をパッケージに搭載 ○全国的なサービス（例：LGWAN-ASPサービス）として標準準拠パッケージシステムのアプリケーションを提供
	中間標準レイアウト仕様・地域情報プラットフォーム標準仕様		＜2019年春以降＞ ○総務省において検討会を立ち上げ、地域情報プラットフォーム標準仕様及び中間標準レイアウト仕様の有効性向上に向け課題整理	

64

各主体が実行すべき取組（実行中のものを含む。）②

		自治体	国	ベンダ
進 AI・RPA等のICT活用普及促	＜直ちに導入可能＞ ・自治体が取り組みやすい部分	＜できることから直ちに実施＞ ○他団体の導入事例を参考に導入	○全国の導入事例を周知 ・総務省において、「Society 5.0時代の地方」を発刊 ・自治体のRPA導入への財政支援（革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業）	○RPAの対象業務リストやシナリオ等について自治体職員同士が情報交換する場を設ける。
	＜直ちには導入が難しいもの＞ ・自治体行政の課題を抱える部分 ・住民・企業等にとって利便性が向上する部分	＜できることから直ちに実施＞ ○数値予測やニーズ予測など、AI技術の活用可能性があるにもかかわらず、現在、開発・導入が進んでいないものについては、自治体と企業、各府省が検討		
電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化		○できる限り情報連携によりバックヤードで完結させて不要にできる手続は不要に。 ○マイナポータルの「ぴったりサービス」と接続し、手続及び申請様式を登録。電子申請されたデータの既存システムとの連携、RPAの活用 ○eLTAXを活用して電子申告に対応 ○北見市や船橋市では、職員が応対の流れの中で申請書類をシステムが作成する「書かない窓口」を実施 ○熊本市では、転入等の異動届を出す際に、市民がタブレットで情報を入力することで、異動情報をデータ化する取組の実証事業を実施	○オンライン化の状況を調査・公表、更なるオンライン利用の促進に取り組むよう助言 ○国会で、デジタル手続法案を審議 ○マイナポータルを運営し、様々な手続が電子申請できる基盤を提供 ○地方税において、行政手続コスト削減のための基本計画を策定し、削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）を掲げて、電子化を推進 ○内閣官房IT総合戦略室において、引越しワンストップサービスの実現に向け検討 ○データ形式の標準化を推進	

65

各主体が実行すべき取組（実行中のものを含む。）③

	自治体	国	ベンダ
データ項目・記載項目、様式・帳票の標準化		○全ての様式・帳票を一律に細かい粒度で標準化することを目指すのではなく、実態に即して標準化を進める。 ○住民・企業等からの申請（自治体から見たインプット）については、省令等により標準様式・帳票を設定	
	○ 住民・企業等に対する通知・交付等（自治体から見たアウトプット）については、システムの標準を検討・設定する際に併せて様式・帳票の標準化の検討を行い、システムの標準仕様書及び省令等において標準様式・帳票を設定		
セキュリティ等を考慮したシステム・AI等のサービス利用	○サービス利用料を払って、クラウド上の全国的なサービスとしてのシステムやAI・RPA等のアプリケーションを、原則としてカスタマイズせずに利用 ○セキュリティについて、マイナンバー利用事務系についても、情報セキュリティポリシー等を遵守することで、外部と接続（LGWAN-ASPサービスを利用する場合を含む。） ○個人情報保護条例上、オンライン結合による個人情報の提供を制限している自治体においても、公益上の必要性があり、個人情報保護審議会等の意見聴取といった手続を経ること等により、オンライン結合 ○オンライン結合の制限規定について、（オンライン結合制限を行っていない）行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながらその見直しを行うなど、適切に判断 ○プライバシーへの配慮 ○システムやAI等をLGWAN-ASPサービスとして利用する際には、不足が生じない回線容量を選択	○総務省において、情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを策定	○各行政分野において、複数のベンダがクラウド上の全国的なサービスとしてシステムやAI・RPA等のアプリケーションを提供

66

各主体が実行すべき取組（実行中のものを含む。）④

	自治体	国	都道府県や、指定都市・中核市等の比較的人口規模の大きな自治体	企業
人材面の方策、都道府県等による支援	○首長・議員やCIO・CIO補佐官は、市町村アカデミーや自治大学校、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において、今後のスマート自治体の目指すべき姿やICTを活用した経営戦略等を学ぶ。 ○CIOを支えるべきICT専門職、情報担当職員についても、全国的な研修機関において、セキュリティスキルやデータ利活用・IoTスキルも含めて学ぶ。 ○人材確保の面からは、既に専門性のある外部人材をCIO・CIO補佐官等に任用するほか、単独で登用することが難しい場合、複数団体での兼務を前提として登用、又は外部人材をその都度活用（遠隔でスポット的にアドバイスをもらうことも考えられる。） ○（必要に応じて独自に）地域情報化アドバイザーを招聘 ○業務担当職員や法令・人事・財政担当職員を含め、自治体職員全員が、全職員を対象とした庁内研修により、ICTリテラシー、他自治体におけるICTの取組の知識や業務フロー分析・RPAのシナリオ作成の方法等を学ぶ。 ○法令・人事・財政担当部局は、ICTの持つ様々な側面の一部のみに注目するのでなく、住民・企業等との関わり合いも含めて行政全体のあり方を見渡す。	○総務省において、地域情報化アドバイザーを派遣。AI・RPAの専門家や地方人材を新規委嘱する等、地域情報化アドバイザーの質的・量的・地域的な拡大を図る。 ○研修教材や研修内容の例を示すことが考えられる。 ○庁内研修の講師のための研修を行うことが考えられる。	○都道府県において、庁内研修の講師のための研修を行うことが考えられる。 ○庁内研修の講師も含め、必要に	
	○最新の技術を活用し、より良い住民サービスを実現する製品を開発するため、行政は企業に丸投げするのでなく、発注者である自治体と、受注者である企業、制度を所管する各府省が力を合わせて知恵を絞る。 ○官民のICT人材がそれぞれで閉じるのでなく、官民の間を行き来しつつ、一方で学んだ知見を他方で活かしてキャリアアップを図ることができるような、柔軟なキャリアパスを考える。 ○CIO・CIO補佐官やICT専門職、情報担当職員が、当該自治体におけるノウハウ・課題や取組状況や最新のICTの状況について、民間や海外での活用事例を含め、情報交換して知恵を出し合うような横連携の仕組みを設ける。			

67

地方分権に関する基本問題についての調査研究会

参考資料

～内閣府における地方創生の取組について～

0

地方創生推進事務局の組織について

海堀　安喜　事務局長／推進室長

在員　１８４名
（出身内訳）
国家公務員　７７名
地方公共団体　８９名
独立行政法人　３名
民間企業　１５名
（令和元年７月９日）

森山　茂樹　事務局次長／推進室長代理

事務局審議官・推進室長次長
中原　淳　事務局審議官／推進室次長
村上　敬亮　事務局審議官／推進室次長
田中　由紀　事務局審議官／推進室次長
牛島　授公　推進室次長

総括担当
川﨑　博　参事官
- ・国会関係業務
- ・人事関係業務
- ・広報関係業務、HPの運営等
- ・庶務・会計関係業務
- ・法令関係業務
- ・特命事項に関する業務

都市・産業遺産担当
森本　励　参事官
小山　竜司　参事官
- ・都市再生関連施策の推進
- ・都市再生緊急整備地域等の指定等に関する業務
- ・都市再生安全確保計画策定の支援
- ・産業遺産の世界遺産登録推進に関する業務

中心市街地活性化・SDGs・環境・モデルケース担当
遠藤　健太郎　参事官
増田　裕一郎　参事官
- ・中心市街地活性化の推進
- ・地方創生SDGsの推進
- ・「環境未来都市」構想の推進

地域再生担当
髙山　泰　参事官
得田　啓史　参事官
- ・地域再生制度の推進
- ・地域再生計画の認定に関する業務
- ・地方創生関係交付金、地域再生利子補給金の支給等に関する業務

国家戦略特区・総合特区・構造特区担当
蓮井　智哉　参事官
永山　寛理　参事官
頼田　勝見　参事官
山本　博之　参事官
飛田　章　参事官
井上　卓己　参事官
山本　哲也　参事官
- ・国家戦略特区に関する業務
- ・総合特区制度の推進（指定、国と地方の協議会等）
- ・規制の特例措置の提案受付に関する業務
- ・構造改革特区計画の認定に関する業務
- ・規制の特例措置の評価及び調査審議に関する業務

地域活性化関係部局の推移

[都市再生]
H13.5　都市再生本部設置
H13.5　内閣官房都市再生本部事務局　設置
H14.6　都市再生特別措置法 施行

[構造改革特区]
H14.7 構造改革特別区域推進本部設置
H14.7 内閣官房構造改革特区推進室設置
H14.12　構造改革特別区域法 施行

[地域再生]
H15.10 地域再生本部 設置
H15.10 内閣官房地域再生室 設置
H17.4　地域再生法 施行

[中心市街地活性化]
H18.8 中心市街地活性化本部 設置
H18.8 内閣官房中心市街地活性化本部事務局 設置
H18.8 改正中心市街地活性化法 施行

H19．10　地域活性化統合本部会合/ **内閣官房地域活性化統合事務局**　設置

[総合特区] H23.8　総合特別区域推進本部 設置
H23.8　総合特別区域法 施行

[国家戦略特区] H26.4 国家戦略特別区域法 施行

H27．1　**内閣府地方創生推進室 設置**
（内閣官房地域活性化統合事務局 廃止）

H28．4　**内閣府地方創生推進事務局　設置**

役割：地方創生に関する法律・予算・制度の運用

H26．9 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局　設置
H26 11. まち・ひと・しごと創生法施行

役割：地方創生の企画・立案、総合調整

地方創生担当組織

国・地方と一体となった地方創生の取組

（注）⬚は、主にまち・ひと・しごと創生本部の業務

地方創生の推進

◎地域再生　（法施行：H17.4）
地域経済活性化、雇用機会創出等、地域の自主的・自立的な取組を支援

【主な支援策】
・財政措置　（地方創生関係交付金）
・金融措置　（地域再生支援利子補給金）
・税制措置　（企業版ふるさと納税、企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例）

◎地方大学・産業創生　（法施行：H30.6）
キラリと光る地方大学づくりを進める。
【主な支援策】
地方大学・地域産業創生交付金

◎地方版総合戦略の支援　（法施行：H26.11）
地方版総合戦略の本格展開への支援
【主な支援策】
・情報支援　：地域経済分析システム
・人材支援　：地方創生人材支援制度
　　地方創生コンシェルジュ
・財政支援　：地方創生関係交付金

規制改革

◎国家戦略特区　（法施行：H25.12）
国（特区担当大臣）、地方、民間が三者一体となって、世界で一番ビジネスのしやすい環境を創出するため、大胆な規制改革等を総合的・集中的に実施。（10区域）

【主な支援策】
・規制の特例措置（岩盤規制等）
・税制措置、金融措置（利子補給金）

◎構造改革特区　（法施行：H14.12）
地域を限定した規制改革を推進し、その評価を通じて、全国的な構造改革へと波及させる。
【主な支援策】
・規制の特例措置

◎総合特区　（法施行：H23.8）
地域の包括的・戦略的な取組を、総合的に国が支援（国際：7区域、地域：28区域）
【主な支援策】
・規制の特例措置
・税制・財政・金融措置

都市機能の増進

◎都市再生　（法施行：H14.4）
都市再生による国際競争力の向上、防災機能の確保等の推進
【主な支援策】
・都市計画等の特例
・税制措置（所得税・法人税・登録免許税、不動産取得税等）
・財政措置　（社会資本整備総合交付金、都市安全確保促進事業費補助金等）
・金融措置（民都機構による金融支援）

◎近未来実装
近未来技術の社会実装の推進
【主な支援策】地方創生推進交付金の活用

◎中心市街地活性化　（法施行：H18.8）
中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上

【主な支援策】
・社会資本整備総合交付金
・地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金
・中心市街地活性化ソフト事業

その他の特定政策課題への対応

◎環境未来都市　（選定：H23.12）
◎環境モデル都市（最終選定：H26.3）
◎SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業（選定：R1.7）
SDGsの達成に向けて優れた取組を行う都市の取組等の推進等

◎産業遺産
（世界遺産登録：H27.7）
「明治日本の産業革命遺産」の保全等

内閣府 国家戦略特区 National Strategic Special Zones

特区指定自治体

1次指定 <平成26年3月28日決定>
2次指定 <平成27年3月19日決定>
【地方創生特区】
3次指定 <平成27年12月15日決定>
【地方創生特区 第2弾】

新潟市
大規模農業の改革拠点

愛知県
「産業の担い手育成」のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点

関西圏
（大阪府、兵庫県、京都府）
医療等イノベーション拠点、
チャレンジ人材支援

養父市
中山間地農業の改革拠点

広島県・今治市
国際交流・ビッグデータ活用 特区

沖縄県
国際観光拠点

福岡市・北九州市
創業のための雇用改革拠点、
高年齢者の活躍や介護サービスの充実による
人口減少・高齢化社会への対応

仙北市
「農林・医療の交流」のための
改革拠点

仙台市
「女性活躍・社会起業」のため
の改革拠点

東京圏
（東京都,神奈川県,千葉市及び成田市）
国際ビジネス、イノベーションの拠点、
「近未来技術実証・多文化都市」の構築

内閣府 国家戦略特区 National Strategic Special Zones

特区制度のあゆみ

規制改革強化！

構造改革特区
(H14年12月～)
426特区、795措置

突破した規制は、
同じ条件なら、
全国で活用可能。

府省間直接調整

評価調査委が
全国化を促進。

総合特区
(H23年6月～)
35区域

突破した規制は、
同特区でのみ、
活用可能。

国・地方協議会

財政的支援を組
み合わせ、取組
を総合的に支援。

国家戦略特区
(H25年12月～)
10区域、97措置

突破した規制は、
先ずは10の特区
エリア内で活用。

民間有識者が
調整をリード

特区エリアの取
組を評価。全国
措置化を推進。

構造特区との連携！
岩盤規制対策の強化！

内閣府 国家戦略特区 National Strategic Special Zones

国家戦略特区制度の仕組み

国家戦略特別区域会議（区域会議）

役割

各区域ごとに、特例措置を利用した事業計画（区域計画）を作成。追加すべき特例措置等について**協議**

構成

（三者が対等の立場）

国

（内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革））

自治体　民間事業者

国家戦略特別区域計画（区域計画）

区域計画認定

国家戦略特別区域諮問会議（諮問会議）

特例措置追加

役割

区域計画の認定＋規制改革メニューの追加など重要事項の**調査審議・決定**

構成員

議長：内閣総理大臣
議員：内閣官房長官／内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）／関係大臣／民間有識者

措置の活用提案

内閣府事務局

規制特例措置の追加提案

国家戦略特区ワーキンググループ

役割

・国家戦略特区の制度設計
・自治体／事業者からの提案ヒアリング
・規制改革事項について関係省庁と折衝（特区以外による実現も視野）

提案者（民間and/or自治体）

内閣府 国家戦略特区 National Strategic Special Zones

区域計画の認定状況（全事項数:97、活用事項数:59、認定事業数:324）

関西圏（大阪府,兵庫県,京都府）
医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援

事項数 22　事業数 42

・保険外併用療養に関する特例　・病床規制の緩和
・iPS細胞からの試験用細胞製造の解禁
・革新的な医療機器、医薬品の開発迅速化
・可搬型PET装置による撮影　・地域限定保育士
・農業分野及び家事支援分野での外国人受入
・古民家ホテル　・特区民泊　他

新潟市
大規模農業の改革拠点

事項数 11　事業数 22

・特例農業法人の設立　・農家レストラン
・農業への信用保証制度の適用　・特区民泊
・農業分野での外国人受入　他

仙北市
「農林・医療の交流」のための改革拠点

事項数 7　事業数 8

・国有林野の活用促進
・迅速な実験試験局免許手続き
・「着地型旅行商品」の企画・提供促進　他

養父市
中山間地農業の改革拠点

事項数 10　事業数 24

・農地の権利移転の円滑化　・企業による農地取得
・農業への信用保証制度の適用
・自家用車による有償旅客運送　・遠隔服薬指導　他

仙台市
「女性活躍・社会起業」のための改革拠点

事項数 13　事業数 14

・NPO法人設立手続きの迅速化　・都市公園内保育所
・一般社団等への信用保証制度の適用
・革新的な医薬品の開発迅速化　・エンジェル税制　他

東京圏
(東京都,神奈川県,千葉県千葉市,成田市)
国際ビジネス、イノベーションの拠点

事項数 31　事業数 111

・都市計画法等に係る手続きのワンストップ化
・エリアマネジメント
・東京開業ワンストップセンター
・東京テレワーク推進センター
・近未来技術実証ワンストップセンター
・外国医師の業務解禁　・地域限定保育士
・特区民泊　・都市公園内保育所
・医学部の新設　・農家レストラン
・家事支援分野での外国人材の受入　他

福岡市・北九州市
創業のための雇用改革拠点

事項数 22　事業数 57

・スタートアップビザ　・スタートアップ法人減税
・雇用労働相談センター
・航空法高さ制限の緩和・空港アクセスバス
・ユニット型指定介護　・シニア・ハローワーク
・遠隔服薬指導　・特区民泊　他

広島県・今治市
観光・教育・創業などの国際交流・ビックデータ活用特区

事項数 8　事業数 14

・「道の駅」民営化　・獣医学部の新設
・雇用労働相談センター
・迅速な実験試験局免許手続き　他

愛知県
「産業の担い手育成」のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点

事項数 18　事業数 26

・有料道路コンセッション　・公設民営学校
・自動走行実証ワンストップセンター
・農業分野及び家事支援分野での外国人受入
・遠隔服薬指導　・保安林解除　他

沖縄県
国際観光拠点

事項数 5　事業数 6

・農業分野での外国人受入
・農家レストラン
・地域限定保育士　他

※各区域の代表的な活用事項を掲載。

内閣府 国家戦略特区 National Strategic Special Zones

国家戦略特区制度で実現した主な規制改革や成果

都市・創業

- 都市計画手続きの迅速化
  → 約9.4兆円規模のプロジェクトに貢献。
- 創業外国人材の入国規制緩和

観光

- 古民家への旅館業法の適用除外【全国措置化】
  → 2018年度に約１億１千６百万円の市場を創出。
- 特区民泊の創設
  → 2018年度末時点で1,476事業者が参入し、7,118居室が認定。
- 観光客向けライドシェア事業の解禁
  → 養父市で開始済み、日間賀島でも2019年夏にスタート。

保育

- 都市公園内保育所設置の解禁【全国措置化】
  → 該当エリアの待機児童約３割の解消に貢献。
- 小規模認可保育所（対象年齢の拡大）
  → 成田市、大阪府で事業を実施。
- 地方裁量型認可化移行施設の設置

農業・林業

- 農業生産法人の要件緩和【全国措置化】
- 農家レストランの農地内設置特例
  → ９箇所で開設し、全体で約３億５千万円の売り上げ。利用者は好調であり約22万人が利用、雇用にも貢献。
- 保安林の解除手続期間の短縮
  → 愛知県が全国初活用。自動車産業の国内立地の機動的な拡充に貢献。

医療

- 外国人医師の一部解禁、病床規制の特例
- 医学部の新設
- 遠隔服薬指導の一部解禁
- 選択的介護（混合介護）の解禁　など
  → 先端医療、医療・介護サービスの革新に貢献。

外国人

- 高度人材ポイント制
  →高度人材ポイント制にかかる特別加算の項目新設。
- 外国人材に係る職業訓練の特例【全国措置化】
  →公共職業能力開発施設等における外国人留学生等に対する訓練実施手続の明確化。

海外のスマートシティ事例

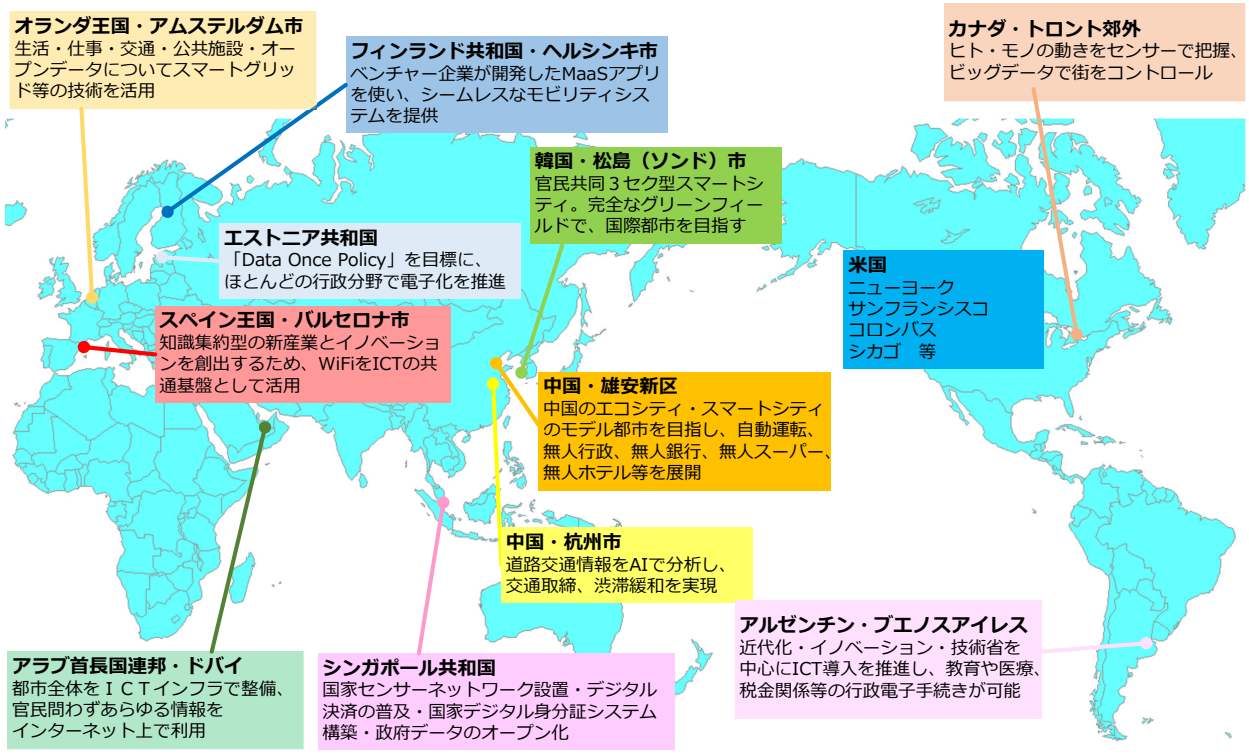

9

「スーパーシティ」構想（具体像）

I. 以下のような領域（少なくとも５領域以上など）を広くカバーし、**生活全般にまたがる。**
①移動、②物流、③支払い、④行政、⑤医療・介護、⑥教育、⑦エネルギー・水、⑧環境・ゴミ、⑨防犯、⑩防災・安全

II. **2030年頃に実現される未来社会での生活を加速実現**する
いつでも車が家まで迎えに来てくれる、ドローンですぐに配達してくれる、自宅で医療・介護が受けられるなど

III. **住民が参画し、住民目線で**より良い未来社会の実現がなされるよう、**ネットワークを最大限に利用**する。

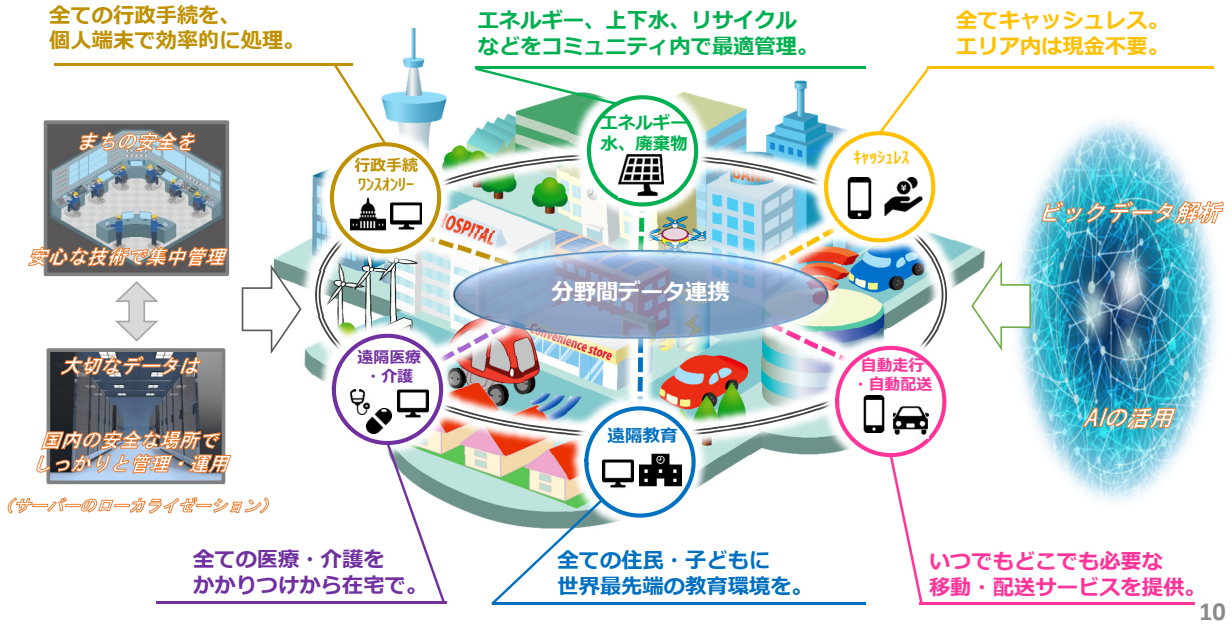

スーパーシティ実現に向けて（データ連携基盤）

様々なデータを分野横断的に収集・整理し提供する「データ連携基盤事業」を法定化。これを軸に、各地域の実情に即したSDGsの実現を、複数の先進的サービスを組み合わせ目指す都市がスーパーシティ。

「スーパーシティ」構想（法案の概要）

閣議決定　国家戦略特区基本方針（第５条）
※スーパーシティの意義、指定基準等を追加

政令改正　国家戦略特区指定（第２条第１項）
※スーパーシティとする区域を政令指定

総理決定　国家戦略特区区域方針（第６条）
※指定されたスーパーシティ区域の方針を追加

区域会議
（特区担当大臣・首長・事業者等）

区域計画の案（通称：基本構想）の作成（第８条）
- 区域の名称
- スーパーシティ事業（住民等の共同の福祉又は利便増進を図る**データ連携基盤整備事業を含むものに限る**）の内容及び実施予定主体
- **先端的区域データ活用事業活動に必要と見込まれる特例措置**
- 経済的社会的効果　等

総理認定
データ連携基盤整備事業に係る区域計画（第８条）
- 国等が保有するデータの提供の「求め」（安全管理基準を満たす者に限る）

■規制所管大臣に対する新たな規制の特例措置の求め
区域会議は、先端的区域データ活用事業活動の実施に際し、内閣総理大臣に対し、住民その他の利害関係者の意向を踏まえた区域計画案を添えて、**内閣府令で定めるところにより（住民合意を証する書面、必要に応じ条例による規制改革の案を添付）**、新たな**規制の特例措置の整備を「求め」ることができる。**
- **内閣総理大臣は、当該規制の所管大臣に新たな規制の特例措置の検討を要請する。規制所管大臣は、特例措置を講ずるか否かについて、特区諮問会議の意見を聴いた上で、遅滞なく通知・公表するものとする。**
- **特区諮問会議は、必要に応じ、規制所管大臣に対し勧告することができる。**

■（地方事務の場合）条例による特例措置の実現

■（国事務の場合）新たな規制の特例措置の追加

複数の特例措置を一括かつ迅速に実現

特区法の改正で実現

基本方針の改正で実現

12

「スーパーシティ」構想（エリアの選定）

■ごく少数のエリアを、透明なプロセスで選定。
1）**新規開発型（グリーンフィールド型）**：都市の一部区域や工場跡地などで、新たな都市開発を行い、新たな住民を集める
2）**既存都市型（ブラウンフィールド型）**：既にあるまちで住民合意を形成しつつ、必要な再開発・インフラ整備を行う
※いずれのタイプも、行政区域と一致する場合と、その中の一部地域（ディストリクト型）となる場合があり得る。

■選定に際しては、以下の２つの存在などが重要。
1）**住民の合意形成**を促進・実現できる、**ビジョンとリーダーシップを備えた首長**
2）**最新技術を実装できる企業**

●スーパーシティの２タイプ

新規開発型（グリーンフィールド型）
・工場跡地などの白地で新たに都市開発
・住民も新規募集

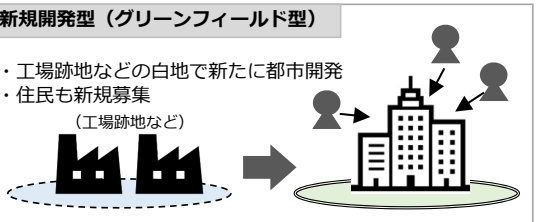

既存都市型（ブラウンフィールド型）
・既にあるまちで住民合意を形成
・必要な再開発・インフラ整備を実施

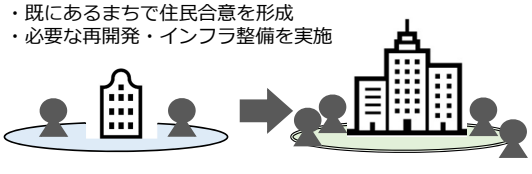

●選定に当たっての重要要素

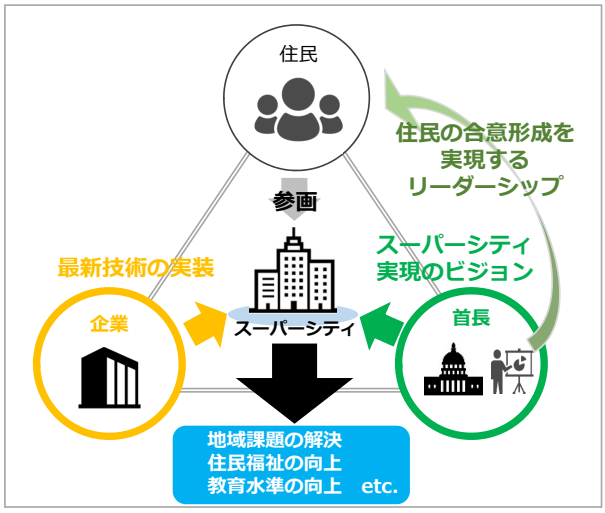

13

構造改革特区　年度スケジュールイメージ

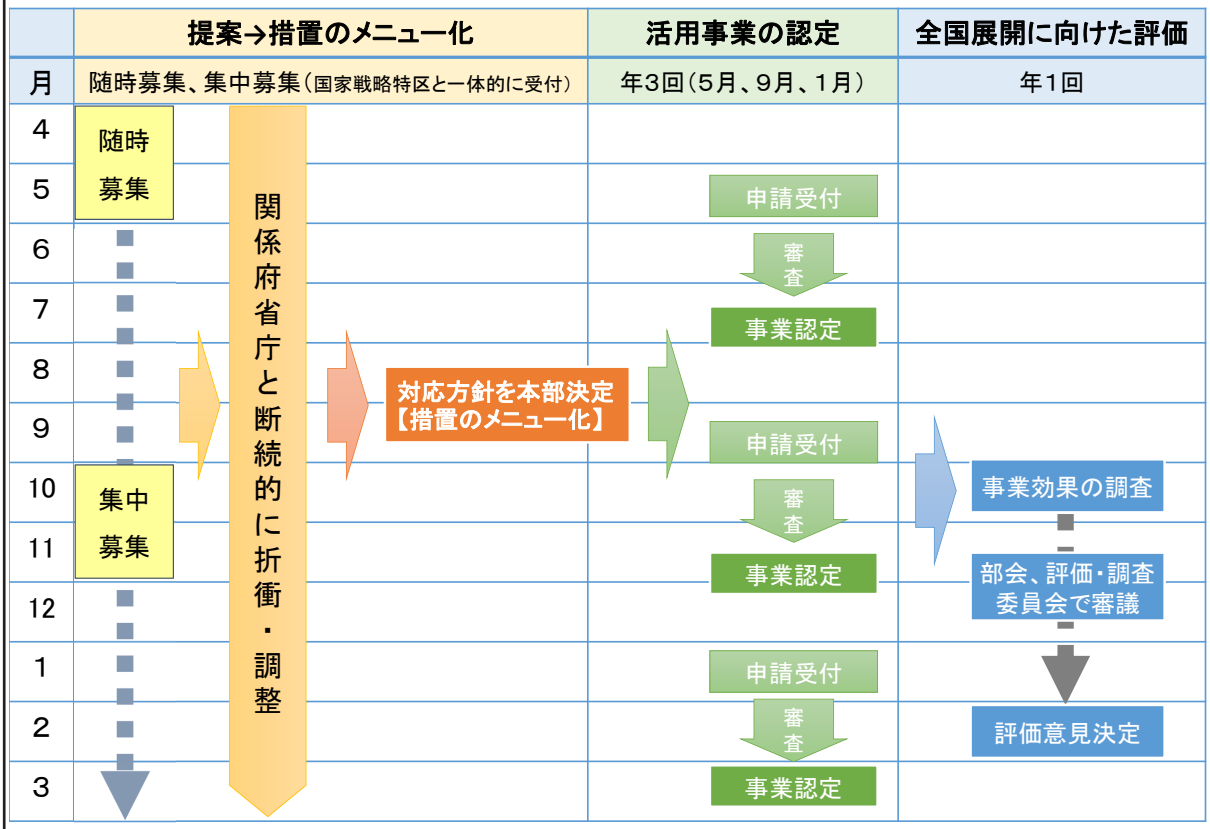

構造改革特区　特例措置等の概要

【H31.3現在】

提案 → 提案の実現 → 規制の特例措置、全国展開

これまでの提案件数 **5，528件**

規制改革の実現数　795件

- **構造特区で対応した数　241件**
- 全国的に対応した数　554件

構造特区のメニュー数　197件
特区対応数のうち拡充分（44件）を含めない数

- 特例措置後に全国展開　**137件**
- 規制制度の変更等に伴う廃止　**2件**
- **現在の特例措置　58件**

計画の認定

構造改革特区制度とは・・・

・現場ニーズに基づき各種分野における構造改革の推進及び地域の活性化を図る制度

・誰でも提案可能

・特例措置化されれば全国どこでも活用可能

現在の認定計画数　426件

＜活用メニューベスト5＞

第1位　特定農業者による特定酒類の製造【どぶろく特区】（189件）
農家民宿等を営む農業者が、どぶろく又は果実酒の製造免許を申請した場合、一定の要件の下、最低製造数量基準を適用しない。

第2位　特産酒類の製造（93件）※うち国家戦略特区でのみなし認定1件を含む
地域の特産物を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュールを製造しようとする者が、当該製造免許を申請した場合、一定の要件の下、最低製造数量基準を緩和する。

第3位　公立保育所の給食外部搬入（73件）
公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することができる。

第4位　株式会社立学校の設置（25件）
株式会社が学校を設置することを可能とする。

第5位　地方公務員の臨時的任用（14件）
通常1年以内の地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要等がある場合、1年を超えて任用を認める。

構造改革特区　主な特例措置

（事例は初の活用自治体）

構造改革特区　最近の動き

【措置メニュー化されたもの】

年度	特定事業（番号）	概要	主な提案者	初の活用自治体
平成30年度	回送運行効率化事業（1230）	自動車運送船からの陸揚げ地点と駐車場等間の回送における回送運行許可番号標の後面表示の省略	豊橋市（愛知県）	愛知県 豊橋市（愛知県） 蒲郡市（愛知県）
平成29年度	特産酒類の製造事業（709（710，711）） ※単式蒸留焼酎、原料用アルコールの追加	地域特産物を原料とした酒類の製造免許に係る最低製造数量基準の緩和	青ヶ島村（東京都）	青ヶ島村（東京都）、 三島市（静岡県）、 碧南市（愛知県）、 三島村（鹿児島県）
平成28年度	臨床試験専用病床の施設基準の緩和（941）	健康な者を被験者とする臨床試験の病床における病室面積、廊下幅の基準の緩和	神奈川県	神奈川県
平成27年度	「シニア・ハローワーク」の設置による高年齢者等に対する重点的な就職支援の実施（940）	中高年齢者向け就職相談支援「シニア・ハローワーク」の対象年齢の引き下げ（60歳以上→50歳以上）	北九州市（福岡県）	北九州市
	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認（2001）	3歳未満児に対する給食の外部からの搬入容認	安城市（愛知県）	加東市（兵庫県）

【新規認定事業】

年度	特定事業	件数
平成30年度【18件】	どぶろく特区・ワイン特区	12件
	給食外部搬入特区	4件
	回送運行効率化特区	1件
	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化特区	1件
平成29年度【29件】	どぶろく特区・ワイン特区	26件
	給食外部搬入特区	1件
	株式会社立学校特区	1件
	地方公務員臨時的任用特区	1件
平成28年度【16件】	どぶろく特区・ワイン特区	11件
	地域限定通訳案内士特区	5件
平成27年度【23件】	どぶろく特区・ワイン特区	15件
	地域限定通訳案内士特区	6件
	給食外部搬入特区	2件

中枢中核都市の機能強化の考え方

1．中枢中核都市の位置付け

東京一極集中の是正等の観点から、中枢中核都市を未来投資戦略2018等において位置付け

○未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）（抄）
　東京一極集中の是正に向けて、中枢中核都市の機能強化を図り、企業誘致や地域の企業の事業拡大等によって企業活動が活性化し、人や大学が集積する魅力ある拠点にしていくための方策について検討し、年内に成案を得る。

2．中枢中核都市の考え方

○　活力ある地域社会を維持するための中心・拠点として、近隣市町村を含めた圏域全体の経済、生活を支え、圏域から東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮することが期待されている。
○　そのため、①産業活動の発展のための環境、②広域的な事業活動、住民生活等の基盤、③国際的な投資の受入環境、④都市の集積性・自立性、等の条件が備わっていることが求められる。

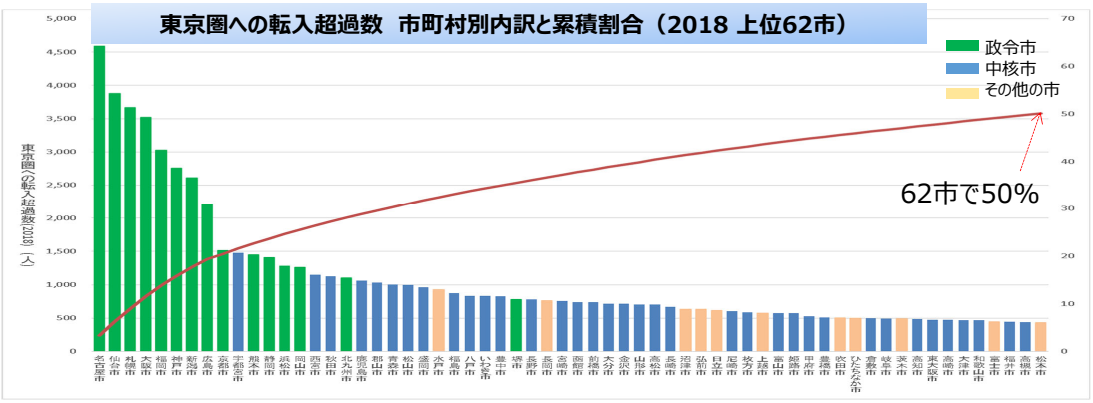

中枢中核都市一覧（82都市）

道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府
政令指定都市（１５市）	札幌市			仙台市							新潟市							静岡市 浜松市	名古屋市			京都市
中核市（４６市）	函館市 旭川市	青森市 八戸市	盛岡市		秋田市	山形市	福島市 郡山市 いわき市		宇都宮市	前橋市 高崎市		富山市	金沢市	福井市	甲府市	長野市	岐阜市		豊橋市 岡崎市 豊田市		大津市	
施行時特例市（１５市）								水戸市 つくば市		伊勢崎市 太田市	長岡市 上越市					松本市		沼津市 富士市	春日井市	四日市市		
県庁所在市（3市/46市）	(札幌市)	(青森市)	(盛岡市)	(仙台市)	(秋田市)	(山形市)	(福島市)	(水戸市)	(宇都宮市)	(前橋市)	(新潟市)	(富山市)	(金沢市)	(福井市)	(甲府市)	(長野市)	(岐阜市)	(静岡市)	(名古屋市)	津市	(大津市)	(京都市)
連携中枢都市（3市/34市）	(札幌市)	(八戸市)	(盛岡市)				(郡山市)				(新潟市)	(富山市) 高岡市・ 射水市	(金沢市)	(福井市)		(長野市)	(岐阜市)	(静岡市)				

道府県	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
政令指定都市（１５市）	大阪市 堺市	神戸市					岡山市	広島市						北九州市 福岡市			熊本市				
中核市（４６市）	八尾市 東大阪市	姫路市 尼崎市 西宮市	奈良市	和歌山市	鳥取市	松江市	倉敷市	呉市 福山市	下関市		高松市	松山市	高知市	久留米市		長崎市 佐世保市		大分市	宮崎市	鹿児島市	那覇市
施行時特例市（１５市）	岸和田市 吹田市 茨木市														佐賀市						
県庁所在市（3市/46市）	(大阪市)	(神戸市)	(奈良市)	(和歌山市)	(鳥取市)	(松江市)	(岡山市)	(広島市)	山口市	徳島市	(高松市)	(松山市)	(高知市)	(福岡市)	(佐賀市)	(長崎市)	(熊本市)	(大分市)	(宮崎市)	(鹿児島市)	(那覇市)
連携中枢都市（3市/34市）		(姫路市)			(鳥取市)		(岡山市) (倉敷市)	(広島市) (福山市) (呉市)	(下関市) (山口市・) 宇部市		(高松市)	(松山市)	(高知市)	(北九州市) (久留米市)		(長崎市) (佐世保市)	(熊本市)	(大分市)	(宮崎市)	(鹿児島市)	

※ 東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)以外の昼夜間人口比率0.9以上の市を対象

(平成31年４月１日現在)

中枢中核都市の機能強化に係るハンズオン支援の政策テーマについて

○「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版」（平成30年12月21日閣議決定）において、「中枢中核都市の機能強化に向けて、**中枢中核都市が共通に抱えている課題（政策テーマ）を対象とし、手上げ方式により、関係省庁横断的な支援チームによるハンズオン支援を行う**」とされたことを踏まえ、以下の政策テーマを対象に省庁横断的な支援チームによるハンズオン支援を行う。

○ ハンズオン支援の対象については、活力ある地域社会を維持するための中心・拠点として、近隣市町村を含めた圏域全体の経済、生活を支え、圏域から東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮するといった中枢中核都市の機能強化の趣旨を踏まえ、**政策テーマごとに対象都市を選定**する。

【ハンズオン支援の対象とする政策テーマ】

① 近未来技術の社会実装の推進

内閣府地方創生推進事務局を中心に、「近未来技術等社会実装事業」の活用を通じ、AI、IoT等の近未来技術を活用した社会課題解決のための地域への実装の推進を図るため、当該事業によるハンズオン支援を行う。

② 地域中核企業等の成長の促進

経済産業省を中心に、地域経済の活性化に向けて、「地域中核企業等の成長の促進」を図るため、地域未来投資促進法等の支援スキームを活用した基本計画や連携支援計画の策定・実施（地方創生推進交付金等の活用を含む）など環境整備の取組を開始することとし、ハンズオン支援を行う。

③ 国際競争力の強化を図る都市再生の推進

内閣府地方創生推進事務局を中心に、都市再生制度の活用を通じた優良な民間都市開発プロジェクトの実現等による都市の国際競争力の強化を図るため、「都市再生緊急整備地域の候補地域」としての申出を随時受け付け、準備が整った地域について候補地域として設定し、ハンズオン支援を行う。

④ 住宅団地の再生

内閣府地方創生推進事務局を中心に、高齢化等の課題を抱える住宅団地について、多様な世代が安心して住み、働き、交流できる場として再生を図るため、3月15日に閣議決定した地域再生法改正法案における「地域住宅団地再生事業」の活用を通じたハンズオン支援の具体的なスキームについて検討した上で、本事業制度の創設以降にハンズオン支援の対象都市の募集を行う。

地域再生制度の概要

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

○地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
○地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が３本柱
○地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を乗せる共通プラットフォームとして機能
○計画認定には、地域再生基本方針（閣議決定）への適合を確認

○ 地域再生計画の認定プロセス

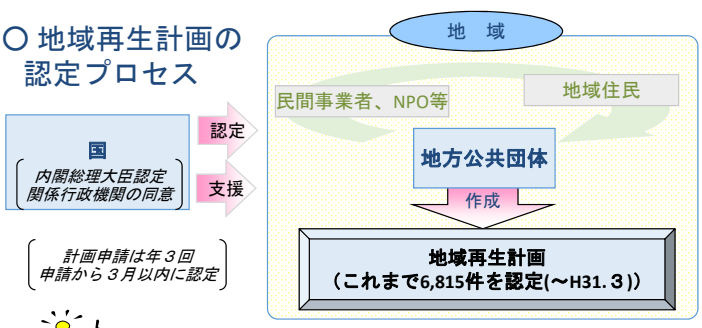

主な支援措置メニュー

■地域再生法に基づく支援
①地方創生推進交付金
②企業版ふるさと納税
③地域再生支援利子補給金
④企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等
⑤エリアマネジメント活動に係る負担金の徴収・交付（地域再生エリアマネジメント負担金制度）
⑥商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等
⑦「小さな拠点」形成に係る手続・課税の特例
⑧「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
⑨農地等の転用等の許可の特例
（その他：特定政策課題の解決に資する事業への支援措置）

等

府省横断的に様々な支援措置の活用が可能。

- 平成26年からの地方創生の流れに呼応し、４度の法改正により支援措置の拡充等を実施
- 地方創生全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」と、個別の地域における地方創生の実現のための具体的な支援措置を提供する「地域再生法」、これら２つの法律が両輪となって地方創生を推進

地域再生計画の年度ごとの認定件数（H31.4時点）

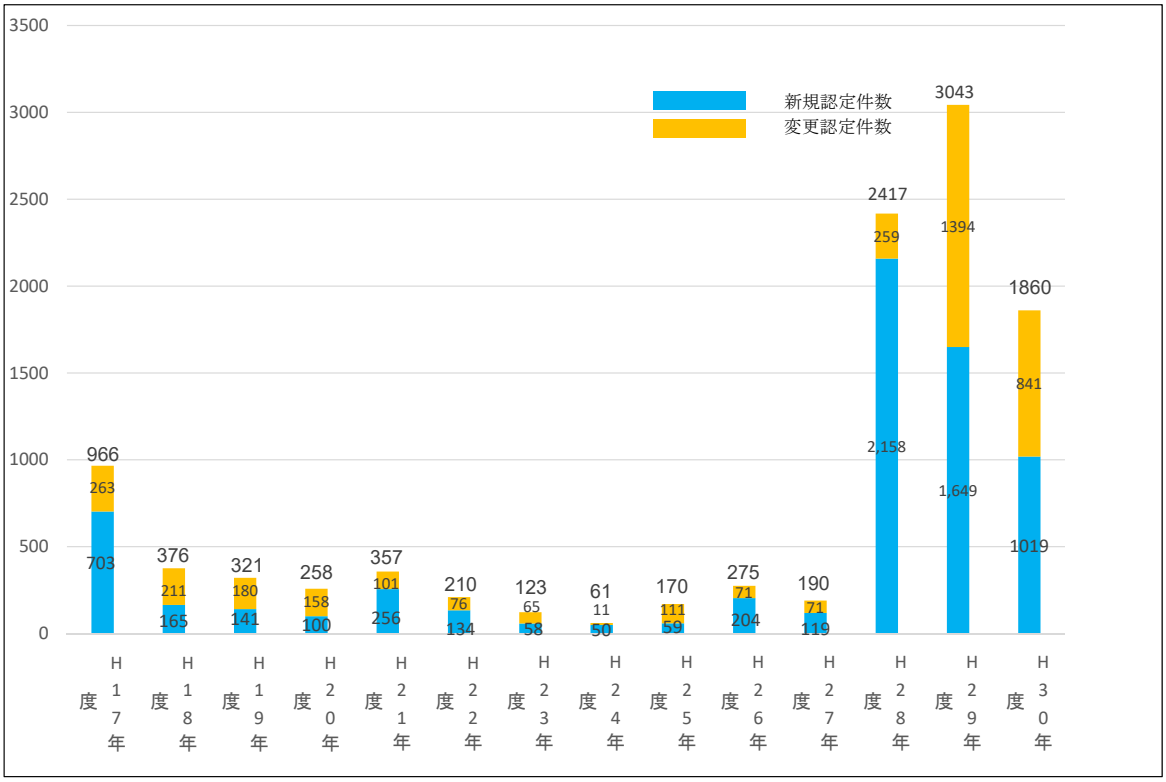

都市再生制度に関する基本的な枠組み（都市再生特別措置法関連）

都 市 再 生 本 部
本部長：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官、地方創生担当大臣、国土交通大臣
本部員：本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

都市再生に取り組む基本的考え方〔Ｈ３０.4.26本部決定〕

都市再生基本方針〔閣議決定〕 ・都市は国力の源泉 ・選択と集中

都市再生緊急整備地域５５地域（政令で指定）
重点化 **都市の国際競争力の強化**
特定都市再生緊急整備地域１３地域（政令で指定）
地域整備方針〔都市再生本部決定〕
都市再生緊急整備協議会〔官民で組織〕**（21地域）**

都市計画等の特例
- **都市再生特別地区**〔都市計画決定〕容積緩和、道路上空建築（91地区）
- 都市計画提案制度
- 都市再生事業に係る認可等の迅速化

民間都市再生事業計画〔国土交通大臣認定〕（123計画）
- 税制特例
- 金融支援

整備計画（特定地域のみ 13地域 18計画）
- 予算支援

都市再生安全確保計画（26計画）
- 予算支援

候補地域（5地域）

「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、**都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域**として政令で定める地域をいう。

「特定都市再生緊急整備地域」とは、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の**国際競争力の強化**を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域をいう。

「候補地域」とは、近い将来における政令指定の意向を関係自治体が持つものの、**都市開発事業の熟度や関連計画との整合等が指定レベルに至っていない**などの場合に、必要に応じて設定・公表する地域をいう。

※平成31年3月29日時点

都市再生本部（H30.4.26）における安倍総理ご発言

※首相官邸HPより引用

平成30年4月26日
都市再生本部
印刷
ツイート シェア

発言する安倍総理1

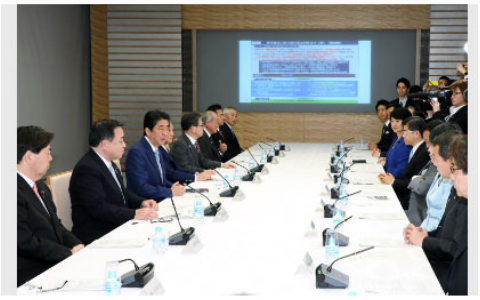

発言する安倍総理2

平成３０年４月２６日、安倍総理は、総理大臣官邸で第３７回都市再生本部を開催しました。
会議では、これまでの都市再生のレビューと今後の動向について議論が行われました。
総理は、本日の会議を踏まえ、次のように述べました。
「本日は、高島福岡市長、そして菰田（こもだ）三井不動産社長にお越しいただき、高島市長からはこの５年間、いかに福岡市が変わったか、そしてアジアのリーダー都市を目指して何が必要かということを大変分かりやすく御説明いただき、それにアベノミクスが貢献したということも併せて御説明いただいたと思います。また、菰田社長には国際競争力強化に向けた都市再生の取組と今後の展望について御説明いただきました。
東京一極集中を是正するためには、各地方のエンジンとも言える中枢、中核都市の活性化が極めて重要であります。インバウンド消費の拡大など、日本各地と世界との距離がどんどん縮まる時代にあり、中枢、中核都市が世界に直結し、世界から直接成長の息吹を取り込むことで、地方創生に更なる弾みがつくものと考えます。
海外から積極的な投資を促す。地域中核企業の海外進出を支援する。人工知能、ＩｏＴなどＳｏｃｉｅｔｙ ５．０の革新的技術の社会実装を進めていく。現場においても徹底的に省庁の縦割りを廃し、それぞれの都市と二人三脚でこうした取組を進めてもらいたいと思います。
世界最先端の都市再生を力強く進めていくため、政府一丸となって取り組んでまいりたいと思いますので、関係閣僚におかれましては**本日見直しを行った基本的考え方にのっとって、しっかりと対応していただきたい**と思います。」

都市再生に取り組む基本的な考え方（都市再生本部決定 2018 4.26）（要約版）

１．２．都市再生に取り組む視点 及び 基本姿勢

①**東京への一極集中の是正**（災害リスク軽減、ローカルアベノミクス具体化等）、**地方創生の推進**は喫緊の課題
②インバウンドや子育て支援等、**新たな需要**も見られるが、**質の高い投資案件が地方には不足**（→預貸率の低下等）
③国民生活や経済の基盤である都市、特に**「国力の源泉」となる、地方中枢・中核都市等**に、
いかに戦略的に投資するか、**いかに投資を呼び込み「未来の発展基盤」を構築していくか**は、内政上の重要課題
④一方、**AI、IoT、FinTech等**、**都市への投資のあり方**に影響を及ぼす**革新的技術（近未来技術）**が進展

⇒ 地方経済のエンジンとなる中枢・中核都市等を「世界に直結し、機能、成長する都市」へ再生させる
⇒ 近未来技術の実装や「SDGs」の考え方を踏まえた「世界最先端の都市再生」を進める
⇒ 産学官金の総力を上げ、「現地支援体制」を整え、「質の高い投資案件」を形成する
⇒ 多様な主体の連携によるインバウンド需要への対応や、対日投資の気運を取り込む都市再生を推進

前世紀から残された課題を解決するとともに、伝統文化を育み、自然と調和した世界に誇れる都市を未来に引き継ぐ

３．新たな取り組み

(1)都市再生緊急整備地域の「候補地域」の設定、公表
(2)「候補地域」段階等における「産学官金のプラットフォーム」の形成
(3)都市再生の見える化情報基盤「i-都市再生」の構築、活用、普及等
(4)「特定都市再生重点プロジェクト」の推進

①「近未来技術社会実装関連プロジェクト」
Society5.0の形成に資する近未来技術を社会実装するための都市再生プロジェクト
②「スーパー・メガリージョン関連プロジェクト」
リニア新幹線により出現する７０００万人規模の集積効果を最大限に引き出す都市再生プロジェクト

４．制度改正等

上記の取り組み等を踏まえ、**必要な制度改正等**を行う。

近未来技術等社会実装事業について

概　要

AI、IoTや自動運転、ドローン等の近未来技術の実装による新しい地方創生を目指し、自主的・主体的で先導的な最も優れた施策について、各種交付金、補助金等の支援に加え、社会実装に向けた現地支援体制（地域実装協議会）を構築するなど、関係府省庁による総合的な支援を行う。昨年8月に14事業を選定し、選定事業毎に現地支援責任者を特定し、実装に向けた現地支援体制を構築して事業を推進中。

事業の選定

○対象事業

2020年度までに具体の近未来技術の実装（一部でも可）が見込まれ、その後2024年度までに本格実装される（他地域への横展開が可能となる）事業

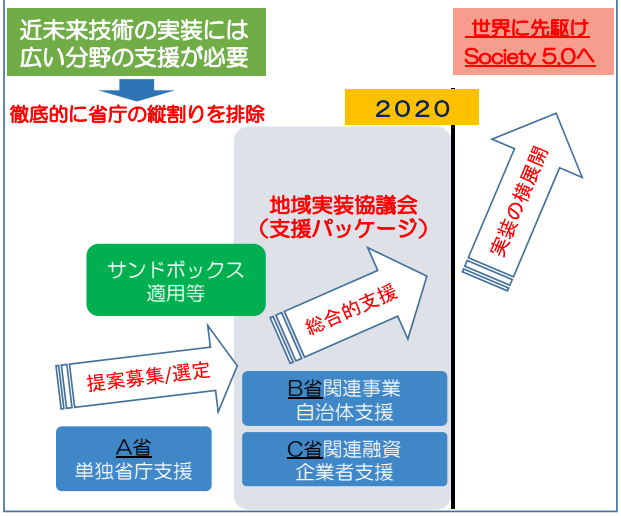

支援体制

○　選定事業毎に、現地（地方公共団体）に地域実装協議会を組織し、社会実装に向けて必要な事項を検討

○　中央に省庁連絡会議を設置し、選定された取組について横断的・集中的に支援

「○○地域実装協議会」（事務局：地方公共団体）

都道府県、市町村、総合通信局、地方財務局、地方厚生局、地方農政局、経済産業局、地方整備局、地方運輸局、事業者等（テーマに応じて構成）

＜協議会の役割＞

(1) ワンストップ支援　（制度運用・技術的な助言）
(2) 関連予算の整合的執行　（PDCA管理）
(3) 事業間の総合的な調整　（即地的、個別的調整）
(4) 関係者の定期的な会合　（改善点の特定等）

＜現地支援責任者の選定＞

(5) テーマに応じて現地支援責任者を選定し、内閣府に併任

近未来技術実装関係省庁連絡会議（局長級）

内閣府、警察庁、金融庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の地方創生関連部局

幹事会（課長級）

●近未来技術等社会実装事業（平成30年度選定）14事業
北海道・岩見沢市・更別村、宮城県仙台市、茨城県・つくば市、埼玉県川口市、千葉県千葉市、愛知県、愛知県豊橋市、愛知県春日井市、愛知県豊田市、京都府亀岡市、大阪府・河内長野市、兵庫県神戸市、鳥取県、大分県

中心市街地活性化制度の概要　（中心市街地の活性化に関する法律　H18.8施行）

【目　　的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。

【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

基　本　方　針

中心市街地活性化本部（本部長：内閣総理大臣、構成員：全閣僚）が案を作成し、閣議決定

地域ぐるみの取組

（例）中心市街地活性化協議会（まちづくり会社・商工会議所・市町村・地域住民・民間事業者等）

基本計画への意見

中心市街地活性化基本計画
＜市町村が作成＞

○基本的な方針
○位置及び区域
○目標（定量的な数値目標）
○計画期間（概ね5年以内）
○中心市街地活性化のための事業
○フォローアップ
○推進体制　　等

認定申請

認　定

内閣総理大臣による認定制度

内閣総理大臣

協議　同意

関係行政機関の長

国土交通省、経済産業省、総務省等

認定計画の実施等について意見

認定中心市街地活性化基本計画

認定基本計画への重点的な支援

市街地の整備改善	・都市再生整備計画事業※
都市福利施設の整備	・暮らし・にぎわい再生事業※
まちなか居住の推進	・中心市街地共同住宅供給事業※
経済活力の向上	・地域まちなか活性化・魅力創出支援事業 ・中心市街地活性化ソフト事業

※社会資本整備総合交付金を活用して支援

これまで認定を受けた中心市街地活性化基本計画：累計143市2町233計画 （令和元年7月現在）

北海道	帯広市※、砂川市、滝川市、小樽市、岩見沢市※、富良野市※、稚内市、北見市、旭川市、函館市
青森県	青森市※、三沢市、弘前市※、八戸市※※、十和田市※、黒石市
岩手県	久慈市※、盛岡市※、遠野市※
宮城県	石巻市※
秋田県	秋田市※、大仙市
山形県	鶴岡市※、山形市※、酒田市※、上山市※、長井市、
福島県	白河市※、福島市※、須賀川市※、会津若松市、いわき市
新潟県	新潟市、長岡市※※、上越市(高田)、十日町市
茨城県	石岡市、土浦市※、水戸市
栃木県	大田原市、日光市
群馬県	高崎市※
埼玉県	川越市※、蕨市、寄居町
千葉県	千葉市、柏市※
東京都	青梅市、府中市、八王子市
神奈川県	小田原市
山梨県	甲府市※
富山県	富山市※※、高岡市※※
石川県	金沢市※※
福井県	福井市※、越前市※、大野市※、敦賀市
長野県	長野市※、飯田市※、塩尻市、上田市※
岐阜県	岐阜市※※、中津川市※、大垣市※、高山市
静岡県	浜松市※、藤枝市※※、静岡市※、掛川市※、沼津市
愛知県	豊田市※※、名古屋市、豊橋市※、東海市、安城市、田原市
三重県	伊賀市、伊勢市

滋賀県	大津市※、守山市※、長浜市※、草津市※、東近江市
京都府	福知山市※
大阪府	高槻市※、堺市
兵庫県	宝塚市、神戸市(新長田)、尼崎市、伊丹市※、丹波市※、姫路市※、川西市※、明石市※
奈良県	奈良市
和歌山県	和歌山市、田辺市
鳥取県	鳥取市※※、米子市※、倉吉市
島根県	松江市※、江津市、雲南市
岡山県	倉敷市※、玉野市、津山市
広島県	府中市※、三原市
山口県	山口市※、下関市、周南市、岩国市
香川県	高松市※※
徳島県	ー
愛媛県	西条市、松山市※
高知県	四万十市、高知市※
福岡県	久留米市※、北九州市(小倉・黒崎)、直方市、飯塚市、大牟田市
佐賀県	小城市、唐津市※、基山町
長崎県	諫早市※、大村市、長崎市
熊本県	熊本市※※、八代市、山鹿市、熊本市(植木)
大分県	豊後高田市※、大分市※※、別府市、佐伯市※、竹田市
宮崎県	宮崎市、日向市、日南市、小林市
鹿児島県	鹿児島市※※、奄美市
沖縄県	沖縄市※

※※印は3期計画の認定を受けた市
※印は2期計画の認定を受けた市
下線は計画期間終了の市

まち・ひと・しごと創生基本方針2019における地方創生ＳＤＧｓ

（令和元年６月21日閣議決定）

第2期における新たな視点

第2期(2020年度～2024年度)においては、4つの基本目標に向けた取組を実施するに当たり、新たな次の視点に重点を置いて施策を推進する。

(1)地方へのひと・資金の流れを強化する
◆将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大。
◆企業や個人による地方への寄附・投資等を用いた地方への資金の流れの強化。

(2)新しい時代の流れを力にする
◆Society5.0の実現に向けた技術の活用。
◆SDGsを原動力とした地方創生。
◆「地方から世界へ」。

(3)人材を育て活かす
◆地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援。

(4)民間と協働する
◆地方公共団体に加え、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携。

(5)誰もが活躍できる地域社会をつくる
◆女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現。

(6)地域経営の視点で取り組む
◆地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント。

地方創生ＳＤＧｓに関する言及（抜粋）

さらに、第２期の地方創生においては、持続可能な開発目標（SDGs）の理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）を踏まえ、**SDGsを原動力とした地方創生**の推進に向け、地方公共団体のみならず、民間企業、金融機関などの多様なステークホルダーにおける**一層の浸透・主流化**を図る。その上で、全国の地方公共団体等が地域課題解決に向けた取組を推進するに当たり、経済・社会及び環境の統合的向上に取り組むことで相乗効果を創出することが期待されることから、多様なステークホルダーの連携による地方創生SDGsに向けた**「自律的好循環」の形成**を進めていく。

各分野の施策の推進　地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

＜概要＞
地方創生SDGsの実現に向けては、地方公共団体の取組が重要となるため、普及促進活動の展開や、SDGs未来都市の選定、モデル事業形成への資金的支援を継続する。
さらに、地方公共団体のみならず、民間企業、金融機関などの多様なステークホルダーによる官民連携プラットフォームの取組を一層活発化させるとともに、金融面においても地方創生SDGsを推進する。

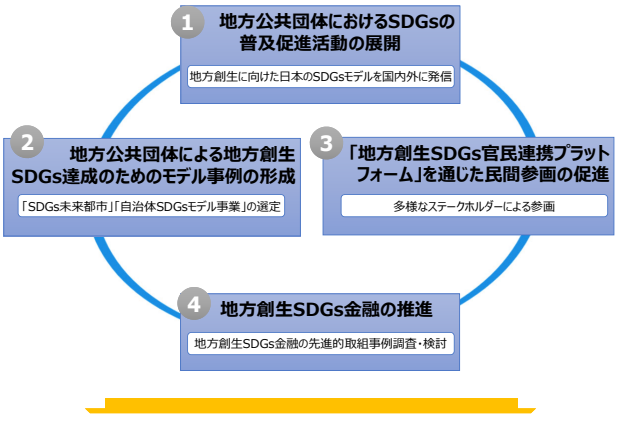

地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

令和元年度　ＳＤＧｓ未来都市・自治体ＳＤＧｓモデル事業について

概要

中長期を見通した持続可能なまちづくりのため、地方創生に資する、地方自治体による持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を推進していくことが重要。

地方創生分野における日本の「SDGsモデル」の構築に向け、引き続き、自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する都市を「SDGs未来都市」として31都市を選定。また、特に先導的な取組を「自治体SDGsモデル事業」として10事業を選定する。※平成30年度においては「SDGs未来都市」として29都市を選定。「自治体SDGsモデル事業」として10事業を選定。

これらの取組を支援するとともに、成功事例の普及展開等を行い、地方創生の深化につなげていく。

「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」における取組（令和元年度選定）

SDGs未来都市（31）

①自治体のSDGs推進のための取組

②SDGs達成に向けた事業の実施

自治体ＳＤＧｓモデル事業（１０）

上限3千万円／都市　定額補助　上限2千万円　定率補助（1/2）上限1千万円

①経済・社会・環境の三側面の統合的取組による**相乗効果**の創出

②多様なステークホルダーとの**連携**

③**自律的好循環**の構築

自治体SDGs推進関係省庁タスクフォースによる省庁横断的な支援

計画策定／事業実施

○選定都市の事業計画策定への支援
○各省庁支援施策の積極的な活用等
○各省庁支援施策を選定都市に集中投入
○取組状況フォローアップの評価基準作りへの参画

成功事例の普及展開

選定都市の成功事例を国内外へ情報発信

・イベントの開催
・幅広い世代向けの普及啓発事業　等

2030年 持続可能なまちづくり

令和元年度　ＳＤＧｓ未来都市・自治体ＳＤＧｓモデル事業選定都市一覧

緑字：SDGs未来都市（自治体SDGsモデル事業含む）
青字：SDGs未来都市
※県が選定されている場合は県全域を着色。

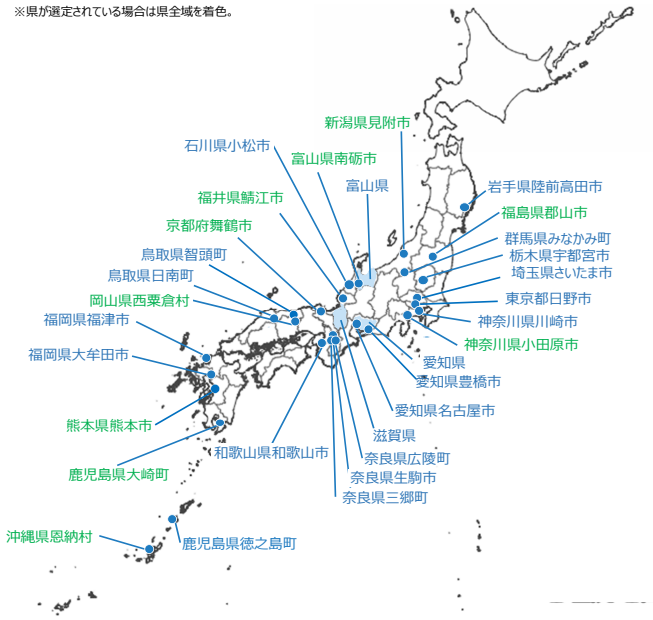

出典：国土地理院ウェブサイト（https://maps.gsi.go.jp/）の白地図をもとに作成

	都市名	提案タイトル
SDGs未来都市（自治体SDGsモデル事業含む）	福島県郡山市	ＳＤＧｓで「広め合う、高め合う、助け合う」こおりやま広域圏 ～次世代につなぐ豊かな圏域の創生～
	神奈川県小田原市	人と人とのつながりによる「いのちを守り育てる地域自給圏」の創造
	新潟県見附市	住んでいるだけで健康で幸せになれる健幸都市の実現 ～「歩いて暮らせるまちづくり」ウォーカブルシティの深化と定着～
	富山県南砺市	「南砺版エコビレッジ事業」の更なる深化 ～域内外へのブランディング強化と南砺版地域循環共生圏の実装～
	福井県鯖江市	持続可能なめがねのまちさばえ ～女性が輝くまち～
	京都府舞鶴市	便利な田舎ぐらし『ヒト、モノ、情報、あらゆる資源がつながる"未来の舞鶴"』
	岡山県西粟倉村	森林ファンの活用で創出するＳＤＧｓ未来村
	熊本県熊本市	熊本地震の経験と教訓をいかした災害に強い持続可能なまちづくり
	鹿児島県大崎町	大崎リサイクルシステムを起点にした世界標準の循環型地域経営モデル
	沖縄県恩納村	ＳＤＧｓによる「サンゴの村宣言」推進プロジェクト～「サンゴのむらづくり行動計画」の高度化による世界一サンゴと人に優しい持続可能な村づくり～
SDGs未来都市	岩手県陸前高田市	ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり
	栃木県宇都宮市	ＳＤＧｓに貢献する持続可能な"うこづ"都市・うつのみやの構築
	群馬県みなかみ町	水と森林と人を育む みなかみプロジェクト 2030 ～持続可能な発展のモデル地域"ＢＲ"として～
	埼玉県さいたま市	ＳＤＧｓ国際未来都市・さいたま2030モデルプロジェクト ～誰もが住んでいることを誇りに思える都市へ～
	東京都日野市	市民・企業・行政の対話を通した生活・環境課題産業化で実現する生活価値（ＱＯＬ）共創都市 日野
	神奈川県川崎市	成長と成熟の調和による持続可能なＳＤＧｓ未来都市かわさき
	富山県	環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県とやま」
	石川県小松市	国際化時代に ふるさとを未来へつなぐ「民の力」と「学びの力」 ～PASS THE BATON～
	愛知県	ＳＤＧｓ未来都市あいち
	愛知県名古屋市	ＳＤＧｓ 未来都市 ～世界に冠たる「NAGOYA」～ の実現
	愛知県豊橋市	豊橋からＳＤＧｓ で世界と未来につなぐ水と緑の地域づくり
	滋賀県	世界から選ばれる「三方よし・未来よし」の滋賀の実現
	奈良県生駒市	いこまＳＤＧｓ未来都市～住宅都市における持続可能モデルの創出～
	奈良県三郷町	世界に誇る！！ 人にもまちにもレジリエンスな「スマートシティSANGO」の実現
	奈良県広陵町	「広陵町産業総合振興機構（仮称）」の産官学民連携による安全・安心で住み続けたくなるまちづくり
	和歌山県和歌山市	持続可能な海社会を実現するリノベーション先進都市
	鳥取県智頭町	中山間地域における住民主体のＳＤＧｓまちづくり事業
	鳥取県日南町	第一次産業を元気にする ～ＳＤＧｓにちなんチャレンジ２０３０～
	福岡県大牟田市	日本の20年先を行く10万人都市による官民協働プラットフォームを活用した「問い」「学び」「共創」の未来都市創造事業
	福岡県福津市	市民共働で推進する幸せのまちづくり～津屋崎スタイル～を世界へ発信
	鹿児島県徳之島町	あこがれの連鎖と幸せな暮らし創造事業

※都道府県・市区町村コード順

令和元年度「SDGs未来都市」選定証授与式（令和元年7月1日）

令和元年度「SDGs未来都市」選定証授与式を開催した。安倍総理大臣からの挨拶に続き、選定された31の自治体にSDGs未来都市選定証が授与された。各都市において、総理他政府関係者との撮影も行った。
また、授与式終了後、片山地方創生大臣からの挨拶に続き、SDGs未来都市（31自治体）と政府関係者で集合写真を撮影した。

令和元年度SDGs未来都市

岩手県陸前高田市	富山県南砺市	奈良県広陵町
福島県郡山市	石川県小松市	和歌山県和歌山市
栃木県宇都宮市	福井県鯖江市	鳥取県智頭町
群馬県みなかみ町	愛知県	鳥取県日南町
埼玉県さいたま市	愛知県名古屋市	岡山県西粟倉村
東京都日野市	愛知県豊橋市	福岡県大牟田市
神奈川県川崎市	滋賀県	福岡県福津市
神奈川県小田原市	京都府舞鶴市	熊本県熊本市
新潟県見附市	奈良県生駒市	鹿児島県大崎町
富山県	奈良県三郷町	鹿児島県徳之島町
		沖縄県恩納村

安倍総理大臣御挨拶

安倍総理大臣から選定証を授与
（代表：鯖江市）

SDGs未来都市との写真撮影

片山地方創生担当大臣御挨拶

SDGs未来都市（31自治体）と片山大臣他との集合写真

平成30年度・令和元年度　ＳＤＧｓ未来都市等　選定都市一覧

平成30年度選定（全29都市）※都道府県・市区町村コード順

都道府県	選定都市名
北海道	★北海道
	札幌市
	ニセコ町
	下川町
宮城県	東松島市
秋田県	仙北市
山形県	飯豊町
茨城県	つくば市
神奈川県	★神奈川県
	横浜市
	鎌倉市
富山県	富山市
石川県	珠洲市
	白山市
長野県	★長野県
静岡県	静岡市
	浜松市
愛知県	豊田市
三重県	志摩市
大阪府	堺市
奈良県	十津川村
岡山県	岡山市
	真庭市
広島県	★広島県
山口県	宇部市
徳島県	上勝町
福岡県	北九州市
長崎県	壱岐市
熊本県	小国町

※黄色網掛けは「自治体ＳＤＧｓモデル事業」選定自治体
※★はＳＤＧｓ未来都市のうち都道府県

令和元年度選定（全31都市）※都道府県・市区町村コード順

都道府県	選定都市名
岩手県	陸前高田市
福島県	郡山市
栃木県	宇都宮市
群馬県	みなかみ町
埼玉県	さいたま市
東京都	日野市
神奈川県	川崎市
	小田原市
新潟県	見附市
富山県	★富山県
	南砺市
石川県	小松市
福井県	鯖江市
愛知県	★愛知県
	名古屋市
	豊橋市
滋賀県	★滋賀県
京都府	舞鶴市
奈良県	生駒市
	三郷町
	広陵町
和歌山県	和歌山市
鳥取県	智頭町
	日南町
岡山県	西粟倉村
福岡県	大牟田市
	福津市
熊本県	熊本市
鹿児島県	大崎町
	徳之島町
沖縄県	恩納村

地方創生ＳＤＧｓ官民連携プラットフォームについて

◆ 内閣府では、我が国におけるSDGsの国内実施の促進及びそれに資する「環境未来都市」構想を推進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、地方自治体・地域経済に新たな付加価値を生み出す企業・専門性をもったNGO・NPO・大学・研究機関など、広範なステークホルダー間とのパートナーシップを深める**官民連携の場**として、平成30年８月31日に**地方創生SDGs官民連携プラットフォーム**を設置した。

SDGsの達成と持続可能なまちづくり(経済・社会・環境)による地方創生の実現

官民連携による先駆的取組(プロジェクト)の創出

活動内容

1.マッチング支援
研究会での情報交換、課題解決コミュニティの形成

2. 分科会開催
会員提案による分科会設置
課題解決に向けたプロジェクトの創出等

3. 普及促進活動
国際フォーラムの開催、展示会への出展
メールマガジン発信、プラットフォーム後援名義発出
等

プラットフォーム役員

会　長：**北橋　健治**　北九州市長
副会長：**一般社団法人日本経済団体連合会**
幹　事：**村上　周三**
　一般財団法人建築環境・省エネルギー機構 理事長
幹　事：**蟹江　憲史**
　慶應義塾大学SFC研究所xSDG・ラボ　慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授

プラットフォーム会員数（令和元年５月末時点）

地方創生ＳＤＧｓ官民連携プラットフォーム会員数は**724団体**

【会員内訳】
１号会員（地方公共団体）・・・**274団体**
２号会員（関係省庁）　・・・**12団体**
３号会員（民間企業等）　・・・**438団体**

企業の地方拠点強化を推進する特例措置について

制度の概要

安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域等において本社機能を有する施設（特定業務施設：事務所、研究所、研修所）を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、債務の保証、課税の特例等の優遇措置を講ずる。

① **移転型事業・・・東京23区にある本社機能を地方活力向上地域又は準地方活力向上地域に移転し、特定業務施設を整備する事業**
② **拡充型事業・・・地方活力向上地域において本社機能を拡充し、特定業務施設を整備する事業**

事業スキーム

国
「基本方針」

申請　認定

都道府県／都道府県及び市町村
「地域再生計画」
（地方活力向上地域等を指定）

申請　認定

事業者
「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」

特例措置の概要

○ **特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例（オフィス減税）**
　認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除
　（措置内容）特別償却15%、税額控除４％（移転型事業の場合は特別償却25%、税額控除７％）

○ **特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例（雇用促進税制）**
　認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除※１
　（措置内容）雇用者増加数１人当たり最大60万円(注)の税額控除　（移転型事業の場合は最大90万円※2）
　※１　平成28年度から所得拡大促進税制との併用可能
　※２　移転型事業の場合に上乗せされる30万円は雇用維持により最大３年間継続　　(注) 転勤者及び非正規雇用者は減額

○ **認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置**
　特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について地方公共団体が当該施設に課すべき固定資産税、事業税（移転型事業に限る）、不動産取得税を免除（移転型事業に限る）又は減額した場合の減収額に対する地方交付税による補填

○ **独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務**
　認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務を保証

○ **政府系金融機関（日本政策金融公庫）による低利融資制度**
　認定事業者（中小企業者＊のみ）が、事業の実施に必要な設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫が低利融資を実施　※融資は、日本政策金融公庫の審査に基づき決定　＊株式会社日本政策金融公庫法に定義される中小企業者をいう

地方拠点強化税制

拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能の強化を支援

東京圏・近畿圏・中部圏の既成市街地等以外での拡充の場合支援

移転型

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも**支援措置を深堀り**

東京圏の既成市街地等以外への移転の場合支援

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（事業者作成→知事認定）

認定要件：特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人(中小2人) ※
対象施設：事務所、研究所、研修所
対象区域：地域再生計画で指定された道府県の一部の区域

※移転型の場合、左記に加えて、以下の①又は②を満たす必要
①計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者
②初年度は増加数の過半数、かつ、計画期間中は増加数の1/4以上が東京23区からの転勤者

オフィス減税

（措置対象:建物、建物附属設備、構築物　取得価額要件：2,000万円（中小企業者1,000万円））

拡充型	移転型
建物等の取得価額に対し、税額控除**4%**又は特別償却**15%**	建物等の取得価額に対し、税額控除**7%**又は特別償却**25%**

雇用促進税制

適用要件:①特定業務施設の雇用者増加数（非正規除く）が2人以上　②前年度から法人総給与額が法人全体の雇用者増加率×20%以上増加　③事業主都合の離職者なし

拡充型	移転型
①法人全体の雇用者増加率が8%以上の場合、**雇用者増加数１人当たり最大60万円**（注）**を税額控除** ②雇用者増加率が8%未満の場合でも、**1人当たり最大30万円**を税額控除 ※法人全体の雇用者増加数が上限	①法人全体の雇用者増加率が5%以上の場合、**雇用者増加数１人当たり最大90万円(80万円*)を税額控除** 《拡充型の1人当たり最大60万円（注）に、**雇用者増加数1人当たり30万円(20万円*)上乗せ**》 ＊近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合 ②上記①のうち**上乗せ分は最大3年間継続** ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用 また、法人全体の雇用者増加数を上限とせず、特定業務施設の雇用者増加数に応じ税額控除 ※雇用促進税制の上乗せ部分（30万円×3年＝90万円）とオフィス減税は併用可

（注）増加雇用者が転勤者又は非正規雇用者の場合は減額（－10万円）。新規雇用者の40%を超える非正規の新規雇用者は対象外。

地方創生コンシェルジュ制度

地方創生推進事務局

「地方版総合戦略」に沿って施策展開を進め、地方創生に取り組む地方公共団体に対して、国が相談窓口を設け積極的に支援するための体制として、当該地域に愛着のある国の職員を選任し、「地方創生コンシェルジュ」の仕組みを平成27年2月27日構築（平成31年4月現在 17府省庁総勢943人）。地方からの相談に対し前向きに具体的な提案ができるよう親切、丁寧、誠実に対応していく。

地方創生コンシェルジュ名簿について

○全国の地方公共団体に地方創生コンシェルジュの連絡先・当該地域とのゆかりや想いを記載した名簿を送付。

○名簿は地方創生推進事務局のHP上でも公表。地方公共団体は、HP上から相談を行うことも可能。

【地方創生コンシェルジュ・トップページ：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/concierge/)】

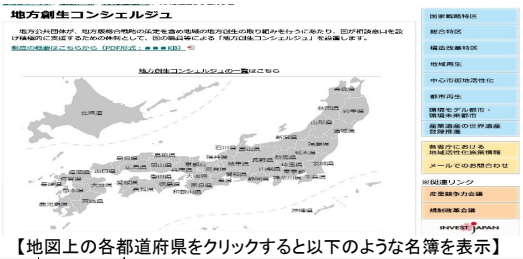

【地図上の各都道府県をクリックすると以下のような名簿を表示】

No.	担当都道府県	氏名	所属			
			省庁	局	課室	肩書
1	○×県	○○	○○省	○○局	○○課	課長
2	○×県	△△	△△省	△△局	△△課	課長補佐
3	○×県	××	××省	××局	××課	係長

相談方法について

○具体の相談先がわからない場合、地方創生推進事務局コンシェルジュが全体の窓口となり対応。必要に応じて関係府省庁の担当を紹介。

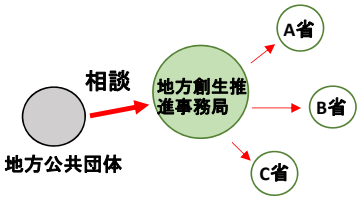

○具体の担当府省庁が明確な場合、当該府省庁の地方創生コンシェルジュが対応。より専門的な知見が必要な場合、各々の担当部局が協力対応。

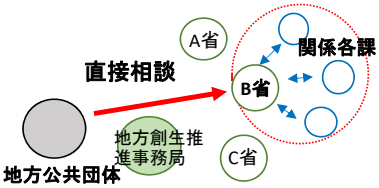

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に向けて

第2期「総合戦略」の策定に向けた有識者会議（増田寛也座長）において第1期の検証と第2期に向けた取組を取りまとめ

まち・ひと・しごと創生基本方針2019

◎基本方針の枠組

①第2期（2020年度～2024年度）の基本的な考え方

②第2期の初年度（2020年度）に取り組む主な事項

◎スケジュール

6/21：基本方針2019策定

12月：第2期「総合戦略」策定

※12月に示す国の第2期「総合戦略」に基づき、地方公共団体は、地方版総合戦略を策定

第２期の方向性

第１期（2015年度～2019年度）の枠組

国　2014年12月策定

- 長期ビジョン
  ：2060年に1億人程度の人口を維持する中長期展望を提示
- 総合戦略
  ：第1期の政策目標・施策を策定

地　方　全ての都道府県、1,740市区町村において策定済み

- 地方人口ビジョン
  ：各地域の人口動向、将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示
- 地方版総合戦略
  ：各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、第1期の政策目標・施策を策定

４つの基本目標と地方創生版・三本の矢

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

【地方創生版・三本の矢】情報支援、人材支援、財政支援

第２期（2020年度～2024年度）の枠組

第1期での地方創生について、**「継続を力」**にし、より一層充実・強化

（国のビジョン・総合戦略）
◆**年内に改訂**（ビジョンについては、大きな変更なし）

（地方のビジョン・総合戦略）
◆国のビジョン・総合戦略を踏まえ、**切れ目なく改訂**

４つの基本目標と地方創生版・三本の矢

<4つの基本目標>
◆従来の**枠組を維持**しつつ、**必要な強化**
・「地方への新しいひとの流れをつくる」の取組の強化
・「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」について、子ども・子育て本部等と連携
◆**「人材を育て活かす」「誰もが活躍する地域社会をつくる」**観点を追加
◆**新たな視点に重点**をおいて施策を推進
・新しい時代の流れを力にする（Society5.0等）、人材を育て活かす等

<地方創生版・三本の矢>
◆従来の**枠組を維持**
◆**地方創生関係交付金**については、**必要な見直し**を実施

第２期における新たな視点

第２期（2020年度～2024年度）においては、４つの基本目標に向けた取組を実施するに当たり、新たな次の視点に重点を置いて施策を推進する。

（１）地方へのひと・資金の流れを強化する

◆将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大。
◆企業や個人による地方への寄附・投資等による地方への資金の流れの強化。

（２）新しい時代の流れを力にする

◆Society5.0の実現に向けた技術の活用。
◆SDGsを原動力とした地方創生。
◆「地方から世界へ」。

（３）人材を育て活かす

◆地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援。

（４）民間と協働する

◆地方公共団体に加え、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携。

（５）誰もが活躍できる地域社会をつくる

◆女性、高齢者、障害者、外国人等誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現。

（６）地域経営の視点で取り組む

◆地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント。

40

2020年度における各分野の主要な取組

１．地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす

- 「地域人材支援戦略パッケージ」等による人材の地域展開
- 新たなビジネスモデルの構築等による地域経済の発展
- 「海外から稼ぐ」地方創生
- 地方創生を担う組織との協働
- 高等学校・大学等における人材育成

２．地方への新しいひとの流れをつくる

- 地方への企業の本社機能移転の強化
- 企業版ふるさと納税の活用促進による民間資金の地方還流
- 政府関係機関の地方移転
- 「関係人口」の創出・拡大
- 地方公共団体への民間人材派遣
- 地方の暮らしの情報発信の強化

３．若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる

- 個々人の希望をかなえる少子化対策
- 女性、高齢者、障害者、外国人等が共生するまちづくり

４．時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

- 交流を支え、生み出す地域づくり
- マネジメントによる高付加価値化
- Society5.0の実現に向けた技術の活用
- スポーツ・健康まちづくりの推進

５．連携施策等

- 地方創生に向けた国家戦略特区制度等の推進
- 東日本大震災の被災地域における地方創生の加速化
- 規制改革、地方分権改革との連携
- 国土強靭化等との連携

41

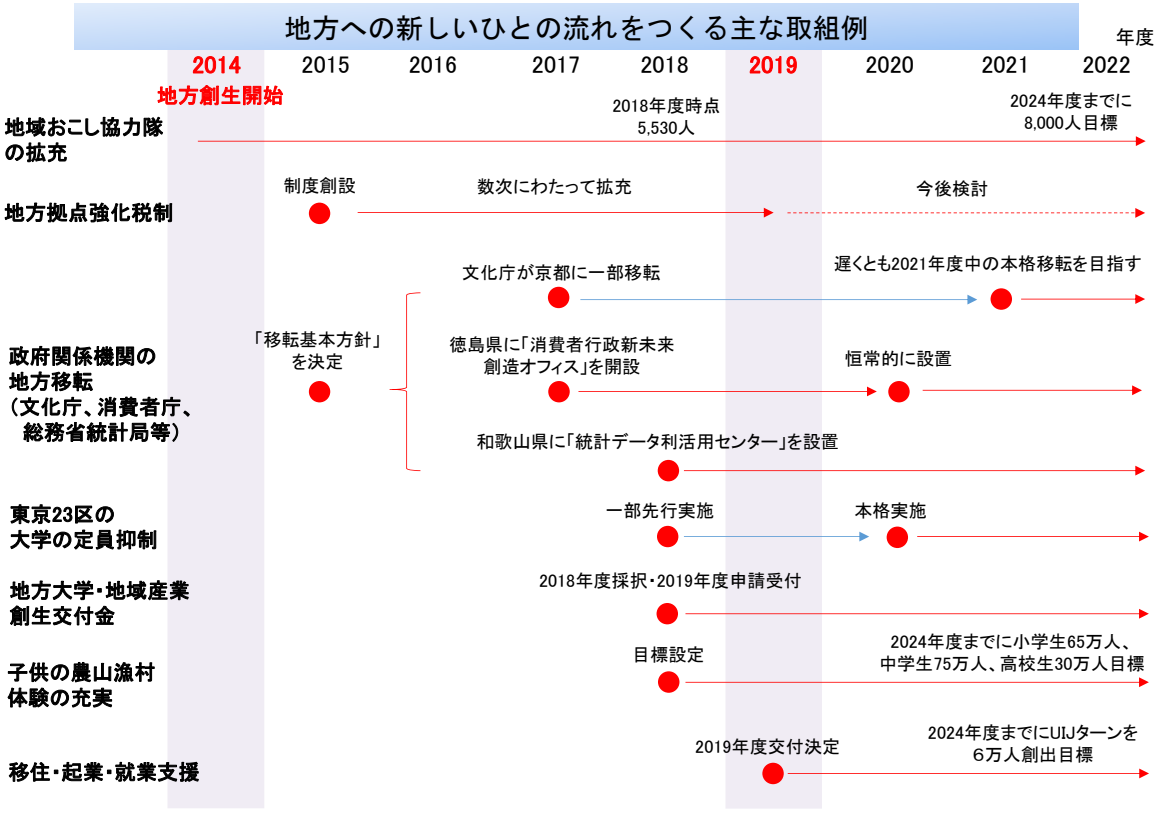

42

令和２年度　地方創生予算　概算要求

	2年度要求額	元年度予算額
地方創生に向けた総合的な対応	**1,200億円**	**1,000億円**
○地方創生推進交付金	1,200億円	1,000億円
地方へのひとの流れの強化	**32.5億円**	**28.3億円**
＜主なもの＞		
○企業版ふるさと納税の活用促進	1.0億円	0.8億円
○関係人口の創出・拡大	1.0億円	新規
○地方大学・地域産業の創生等	28.5億円	26.4億円
地方のしごとづくりと担い手の展開・支援	**8.0億円**	**7.0億円**
＜主なもの＞		
○企業人材の地域展開促進等	2.5億円	0.8億円
地方を支えるまちづくり	**21.7億円**	**14.7億円**
＜主なもの＞		
○地方創生SDGsの推進	5.3億円	4.9億円
○地方におけるSociety5.0の実現	8.0億円	0.7億円
・スーパーシティ整備推進事業	7.0億円	新規
合計	**1,262億円**	**1,050億円**

43

令和２年度　税制改正要望

＜主なもの＞

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長

・地方創生施策の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、企業版ふるさと納税について、第2期「総合戦略」の策定と合わせた適用期限の延長（5年間）とともに、税制控除割合の引上げ（現行3割から6割へ）や手続の簡素化・迅速化等を実施する。

拠点強化税制の拡充・延長

・企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制を延長（2年間）するとともに、人手不足を踏まえた雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充等を行う。

44